(案)

平成 22 年度における独立行政法人等の業務の 実績に関する評価の結果等についての意見

平成 23 年 12 月

政策評価・独立行政法人評価委員会

「平成 23 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性」及び「平成 22 年度における独立行政法人等の業務の実 績に関する評価の結果等についての意見」の取りまとめに当たって(案)

> 平成 23 年 12 月 9 日 政策評価・独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素之

- 1.本日、当委員会は、平成23年度末に中期目標期間が終了する9の独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性を各主務大臣に対し指摘するとともに、平成22年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見を、各府省の独立行政法人評価委員会等に通知しました。
- 2.今回、当委員会は、対象 9 法人の主要な事務・事業についての徹底的な見直し 及び平成 22 年度における業務の実績に関する評価結果等に対する政府横断的な 評価を行いました。

その結果、今回の「勧告の方向性」では、

- ・原子力施設の中立・公正な検査を確保し、国民の信頼を回復するため、法人の 組織風土の刷新はもとより人材構成を含む業務全体の抜本的な見直し(原子力 安全基盤機構)
- ・ODA事業について、現場主義の強化による、開発途上国の真のニーズを踏ま えた効果的・効率的な実施(国際協力機構)
- ・競争的資金等による研究成果の企業化等を通じた国民生活への還元の明確化 (科学技術振興機構)
- など、それぞれの事務・事業の見直しについて具体的な指摘をしております。 当委員会としては、これらの指摘が最大限に尊重され、適切な見直しが行われることによって、各法人の適正、効果的かつ効率的な運営に大きく寄与するものと確信しております。
- 3.また、二次評価意見については、内部統制の充実・強化に向けた取組の促進などについての指摘を行うとともに、評定の理由の明確化等の指摘を行っています。 当委員会としては、各府省の評価委員会において、今般の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待します。

- 4. もとより、独立行政法人の適正、効果的かつ効率的な運営には、主務大臣並びに主務省の評価委員会及び担当部局の努力とともに、独立行政法人自らの努力が不可欠です。すなわち、積極的なマネジメント改革に取り組むとともに、現場の職員一人一人が自発的に意識改革を行い、業務の改善を積み上げることにより、トップダウンの改革とボトムアップの改善とがあいまって、法人のパフォーマンスが更に向上されることを期待します。
- 5.また、未曽有の被害をもたらした東日本大震災から約9か月。我が国は、震災 の教訓を踏まえつつ、国の総力を挙げて、震災からの復旧、そして将来を見据え た復興へと取組を進めています。

多くの独立行政法人においても、被災者支援等国民生活のための対応を行った ほか、大きな被害を受けた法人も業務の停滞を最小限に留めるべく対応していま す。また、3月11日以降、ほとんどの独立行政法人が、各行政分野で、それぞれ のミッションに則して復旧・復興に対応し、国全体の取組に貢献しています。

今後とも、法人の長のトップマネジメントの下でのこうした積極的な取組を期待します。

6.最後に、行政刷新会議における独立行政法人の組織・制度の抜本的な見直しに関しては、法人の事務・事業の特性に応じた類型毎のガバナンスの構築、実効性・中立性を確保した目標・評価の仕組みの構築、法人の組織・財政規律の整備・充実、国民への説明責任の徹底等について、当委員会とも問題意識を共有するものです。国の政策の実施に不可欠な公法人として国民の十分な信頼を得られ、真に実効的に機能し、法人のパフォーマンスの更なる向上に結び付く制度が確立されることを期待します。

当委員会としては、引き続き現行制度下における中立・公正・客観性を担保する第三者機関としての機能に鑑み、適切に独立行政法人評価の活動を行うとともに、これまで10余年の経験も踏まえ、新たな公法人の評価制度の設計及び運用の検討にも寄与してまいる所存でありますので、引き続き御理解を賜りますようお願い申し上げます。

目 次

平成 22 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する 評価の結果等についての意見(案)

目次

独立行政法人、日本私立学校振興・共済事業団 (助成業務)及び日本司法支援センター

内閣府独立行政法人評価委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
総務省独立行政法人評価委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
外務省独立行政法人評価委員会 17 所管法人共通 19 国際協力機構 22 国際交流基金 22
財務省独立行政法人評価委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
文部科学省独立行政法人評価委員会 31 所管法人共通 33 国立文化財機構 36 日本学術振興会 36 中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見 (国立特別支援教育総合研究所、大学入試センター、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立文化財機構、教員研修センター) 37
厚生労働省独立行政法人評価委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

農林水産省独立行政法人評価委員会 · · · · · · · · · · · · · · · ·	49
所管法人共通······	
農林水産消費安全技術センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
水産大学校 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
国際農林水産業研究センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
農畜産業振興機構·····	56
農林漁業信用基金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見	
(農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、	
水産大学校、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、	
農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、	
水産総合研究センター)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
3 AT INDITION OF THE PARTY OF T	
経済産業省独立行政法人評価委員会 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	59
所管法人共通 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
日本貿易保険・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
新エネルギー・産業技術総合開発機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
日本貿易振興機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
原子力安全基盤機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
情報処理推進機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
石油天然ガス・金属鉱物資源機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
中小企業基盤整備機構	
中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見	0.
中期自標期間にあける業務の美韻に関する計画の結果に づけての 意見 (経済産業研究所、工業所有権情報・研修館、製品評価技術基盤機構、	
(経済産業所元別、工業別有権情報・祈修館、製品計画技術基金機構、 日本貿易振興機構)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
口平貝勿派央機構力	09
国土交通省独立行政法人評価委員会 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	71
所管法人共通 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
港湾空港技術研究所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
電子航法研究所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
自動車事故対策機構······	
空港周辺整備機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見	• •
(土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、	
港湾空港技術研究所、電子航法研究所、航海訓練所、海技教育機構、	
航空大学校、自動車検査、海上災害防止センター)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
加工八子収、日勤平収益、海工火占例正ピンノ	13
環境省独立行政法人評価委員会 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Q1
域境自塩型	01
	03
中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見	
(国立環境研究所)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
哈德少纳立行政法人顿伍禾昌 人	07
防衛省独立行政法人評価委員会 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
所管法人共通 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	89
中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見	
(駐留軍等労働者労務管理機構)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
日本司法支援センター評価委員会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93
所管法人共诵····································	95

各	府省評価委員会等に共通して送付する文書・資料・・・・・	99
	(別紙2)	
	THE MODE OF THE PARTY OF THE PA	99
	(別紙3)	
	独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる評価委員会に	
	おける評価 ····································	103
	(内紙 4) 独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる法人における	
		113
	(別紙5)	
		129
	(別紙6)	
	東日本大震災による各法人の業務への影響及び震災対応関係の業務の	
	実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	131
参:	考資料 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	165
	3211	165
	国立大学法人及び大学共同利用機関法人	
国.	立大学法人評価委員会 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	167
	平成 22 年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に	_
		168
	国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における業務の実績	
	に関する評価の結果についての意見	170

独立行政法人、日本私立学校振興・共済事業団 (助成業務)及び日本司法支援センター 内閣府独立行政法人評価委員会

政 委 第 号 平成 23 年 12 月 日

内閣府独立行政法人評価委員会 委員長 山本 豊 殿

> 政策評価・独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素 之

平成22年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 23 年 8 月 26 日付けをもって貴委員会から通知のあった「内閣府所管「独立行政法人国立公文書館」の平成 22 年度における業務の実績に関する評価結果について」等に関して、別紙 1 のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙 2 から別紙 4 のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙 5 のとおり、東日本大震災による各独立行政法人等の業務への影響及び震災対応関係の業務の実施状況について別紙 6 のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生したことを受け、同年4月26日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」では、被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うこととしました。今回の二次評価においては、こうした方針を踏まえつつ、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。また、その中で、各独立行

政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も 行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待しています。

平成22年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果についての意見(案)

平成22年度における内閣府所管4法人(国立公文書館、北方領土問題対策協会、沖縄科学技術研究基盤整備機構、国民生活センター)の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

(内部統制の充実・強化)

平成22年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」(平成23年4月26日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)において、東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うものとした。このうち、内部統制の評価に当たっては、平成21年度業務実績の評価における指摘事項のフォローアップに際して、特に留意すべき事項として、法人の長のマネジメントに関する2つの事項(重要な情報等の把握及びミッション等の周知徹底並びにミッション等の達成を阻害する要因(リスク)の洗い出し及び重要なリスクの把握・対応(以下、を合わせて「フォローアップ事項」という。))を示したところである。

- 1 内部統制に関する評価の状況
 - (1) 各府省独立行政法人評価委員会等の評価結果における言及状況

平成21年度業務実績の評価結果でフォローアップ事項について言及されていなかった10府省の独立行政法人評価委員会等(27法人)の状況をみると、22年度業務実績の評価結果でも言及されていなかったのは1府省の独立行政法人評価委員会等(2法人)となっており、大半で言及されていた。

一方で、平成21年度業務実績の評価結果ではフォローアップ事項について言及されていたものの、22年度業務実績の評価結果で言及されていなかったものが5 府省の独立行政法人評価委員会等(6法人)でみられた。

(2) 貴委員会の評価結果における言及状況

貴委員会の評価結果におけるフォローアップ事項の言及状況については、不十分であったものが4法人中1法人(国民生活センター)みられた(平成21年度業務実績の評価結果において言及されていなかった1法人は今回言及されていた。)。 今後の評価に当たっては、貴委員会の見解を評価結果において明らかにした上で、更なる内部統制の充実・強化に資するような評価が行われることを期待する。

2 内部統制の充実・強化に向けた今後の取組

上記1のとおり、内部統制の取組等については、ほとんどの独立行政法人等の評価結果において言及されるようになったところである。また、平成22年度末で中期目標期間が終了した42法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成22年11月26日付け政委第30号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)を踏まえ、内部統制の充実・強化について新中期目標等において明記されたところである。

このように、内部統制の充実・強化に関する取組は進捗しつつあると考える。

今後とも、内部統制の充実・強化に資するように評価の更なる充実を図ることが 重要である。このような観点から、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が取りまとめた報告書(注1)、平成21年度業務実績の評価に関す る二次評価意見及び最近の独立行政法人における不祥事案件に関して法人内に設置 された第三者委員会等の報告書(注2)などを基に、内部統制の充実・強化に向けた主な留意点とその取組の例を別紙2のとおり整理したので、別紙3及び別紙4ととも に今後の評価において参考とされたい。

- (注1) 「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成22年3月公表)では、独立行政法人の内部統制を「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」と定義付けているほか、独立行政法人における内部統制の具体的な取組を例示している。
- (注2) 近年、各法人において内部統制の取組が進められているが、依然として国民の信頼を損なうような不祥 事が発生しており、これらの不祥事の発生要因の分析及び対応等を検討し、取りまとめられた第三者委員 会の報告書における指摘事項は、内部統制の充実・強化を図る上で参考となると考える。

(基本方針への対応等)

平成22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定され、法人ごとに年限等を付して講ずべき措置(以下「措置事項」という。)が示されたところである。

また、平成23年9月15日には、基本方針のフォローアップ結果が行政刷新会議に報告され、22年度の措置事項について、遅延等の指摘が一部になされている。

こうした指摘を受けた措置事項についての関係府省独立行政法人評価委員会における評価結果をみると、ほとんどの措置事項について遅延等の原因を明らかにするなど 一定のフォローアップが行われている。

このように、基本方針に基づく措置事項のフォローアップについては、行政刷新会議において行われているところであるが、こうした政府方針に基づく独立行政法人の取組を促していくことは、評価の重要な役割でもある。このため、今後の評価に当たっても、基本方針に基づく平成23年度以降の措置事項についてフォローアップしていくことが求められる。

また、行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、今後の評価に当たって、その内容にも留意することが必要である。

(震災関連)

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、別紙6のとおり、多くの独立 行政法人等にその影響が生じているが、次年度は、震災の影響を受けた業務の年間実 績を対象に評価することにもなる。

このため、次年度の評価については、 被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組の場合は、当該取組が法人本来のミッションによるものであるか否かについて、 震災の影響で目標が未達成となった業務の場合は、 震災との因果関係等について、 それぞれ精査し厳格な評価を行うことが必要である。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【北方領土問題対策協会】

・ 北方領土返還要求運動については、第2期中期計画(平成20年度から24年度)において、「事業の実施による効果について、事業の内容の充実状況や国民の参加数等の状況、参加者の反応の状況等の指標により把握するとともに、引き続き、啓発事業による効果を把握するための指標についても検討する」こととされている。

貴委員会の評価結果をみると、北方領土返還要求運動について、事業の内容の充実 状況や国民の参加数等の状況、参加者の反応の状況等当該事業の効果を測る基本的な 指標に基づく評価は行われていない。また、啓発事業について、本法人では、この基 本的な指標とは別の適切な指標を設定し、事業効果を測るとしているが、中期目標期 間の半分以上が経過した現在においても、指標は設定されておらず、その具体的な検 討状況も明らかになっていない。

今後の評価に当たっては、北方領土返還要求運動に係る事業を評価する上で前提と なる参加者数等の基本的な情報を明らかにさせた上で、当該事業の効果を客観的かつ 適切に評価するとともに、啓発事業による効果を把握することが可能な定量的な指標 を早急に設定させ、厳格な評価を行うべきである。

・ 「北方領土を目で見る運動」(北方領土問題に対する一層の理解と認識を深めてもらうために設置された啓発施設)については、第2期中期計画において、「保有資産の有効活用の観点から意見箱を設置することにより、来館者からの施設に対する要望等をきめ細かく把握し、これらの啓発施設について、保有目的に照らしてさらなる有効活用が図られるよう検討する」こととされている。

貴委員会の評価結果をみると、施設来館者からの「有意義であった」とのアンケート調査結果だけをもって、好評価とされており、施設来館者からの具体的な改善要望の把握状況や同要望に対応した施設の改善状況も明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、啓発施設の更なる有効活用を図る観点から、施設来館者からの改善要望等の把握状況及び施設の改善状況等を明らかにさせた上で、施設の有効活用に向けた取組の適切性について評価を行うべきである。

・ 北方領土問題等に関する調査研究事業については、第2期中期計画において、調査 研究結果を国民に対して分かりやすく情報提供するだけではなく、「事後における実施 効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い 事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図る」こととされてい る。

貴委員会の評価結果をみると、当該調査研究事業については、計画どおり実施され、ホームページ等で公表されたことだけをもって評価が行われており、事後における実施効果の検証結果等に基づく事業の見直し状況についての評価は行われていない。

今後の評価に当たっては、調査研究事業の的確な見直しを促す観点から、個々の調査研究の実施効果を客観的かつ適切に測ることが可能な指標を早急に設定させた上で、成果の低い事業や必要性の低下した事業の積極的な改廃が適切に行われているか評価を行うべきである。

【国民生活センター】

・ 本法人は、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、新たな手口や悪質な手口、 苦情相談が急増している事案などを早期かつ迅速に抽出するための「早期警戒指標」 を開発し、これに基づく情報を消費者庁等に対して定期的に提供している。

「早期警戒指標」の整備に関しては、昨年度の当委員会意見として、「今後の評価に 当たっては、早期警戒指標の有効性、情報提供の効果についても評価を行うべきであ る。」との指摘を行っている。

貴委員会の評価結果をみると、「早期警戒指標」のうち「急増指標」については、「急 増指標を活用した情報提供を6件実施し、報道機関を通じて、消費者に注意喚起した」 としているのみで、その有効性や情報提供の効果についての評価が行われていない。

今後の評価に当たっては、「早期警戒指標」のうち「急増指標」について、消費者被害の未然防止・拡大防止にどう寄与しているかとの観点から、その有効性や情報提供の効果についての評価を行うべきである。

総務省独立行政法人評価委員会

政 委 第 号 平成 23 年 12 月 日

総務省独立行政法人評価委員会 委員長 森永 規彦 殿

> 政策評価・独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素 之

平成 22 年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成23年9月2日付けをもって貴委員会から通知のあった「総務省所管独立行政法人(平和祈念事業特別基金、情報通信研究機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構及び統計センター)の平成22年度業務実績評価及び情報通信研究機構の第2期中期目標期間の業務実績評価の結果の通知について」に関して、別紙1のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙2から別紙4のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙5のとおり、東日本大震災による各独立行政法人等の業務への影響及び震災対応関係の業務の実施状況について別紙6のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生したことを受け、同年4月26日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」では、被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うこととしました。今回の二次評価においては、こうした

方針を踏まえつつ、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を 置き、横断的に評価を行ったところです。また、その中で、各独立行 政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も 行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待しています。

平成22年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見(案)

平成22年度における総務省所管4法人(情報通信研究機構、統計センター、平和祈念事業特別基金、郵便貯金・簡易生命保険管理機構)の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

(内部統制の充実・強化)

平成22年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」(平成23年4月26日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)において、東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うものとした。このうち、内部統制の評価に当たっては、平成21年度業務実績の評価における指摘事項のフォローアップに際して、特に留意すべき事項として、法人の長のマネジメントに関する2つの事項(重要な情報等の把握及びミッション等の周知徹底並びにミッション等の達成を阻害する要因(リスク)の洗い出し及び重要なリスクの把握・対応(以下、を合わせて「フォローアップ事項」という。))を示したところである。

- 1 内部統制に関する評価の状況
 - (1) 各府省独立行政法人評価委員会等の評価結果における言及状況

平成21年度業務実績の評価結果でフォローアップ事項について言及されていなかった10府省の独立行政法人評価委員会等(27法人)の状況をみると、22年度業務実績の評価結果でも言及されていなかったのは1府省の独立行政法人評価委員会等(2法人)となっており、大半で言及されていた。

一方で、平成21年度業務実績の評価結果ではフォローアップ事項について言及されていたものの、22年度業務実績の評価結果で言及されていなかったものが5 府省の独立行政法人評価委員会等(6法人)でみられた。

(2) 貴委員会の評価結果における言及状況

貴委員会の評価結果におけるフォローアップ事項の言及状況については、不十分であったものが4法人中1法人(郵便貯金・簡易生命保険管理機構)みられた(平成21年度業務実績の評価結果において言及されていなかった1法人は今回言及されていた。)

今後の評価に当たっては、貴委員会の見解を評価結果において明らかにした上で、更なる内部統制の充実・強化に資するような評価が行われることを期待する。

2 内部統制の充実・強化に向けた今後の取組

上記1のとおり、内部統制の取組等については、ほとんどの独立行政法人等の評価結果において言及されるようになったところである。また、平成22年度末で中期目標期間が終了した42法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成22年11月26日付け政委第30号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)を踏まえ、内部統制の充実・強化について新中期目標等において明記されたところである。

このように、内部統制の充実・強化に関する取組は進捗しつつあると考える。

今後とも、内部統制の充実・強化に資するように評価の更なる充実を図ることが 重要である。このような観点から、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が取りまとめた報告書(注1)、平成21年度業務実績の評価に関す る二次評価意見及び最近の独立行政法人における不祥事案件に関して法人内に設置 された第三者委員会等の報告書(注2)などを基に、内部統制の充実・強化に向けた主な留意点とその取組の例を別紙2のとおり整理したので、別紙3及び別紙4ととも に今後の評価において参考とされたい。

- (注1) 「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成22年3月公表)では、独立行政法人の内部統制を「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」と定義付けているほか、独立行政法人における内部統制の具体的な取組を例示している。
- (注2) 近年、各法人において内部統制の取組が進められているが、依然として国民の信頼を損なうような不祥 事が発生しており、これらの不祥事の発生要因の分析及び対応等を検討し、取りまとめられた第三者委員

(基本方針への対応等)

平成22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定され、法人ごとに年限等を付して講ずべき措置(以下「措置事項」という。)が示されたところである。

また、平成23年9月15日には、基本方針のフォローアップ結果が行政刷新会議に報告され、22年度の措置事項について、遅延等の指摘が一部になされている。

こうした指摘を受けた措置事項についての関係府省独立行政法人評価委員会における評価結果をみると、ほとんどの措置事項について遅延等の原因を明らかにするなど 一定のフォローアップが行われている。

このように、基本方針に基づく措置事項のフォローアップについては、行政刷新会議において行われているところであるが、こうした政府方針に基づく独立行政法人の取組を促していくことは、評価の重要な役割でもある。このため、今後の評価に当たっても、基本方針に基づく平成23年度以降の措置事項についてフォローアップしていくことが求められる。

また、行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、今後の評価に当たって、その内容にも留意することが必要である。

(震災関連)

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、別紙6のとおり、多くの独立 行政法人等にその影響が生じているが、次年度は、震災の影響を受けた業務の年間実 績を対象に評価することにもなる。

このため、次年度の評価については、 被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組の場合は、当該取組が法人本来のミッションによるものであるか否かについて、 震災の影響で目標が未達成となった業務の場合は、 震災との因果関係等について、 それぞれ精査し厳格な評価を行うことが必要である。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりで

【情報通信研究機構】

・ ユニバーサル・プラットフォーム技術に関する研究開発業務について、貴委員会の 平成21年度業務実績の評価結果では、「ユーザ適応化技術と地域適応型通信基盤技術 の両分野において、中期目標に掲げられた項目は、ほぼ達成されてはいるものの、両 者の成果に関しての関係性・相関性についての国民目線での平易な説明が望まれる」 等の指摘がされている。

一方、平成22年度業務実績の当該項目の評価結果等をみると上記指摘事項に対する 改善状況が業務実績報告書及び評価結果において必ずしも明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、評価の実行性を高めるため、過去に指摘を行った事項について、適切に改善が行われているかどうかを明らかにさせた上で、評価を行うべきである。

【統計センター】

・ 本法人の平成22年度における職員(事務・技術系職員)の給与水準は、対国家公務 員指数で95.4(年齢勘案)と100を下回っており、貴委員会の評価結果では「適切に保 たれている」とされている。

しかしながら、本法人の給与水準については、対国家公務員指数で100を下回っているものの、給与水準の公表が開始された平成15年度以降、一貫して上昇している傾向にある。

今後の評価に当たっては、独立行政法人の給与水準については依然として国民の厳 しい視線が向けられていること、基本方針において、「評価委員会による事後評価にお いても、引き続き厳格なチェックを行う」こととされていることなどを踏まえ、当該 年度の給与水準の適切性だけでなく、上記の給与水準の上昇の理由等を含めて、その 適切性・妥当性について評価を行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見(案)

【情報通信研究機構】

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成22年11月26日付け政委第30号政策評価・独立行政法人評価委員会通知。以下「勧告の方向性」という。)の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第34条第3項の規定に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び 効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ 的確な評価に努められたい。 外務省独立行政法人評価委員会

政 委 第 号 平成 23 年 12 月 日

外務省独立行政法人評価委員会 委員長 井口 武雄 殿

> 政策評価・独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素 之

平成 22 年度における外務省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 23 年 8 月 24 日付けをもって貴委員会から通知のあった「外務省所管の独立行政法人の平成 22 年度における業務実績の評価について」に関して、別紙 1 のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙 2 から別紙 4 のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙 5 のとおり、東日本大震災による各独立行政法人等の業務への影響及び震災対応関係の業務の実施状況について別紙 6 のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生したことを受け、同年4月26日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」では、被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うこととしました。今回の二次評価においては、こうした方針を踏まえつつ、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。また、その中で、各独立行政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も

行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待しています。

平成22年度における外務省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果についての意見(案)

平成22年度における外務省所管 2 法人(国際協力機構、国際交流基金)の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

(内部統制の充実・強化)

平成22年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」(平成23年4月26日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)において、東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うものとした。このうち、内部統制の評価に当たっては、平成21年度業務実績の評価における指摘事項のフォローアップに際して、特に留意すべき事項として、法人の長のマネジメントに関する2つの事項(重要な情報等の把握及びミッション等の周知徹底並びにミッション等の達成を阻害する要因(リスク)の洗い出し及び重要なリスクの把握・対応(以下、を合わせて「フォローアップ事項」という。))を示したところである。

- 1 内部統制に関する評価の状況
 - (1) 各府省独立行政法人評価委員会等の評価結果における言及状況

平成21年度業務実績の評価結果でフォローアップ事項について言及されていなかった10府省の独立行政法人評価委員会等(27法人)の状況をみると、22年度業務実績の評価結果でも言及されていなかったのは1府省の独立行政法人評価委員会等(2法人)となっており、大半で言及されていた。

一方で、平成21年度業務実績の評価結果ではフォローアップ事項について言及されていたものの、22年度業務実績の評価結果で言及されていなかったものが5 府省の独立行政法人評価委員会等(6法人)でみられた。

(2) 貴委員会の評価結果における言及状況

貴委員会の評価結果におけるフォローアップ事項の言及状況をみると、外務省が所管する全ての法人(平成21年度業務実績の評価結果において言及されていなかった1法人を含む。)において、貴委員会の見解が言及されていた。

今後、更なる内部統制の充実・強化に資するような評価が行われることを期待する。

2 内部統制の充実・強化に向けた今後の取組

上記1のとおり、内部統制の取組等については、ほとんどの独立行政法人等の評価結果において言及されるようになったところである。また、平成22年度末で中期目標期間が終了した42法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成22年11月26日付け政委第30号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)を踏まえ、内部統制の充実・強化について新中期目標等において明記されたところである。

このように、内部統制の充実・強化に関する取組は進捗しつつあると考える。

今後とも、内部統制の充実・強化に資するように評価の更なる充実を図ることが 重要である。このような観点から、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が取りまとめた報告書(注1)、平成21年度業務実績の評価に関す る二次評価意見及び最近の独立行政法人における不祥事案件に関して法人内に設置 された第三者委員会等の報告書(注2)などを基に、内部統制の充実・強化に向けた主な留意点とその取組の例を別紙2のとおり整理したので、別紙3及び別紙4ととも に今後の評価において参考とされたい。

- (注1) 「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成22年3月公表)では、独立行政法人の内部統制を「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」と定義付けているほか、独立行政法人における内部統制の具体的な取組を例示している。
- (注2) 近年、各法人において内部統制の取組が進められているが、依然として国民の信頼を損なうような不祥 事が発生しており、これらの不祥事の発生要因の分析及び対応等を検討し、取りまとめられた第三者委員 会の報告書における指摘事項は、内部統制の充実・強化を図る上で参考となると考える。

(基本方針への対応等)

平成22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定され、法人ごとに年限等を付して講ずべき措置(以下「措置事項」という。)が示されたところである。

また、平成23年9月15日には、基本方針のフォローアップ結果が行政刷新会議に報告され、22年度の措置事項について、遅延等の指摘が一部になされている。

こうした指摘を受けた措置事項についての関係府省独立行政法人評価委員会における評価結果をみると、ほとんどの措置事項について遅延等の原因を明らかにするなど 一定のフォローアップが行われている。

このように、基本方針に基づく措置事項のフォローアップについては、行政刷新会議において行われているところであるが、こうした政府方針に基づく独立行政法人の取組を促していくことは、評価の重要な役割でもある。このため、今後の評価に当たっても、基本方針に基づく平成23年度以降の措置事項についてフォローアップしていくことが求められる。

また、行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、今後の評価に当たって、その内容にも留意することが必要である。

(震災関連)

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、別紙6のとおり、多くの独立 行政法人等にその影響が生じているが、次年度は、震災の影響を受けた業務の年間実 績を対象に評価することにもなる。

このため、次年度の評価については、 被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組の場合は、当該取組が法人本来のミッションによるものであるか否かについて、 震災の影響で目標が未達成となった業務の場合は、 震災との因果関係等について、 それぞれ精査し厳格な評価を行うことが必要である。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【国際協力機構】

貴委員会では、評価項目のうち、 組織運営の機動性向上(指標:国内拠点の配置状況) NGO等との連携、国民参加支援(指標:草の根技術協力事業の実績、NGO人材育成研修等の実績、NGO等が活動するために必要な情報の整備国数、地球ひろばによる活動支援実績) 開発教育支援(指標:国際協力経験者による体験還元(出前講座)の実績、国内機関訪問への対応実績、開発教育に関するJICAホームページの充実、教員の国際協力現場への派遣実績、開発教育に関する研修の実施実績)人材養成確保(指標:国際協力人材センターによる情報提供件数及び利用者数、専門家等登録件数)等については、事業ごとに設定されている定量的かつ具体的な目標値(以下本意見において「目標値」という。)も踏まえた上で評価を行っているとしている。

しかしながら、目標値については、年度計画等において明示されていないため、いかなる客観的基準に基づき評価が行われたのかについて、国民に対して十分に明らかになっているとは言い難い。

今後の評価に当たっては、これらの評価項目に係る各事業を含め、本法人の実施する事業について、定量的かつ具体的な目標の設定が可能かつ適当なものについては、 年度計画等で目標値を明らかにさせた上で評価を行うべきである。

【国際交流基金】

・ 日本語国際センター及び関西国際センターに設置されている図書館の来館者数について、貴委員会では、「昨年度と同水準で推移するなど、中期計画の実施状況は順調である」と評価している。

しかしながら、これらの図書館の来館者数については、目標値が設定されておらず、また、平成22年度の来館者数をみると、日本語国際センターについては、21年度の19,691人から19,744人へと微増しているが、関西国際センターについては、21年度の16,202人から15,836人へと減少していることから、昨年度と同水準で推移していることをもって順調と評価することの妥当性が不明である。

また、本法人では、経費削減及びより広範な情報提供を目的として、平成21年12月をもって定期刊行物である「をちこち」を休刊とし、22年8月から「をちこちウェブマガジン」を公開している。

同ウェブマガジンへのアクセス件数についての貴委員会の評価結果をみると、「「をちこちウェブマガジン」へのアクセスが相応のレベルに達している」と評価している。

しかしながら、同ウェブマガジンへのアクセス件数を年間に換算すると約39,000件となり、休刊した「をちこち」の年間発行部数(42,000部)と比べ少なくなっている実態からみると、貴委員会が、アクセスが相応のレベルに達しているとしていることの根拠が不明である。

今後の評価に当たっては、国際センターに設置されている図書館への来館者数の目標値及びをちこちウェブマガジン」のアクセス件数の目標値を明らかにさせた上で、評価を行うべきである。

財務省独立行政法人評価委員会

政 委 第 号 平成 23 年 12 月 日

財務省独立行政法人評価委員会 委員長 牟田 博光殿

政策評価・独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素 之

平成22年度における財務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成23年9月6日付けをもって貴委員会から通知のあった「財務省所管独立行政法人の平成22事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果について(通知)」等に関して、別紙1のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙2から別紙4のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙5のとおり、東日本大震災による各独立行政法人等の業務への影響及び震災対応関係の業務の実施状況について別紙6のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生したことを受け、同年4月26日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」では、被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うこととしました。今回の二次評価においては、こうした方針を踏まえつつ、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。また、その中で、各独立行政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も

行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待しています。

平成22年度における財務省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見(案)

平成22年度における財務省所管7法人(酒類総合研究所、造幣局、国立印刷局、日本万国博覧会記念機構、農林漁業信用基金、奄美群島振興開発基金、住宅金融支援機構)の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

(内部統制の充実・強化)

平成22年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」(平成23年4月26日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)において、東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うものとした。このうち、内部統制の評価に当たっては、平成21年度業務実績の評価における指摘事項のフォローアップに際して、特に留意すべき事項として、法人の長のマネジメントに関する2つの事項(重要な情報等の把握及びミッション等の周知徹底並びに ミッション等の達成を阻害する要因(リスク)の洗い出し及び重要なリスクの把握・対応(以下 、を合わせて「フォローアップ事項」という。))を示したところである。

- 1 内部統制に関する評価の状況
 - (1) 各府省独立行政法人評価委員会等の評価結果における言及状況

平成21年度業務実績の評価結果でフォローアップ事項について言及されていなかった10府省の独立行政法人評価委員会等(27法人)の状況をみると、22年度業務実績の評価結果でも言及されていなかったのは1府省の独立行政法人評価委員会等(2法人)となっており、大半で言及されていた。

一方で、平成21年度業務実績の評価結果ではフォローアップ事項について言及されていたものの、22年度業務実績の評価結果で言及されていなかったものが5 府省の独立行政法人評価委員会等(6法人)でみられた。

(2) 貴委員会の評価結果における言及状況

貴委員会の評価結果におけるフォローアップ事項の言及状況をみると、財務省が所管する全ての法人(平成21年度業務実績の評価結果において言及されていなかった4法人を含む。)において、貴委員会の見解が言及されていた。

今後、更なる内部統制の充実・強化に資するような評価が行われることを期待する。

2 内部統制の充実・強化に向けた今後の取組

上記1のとおり、内部統制の取組等については、ほとんどの独立行政法人等の評価結果において言及されるようになったところである。また、平成22年度末で中期目標期間が終了した42法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成22年11月26日付け政委第30号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)を踏まえ、内部統制の充実・強化について新中期目標等において明記されたところである。

このように、内部統制の充実・強化に関する取組は進捗しつつあると考える。

今後とも、内部統制の充実・強化に資するように評価の更なる充実を図ることが 重要である。このような観点から、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が取りまとめた報告書(注1)、平成21年度業務実績の評価に関す る二次評価意見及び最近の独立行政法人における不祥事案件に関して法人内に設置 された第三者委員会等の報告書(注2)などを基に、内部統制の充実・強化に向けた主な留意点とその取組の例を別紙2のとおり整理したので、別紙3及び別紙4ととも に今後の評価において参考とされたい。

- (注1) 「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成22年3月公表)では、独立行政法人の内部統制を「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」と定義付けているほか、独立行政法人における内部統制の具体的な取組を例示している。
- (注2) 近年、各法人において内部統制の取組が進められているが、依然として国民の信頼を損なうような不祥 事が発生しており、これらの不祥事の発生要因の分析及び対応等を検討し、取りまとめられた第三者委員 会の報告書における指摘事項は、内部統制の充実・強化を図る上で参考となると考える。

(基本方針への対応等)

平成22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定され、法人ごとに年限等を付して講ずべき措置(以下「措置事項」という。)が示されたところである。

また、平成23年9月15日には、基本方針のフォローアップ結果が行政刷新会議に報告され、22年度の措置事項について、遅延等の指摘が一部になされている。

こうした指摘を受けた措置事項についての関係府省独立行政法人評価委員会における評価結果をみると、ほとんどの措置事項について遅延等の原因を明らかにするなど 一定のフォローアップが行われている。

このように、基本方針に基づく措置事項のフォローアップについては、行政刷新会議において行われているところであるが、こうした政府方針に基づく独立行政法人の取組を促していくことは、評価の重要な役割でもある。このため、今後の評価に当たっても、基本方針に基づく平成23年度以降の措置事項についてフォローアップしていくことが求められる。

また、行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、今後の評価に当たって、その内容にも留意することが必要である。

(震災関連)

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、別紙6のとおり、多くの独立 行政法人等にその影響が生じているが、次年度は、震災の影響を受けた業務の年間実 績を対象に評価することにもなる。

このため、次年度の評価については、 被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組の場合は、当該取組が法人本来のミッションによるものであるか否かについて、 震災の影響で目標が未達成となった業務の場合は、 震災との因果関係等について、 それぞれ精査し厳格な評価を行うことが必要である。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見(案)

【酒類総合研究所】

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成22年11月26日付け政委第30号政策評価・独立行政法人評価委員会通知。以下「勧告の方向性」という。)の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第34条第3項の規定に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び 効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ 的確な評価に努められたい。 文部科学省独立行政法人評価委員会

政 委 第 号 平成 23 年 12 月 日

文部科学省独立行政法人評価委員会 委員長 門永 宗之助殿

政策評価・独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素 之

平成22年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成23年8月12日付けをもって貴委員会から通知のあった「平成22年度に係る業務の実績に関する評価の結果について(通知)」等に関して、別紙1のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙2から別紙4のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙5のとおり、東日本大震災による各独立行政法人等の業務への影響及び震災対応関係の業務の実施状況について別紙6のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生したことを受け、同年4月26日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」では、被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うこととしました。今回の二次評価においては、こうした方針を踏まえつつ、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。また、その中で、各独立行政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も

行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待しています。

平成22年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見(案)

平成22年度における文部科学省所管24法人(国立特別支援教育総合研究所、大学入試センター、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立文化財機構、教員研修センター、科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、日本原子力研究開発機構、日本私立学校振興・共済事業団(助成業務))の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

(内部統制の充実・強化)

平成22年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」(平成23年4月26日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)において、東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うものとした。このうち、内部統制の評価に当たっては、平成21年度業務実績の評価における指摘事項のフォローアップに際して、特に留意すべき事項として、法人の長のマネジメントに関する2つの事項(重要な情報等の把握及びミッション等の周知徹底並びにミッション等の達成を阻害する要因(リスク)の洗い出し及び重要なリスクの把握・対応(以下、を合わせて「フォローアップ事項」という。))を示したところである。

- 1 内部統制に関する評価の状況
 - (1) 各府省独立行政法人評価委員会等の評価結果における言及状況

平成21年度業務実績の評価結果でフォローアップ事項について言及されていなかった10府省の独立行政法人評価委員会等(27法人)の状況をみると、22年度業務実績の評価結果でも言及されていなかったのは1府省の独立行政法人評価委員

会等(2法人)となっており、大半で言及されていた。

一方で、平成21年度業務実績の評価結果ではフォローアップ事項について言及されていたものの、22年度業務実績の評価結果で言及されていなかったものが5 府省の独立行政法人評価委員会等(6法人)でみられた。

(2) 貴委員会の評価結果における言及状況

貴委員会の評価結果におけるフォローアップ事項の言及状況については、不十分であったものが24法人中1法人(国立大学財務・経営センター)みられた(平成21年度業務実績の評価結果において言及されていなかった3法人は今回言及されていた。)。

今後の評価に当たっては、貴委員会の見解を評価結果において明らかにした上で、更なる内部統制の充実・強化に資するような評価が行われることを期待する。

また、貴委員会では、文部科学省が所管する全法人の評価結果において、統一的にフォローアップ事項を項目立てて評価結果に言及する取組を行っており、当該取組は評価できる。

2 内部統制の充実・強化に向けた今後の取組

上記1のとおり、内部統制の取組等については、ほとんどの独立行政法人等の評価結果において言及されるようになったところである。また、平成22年度末で中期目標期間が終了した42法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成22年11月26日付け政委第30号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)を踏まえ、内部統制の充実・強化について新中期目標等において明記されたところである。

このように、内部統制の充実・強化に関する取組は進捗しつつあると考える。

今後とも、内部統制の充実・強化に資するように評価の更なる充実を図ることが 重要である。このような観点から、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が取りまとめた報告書(注1)、平成21年度業務実績の評価に関す る二次評価意見及び最近の独立行政法人における不祥事案件に関して法人内に設置 された第三者委員会等の報告書(注2)などを基に、内部統制の充実・強化に向けた主 な留意点とその取組の例を別紙2のとおり整理したので、別紙3及び別紙4ととも

に今後の評価において参考とされたい。

- (注1) 「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成22年3月公表)では、独立行政法人の内部統制を「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」と定義付けているほか、独立行政法人における内部統制の具体的な取組を例示している。
- (注2) 近年、各法人において内部統制の取組が進められているが、依然として国民の信頼を損なうような不祥 事が発生しており、これらの不祥事の発生要因の分析及び対応等を検討し、取りまとめられた第三者委員 会の報告書における指摘事項は、内部統制の充実・強化を図る上で参考となると考える。

(基本方針への対応等)

平成22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定され、法人ごとに年限等を付して講ずべき措置(以下「措置事項」という。)が示されたところである。

また、平成23年9月15日には、基本方針のフォローアップ結果が行政刷新会議に報告され、22年度の措置事項について、遅延等の指摘が一部になされている。

こうした指摘を受けた措置事項についての関係府省独立行政法人評価委員会における評価結果をみると、ほとんどの措置事項について遅延等の原因を明らかにするなど 一定のフォローアップが行われている。

このように、基本方針に基づく措置事項のフォローアップについては、行政刷新会議において行われているところであるが、こうした政府方針に基づく独立行政法人の取組を促していくことは、評価の重要な役割でもある。このため、今後の評価に当たっても、基本方針に基づく平成23年度以降の措置事項についてフォローアップしていくことが求められる。

また、行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、今後の評価に当たって、その内容にも留意することが必要である。

(震災関連)

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、別紙6のとおり、多くの独立

行政法人等にその影響が生じているが、次年度は、震災の影響を受けた業務の年間実 績を対象に評価することにもなる。

このため、次年度の評価については、 被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組の場合は、当該取組が法人本来のミッションによるものであるか否かについて、 震災の影響で目標が未達成となった業務の場合は、 震災との因果関係等について、 それぞれ精査し厳格な評価を行うことが必要である。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【国立文化財機構】

・ 文化財の展示の充実に係る評価指標の一つである博物館の入場者数について、貴委員会の評価結果をみると、平成20年度は「入場者数は、ミュージアムでは重要な評価指標であり、より詳細な分析が望まれる」としているところであるが、21年度及び22年度の評価結果においては、入場者数に係る詳細な分析が明らかとなっていない。

また、平常展を魅力あるものにし、再来館者の増加を図るとした目標を掲げながら、 各館における再来館者が増加したか否かについて、評価結果において言及されていない。

今後の評価に当たっては、入場者数に係る詳細な分析に基づく評価を行うべきである。

【日本学術振興会】

・ 本法人は、海外事務所として 10 海外研究連絡センターを有しているが、貴委員会は、これらのセンターの全てについて、「個々の必要性をゼロベースで検討しているか」 との視点に立って、本法人における各センターの必要性や見直しの方向性に関する検 討状況について評価を行っているとしている。

しかしながら、貴委員会の評価結果においては、本法人におけるこれらの検討状況 や、その検討結果が妥当であると判断した理由が明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、各海外研究連絡センターについて、本法人における検討 状況を的確に把握し、その理由の妥当性について明らかにすべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見(案)

【国立特別支援教育総合研究所、大学入試センター、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立文化財機構及び教員研修センター】

上記 11 法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成 22 年 11 月 26 日付け政委第 30 号政策評価・独立行政法人評価委員会通知。以下「勧告の方向性」という。)の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 34 条第 3 項の規定に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び 効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ 的確な評価に努められたい。 厚生労働省独立行政法人評価委員会

政 委 第 号 平成 23 年 12 月 日

厚生労働省独立行政法人評価委員会 委員長 猿田 享男殿

政策評価・独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素 之

平成 22 年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成23年9月2日付けをもって貴委員会から通知のあった「厚生労働省所管独立行政法人の平成22年度における業務の実績に関する評価の結果等の通知について」等に関して、別紙1のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙2から別紙4のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙5のとおり、東日本大震災による各独立行政法人等の業務への影響及び震災対応関係の業務の実施状況について別紙6のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生したことを受け、同年4月26日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」では、被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うこととしました。今回の二次評価においては、こうした方針を踏まえつつ、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。また、その中で、各独立行

政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も 行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待しています。

平成22年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見(案)

平成22年度における厚生労働省所管20法人(国立健康・栄養研究所、労働安全衛生総合研究所、勤労者退職金共済機構、高齢・障害者雇用支援機構、福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構、労働者健康福祉機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構、医薬基盤研究所、年金・健康保険福祉施設整理機構、年金積立金管理運用独立行政法人、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター(注1)の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

(注1) 以下、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター及び国立長寿医療研究センターを合わせて「国立高度専門医療研究センター」という。

【所管法人共通】

(内部統制の充実・強化)

平成22年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」(平成23年4月26日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)において、東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うものとした。このうち、内部統制の評価に当たっては、平成21年度業務実績の評価における指摘事項のフォローアップに際して、特に留意すべき事項として、法人の長のマネジメントに関する2つの事項(重要な情報等の把握及びミッション等の周知徹底並びにミッション等の達成を阻害する要因(リスク)の洗い出し及び重要なリスクの把握・対応(以下、を合わせて「フォローアップ事項」という。))を示したところである。

1 内部統制に関する評価の状況

(1) 各府省独立行政法人評価委員会等の評価結果における言及状況

平成21年度業務実績の評価結果でフォローアップ事項について言及されていなかった10府省の独立行政法人評価委員会等(27法人)の状況をみると、22年度業務実績の評価結果でも言及されていなかったのは1府省の独立行政法人評価委員会等(2法人)となっており、大半で言及されていた。

一方で、平成21年度業務実績の評価結果ではフォローアップ事項について言及されていたものの、22年度業務実績の評価結果で言及されていなかったものが5 府省の独立行政法人評価委員会等(6法人)でみられた。

(2) 貴委員会の評価結果における言及状況

貴委員会の評価結果におけるフォローアップ事項の言及状況をみると、平成21 年度業務実績の評価結果に引き続き、厚生労働省が所管する全ての法人において、 貴委員会の見解が言及されていた。

今後、更なる内部統制の充実・強化に資するような評価が行われることを期待する。

2 内部統制の充実・強化に向けた今後の取組

上記1のとおり、内部統制の取組等については、ほとんどの独立行政法人等の評価結果において言及されるようになったところである。また、平成22年度末で中期目標期間が終了した42法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成22年11月26日付け政委第30号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)を踏まえ、内部統制の充実・強化について新中期目標等において明記されたところである。

このように、内部統制の充実・強化に関する取組は進捗しつつあると考える。

今後とも、内部統制の充実・強化に資するように評価の更なる充実を図ることが 重要である。このような観点から、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が取りまとめた報告書(注2)、平成21年度業務実績の評価に関す る二次評価意見及び最近の独立行政法人における不祥事案件に関して法人内に設置 された第三者委員会等の報告書(注3)などを基に、内部統制の充実・強化に向けた主 な留意点とその取組の例を別紙2のとおり整理したので、別紙3及び別紙4ととも

に今後の評価において参考とされたい。

- (注2) 「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成22年3月公表)では、独立行政法人の内部統制を「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」と定義付けているほか、独立行政法人における内部統制の具体的な取組を例示している。
- (注3) 近年、各法人において内部統制の取組が進められているが、依然として国民の信頼を損なうような不祥 事が発生しており、これらの不祥事の発生要因の分析及び対応等を検討し、取りまとめられた第三者委員 会の報告書における指摘事項は、内部統制の充実・強化を図る上で参考となると考える。

(基本方針への対応等)

平成22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定され、法人ごとに年限等を付して講ずべき措置(以下「措置事項」という。)が示されたところである。

また、平成23年9月15日には、基本方針のフォローアップ結果が行政刷新会議に報告され、22年度の措置事項について、遅延等の指摘が一部になされている。

こうした指摘を受けた措置事項についての関係府省独立行政法人評価委員会における評価結果をみると、ほとんどの措置事項について遅延等の原因を明らかにするなど 一定のフォローアップが行われている。

このように、基本方針に基づく措置事項のフォローアップについては、行政刷新会議において行われているところであるが、こうした政府方針に基づく独立行政法人の取組を促していくことは、評価の重要な役割でもある。このため、今後の評価に当たっても、基本方針に基づく平成23年度以降の措置事項についてフォローアップしていくことが求められる。

また、行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、今後の評価に当たって、その内容にも留意することが必要である。

(震災関連)

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、別紙6のとおり、多くの独立

行政法人等にその影響が生じているが、次年度は、震災の影響を受けた業務の年間実 績を対象に評価することにもなる。

このため、次年度の評価については、 被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組の場合は、当該取組が法人本来のミッションによるものであるか否かについて、 震災の影響で目標が未達成となった業務の場合は、 震災との因果関係等について、 それぞれ精査し厳格な評価を行うことが必要である。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【医薬品医療機器総合機構】

・ 医薬品の承認審査事務については、平成21年度及び22年度の当委員会の意見として、 貴委員会に対し、「目標未達の場合における要因分析と改善策を法人に明らかにさせた 上で、法人の取組について厳格に評価を行うべきである。」との指摘を行っている。

貴委員会の評価結果をみると、「総審査期間(中央値)については、新医薬品の優先品目は目標10か月に対して実績9.2か月、通常品目は目標16か月に対して実績14.7か月などいずれも目標を大きく上回っている」ことをもって「S」評定(中期計画を大幅に上回っている)としている。しかしながら、新医薬品の通常品目の審査期間のうち申請者側期間については、平成22年度目標の5か月に対して実績が6.4か月と目標値を下回っているにもかかわらず、法人において目標未達要因の分析や改善策が明らかにされておらず、このことに対する貴委員会の言及もない。

今後の評価に当たっては、総審査期間だけでなく、申請者側期間や行政側期間それ ぞれの目標の達成状況を確認し、実績が目標値を下回った場合には、その要因分析及 び改善策を明らかにさせた上で、法人の取組について厳格な評価を行うべきである。

【国立高度専門医療研究センター】

・ 法人共通の評価項目(「研究所と病院との共同研究」、「治験申請から症状登録までの 平均日数」、「セカンドオピニオンの外来受診」、「多職種から構成される医療チームに よる診療」及び「経常収支率」)について、中期計画又は年度計画をみると、定量的な 数値目標を設定している法人と設定していない法人がみられる。 今後の評価に当たっては、当該評価項目について、客観的かつ厳格な目標管理型評価が行えるよう、厚生労働省独立行政法人評価委員会として主務大臣又は該当の法人に対し、所要の措置の検討を要請すべきである(国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター及び国立長寿医療研究センター)

・ 「臨床を志向した研究・開発の推進」及び「患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供」に関する評価項目においては、中期計画の初年度で、中期目標期間中の達成を目指した年平均目標値を大幅に上回る実績を上げている例がみられる。

今後の評価に当たっては、当該事例について、客観的かつ厳格に中長期的な目標管理型評価が実施できるよう、過去の実績等を踏まえた適切な目標値を設定させた上で、厳格な評価を行うべきである(国立精神・神経医療研究センター及び国立成育医療研究センター)。

「その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供」に関する評価項目については、法人ならではの取組として「海外渡航者に対するワクチン接種やミャンマー難民への受入協力、総合感染症に関する研修」を実施したことをもって、「S」評定(中期計画を大幅に上回っている)としているが、中期計画において、目標達成度を測るべき定量的な指標が明らかでないため、中期計画を大幅に上回る実績を単年度で確実に上げたと言えるかどうか不明である。

今後の評価に当たっては、法人で実施すべき取組に係る適切な指標を設定させた上で、評定の考え方や根拠等を明らかにした厳格な評価を行うべきである(国立国際医療研究センター)。

・ 経常収支率については、中期計画において、中期目標期間中の5年間を累計し100 パーセントとなるよう取り組むこととされている。他方、年度計画をみると、目標値 を100パーセントに設定せず、100パーセント未満の水準としている法人がみられる。

これらの法人における経常収支率に関する貴委員会の評価結果をみると、目標値を 100パーセント未満に設定している理由やその妥当性も明らかでない中、実績が100パ ーセントに未達であったものの、目標値を上回っていることを理由に「A」評定(中 期計画を上回っている)としている。

今後の評価に当たっては、経常収支率について、客観的かつ厳格に年度ごとの目標 管理型評価が実施できるよう、中期目標期間終了時までの各年度における目標値及び その根拠・考え方を明らかにさせ、その妥当性を検証した上で、厳格な評価を行うべ きである(国立循環器病研究センター及び国立国際医療研究センター)。

・ 法人共通の評価項目である「業績評価制度の導入」においては、法人によって導入 状況に大きな違いがないにもかかわらず、評定が区々となっている。

今後の評価に当たっては、当該評価項目について、評価の信頼性を確保するため、 評価基準を統一し、評定の根拠等を明らかにした上で、各法人の取組について厳格な 評価を行うべきである(国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精 神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター 及び国立長寿医療研究センター)

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見(案)

【国立健康・栄養研究所及び労働安全衛生総合研究所】

上記2法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成22年11月26日付け政委第30号政策評価・独立行政法人評価委員会通知。以下「勧告の方向性」という。)の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第34条第3項の規定に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び 効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ 的確な評価に努められたい。 農林水産省独立行政法人評価委員会

政 委 第 号 平成 23 年 12 月 日

農林水産省独立行政法人評価委員会 委員長 淵野 雄二郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素 之

平成 22 年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 23 年 8 月 31 日付けをもって貴委員会から通知のあった「独立行政法人の平成 22 事業年度における業務実績の評価結果について」等に関して、別紙 1 のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙 2 から別紙 4 のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙 5 のとおり、東日本大震災による各独立行政法人等の業務への影響及び震災対応関係の業務の実施状況について別紙 6 のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生したことを受け、同年4月26日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」では、被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うこととしました。今回の二次評価においては、こうした方針を踏まえつつ、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。また、その中で、各独立行政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も

行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待しています。

平成22年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見(案)

平成22年度における農林水産省所管13法人(農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、水産大学校、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金)の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

(内部統制の充実・強化)

平成22年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」(平成23年4月26日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)において、東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うものとした。このうち、内部統制の評価に当たっては、平成21年度業務実績の評価における指摘事項のフォローアップに際して、特に留意すべき事項として、法人の長のマネジメントに関する2つの事項(重要な情報等の把握及びミッション等の周知徹底並びにミッション等の達成を阻害する要因(リスク)の洗い出し及び重要なリスクの把握・対応(以下、を合わせて「フォローアップ事項」という。))を示したところである。

- 1 内部統制に関する評価の状況
 - (1) 各府省独立行政法人評価委員会等の評価結果における言及状況

平成21年度業務実績の評価結果でフォローアップ事項について言及されていなかった10府省の独立行政法人評価委員会等(27法人)の状況をみると、22年度業務実績の評価結果でも言及されていなかったのは1府省の独立行政法人評価委員会等(2法人)となっており、大半で言及されていた。

一方で、平成21年度業務実績の評価結果ではフォローアップ事項について言及されていたものの、22年度業務実績の評価結果で言及されていなかったものが5

府省の独立行政法人評価委員会等(6法人)でみられた。

(2) 貴委員会の評価結果における言及状況

貴委員会の評価結果におけるフォローアップ事項の言及状況については、不十分であったものが13法人中1法人(種苗管理センター)みられた(平成21年度業務実績の評価結果において言及されていなかった6法人は今回言及されていた。)。 今後の評価に当たっては、貴委員会の見解を評価結果において明らかにした上で、更なる内部統制の充実・強化に資するような評価が行われることを期待する。

2 内部統制の充実・強化に向けた今後の取組

上記1のとおり、内部統制の取組等については、ほとんどの独立行政法人等の評価結果において言及されるようになったところである。また、平成22年度末で中期目標期間が終了した42法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成22年11月26日付け政委第30号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)を踏まえ、内部統制の充実・強化について新中期目標等において明記されたところである。

このように、内部統制の充実・強化に関する取組は進捗しつつあると考える。

今後とも、内部統制の充実・強化に資するように評価の更なる充実を図ることが 重要である。このような観点から、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が取りまとめた報告書(注1)、平成21年度業務実績の評価に関す る二次評価意見及び最近の独立行政法人における不祥事案件に関して法人内に設置 された第三者委員会等の報告書(注2)などを基に、内部統制の充実・強化に向けた主な留意点とその取組の例を別紙2のとおり整理したので、別紙3及び別紙4ととも に今後の評価において参考とされたい。

- (注1) 「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成22年3月公表)では、独立行政法人の内部統制を「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」と定義付けているほか、独立行政法人における内部統制の具体的な取組を例示している。
- (注2) 近年、各法人において内部統制の取組が進められているが、依然として国民の信頼を損なうような不祥

事が発生しており、これらの不祥事の発生要因の分析及び対応等を検討し、取りまとめられた第三者委員会の報告書における指摘事項は、内部統制の充実・強化を図る上で参考となると考える。

(基本方針への対応等)

平成22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定され、法人ごとに年限等を付して講ずべき措置(以下「措置事項」という。)が示されたところである。

また、平成23年9月15日には、基本方針のフォローアップ結果が行政刷新会議に報告され、22年度の措置事項について、遅延等の指摘が一部になされている。

こうした指摘を受けた措置事項についての関係府省独立行政法人評価委員会における評価結果をみると、ほとんどの措置事項について遅延等の原因を明らかにするなど 一定のフォローアップが行われている。

このように、基本方針に基づく措置事項のフォローアップについては、行政刷新会議において行われているところであるが、こうした政府方針に基づく独立行政法人の取組を促していくことは、評価の重要な役割でもある。このため、今後の評価に当たっても、基本方針に基づく平成23年度以降の措置事項についてフォローアップしていくことが求められる。

また、行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、今後の評価に当たって、その内容にも留意することが必要である。

(震災関連)

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、別紙6のとおり、多くの独立 行政法人等にその影響が生じているが、次年度は、震災の影響を受けた業務の年間実 績を対象に評価することにもなる。

このため、次年度の評価については、 被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組の場合は、当該取組が法人本来のミッションによるものであるか否かについて、 震災の影響で目標が未達成となった業務の場合は、 震災との因果関係等について、 それぞれ精査し厳格な評価を行うことが必要である。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【農林水産消費安全技術センター】

・ 本法人では、業務運営上重大な問題である「内部監査で抽出した不適合事項」及び 「窓口業務に係る苦情」が発生している。

これらの事項の評価については、監事監査及び外部有識者を含めた業務評価委員会において点検・評価が行われ、必要な改善等が図られている等としているが、貴委員会の評価結果等をみると、これら不適合事項等の内容並びに講じた措置の内容について業務実績報告書及び評価結果において、何ら明らかとされていない。

今後の評価に当たっては、国民への説明責任を果たす観点からも、法人の業務運営上重大な問題である事項については、当該事項の内容及び講じた措置について明らかにさせた上で、評価を行うべきである。

【水産大学校】

・ 本法人が保有する2隻の練習船(耕洋丸、天鷹丸)については、中期計画において、 実習生定員に対する乗船実績や教育内容の重点化等を踏まえ、適正かつ効率的な運用 を行うこととされている。

学生乗船率は、練習船ごとに定められた学生ベッド数に占める乗船学生数の割合で 算出するため、年度ごとの乗船率にはある程度の増減が伴う。第2期中期目標期間(平成18年度から22年度)の天鷹丸の学生乗船率をみると、18年度=82パーセント、19年度 =87パーセント、20年度=85パーセント、21年度=100パーセント、22年度=87パーセント と82パーセントから100パーセントの範囲で推移しているものの、22年度の学生乗船率 は87パーセントであり、21年度と比較して13パーセント減少していることについて、 評価結果等において、その理由が明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、練習船の効率的運用に向けた取組について、国民に対する分かりやすい評価を行うという観点から、過去の学生乗船率と比較して大きな変動が生じた場合には、その変動が生じた理由を明らかにさせた上で、厳格に評価を行うべきである。

・ 水産業及びその関連分野への就職については、第2期中期目標において、「大学校で学んだ水産に関する知識や技術を就職先で活かせるよう、水産に関連する分野への就職割合を向上させるべく大学校を挙げて取り組みを充実させ、水産業及びその関連分野への就職割合が75%以上確保されるよう努める。」とされている。

これについては、昨年度の当委員会意見において「水産業を担う人材を育成するという本法人の目的に照らして適切な評価を行う観点から、水産業及びその関連分野への就職割合の算定方法を見直し、進学者のうち水産分野への進学率等を考慮した評価を行うべきである。」との指摘を行っている。貴委員会の評価結果をみると、当委員会の指摘を踏まえ、本科、専攻科、研究科全卒業者に占める水産関連分野への進学及び就職割合(以下「水産関連分野進学・就職割合」という。)等を基に評価し、「A」評定(計画に対して業務が順調に進捗している)としているものの、研究科における「水産関連分野進学・就職割合」(71.4パーセント)が目標の75パーセントを下回ったことに対する評価が行われていない。

今後の評価に当たっては、学科ごとの人材育成に関する適切な取組を促す観点から、本科、専攻科、研究科それぞれの「水産関連分野進学・就職割合」についても、厳格に評価を行うべきである。

・ 専攻科(船舶運航課程、船用機関課程)については、第2期中期目標において、「二 級海技士免許筆記試験の合格率80%を目指す」とされている。

貴委員会の評価結果をみると、専攻科全体としてその他の項目の実績も勘案し、「A」評定(計画に対して業務が順調に進捗している)としているのみで、船舶運航課程における二級海技士(航海)免許筆記試験の合格率が78.9パーセントと目標の80パーセントを下回ったことに対する評価が行われていない。

今後の評価に当たっては、専攻科の課程(船舶運航課程、船用機関課程)ごとの二級海技士免許筆記試験に関する適切な取組を促す観点から、各課程それぞれの当該試験の合格率について、厳格に評価を行うべきである。

【国際農林水産業研究センター】

・ 熱帯・島嶼研究拠点に設置されているオープンラボ施設「島嶼環境技術開発棟」に ついては、昨年度の当委員会意見において、利用実績が低調な状況に鑑み、「利用機関 数だけで評価を行うのではなく、利用日数についても評価を行った上で、積極的に利用促進を図ることを促す評価を行うべきである」との指摘を行っている。

同開発棟の平成22年度の利用実績は、年度計画での4機関に対し1機関となっており、貴委員会の評価結果をみると「他機関の利用実績が伸び悩んでいることから、利用促進に向けた新たな取組が期待される」としているものの、利用日数については、引き続き業務実績報告書等では明らかにされておらず、利用促進を促す評価が十分に行われているとは言い難い。

今後の評価に当たっては、利用機関数のみならず利用日数も明らかにさせた上で、 利用促進を促す評価を行うとともに、引き続き利用実績が低調な場合には保有の必要 性も含めた厳格な評価を行うべきである。

・ 本法人では、平成21年に東南アジア事務所で現金横領事案が発覚(23年9月に和解 成立。)し、貴委員会の評価結果をみると、海外会計事務の適正な執行の確保など、事 後対応に係る評価が行われている。

次年度の評価に当たっては、引き続き法人における適切な業務運営を確保するため、内部統制の充実・強化に資する評価を行うとともに、国民への説明責任を果たす観点からの法人の対応の妥当性について適切な評価を行うことを期待する。

【農畜産業振興機構】

・ 貴委員会では、 乳業施設の整備については「乳業施設の整備件数/乳業施設の整備計画の採択件数」を、 肉用牛対策(生産性の向上のための実証調査等)については「事業実績上の実施件数/事業実施計画上の実施件数」を、 国産食肉に係る知識等の普及度の向上については「実施件数の合計/事業実施主体のイベント等の催事の普及啓発の計画件数」を評価指標として、それぞれ評価を行っており、いずれも「a」(達成度合は、90%以上であった)評定としている。

しかしながら、貴委員会の評価結果においては、 については整備計画の採択件数のみ、 については実施件数の合計のみしか明らかにされていないこと、 については評価指標の実態について何ら明らかとされていないことから、評定に至った理由が不明なものとなっている。

今後の評価に当たっては、評定の根拠を明らかにするため、評価指標に係る実態を

明らかにした上で、評価を行うべきである。

・ 全国規模の交流会及び現地交流会の開催について、貴委員会の評価結果をみると、 延べ133プースの出展及び866名の参加があったこと等をもって、「a」(取り組みは十 分であった)評定としているが、交流会を開催したことによる成果である商談件数に ついては明らかにされておらず、評価も行われていない。

今後の評価に当たっては、当該交流会の目的に沿った適切な取組を促す観点から、 評価対象事業年度末等、特定の時点における商談件数等についても明らかにさせつつ、 評価を行うべきである。

【農林漁業信用基金】

・ 目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給与・退職金等への 一層の反映について、貴委員会の評価結果をみると、業務実績報告書に記載されてい る「業務遂行へのインセンティブを向上させるため、今中期計画期間中に能力評価、 目標管理を導入することとし、できる限り前倒しに、新たな人事評価制度を本格導入 するため、取り組んでいる。22年度については、評価の試行等を行った」こと及び「役 員の期末調整手当や退職手当については、役員給与規程及び役員退職手当規程により 算出された額に業務実績評価結果に応じた業績勘案率を乗じて得た額を支給してい る」ことのみをもって、「A」(取り組みは十分であった)評定としている。

しかしながら、業務実績報告書の記載では、平成22年度に行われた試行が職員の給与・退職金等にどのように一層反映されることとなるのかが明らかにされていないため、「業務遂行へのインセンティブの向上を目指して、業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させるよう努める」としている年度計画に対し、何をもってA評定としたのか不明である。

今後の評価に当たっては、評定に至った理由、根拠等を明らかにした上で、厳格な 評価を行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見(案)

【農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、水産大学校、 農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農 林水産業研究センター、森林総合研究所及び水産総合研究センター】

上記 10 法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成 22 年 11 月 26 日付け政委第 30 号政策評価・独立行政法人評価委員会通知。以下「勧告の方向性」という。)の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 34 条第 3 項の規定に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び 効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ 的確な評価に努められたい。 経済産業省独立行政法人評価委員会

政 委 第 号 平成 23 年 12 月 日

経済産業省独立行政法人評価委員会 委員長 室 伏 き み 子 殿

> 政策評価・独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素 之

平成22年度における経済産業省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 23 年 9 月 30 日付けをもって貴委員会から通知のあった「経済産業省所管独立行政法人の平成 22 年度及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価の結果について」に関して、別紙1のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙 2 から別紙 4 のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙 5 のとおり、東日本大震災による各独立行政法人等の業務への影響及び震災対応関係の業務の実施状況について別紙 6 のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生したことを受け、同年4月26日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」では、被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うこととしました。今回の二次評価においては、こうした方針を踏まえつつ、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。また、その中で、各独立行政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も

行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待しています。

平成22年度における経済産業省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見(案)

平成22年度における経済産業省所管11法人(経済産業研究所、工業所有権情報・研修館、日本貿易保険、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構、原子力安全基盤機構、情報処理推進機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構)の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

(内部統制の充実・強化)

平成22年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」(平成23年4月26日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)において、東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うものとした。このうち、内部統制の評価に当たっては、平成21年度業務実績の評価における指摘事項のフォローアップに際して、特に留意すべき事項として、法人の長のマネジメントに関する2つの事項(重要な情報等の把握及びミッション等の周知徹底並びにミッション等の達成を阻害する要因(リスク)の洗い出し及び重要なリスクの把握・対応(以下、を合わせて「フォローアップ事項」という。))を示したところである。

- 1 内部統制に関する評価の状況
 - (1) 各府省独立行政法人評価委員会等の評価結果における言及状況

平成21年度業務実績の評価結果でフォローアップ事項について言及されていなかった10府省の独立行政法人評価委員会等(27法人)の状況をみると、22年度業務実績の評価結果でも言及されていなかったのは1府省の独立行政法人評価委員会等(2法人)となっており、大半で言及されていた。

一方で、平成21年度業務実績の評価結果ではフォローアップ事項について言及されていたものの、22年度業務実績の評価結果で言及されていなかったものが5

府省の独立行政法人評価委員会等(6法人)でみられた。

(2) 貴委員会の評価結果における言及状況

貴委員会の評価結果におけるフォローアップ事項の言及状況については、不十分であったものが11法人中2法人(情報処理推進機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構)みられた(平成21年度業務実績の評価結果において言及されていなかった5法人のうち当該2法人を除き今回は言及されていた。)。

今後の評価に当たっては、貴委員会の見解を評価結果において明らかにした上で、更なる内部統制の充実・強化に資するような評価が行われることを期待する。

2 内部統制の充実・強化に向けた今後の取組

上記1のとおり、内部統制の取組等については、ほとんどの独立行政法人等の評価結果において言及されるようになったところである。また、平成22年度末で中期目標期間が終了した42法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成22年11月26日付け政委第30号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)を踏まえ、内部統制の充実・強化について新中期目標等において明記されたところである。

このように、内部統制の充実・強化に関する取組は進捗しつつあると考える。

今後とも、内部統制の充実・強化に資するように評価の更なる充実を図ることが 重要である。このような観点から、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が取りまとめた報告書(注1)、平成21年度業務実績の評価に関す る二次評価意見及び最近の独立行政法人における不祥事案件に関して法人内に設置 された第三者委員会等の報告書(注2)などを基に、内部統制の充実・強化に向けた主な留意点とその取組の例を別紙2のとおり整理したので、別紙3及び別紙4ととも に今後の評価において参考とされたい。

(注1) 「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成22年3月公表)では、独立行政法人の内部統制を「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」と定義付けているほか、独立行政法人における内部統制の具体的な取組を例示している。

(注2) 近年、各法人において内部統制の取組が進められているが、依然として国民の信頼を損なうような不祥事が発生しており、これらの不祥事の発生要因の分析及び対応等を検討し、取りまとめられた第三者委員会の報告書における指摘事項は、内部統制の充実・強化を図る上で参考となると考える。

(基本方針への対応等)

平成22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定され、法人ごとに年限等を付して講ずべき措置(以下「措置事項」という。)が示されたところである。

また、平成23年9月15日には、基本方針のフォローアップ結果が行政刷新会議に報告(以下当該報告内容を「基本方針のフォローアップ結果」という。)され、22年度の措置事項について、遅延等の指摘が一部になされている。

こうした指摘を受けた措置事項についての関係府省独立行政法人評価委員会における評価結果をみると、ほとんどの措置事項について遅延等の原因を明らかにするなど 一定のフォローアップが行われている。

このように、基本方針に基づく措置事項のフォローアップについては、行政刷新会議において行われているところであるが、こうした政府方針に基づく独立行政法人の取組を促していくことは、評価の重要な役割でもある。このため、今後の評価に当たっても、基本方針に基づく平成23年度以降の措置事項についてフォローアップしていくことが求められる。

また、行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、今後の評価に当たって、その内容にも留意することが必要である。

(震災関連)

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、別紙6のとおり、多くの独立 行政法人等にその影響が生じているが、次年度は、震災の影響を受けた業務の年間実 績を対象に評価することにもなる。

このため、次年度の評価については、 被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組の場合は、当該取組が法人本来のミッションによるものであるか否かについて、 震災の影響で目標が未達成となった業務の場合は、 震災との因果関係等について、 そ

れぞれ精査し厳格な評価を行うことが必要である。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【日本貿易保険】

・ 保険金査定業務については、現行中期目標において、信用リスクに係る保険金の補 正期間を含めて査定期間を60日以下とするとの目標水準が定められている。

当該業務に関する貴委員会の評価結果をみると、査定期間が60日以下で処理できなかった未達成案件は、平成21年度(88件中38件)に引き続き、86件中25件となっているが、その未達成の理由について被保険者がエビデンスを入手するために時間を要したというやむを得ない事情によるものとの認識を示すにとどまっている。

今後の評価に当たっては、保険金査定の事務処理の一層の迅速化を図るため、目標を達成するために必要な取組を促すような評価を行うべきである。

【新エネルギー・産業技術総合開発機構】

・ 「独立行政法人における運営費交付金の状況について」(平成23年10月17日会計検査院から国会及び内閣宛て報告)において、「運営費交付金の額の算定に当たり、控除した利息収入等の額と実績額との間に著しいかい離が生じている法人」として指摘されている。

このため、今後の評価に当たっては、法人における自己収入の増加に対する動機付けにも留意し、運営費交付金算定の控除対象自己収入の額が運営費交付金から発生する利息収入の実態を可能な限り反映しているかについて、厳格な評価を行うべきである。

・ 会計検査院の平成22年度決算検査報告において、18年度に行った地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業の実施に当たり、共同研究に要する経費の計上が適正を欠いたため、法人負担額の支払26,045,250円が過大であり不当であると指摘されている。今後の評価に当たっては、本法人が講じた措置等について明らかにするととともに、事業者に対する指導、審査及び確認が行われているかについて厳格な評価を行うべき

【日本貿易振興機構】

・ 本法人の海外事務所については、昨年度の当委員会意見として、勧告の方向性や基本方針の指摘に沿った法人の取組が適時適切に実施されているかとの観点で評価を行うことが必要であるとの指摘を行ったところであるが、貴委員会の評価結果において、本法人の取組が基本方針に沿って適時適切に行われたのか言及されていない状況がみられた。

また、本法人については、基本方針のフォローアップ結果において、「22年度中に得た結論も踏まえつつ、個々の事務所の必要性の見直しや他機関との共用化を進めるための具体的な工程を明らかにし、早期に実施する必要がある」と指摘されているところである。

今後の評価に当たっては、上記の基本方針のフォローアップ結果を踏まえて本法人 が講じた措置の適切性について、評価結果において明らかにすべきである。

【原子力安全基盤機構】

・ 貴委員会の評価結果をみると、「3.業務運営の効率化」において、「常時、非常時ともに理事長のリーダーシップが発揮され、各部門間での相互点検の仕組みも機能し、内部統制については既に一定のレベルに達している。また、検査等業務のみならず、全業務にQMSを推進しており、業務の質の向上に向けた継続的改善が図られている」としている。

しかしながら、多発する検査ミスを始め、国民の信頼を失墜する重大な事象が発生 しており、本法人の内部統制が一定レベルに達したとは、到底言い難い。

今後の評価に当たっては、本法人が原子力の安全基盤を確立するために設立された という趣旨に鑑み、本法人職員の意識改革のみならず、検査業務を含む全業務に関す る実施及び管理の在り方について抜本的な見直しを促すような評価を行うべきである。

・ 東北地方太平洋沖地震に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故 (以下「福島原発事故」という。)への対応は、本法人のコア・ミッションであるが、 貴委員会の評価結果をみると、防災関連業務の一つとして平時の手法により評価が行 われ、総合評価へのウエイト付けについても5パーセントとして取り扱われており、 福島原発事故の対応という重大性を踏まえた評価が行われていない。

今後の評価に当たっては、福島原発事故の対応について、その重大性を踏まえたウエイト付けを行った上で厳格な評価を行うとともに、新たな原子力安全規制組織の下で実施される本法人の業務の実績評価に当たっては、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故調査・検証委員会」における検証結果等を踏まえ、客観的で明確な目標と的確な評価指標の設定を行った上で、厳格な評価を行うべきである。

・ 検査等業務については、法人の業務運営上重大な問題である検査ミスが複数発覚したにもかかわらず、貴委員会の評価結果をみると、「JNESの検査等業務の運営に当たって問題となる事象が発生したものとして、C評価とした」としているだけで、その原因や対応策に関する評価が行われていない。

今後の評価に当たっては、適切な検査業務の推進と検査ミスの再発防止を促す観点から、検査ミス等の業務改善を求めるべき事象が発生した場合には、その原因及び対応策を含め厳格な評価を行うべきである。

・ 安全研究業務については、緊急性が高いとは認められない研究が行われているなど、 適切な研究マネジメントシステムが構築されていない状況にあるが、貴委員会の評価 結果をみると、本法人が設置している外部委員による研究評価委員会の研究の質に関 する評価結果を紹介するにとどまっており、研究課題の選定の適切性や研究マネジメ ントの妥当性等に関する評価が行われていない。

今後の評価に当たっては、安全研究業務について、本法人に求められる役割やミッションを踏まえた研究マネジメントシステムを適切に評価するため、客観的で明確な目標と的確な評価指標の設定を行った上で、厳格な評価を行うべきである。

【情報処理推進機構】

・ 暗号モジュール試験・認証業務については、昨年度の当委員会意見として、「法人全体の業務実績にとどまらず、各業務の実績を踏まえ、年度計画等の達成状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、評価を行うべきである」との指摘を行っている。

貴委員会の評価結果をみると、平成22年度において暗号モジュール試験の認証手数

料が減少したことについて、その原因を「昨年度より試験部分を民間へ移管しており」 と説明されているが、試験部分が民間に移管されたのは19年度からであり、実際の原 因は企業からの申請件数が減少したことによるものである。

今後の評価に当たっては、昨年度の当委員会の指摘の趣旨を的確に踏まえるととも に、業務実績の推移について、その原因を適切に精査した上で評価を行うべきである。

・ 「地域のIT人材育成支援のためのライブ型eラーニング研修」については、年度 計画において、年間延べ160会場以上実施することとされている。

当該業務に係る平成20年度から22年度における実績をみると、延べ会場数の目標は 達成しているものの、1会場当たりの受講者数及び全受講者数は連続して減少してい る。

貴委員会の評価結果をみると、延べ実施会場数についての評価は行われており、また、受講者数拡大のための取組には着目しているものの、受講者数についての評価は行われていない。

今後の評価に当たっては、研修の目的に沿った適切な取組を促す観点から、実施会場数だけでなく、受講者数の推移及びその原因等にも着目した評価を行うべきである。

【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】

・ 「独立行政法人における運営費交付金の状況について」において、「運営費交付金の 額の算定に当たり、控除した利息収入等の額と実績額との間に著しいかい離が生じて いる法人」として指摘されている。

このため、今後の評価に当たっては、法人における自己収入の増加に対する動機付けにも留意し、運営費交付金算定の控除対象自己収入の額が運営費交付金から発生する利息収入の実態を可能な限り反映しているかについて、厳格な評価を行うべきである。

【中小企業基盤整備機構】

・ 福利厚生施設として利用する共有持分権については、貴委員会の評価結果において、 基本方針等を踏まえ、平成22年6月に売却を決定し、評価委員会の承認を得て入札公 告を実施し、売却手続を完了したことにつき高く評価できる旨言及している。 しかしながら、当該共有持分権については、売却手続を進めているものの、入札不調のため、平成23年10月末現在において、売却するに至っていない。また、基本方針のフォローアップ結果においては、「22年度中に国庫納付・売却することとされた資産のうち、現時点でまだ納付等が行われていないものについては、納付等に係る課題を解決し、可及的速やかに納付等を行う必要がある」と指摘されているところである。

今後の評価に当たっては、基本方針に基づく措置事項を推進する観点から、必要な取組を促すような評価を行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見(案)

【経済産業研究所、工業所有権情報・研修館、製品評価技術基盤機構及び日本貿易振興機構】

上記4法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成22年11月26日付け政委第30号政策評価・独立行政法人評価委員会通知。以下「勧告の方向性」という。)の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第34条第3項の規定に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び 効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ 的確な評価に努められたい。 国土交通省独立行政法人評価委員会

政 委 第 号 平成 23 年 12 月 日

国土交通省独立行政法人評価委員会 委員長 家田 仁殿

政策評価・独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素 之

平成22年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 23 年 9 月 16 日付けをもって貴委員会から通知のあった「国土交通省所管独立行政法人の平成 22 事業年度業務実績評価について」等に関して、別紙 1 のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙 2 から別紙 4 のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙 5 のとおり、東日本大震災による各独立行政法人等の業務への影響及び震災対応関係の業務の実施状況について別紙 6 のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生したことを受け、同年4月26日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」では、被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うこととしました。今回の二次評価においては、こうした方針を踏まえつつ、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。また、その中で、各独立行政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も

行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待しています。

平成22年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見(案)

平成 22 年度における国土交通省所管 20 法人(土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、航海訓練所、海技教育機構、航空大学校、自動車検査独立行政法人、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、海上災害防止センター、都市再生機構、奄美群島振興開発基金、日本高速道路保有・債務返済機構、住宅金融支援機構)の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

(内部統制の充実・強化)

平成22年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」(平成23年4月26日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)において、東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うものとした。このうち、内部統制の評価に当たっては、平成21年度業務実績の評価における指摘事項のフォローアップに際して、特に留意すべき事項として、法人の長のマネジメントに関する2つの事項(重要な情報等の把握及びミッション等の周知徹底並びにミッション等の達成を阻害する要因(リスク)の洗い出し及び重要なリスクの把握・対応(以下、を合わせて「フォローアップ事項」という。))を示したところである。

- 1 内部統制に関する評価の状況
 - (1) 各府省独立行政法人評価委員会等の評価結果における言及状況

平成21年度業務実績の評価結果でフォローアップ事項について言及されていなかった10府省の独立行政法人評価委員会等(27法人)の状況をみると、22年度業務実績の評価結果でも言及されていなかったのは1府省の独立行政法人評価委員会等(2法人)となっており、大半で言及されていた。

一方で、平成21年度業務実績の評価結果ではフォローアップ事項について言及されていたものの、22年度業務実績の評価結果で言及されていなかったものが5 府省の独立行政法人評価委員会等(6法人)でみられた。

(2) 貴委員会の評価結果における言及状況

貴委員会の評価結果におけるフォローアップ事項の言及状況については、不十分であったものが20法人中2法人(海技教育機構、航空大学校)みられた(平成21年度業務実績の評価結果において言及されていなかった3法人は今回言及されていた。)

今後の評価に当たっては、貴委員会の見解を評価結果において明らかにした上で、更なる内部統制の充実・強化に資するような評価が行われることを期待する。

2 内部統制の充実・強化に向けた今後の取組

上記1のとおり、内部統制の取組等については、ほとんどの独立行政法人等の評価結果において言及されるようになったところである。また、平成22年度末で中期目標期間が終了した42法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成22年11月26日付け政委第30号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)を踏まえ、内部統制の充実・強化について新中期目標等において明記されたところである。

このように、内部統制の充実・強化に関する取組は進捗しつつあると考える。

今後とも、内部統制の充実・強化に資するように評価の更なる充実を図ることが 重要である。このような観点から、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が取りまとめた報告書(注1)、平成21年度業務実績の評価に関する二次評価意見及び最近の独立行政法人における不祥事案件に関して法人内に設置された第三者委員会等の報告書(注2)などを基に、内部統制の充実・強化に向けた主な留意点とその取組の例を別紙2のとおり整理したので、別紙3及び別紙4とともに今後の評価において参考とされたい。

(注1) 「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成22年3月公表)では、独立行政法人の内部統制を「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果

たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」と定義付けているほか、独立行政法人における内部統制の具体的な取組を例示している。

(注2) 近年、各法人において内部統制の取組が進められているが、依然として国民の信頼を損なうような不祥 事が発生しており、これらの不祥事の発生要因の分析及び対応等を検討し、取りまとめられた第三者委員 会の報告書における指摘事項は、内部統制の充実・強化を図る上で参考となると考える。

(基本方針への対応等)

平成22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定され、法人ごとに年限等を付して講ずべき措置(以下「措置事項」という。)が示されたところである。

また、平成23年9月15日には、基本方針のフォローアップ結果が行政刷新会議に報告され、22年度の措置事項について、遅延等の指摘が一部になされている。

こうした指摘を受けた措置事項についての関係府省独立行政法人評価委員会における評価結果をみると、ほとんどの措置事項について遅延等の原因を明らかにするなど 一定のフォローアップが行われている。

このように、基本方針に基づく措置事項のフォローアップについては、行政刷新会議において行われているところであるが、こうした政府方針に基づく独立行政法人の取組を促していくことは、評価の重要な役割でもある。このため、今後の評価に当たっても、基本方針に基づく平成23年度以降の措置事項についてフォローアップしていくことが求められる。

また、行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、今後の評価に当たって、その内容にも留意することが必要である。

(震災関連)

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、別紙6のとおり、多くの独立 行政法人等にその影響が生じているが、次年度は、震災の影響を受けた業務の年間実 績を対象に評価することにもなる。

このため、次年度の評価については、 被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組の場合は、当該取組が法人本来のミッションによるものであるか否かについて、

震災の影響で目標が未達成となった業務の場合は、震災との因果関係等について、それぞれ精査し厳格な評価を行うことが必要である。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【港湾空港技術研究所】

・ 効果的な研究体制の整備について、貴委員会の評価結果をみると、「高度化、多様化する研究ニーズに迅速かつ効果的に対応するため、研究センターの改編など研究体制の見直しを図り、限られた人数で効率的な研究が行われていることは高く評価できる。 具体的には、津波災害が太平洋沖で頻発している状況を受けて、タイムリーに津波防災研究センターをアジア・太平洋沿岸防災研究センターに改編している。このことは、東北地方太平洋沖地震・津波後において、迅速な災害調査活動を展開し、他機関に先駆けて調査成果を挙げることに繋がっており、極めて高く評価できる」等として「SS」評定(「特筆すべき優れた」実績を上げている)としている。

しかしながら、アジア・太平洋沿岸防災研究センターは、国内外の沿岸地域における地震・津波等の災害及び被害の軽減に関する研究について、高度化・多様化する研究ニーズに迅速に対応するために改編した組織であり、東北地方太平洋沖地震・津波への対応は本来のミッションであることから、このことをもって、「SS」評定とし、中期目標・年度計画において想定していた範囲を量的かつ質的にはるかに超えて事前には実現することが極めて困難と考えられた実績を上げているとの説明にはならない。今後の評価に当たっては、アジア・太平洋沿岸防災研究センターについて、その役割・ミッションを精査の上、評定の理由、根拠等を明らかにし、厳格な評価を行うべきである。

【電子航法研究所】

・ 岩沼分室については、東北地方太平洋沖地震・津波の発生により研究に不可欠な実験用航空機、GNSS実験設備等の主要な機材等が全損しており、法人から貴委員会に対して被災状況の報告が行われ、議論がされているところである。しかしながら、 貴委員会の評定理由をみると被災状況についての記述がない。 今後の評価に当たっては、貴委員会において、評価結果の判定に影響を与える事象があった場合には、国民の理解に資する観点から評定理由等において言及すべきである。

【自動車事故対策機構】

・生活資金貸付業務については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成18年11月27日)の「第2融資等業務の見直し」において、「生活資金貸付業務については、人件費、債権回収経費等のコスト要因を分析するとともに、それを踏まえた業務運営等の見直しにより、更なるコスト削減を図るものとする」との指摘を行っている。また、本法人の第2期中期計画においても、「債権回収経費等のコスト要因を分析するとともに、その結果を踏まえた業務運営等の見直しにより、更なるコスト削減を図る」こととされている。

本法人は、平成19年度及び20年度において債権回収経費等のコスト要因分析及びその結果を踏まえた業務運営等の見直しによるコスト削減を行っていたものの、20年度までにコスト要因分析を完了したことを理由として21年度以降コスト要因の分析を行っておらず、また、貴委員会の評価結果をみると、そのことについて指摘していない。

今後の評価に当たっては、生活資金貸付業務の効率化を図る観点から、当委員会の 指摘に沿って、債権回収経費等のコスト要因分析及びその結果を踏まえた業務運営等 の見直しによる更なるコスト削減の取組を促し、その適切性について評価を行うべき である。

【空港周辺整備機構】

・ 随意契約の見直しについて、貴委員会の評価結果をみると、競争性のない随意契約 について見直し計画の目標を達成したほか、一般競争入札等における一者応札・一者 応募案件が0件となったことをもって、「S」評定(「優れた」実績を上げている)と しているが、貴委員会においては、「S」評定を付するに当たっては、目覚ましく業務 を実施していることが必要(単に順調に目標を達成しているのみならず、それ以上に 積極的に評価すべき付加的な実績・内容が必要)であるとしている。

本法人の平成22年度の契約状況については、随意契約によることが真にやむを得ない契約5件を除き全て一般競争入札等になっており、かつ一者応札・一者応募案件も

ない状況になっているが、21年度で既に、競争性のない随意契約は7件、一般競争入 札等における一者応札・一者応募案件も2件まで減少しており、見直し計画に沿った 取組が進められている。よって、平成22年度が、単に順調に目標を達成しているのみ ならず、それ以上に積極的に評価すべき付加的な実績・内容があるとまでは言い難い。 今後の評価に当たっては、経年的な事実関係等も的確に把握・分析し、厳格な評価 を行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見(案)

【土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、航海訓練所、海技教育機構、航空大学校、自動車検査及び海上 災害防止センター】

上記 11 法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成 22 年 11 月 26 日付け政委第 30 号政策評価・独立行政法人評価委員会通知。以下「勧告の方向性」という。)の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 34 条第 3 項の規定に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び 効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ 的確な評価に努められたい。 環境省独立行政法人評価委員会

政 委 第 号 平成 23 年 12 月 日

環境省独立行政法人評価委員会 委員長 松尾 友矩 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素 之

平成 22 年度における環境省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 23 年 8 月 30 日付けをもって貴委員会から通知のあった「独立行政法人環境再生保全機構における平成 22 年度業務実績の評価結果について(通知)」等に関して、別紙 1 のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙 2 から別紙 4 のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙 5 のとおり、東日本大震災による各独立行政法人等の業務への影響及び震災対応関係の業務の実施状況について別紙 6 のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生したことを受け、同年4月26日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」では、被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うこととしました。今回の二次評価においては、こうした方針を踏まえつつ、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。また、その中で、各独立行

政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も 行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待しています。

平成22年度における環境省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見(案)

平成22年度における環境省所管 2 法人(国立環境研究所、環境再生保全機構)の業務の 実績に関する貴委員会の評価の結果については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

(内部統制の充実・強化)

平成22年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」(平成23年4月26日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)において、東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うものとした。このうち、内部統制の評価に当たっては、平成21年度業務実績の評価における指摘事項のフォローアップに際して、特に留意すべき事項として、法人の長のマネジメントに関する2つの事項(重要な情報等の把握及びミッション等の周知徹底並びにミッション等の達成を阻害する要因(リスク)の洗い出し及び重要なリスクの把握・対応(以下、を合わせて「フォローアップ事項」という。))を示したところである。

- 1 内部統制に関する評価の状況
 - (1) 各府省独立行政法人評価委員会等の評価結果における言及状況

平成21年度業務実績の評価結果でフォローアップ事項について言及されていなかった10府省の独立行政法人評価委員会等(27法人)の状況をみると、22年度業務実績の評価結果でも言及されていなかったのは1府省の独立行政法人評価委員会等(2法人)となっており、大半で言及されていた。

一方で、平成21年度業務実績の評価結果ではフォローアップ事項について言及されていたものの、22年度業務実績の評価結果で言及されていなかったものが5 府省の独立行政法人評価委員会等(6法人)でみられた。

(2) 貴委員会の評価結果における言及状況

貴委員会の評価結果におけるフォローアップ事項の言及状況をみると、環境省が所管する全ての法人(平成21年度業務実績の評価結果において言及されていなかった2法人を含む。)において、貴委員会の見解が言及されていた。

今後、更なる内部統制の充実・強化に資するような評価が行われることを期待する。

2 内部統制の充実・強化に向けた今後の取組

上記1のとおり、内部統制の取組等については、ほとんどの独立行政法人等の評価結果において言及されるようになったところである。また、平成22年度末で中期目標期間が終了した42法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成22年11月26日付け政委第30号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)を踏まえ、内部統制の充実・強化について新中期目標等において明記されたところである。

このように、内部統制の充実・強化に関する取組は進捗しつつあると考える。

今後とも、内部統制の充実・強化に資するように評価の更なる充実を図ることが 重要である。このような観点から、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が取りまとめた報告書(注1)、平成21年度業務実績の評価に関す る二次評価意見及び最近の独立行政法人における不祥事案件に関して法人内に設置 された第三者委員会等の報告書(注2)などを基に、内部統制の充実・強化に向けた主な留意点とその取組の例を別紙2のとおり整理したので、別紙3及び別紙4ととも に今後の評価において参考とされたい。

- (注1) 「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成22年3月公表)では、独立行政法人の内部統制を「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」と定義付けているほか、独立行政法人における内部統制の具体的な取組を例示している。
- (注2) 近年、各法人において内部統制の取組が進められているが、依然として国民の信頼を損なうような不祥 事が発生しており、これらの不祥事の発生要因の分析及び対応等を検討し、取りまとめられた第三者委員 会の報告書における指摘事項は、内部統制の充実・強化を図る上で参考となると考える。

(基本方針への対応等)

平成22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定され、法人ごとに年限等を付して講ずべき措置(以下「措置事項」という。)が示されたところである。

また、平成23年9月15日には、基本方針のフォローアップ結果が行政刷新会議に報告され、22年度の措置事項について、遅延等の指摘が一部になされている。

こうした指摘を受けた措置事項についての関係府省独立行政法人評価委員会における評価結果をみると、ほとんどの措置事項について遅延等の原因を明らかにするなど 一定のフォローアップが行われている。

このように、基本方針に基づく措置事項のフォローアップについては、行政刷新会議において行われているところであるが、こうした政府方針に基づく独立行政法人の取組を促していくことは、評価の重要な役割でもある。このため、今後の評価に当たっても、基本方針に基づく平成23年度以降の措置事項についてフォローアップしていくことが求められる。

また、行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、今後の評価に当たって、その内容にも留意することが必要である。

(震災関連)

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、別紙6のとおり、多くの独立 行政法人等にその影響が生じているが、次年度は、震災の影響を受けた業務の年間実 績を対象に評価することにもなる。

このため、次年度の評価については、 被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組の場合は、当該取組が法人本来のミッションによるものであるか否かについて、 震災の影響で目標が未達成となった業務の場合は、 震災との因果関係等について、 それぞれ精査し厳格な評価を行うことが必要である。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見(案)

【国立環境研究所】

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成22年11月26日付け政委第30号政策評価・独立行政法人評価委員会通知。以下「勧告の方向性」という。)の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第34条第3項の規定に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び 効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ 的確な評価に努められたい。 防衛省独立行政法人評価委員会

政 委 第 号 平成 23 年 12 月 日

防衛省独立行政法人評価委員会 委員長 新井 誠 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素 之

平成 22 年度における防衛省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 23 年 8 月 24 日付けをもって貴委員会から通知のあった「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の平成 22 事業年度における業務の実績に関する評価結果について(通知)」等に関して、別紙 1 のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙 2 から別紙 4 のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙 5 のとおり、東日本大震災による各独立行政法人等の業務への影響及び震災対応関係の業務の実施状況について別紙 6 のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生したことを受け、同年4月26日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」では、被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うこととしました。今回の二次評価においては、こうした方針を踏まえつつ、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。また、その中で、各独立行

政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も 行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待しています。

平成22年度における防衛省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見(案)

平成22年度における防衛省所管1法人(駐留軍等労働者労務管理機構)の業務の実績に 関する貴委員会の評価の結果については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

(内部統制の充実・強化)

平成22年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」(平成23年4月26日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)において、東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うものとした。このうち、内部統制の評価に当たっては、平成21年度業務実績の評価における指摘事項のフォローアップに際して、特に留意すべき事項として、法人の長のマネジメントに関する2つの事項(重要な情報等の把握及びミッション等の周知徹底並びに ミッション等の達成を阻害する要因(リスク)の洗い出し及び重要なリスクの把握・対応(以下 、を合わせて「フォローアップ事項」という。))を示したところである。

1 内部統制に関する評価の状況

(1) 各府省独立行政法人評価委員会等の評価結果における言及状況

平成21年度業務実績の評価結果でフォローアップ事項について言及されていなかった10府省の独立行政法人評価委員会等(27法人)の状況をみると、22年度業務実績の評価結果でも言及されていなかったのは1府省の独立行政法人評価委員会等(2法人)となっており、大半で言及されていた。

一方で、平成21年度業務実績の評価結果ではフォローアップ事項について言及されていたものの、22年度業務実績の評価結果で言及されていなかったものが5府省の独立行政法人評価委員会等(6法人)でみられた。

(2) 貴委員会の評価結果における言及状況

貴委員会の評価結果におけるフォローアップ事項の言及状況をみると、平成21年

度業務実績の評価結果に引き続き、防衛省が所管する法人において、貴委員会の見解が言及されていた。

今後、更なる内部統制の充実・強化に資するような評価が行われることを期待する。

2 内部統制の充実・強化に向けた今後の取組

上記1のとおり、内部統制の取組等については、ほとんどの独立行政法人等の評価結果において言及されるようになったところである。また、平成22年度末で中期目標期間が終了した42法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成22年11月26日付け政委第30号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)を踏まえ、内部統制の充実・強化について新中期目標等において明記されたところである。

このように、内部統制の充実・強化に関する取組は進捗しつつあると考える。

今後とも、内部統制の充実・強化に資するように評価の更なる充実を図ることが重要である。このような観点から、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が取りまとめた報告書(注1)、平成21年度業務実績の評価に関する二次評価意見及び最近の独立行政法人における不祥事案件に関して法人内に設置された第三者委員会等の報告書(注2)などを基に、内部統制の充実・強化に向けた主な留意点とその取組の例を別紙2のとおり整理したので、別紙3及び別紙4とともに今後の評価において参考とされたい。

- (注1) 「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成22年3月公表)では、独立行政法人の内部統制を「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」と定義付けているほか、独立行政法人における内部統制の具体的な取組を例示している。
- (注2) 近年、各法人において内部統制の取組が進められているが、依然として国民の信頼を損なうような不祥事が発生しており、これらの不祥事の発生要因の分析及び対応等を検討し、取りまとめられた第三者委員会の報告書における指摘事項は、内部統制の充実・強化を図る上で参考となると考える。

(基本方針への対応等)

平成22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定され、法人ごとに年限等を付して講ずべき措置(以下「措置事項」という。)が示されたところである。

また、平成23年9月15日には、基本方針のフォローアップ結果が行政刷新会議に報告され、22年度の措置事項について、遅延等の指摘が一部になされている。

こうした指摘を受けた措置事項についての関係府省独立行政法人評価委員会における 評価結果をみると、ほとんどの措置事項について遅延等の原因を明らかにするなど一定 のフォローアップが行われている。

このように、基本方針に基づく措置事項のフォローアップについては、行政刷新会議において行われているところであるが、こうした政府方針に基づく独立行政法人の取組を促していくことは、評価の重要な役割でもある。このため、今後の評価に当たっても、基本方針に基づく平成23年度以降の措置事項についてフォローアップしていくことが求められる。

また、行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、今後の評価に当たって、その内容にも留意することが必要である。

(震災関連)

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、別紙6のとおり、多くの独立行政法人等にその影響が生じているが、次年度は、震災の影響を受けた業務の年間実績を対象に評価することにもなる。

このため、次年度の評価については、 被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組 の場合は、当該取組が法人本来のミッションによるものであるか否かについて、 震災 の影響で目標が未達成となった業務の場合は、 震災との因果関係等について、 それぞれ 精査し厳格な評価を行うことが必要である。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見(案)

【駐留軍等労働者労務管理機構】

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成22年11月26日付け政委第30号政策評価・独立行政法人評価委員会通知。以下「勧告の方向性」という。)の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第34条第3項の規定に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び 効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ 的確な評価に努められたい。 日本司法支援センター評価委員会

政 委 第 号 平成 23 年 12 月 日

日本司法支援センター評価委員会 委員長 山本 和彦殿

> 政策評価・独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素 之

平成 22 年度における日本司法支援センターの業務の実績 に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 23 年 8 月 31 日付けをもって貴委員会から通知のあった「日本司法支援センターにおける平成 22 年度業務実績の評価結果について」に関して、別紙 1 のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙 2 から別紙 4 のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙 5 のとおり、東日本大震災による各独立行政法人等の業務への影響及び震災対応関係の業務の実施状況について別紙 6 のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生したことを受け、同年4月26日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」では、被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うこととしました。今回の二次評価においては、こうした方針を踏まえつつ、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。また、その中で、各独立行政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も

行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待しています。

平成22年度における日本司法支援センターの業務の実績 に関する評価の結果についての意見(案)

平成22年度の日本司法支援センターにおける業務の実績に関する貴委員会の評価の結果 については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

(内部統制の充実・強化)

平成22年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」(平成23年4月26日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)において、東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うものとした。このうち、内部統制の評価に当たっては、平成21年度業務実績の評価における指摘事項のフォローアップに際して、特に留意すべき事項として、法人の長のマネジメントに関する2つの事項(重要な情報等の把握及びミッション等の周知徹底並びにミッション等の達成を阻害する要因(リスク)の洗い出し及び重要なリスクの把握・対応(以下、を合わせて「フォローアップ事項」という。))を示したところである。

1 内部統制に関する評価の状況

(1) 各府省独立行政法人評価委員会等の評価結果における言及状況

平成21年度業務実績の評価結果でフォローアップ事項について言及されていなかった10府省の独立行政法人評価委員会等(27法人)の状況をみると、22年度業務実績の評価結果でも言及されていなかったのは1府省の独立行政法人評価委員会等(2法人)となっており、大半で言及されていた。

一方で、平成21年度業務実績の評価結果ではフォローアップ事項について言及されていたものの、22年度業務実績の評価結果で言及されていなかったものが5府省の独立行政法人評価委員会等(6法人)でみられた。

(2) 貴委員会の評価結果における言及状況

貴委員会の評価結果におけるフォローアップ事項の言及状況をみると、法務省が

所管する全ての法人(平成21年度業務実績の評価結果において言及されていなかった 1法人を含む。)において、貴委員会の見解が言及されていたほか、法人の取組を促すような的確な評価を行っていることは評価できる。

今後、更なる内部統制の充実・強化に資するような評価が行われることを期待する。

2 内部統制の充実・強化に向けた今後の取組

上記1のとおり、内部統制の取組等については、ほとんどの独立行政法人等の評価結果において言及されるようになったところである。また、平成22年度末で中期目標期間が終了した42法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成22年11月26日付け政委第30号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)を踏まえ、内部統制の充実・強化について新中期目標等において明記されたところである。

このように、内部統制の充実・強化に関する取組は進捗しつつあると考える。

今後とも、内部統制の充実・強化に資するように評価の更なる充実を図ることが重要である。このような観点から、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が取りまとめた報告書(注1)、平成21年度業務実績の評価に関する二次評価意見及び最近の独立行政法人における不祥事案件に関して法人内に設置された第三者委員会等の報告書(注2)などを基に、内部統制の充実・強化に向けた主な留意点とその取組の例を別紙2のとおり整理したので、別紙3及び別紙4とともに今後の評価において参考とされたい。

- (注1) 「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成22年3月公表)では、独立行政法人の内部統制を「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」と定義付けているほか、独立行政法人における内部統制の具体的な取組を例示している。
- (注2) 近年、各法人において内部統制の取組が進められているが、依然として国民の信頼を損なうような不祥事が発生しており、これらの不祥事の発生要因の分析及び対応等を検討し、取りまとめられた第三者委員会の報告書における指摘事項は、内部統制の充実・強化を図る上で参考となると考える。

(震災関連)

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、別紙6のとおり、多くの独立行政法人等にその影響が生じているが、次年度は、震災の影響を受けた業務の年間実績を対象に評価することにもなる。

このため、次年度の評価については、 被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組 の場合は、当該取組が法人本来のミッションによるものであるか否かについて、 震災 の影響で目標が未達成となった業務の場合は、震災との因果関係等について、それぞれ 精査し厳格な評価を行うことが必要である。

各府省評価委員会等に共通して 送付する文書・資料

内部統制の充実・強化に向けた主な留意点と取組の例

1 組織にとって重要な情報等の把握

【留意点】

日常の組織内のコミュニケーションの円滑化

【取組の例】

- ➤ 法人のマネジメントを補佐する各種会議での情報把握、組織内イントラネット等ICTを利用した情報共有・伝達を実施
- ▶ 理事長以下の日常的なアプローチと併せ、組織内の「気楽なコミュニケーション」が大事であることを指摘(経済産業省独立行政法人評価委員会)

【留意点】

法人の長直属の内部監査組織、内部通報制度など業務執行ライン以外からの情報伝達の仕組みの整備

【取組の例】

➤ 「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構第三者委員会報告書」(平成23年3月公表。以下「JOGMEC報告書」という。)では、今後の対策について、「監査・コンプライアンス機関に対して、業務執行部門から十分な情報が即時に提供される体制の構築が必要である」ことを指摘

2 法人のミッションの役職員に対する周知徹底

【留意点】

法人のミッション達成に向けた法人の長としての業務運営の方針の 明確化

【取組の例】

- → 中期計画や年度計画とは別に、法人の長が当該法人の経営理念等を 策定し、役職員に周知
- ➢ 法人の基本理念、行動指針等をカードサイズに印刷して全ての役職 員へ配布

【留意点】

役職員に対して、各役職員が自らの職務の位置付け(何のためにそ

の職務を行うのかなど)、その重要性を認識させる取組

【取組の例】

- → 理事長から役職員に対して業務を行う上で念頭に置くべき視点(例えば、お客様目線と健全性など)を指示
- → 理事長が人事評価の期初面接等において、職員一人一人に年度計画 における各職員の位置付け、役割を明らかにし職員に周知

役員も含めて管理職以上の職員と個別に面接を実施し、業務の進捗 状況や課題を直接把握

【留意点】

ミッションの周知徹底について、トップと現場等における双方向の 意思疎通

【取組の例】

- ▶ 日常業務では、理事長との接点が少ない職員とのコミュニケーション強化のため、定期的にそれぞれのグループと直接意見交換する場を設けて、法人のミッションを周知徹底
- ▶ 理事長、副理事長、各理事が、現場事務所職員一人一人から意見を 聞く理事ヒアリングを実施

役員が、ユーザーに最も近い現場職員の声を、直接、全事務所に出 向いて拾いあげ、一体となって課題等に対処する取組を実施

➤ 独立行政法人住宅金融支援機構の「職員不祥事再発防止検討委員会報告書」(平成23年7月公表。以下「住金報告書」という。)では、今後の対策について、「職員のコンプライアンスに関する意識改革の更なる徹底のため、理事長と職員との直接対話の機会を設定すること」を指摘

【留意点】

職員に対する研修体制(体系的、双方向)の整備

【取組の例】

▶ 住金報告書では、今後の対策について、「一方通行的な研修から、ケースメソッド など、自分で考える双方向的な新たな視点による研修にすることによる研修の充実」を指摘

ケースメソッド:実際に起きた事例を教材として、双方向・他方向の討議を行い、あらゆる事態に適した最善策を導き出す教育手法

3 法人のミッションや中期目標の達成を阻害する要因(リスク)の洗い出し、組織全体として取組むべき重要なリスクの把握・対応

【留意点】

法人のミッションや中期目標の達成を阻害する要因をリスクとして 認識

法人の業務の特性等に応じたリスク管理規程等の整備

各部署において、リスクの洗い出しを実施した上で組織全体として 取り組むべき重要なリスクの把握

【取組の例】

- ▶ 内部監査組織に報告された自己判定結果の集計により、法人のミッションや中期目標の達成を阻害する要因(リスク)を洗い出し、役員会では組織全体として取り組むべき重要なリスクを把握するとともに、必要な対応策を各部署に指示
- ▶ リスク管理規程を策定し、全ての業務について、内在するリスクの 洗い出し、その評価、リスク対策の検討を行い、組織として管理すべ きリスクの特定を行った上で、リスク管理シートを作成し、同シート に基づきリスク対策を講じることによるリスク発生の防止及びリスク 発生時の早期発見
- → 毎年度、法人の使命や中期目標の達成を阻害する要因(リスク)とこれに対する措置を、各部署及び各機関から抽出し、重要課題として取りまとめ、各種会議における審議を経て、理事会で各理事の意見を反映し、理事長が設定
- ➤ 組織全体で取り組むべき重要なリスクのうち、特に重要と考えているリスクについては、職員研修等を通じて、職員へ周知徹底

4 内部監査

【留意点】

内部監査に関する体制等の整備

【取組の例】

→ JOGMEC報告書では、今後の対策について、「機構には多数の内 規類が制定されているが、これらの一つ一つについて、その適切性と 十分性並びに、相互関連性・補完性といった観点から不断の見直し・ 改善を行う必要があるものと考える。一例としては、監事監査規程に、 事故又は異例事項の報告の規定があるものの、監事への報告義務を負 う側である事故・異例事項関係者に向けられて監事への報告を命ずる 規定が備わっていないことが挙げられる」と指摘 ▶ 内部監査の指針を策定し、職員の理解と協力を得るため全部室に配布し周知

内部監査体制を強化するため監査室に専任の職員を配置

【留意点】

毎年度の内部監査計画の策定

【取組の例】

▶ 内部監査計画の策定において重点項目を定め、書面監査及び実地監査を実施

不適正な事案が認められた施設について臨時の監査を実施

【留意点】

内部監査における指摘事項のフォローアップ

【取組の例】

▶ 内部監査で指摘された不適合事項に対して速やかに是正し、再発防 止措置を徹底

【留意点】

内部監査組織の監事、会計監査人等との連携

【取組の例】

- ➤ 監査計画の策定に当たっては、外部監査機関の監査結果、監事や会 計監査人からの意見、契約監視委員会からの指摘等を反映
- ▶ 内部統制の強化に向けて、監事、会計監査人及び監査室間でそれぞれ相互に情報を共有の上、意見交換を実施

独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる 評価委員会における評価

評価委員会名	評価結果の概要
外務省独立行政法	(リスクの洗い出し、把握・対応)
人評価委員会	【国際交流基金】
	・内部統制に関しては、「コンプライアンス推進委員会」の設置
	や「助成金確定内訳」書式の標準化、内部監査におけるリスク
	アプローチの導入など、組織全体としてリスクを把握し、対応
	すると共に、適切な再発防止を行う環境整備が行われていると
	評価できる。また、理事会や運営検討会議等を通じて、法人の
	長がリーダーシップを発揮し、ミッションや内部統制に関する
	諸課題を把握して対応を指示する環境が整備されており、有効
	に運用されている。また、監査については、順調に行われてい
	ることを確認した。
	(略)
	以上を踏まえ、中期計画の実施状況は計画通り順調である。
	<u>今後の課題として、内部統制に関しては、コンプライアンス</u>
	推進委員会が実効性あるものとして、内部統制がより一層強化
	されるようにする必要がある。
文部科学省独立行	(情報等の把握、ミッションの周知徹底)
政法人評価委員会	【国立青少年教育振興機構】
	・日常的に役員懇談会・課長報告会を行うとともに、各施設の
	所長からもヒアリングを行い、理事長が状況把握をした上で、
	随時指示を行っている。さらに、法人内のポータルサイトへの
	掲載等を活用し、全職員に事業方針や運営方針等の周知徹底を
	図っている。機構本部と各施設が地理的に離れていることから、
	各施設の所長以外の職員との対話を大切にし、その能力がより
	一層発揮できる環境整備にも努めていただきたい。

評価委員会名	評価結果の概要
	(情報等の把握、ミッションの周知徹底)(リスクの洗い出し、把握・対応)
	【国立美術館】
	・館長会議や理事長の補佐体制の整備を通じて、理事長がリー
	ダーシップを発揮できる環境は整備され、実質的に機能してい
	ると認められる。ただ、美術館4館の伝統的個性があり、それ
	に加えて新しい使命を持つ国立新美術館の参加という歴史は理
	解するが、法人としての業務の理念設定や長期的活動構想、及
	び経常的な活動指針については、今後整理が必要と考えられる。
	・組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応
	等は、適切に行われていると判断する。 <u>一方で、各館のリスク</u>
	対応策の設定は重要だが、それは各館の自己防衛的な観点から
	策定するだけでなく、ナショナルセンターとしての意義に鑑み
	れば、国内の公立私立美術館にガイドラインとなるような立案
	やポリシーの提示や周知が求められる。
	(情報等の把握、ミッションの周知徹底)
	【国立文化財機構】
	・役員会を通じて役職員に対してミッションを周知していると
	認められる。しかし、 <u>役員会を通じてだけではミッションを役</u>
	職員により深く浸透させることは十分ではないため、各種会議
	への役職員の参加や、朝礼及び機関誌等を利用することにより、
	すべての役職員への周知徹底を図ることが必要である。

(情報等の把握、ミッションの周知徹底)

【理化学研究所】

・理事長主催の理研研究政策リトリートを開催し、理事理事長の方針を周知徹底させたことは高く評価できる。一方で、<u>野依</u>イニシアチブをはじめとする経営方針を組織未端まで浸透させ

評価委員会名	評価結果の概要
	ることについて、必ずしも十分でないとの指摘もあるため、今
	後ともこのような取組を行うことを期待する。
	(情報等の把握、ミッションの周知徹底)
	【国立高等専門学校機構】
	・「高専機構意見箱」の設置、「危機管理体制点検・整備委員会」
	によるガイドラインの策定、リスク管理本部によるハンドブッ
	クの作成など地道な取組みが着実に進んでいる。
	・法人のスケールの大きさが管理運営上のデメリットとならな
	いよう、今後は経営と現場の距離を縮めるよう更なる継続的努
	力も求められる。
	(情報等の把握、ミッションの周知徹底)(リスクの洗い出し、把握・対応)
	【大学評価・学位授与機構】
	・法人のミッションの役職員への周知徹底については、企画調
	整会議を月例で開催して、事業の実施状況の報告や他の評価機
	関等との情報交換等から得られた情報の紹介等を通じて、機構
	長のリーダーシップの発揮、組織内のコミュニケーションに役
	立て、機構に課せられたミッションの周知・浸透を図っている
	ことは評価できるが、 <u>あわせて実態として機能していることの</u>
	確認も必要である。
	・内部統制については、監事監査、企画調整会議等を通じて、
	現状を的確に把握し、対応しているが、 <u>監事が非常勤であり、</u>
	日常業務を第三者の視点で随時チェック可能な体制とは言い難
	く、今後そのための取組の一層の充実が望まれる。
厚生労働省独立行	(リスクの洗い出し、把握・対応)
政法人評価委員会	【労働者健康福祉機構】
	・ リスクマネジメント評価の視点が少なく、収益性・満足度を

評価委員会名	評価結果の概要
	上げるだけでなく、大きなリスクを生じさせない運営強化を期
	<u>待したい。</u>
	(情報等の把握、ミッションの周知徹底)(リスクの洗い出し、把握・対応)
	【医薬基盤研究所】
	・内部統制については、理事長が参加する幹部会、リーダー連
	絡会等において、組織運営の重要事項やミッション及びリスク
	について理事長から直接、職員へ伝達されるなど、風通しの良
	い統制環境が確保されていると認められる一方で、 <u>今後は、職</u>
	<u>員間での連携についてもさらに着実に取り組んでいくことが重</u>
	要である。
	(略)
	その他、コンプライアンス委員会による法令遵守の促進や内
	部統制に関する職員の意識の醸成、コンプライアンス・マニュ
	アルの周知徹底等により、理事長のトップマネジメントの下、
	組織全体としてのリスク対応やモニタリングに努めているとこ
	ろであるが、 <u>今後更に、より一層の努力に努め、理事長による</u>
	トップマネジメント、監事、内部監査、及びコンプライアンス
	委員会等による連携を密にし、内部統制の強化を図っていくこ
	とが重要である。
農林水産省独立行	(情報等の把握、ミッションの周知徹底)(リスクの洗い出し、把握・対応)
政法人評価委員会	【家畜改良センター】
	・内部統制の充実・強化について、業務の進捗状況及び予算の
	執行状況を定期的に役員会に報告し、業務の進行管理の徹底を
	図り、年度計画の確実な達成に努めるとともに、監事監査につ
	いては、内部統制が適切に整備・運用されているかに留意し、
	業務の管理・運営の有効性・効率性について実施されており、

また、監査の結果明らかになった改善点等については理事長へ

評価委員会名	評価結果の概要
	報告され、被監査部門の長へ通知するなど適切に実施されてい
	た。
	また、法令遵守の推進のため、コンプライアンス委員会を開
	催し、役職員行動規範・内部通報制度の周知やハラスメント等
	の防止対策などの取り組み及びコンプライアンス等に関する職
	員の意識調査を行い、今後の取組に活用していること、更に業
	務の達成を阻害する様々な問題を解決するため、リスク管理マ
	ニュアルの改正及び情報セキュリティのための規程等を整備す
	るなどリスク管理について見直しを実施しながら対応してい
	た。これら取り組みによる対処方針等については、法人内の情
	報共有システム等を通じて周知が図られ、組織全体で内部統制
	の充実・強化に向けて取り組んでおり評価できる。 <u>今後、コン</u>
	プライアンス委員会等における各種点検結果の業務への反映の
	確認及びこれまで発生した業務上の事故、不祥事に対する調
	査・検証結果等を踏まえ、対応策を検討し適切に実施されたい。
	・理事長のイニシアティブの下、積極的に取り組まれたと認め
	られる。 今後、 コンプライアンス委員会等における各種点検結
	果の業務への反映の確認及びこれまで発生した業務上の事故、
	不祥事に対する調査・検証結果等を踏まえ、対応策を検討し適
	切に実施されたい。特に22年度に発覚した職員による私的積立
	金等の流用事件に関しては、第三者による検証委員会の検証結

なお、各種監査においては、各監査の役割を明確化し効率的

果を踏まえ、しっかりした再発防止策の検討を行われたい。

(情報等の把握、ミッションの周知徹底)(リスクの洗い出し、把握・対応)

【農業生物資源研究所】

に実施されたい。

・内部統制については、理事長が自ら職員と直接意見を交わし、

評価委員会名	評価結果の概要
	法人のミッションを徹底させるとともに、階層構造を簡略化し、
	理事長が現場の問題を把握できる仕組みを構築している。また、
	遺伝子組換え生物等を使用した研究に伴うリスクを法人全体で
	点検し、バイオセーフティー等の対応策を指示しており評価で
	きる。今後は、こうした仕組みが機能しているのか、定期的に
	モニタリングを行うことを期待する。
	(情報等の把握、ミッションの周知徹底)(リスクの洗い出し、把握・対応)
	【農業者年金基金】
	・内部統制の推進・強化が図られ仕組み等は整備されているも
	のの、過払年金返納催告書の誤送付及び誤催告の事案が発生し
	ていることから、委託先の業務の管理体制等の整備を含め、適
	切な業務運営のため内部統制の充実を図られたい。
経済産業省独立行	(情報等の把握、ミッションの周知徹底)(リスクの洗い出し、把握・対応)
政法人評価委員会	【製品評価技術基盤機構】
	・それぞれの分野で業務を積極的に展開していることは評価で
	きる。また、ガバナンスや内部統制を強化して、統一性を持た
	せる努力は認められるが、 未だ統一性に欠ける面が現実にはあ
	り、総合性を発揮する可能性があるにもかかわらず、それを十
	分に生かしていないきらいがある。
	・社会が必要とする人材の育成、製品安全に関わる情報の時宜
	を得た提供、ならびに内部統制システムの強化を、トップが率
	先 垂 範しており、優れたマネジメントが行われていることを評
	価。各分野を総合化する理念とマネジメントの統一の確立に向
	けての努力を継続すべき。
	・出題の誤り、資料紛失の事例では、組織内の文化が問われた。
	検証PTの報告書は妥当なものと考えるが、起きたことは起き
	たこととして率直に報告、対策を講じるコミュニケーションの

評価委員会名	評価結果の概要
11 女只太口	確立は簡単ではない。理事長以下の真摯な取り組みに加え、業
	務のあり方などを含めた総合的・継続的活動が肝要である。
	・内部統制の強化や人材育成、戦略的広報の展開などNITE
	の組織強化、体制強化は格段に進んでいる。 <u>ただし、厳しい環</u>
	境の中で、NITEの職員と嘱託職員(又は委託職員)などが
	混在するなど、モラル向上や指示・連絡の徹底などが難しい状
	<u>沢も拡大している。また、「人」が「組織」のために努力する価</u>
	<u>値や意義付けなどが難しくなる。このため、今後は、働く意義</u>
	付けや、働き易い職場の改善・環境づくりなど、組織や仕事の
	魅力作りが更に重要。
	・ 職場の中核であるミドルマネジメント層の活性化を図るべく
	トップとのコミュニケーション等を推進されると良いのではな
	<u>いか。</u>
	・試験問題の誤りや認定資料の紛失等が発生した。内部統制の
	強化を図るべく、情報共有化や規程・対応マニュアルの整備を
	検討されているが、あってはならないことであり、 <u>組織全体の</u>
	課題として対応策を全職員の腹に落とし込むことが重要。
	・今回の事例では「頭では分かっている」ことが実現できてい
	ないことが明らかになった。それを踏まえた組織文化検証PT
	では、適切な改善策が打ち出されているが、肝腎なことは、当
	たり前のことを当たり前に実行するという、やさしそうで難し
	い課題をどう定着させるかである。そのためにも理事長以下の
	日常的なアプローチと併せ、組織内の「気楽なコミュニケーシ
	ョン」を大事にして欲しい。
	・リスク管理委員会を軸に内部統制は体制として完備されてい
	る。ただし、今回の試験問題の出題の誤り、認定業務に係る文
	書の紛失の事例に見られるように、 <u>NITE及び関係者の「責</u>
	任」と「リスク対応」に対する「思考及び行動の基本指針」が

評価委員会名	評価結果の概要
	醸成され実行される体制になっていない可能性がある。体制を
	整備しても問題は発生するが、皆が組織のために最大の努力を
	払う風土(共通認識)が生まれれば、公的トラブルに限らず、
	種々の問題発生を極小に抑える強い組織力が期待できる。
国土交通省独立行	(情報等の把握、ミッションの周知徹底)
政法人評価委員会	【国際観光振興機構】
	・理事会の定期開催による審議等により、法人の長は的確に重
	要情報等を把握すると共に、法人のミッション等を役職員に周
	知徹底しており、着実に取り組んでいると認められる。
	なお、理事長が情報等の把握をするにあたっては、職員の声
	に耳を傾けることも必要であり「業務改善に関する提案制度」
	をより一層活用することも重要である。
環境省独立行政法	(リスクの洗い出し、把握・対応)
人評価委員会	【国立環境研究所】
	・内部統制とリスク管理に関しては、コンプライアンス基本方
	針を策定し、そのための委員会を開催しており、 <u>体制はある程</u>
	<u>度整ったように思われるが、想定されるリスクの洗い出しなど</u>
	は緒についたばかりと言える。今後は、洗い出されたリスク、
	そして、その対応計画を国環研が報告書に記載し、当部会はそ
	の記載事項について評価すべきものと考える。
日本司法支援セン	(情報等の把握、ミッションの周知徹底)(リスクの洗い出し、把握・対応)
ター評価委員会	【日本司法支援センター】
	・理事長は、支援センターのミッションを役職員に周知徹底す
	るため、執行部会や全国所長会議・全国事務局長会議の場を通
	じて、役職員に対し、支援センターの重要な方針や課題に関す
	るメッセージを発信しており、これに基づき本部及び地方事務
	所の業務が行われていることが認められる。 <u>したがって、形式</u>
	的には適切な取組がなされていると言えるが、いざ現場に目を

評価委員会名

評価結果の概要

転じると、例えば、本部及び地方事務所における会計担当職員の業務内容が相互に周知されていないなど、本部と地方事務所との間に、事務手続の統一化や事務マニュアルの整備における不徹底、及びコミュニケーションギャップがあることがうかがわれ、発信されたメッセージの適切な伝達経路、あるいはその実施体制の確立という面において欠陥があると言わざるを得ない。上記の具体例については、既に対策が講じられているが、他にも似たような支障が生じていないか、改めて業務プロセスの精査・検討が必要であろう。

- ・支援センターでは、業務運営上の課題(リスク)を明確にし、計画的かつ迅速な対応を図るため、本部・地方事務所を問わず、様々な会議等における報告・検討・議論を活発に行い、かかるプロセスを通じて、各業務部門が抱える当面の課題(リスク)及びそれに対する取組の進捗状況を把握・分析していることが認められる。したがって、この点については適切な取組がなされていると評価できる。
- ・支援センターでは、このようにして把握されたリスク評価を踏まえた内部統制用の項目別チェックリストを策定し、あらかじめこれを全地方事務所・地域事務所に配布して自己点検に役立たせるとともに、内部監査の際、項目別チェックリストをフォローすることによって現場における課題を洗い出し、改善に役立てるという業務のサイクルが確立されており、各課題について制度的な対応を行っていることが認められる。適切な取組であるが、他方で、このようなサイクルを合理的に機能させるために必須な業務執行部門から独立した内部監査体制の整備が、支援センターの組織規模から見るといまだ不十分であることが認められ、その実効性についての疑念が残った。既に、内部監査に専従する常勤職員1名を増配置し、実地監査の対象数

評価委員会名	評価結果の概要
	も増やすなど、監査の質・量について充実・強化を図ったこと
	は認められるが、更なる取組を求めたい。

独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる 法人における取組

府省名	法人名・取組状況
総務省	(情報等の把握、ミッションの周知徹底)
	【統計センター】
	第2節 ミッションの周知徹底
	第2 職員提案制度の実施
	統計センターでは、活気ある職場風土を形成するために、職員の
	創意工夫を奨励し、業務改善への積極的な参画を促すことを目的と
	して、平成 17 年度から職員提案制度を設け、毎年度実施している。
	職員提案制度は、職員から業務に関するテーマに基づく標語を募
	集する標語部門と、職員から業務改善の提案ができる業務改善部門
	の2部門から構成されている。また、平成 22 年度では、前年度に
	業務の正確性、効率性及び経済性の改善に貢献し、実績を上げた創
	意工夫を内容としたものを職員が推薦(自薦・他薦)できる改善実
	<u>績部門を試行的に実施した。</u>
	各部門の職員からの提案等については、理事長を委員長とする提
	案審査委員会において、優秀な作品を決定し、イントラネットに公
	表するとともに、標語については業務改善及び士気高揚に資するこ
	とから各執務室に掲示を行っている。
	(リスクの洗い出し、把握・対応)
	【郵便貯金・簡易生命保険管理機構】
	・リスク管理については、リスク管理規程に基づき、機構のすべての業
	<u>務について、内在するリスクの洗出し、その評価、リスク制御対策の検</u>
	<u>討を行い、かつ、機構として管理すべきリスクの特定を行った上で、リ</u>
	スク管理シートを作成し、同シートに基づきリスク制御対策を適切に講
	じることにより、リスク発生の防止及び発生した場合の早期発見に努め

府省名	法人名・取組状況
	ている。
	リスク管理シートについては、リスク管理規程により毎年度見直しを
	行うものとされており、平成 22 年度は <u>全面的な見直しを行った結果、</u>
	リスク内容をより網羅的かつ具体的なものとするとともに、リスク制御
	対策についても、より実効性のあるものに改めたところである。また、
	リスク対応の基本方針、リスク対応重点施策の推進、リスク発生の防止
	等のための措置、リスク発生時における対応等について定めたリスク対
	<u>応計画を新たに制定</u> し、リスク管理規程と相まって、リスク対応に万全
	を期したところである。
外務省	(情報等の把握、ミッションの周知徹底)
	【国際協力機構】
	・職員へ法人のミッションを周知徹底するための方策として、このほか、
	理事長と職員の直接対話の確保にも努めている。具体的には、例年年頭
	挨拶を実施しているほか、22年度については統合から3年目を迎えたの
	を契機に「理事長報告会」を実施した。これらの機会では、本部以外の
	職員や会場の制約により入場できない職員向けにも、テレビ会議システ
	ム及や映像配信を行い、また講演録をグループウェアに掲載することに
	より、全職員が理事長のメッセージを受けることができる体制をとって
	いる。また、 <u>若手職員、新任管理職等世代ごとの職員を集めた理事長対</u>
	<u>談も行われ、法人のミッション伝達のみならず職員とのコミュニケーシ</u>
	ョン醸成にも有効な機会となっている。_
財務省	(リスクの洗い出し、把握・対応)
	【国立印刷局】
	・中期目標、中期計画及び年度計画に基づき、毎年度、国立印刷局の使
	命や中期目標の達成を阻害する要因(リスク)とこれに対する措置を、
	本局各部及び各機関から抽出し、重要課題として取りまとめ、各種会議
	における審議を経て、理事会で各理事の意見を反映し、理事長が設定し
	<u>ている。</u>

府省名	法人名・取組状況
	設定した計画・課題等は、理事長をはじめとする役員のメッセージと
	ともに、各種会議、説明会、各種研修及び局内広報誌で、機会あるごと
	に繰り返し職員に周知徹底している。
	・内部統制を更に強化するため、本局に設置した「内部統制検討ワーキ
	ング・グループ」において、国立印刷局における内部統制の現状調査、
	民間企業等の取組事例の情報収集、民間企業との相違点等の整理を行う
	とともに、情報管理、リスク管理、職務権限、事業計画、法令遵守、監
	査機能等の会社法が求める内部統制の構成を基本に、内部統制の体制作
	りの検討を進めてきた。
	(略)
	また、リスク管理についても検討を行い、リスク管理規則の制定やリ
	スク管理マニュアルの改定を行うとともに、リスクの把握と共有化を図
	<u>るため、本局各部及び各機関に内在するリスクを洗い出し、リスク一覧</u>
	表及びリスクマップ (各リスクの損害規模と発生頻度を分布図としてま
	とめたもの)を整備した。
文部科学省	(情報等の把握、ミッションの周知徹底)(リスクの洗い出し、把握・対応)
	【国立特別支援教育総合研究所】
	・役職員に対するミッションの周知については、ミッションを掲載した
	研究所要覧を全職員に配付するとともに、職員研修等において、機会あ
	る度に趣旨・内容の周知を徹底することなどにより、組織全体に浸透さ
	せている。
	法人の長と職員との意見交換の場としては、理事長が主宰し、理事・
	各部長・各上席総括研究員・各課長が構成員となっている総合調整会議
	を月2回開催し、それぞれの業務・事業担当に理事長としての意思を伝
	えるとともに、業務・事業担当からの意見を聴取するなどの取組を行っ
	ている。
	また、日常的に職員に対して積極的な声掛けを行うなどして、対話し
	やすい環境を作り出し意思の疎通を図っている。

府省名

法人名・取組状況

- ・<u>組織全体で取り組むべき重要な課題の把握の状況については、毎週、</u> 部員全員が参加し開催する各部の部会において、担当の業務・事業を遂 行するための課題を洗い出し、総合調整会議へ報告させることにより把 握している。また、総合調整会議において、それらの課題を審議することによりリスクの選別・評価を行っている。
- ・対応すべきリスクの選定とリスク対応計画について、全体のものは策定していないが、各部や各種会議での課題の検討、それらの総合調整会議への報告と同会議での審議、また、理事長への直接の相談等により、その都度リスクに対する対応を行っている。

(リスクの洗い出し、把握・対応)

【大学入試センター】

- ・センターにおける最重要な課題は、センター試験の着実な実施であり、 組織全体として、その障害となるリスクを回避するための情報把握及び 対応策について検討を行った。
- ・<u>センター試験実施後、各大学から意見・要望を聴取し、リスク等を洗</u>い出し、必要に応じ、次年度のセンター試験実施に反映させた。

(情報等の把握、ミッションの周知徹底)

【物質・材料研究機構】

・年度始め(4月)・半期(10月)・年始(1月)に全役職員を対象として、理事長による定期講話を実施し、機構の運営方針を全役職員に示している。また、毎回の幹事会概要を作成して主要な役職員に一斉メール配信を行うなどにより、機構の運営方針の周知徹底を図っている。当該年度には、ガバナンス強化の観点から、理事長の運営方針等を実質的に個々の職員へ浸透させるための追加的取組を行った。具体的には、理事長が1名もしくは数名の職員と対面で直接コミュニケーションする懇談会を2回開催した。

(情報等の把握、ミッションの周知徹底)

【科学技術振興機構】

- ・理事長による機構のマネジメントの一環として、週一回定期的に理事 長と役職員間で、業務の進捗状況や課題、今後の方向性など話し合うた めの早朝会議を行っている。また、独法評価において受けた指摘や整理 合理化計画に対する対応状況や予算の執行状況を把握するために事業 担当へのヒアリングを適宜実施した。
- ・理事長と役職員との間に定期的なコミュニケーションをとる場を設定することにより、理事長の意思を役職員に深く浸透させるよう取り組んでいる。
- ・法人のミッションについては、中期計画、年度計画に反映しており、 それを課レベルまでブレークダウンし、部・課・担当レベルの年間行動 プランに反映させることで周知されている。

(情報等の把握、ミッションの周知徹底)

【理化学研究所】

・理事会議、所長・センター長会議、研究戦略会議、科学者会議等、マネジメントの中核を成す会議の場で、理事長が自ら考えを語り、方向性を示すことにより強力なリーダーシップを示した。特に理事長主催の理研研究政策リトリートを開催し、研究系、事務系の多くの若手職員が参加し、理事長の経営方針等について二日間に亘り議論した。このような会議等を通じて、理事長の方針を周知徹底するとともに、ミッション達成を阻害する課題を的確に把握し、問題解決に努めた。また、全職員宛に配信できるメーリングリストを利用し、役員からのメッセージとともに所内情報の発信を行った。今後も、定期的に配信し、経営陣の考えを積極的に発信していくこととした。

府省名	法人名・取組状況
	(情報等の把握、ミッションの周知徹底)
	【日本スポーツ振興センター】
	<法人の長等によるヒアリングの実施状況>
	・中期計画・年度計画の達成状況、課題への取組状況等について、理事
	長等によるヒアリングを実施(平成23年2~3月)。特に今回は平成23
	年1月実施の自己評価委員会における年間実績見込から課題を抽出し、
	「バランス・スコアカード」の4視点(顧客・財務・業務プロセス・学
	習と成長)を重視してヒアリング及びディスカッションを実施し、平成
	23 年度の業務実施方針に反映。
	<業務運営に関する内部統制に係る取組状況>
	(2) 法人のミッションについて役職員への周知状況
	業務改善ヒアリングの結果に基づき、事業・業務の実施方針を役
	員会で決定し、職員に周知。この方針に基づく <u>具体的取組状況につ</u>
	いて自己評価委員会で進行管理を実施することで、常に役職員全体
	で課題を共有しながら業務を行い、業務運営の改善を促進。
	役員会、業務改善ヒアリング及び自己評価委員会の内容について
	は、サイボウズ(グループウェア)にて共有し、職員に周知。
	<u>コーポレート・メッセージの策定を通して、外部とともに、内部</u>
	<u>の役職員にも法人の事業理念を共有。策定に当たっては、職員から</u>
	の公募・選定に当たっての職員投票を通じ、理念共有を強化。
	(リスクの洗い出し、把握・対応)
	【日本芸術文化振興会】
	ア リスクに対する考え方
	公共性が非常に高い劇場施設を運営しているため、安定した業務サ
	ービスの維持及びその向上や観客や利用者からの信頼確保を最優先
	事項とし、それらを阻害する要因をリスクととらえている。
	イ 監事監査におけるリスクの把握

府省名	法人名・取組状況
	毎年度の監事監査において、各部より部が抱えているリスクを監査
	項目として事前に報告を得、監査において各部と対応や検討を協議す
	ることで把握を図り、部単位のかたちで整理、対応している。
	理事長は監査計画立案時、実施時、意見集約時、報告時において監
	事と綿密に連携し、リスクの存在を把握している。
	以下、法人が把握する主なリスクとその対応状況を挙げる。
	ア 観客、施設利用者のレピュテーション (評判) リスク
	利用者から寄せられた要望・苦情、それに対する対応について、理
	事長への報告から全職員への周知までの一連の流れをスキーム化し、
	確実な問題意識の共有を図っている。
	イ 職員の専門性確保上のリスク
	舞台芸術の公開や調査研究など特殊性の高い業務については、退職
	等により専門技能の断絶が起きるリスクが存在する。職員の専門性を
	継続的に確保するため、新規採用職員に対する公演研修をはじめ、各
	種職員研修を計画的に実施している。
	(情報等の把握、ミッションの周知徹底)(リスクの洗い出し、把握・対応)
	【日本学生支援機構】
	・平成 21 年 9 月から開始した、第 2 期中期計画の着実な達成に向け、
	一層の業務改善を図るための取組を平成 22 年度も実施した。具体的に
	は、 平成 21 年度から開始した各部等における業務改善案の実施及び
	実施状況のとりまとめ 理事長等役員及び部長が講師を務める管理職
	(課長級)研修及び係長研修の実施 現場からの課題提起に対応する恒
	常的な検討の場として、職員個人からの意見を汲み上げる「提言用メー

・毎年度、各部等で、中期計画・年度計画達成に向けた進捗プランを検

ルボックス」の設置(平成23年1月から提言の募集を開始)である。

本取組は、全職員が法人のミッションを自覚し、積極的に業務改善に取

り組む機会となっている。

_ IZ	ī	<u>ىلا</u>	~	7
М	ग्र	\equiv	1	٥

法人名・取組状況

討・作成し、その過程で具体的取組・スケジュール・予想される懸念事項等の洗い出しを行う。その後、政策企画部において進捗プランを精査した上で、政策企画部及び財務部が共同で各部等に対する進捗管理のためのヒアリングを実施し、法人として、業務実施に係るリスク、スケジュール上のリスクの更なる洗い出しを実施している。

・政策企画部及び財務部が共同で各部等に対して実施する、進捗管理の ためのヒアリングの結果を踏まえ、各部等における中期計画・年度計画 達成に向けた進捗状況及び、未達成の場合の影響度・未達成の可能性を 勘案し、主な課題について政策企画部総合計画課にてとりまとめ、運営 会議に報告している。運営会議に提出する報告書において、洗い出した 懸念事項等への対応方針を示すとともに、業務実施スケジュールの見直 し等を促している。その後も、必要に応じて担当部等に対し、適時進捗 状況のヒアリングを行い、リスクの把握・管理に努めている。

(リスクの洗い出し、把握・対応)

【海洋研究開発機構】

- ・リスクマネジメント基本方針、リスクマネジメント規程等関連諸規程 を定め、リスクマネジメント委員会(理事を筆頭としたメンバーから成 り、監事がオブザーバーとして参加)を設置し、リスクマネジメント推 進体制を整備した。
- ・平成 24 年度からのリスクマネジメントの定常運用に向け、リスクマネジメント委員会の審議・承認に基づき、平成 22 年度はパイロット部署(3部署)において機構をとりまくリスクを抽出し、想定リスク一覧表を作成するとともに、発生可能性及び影響度からリスクの評価を実施し、重要度の高いリスクを把握した。
- ・また、各部署において指定されたリスクマネジメント推進担当者が、 パイロット部署の想定リスク一覧表をもとに改めてリスクの抽出を行 うことにより、想定リスク一覧表の網羅性を高めた。こうして作成され

府省名	法人名・取組状況
	た想定リスク一覧表については、リスクマネジメント委員会への報告
	後、理事長をはじめとする役職員に報告された。
	・パイロット部署におけるリスク評価結果を踏まえ、優先的に対応すべ
	きパイロット部署のリスク(3課題)について、リスク対応計画(案)
	を策定した。
	・安全管理に関するリスクについては、8件のリスクアセスメントを実
	施した。
	(リスクの洗い出し、把握・対応)
	【日本私立学校振興・共済事業団 (助成業務)】
	・事業団(助成業務)におけるリスクの定義については、独立行政法人
	固有のリスクである「法人のミッションを果たすために与えられた中期
	目標を目標・計画においてより高い水準で具体化させることを阻害する
	要因」と「事業団の組織運営上の支障となる要因または事業団に損失を
	もたらす要因」が適当と考え、リスクマネジメントの基本的枠組みにつ
	いては、危機の発生前(予防・抑制)の リスクの特定 リスク分析
	リスク評価 リスク対応と危機の発生後を想定した初期対応と復旧
	プロセスの策定を行うことにより、事業団におけるリスク管理活動 (P
	DCAサイクル)として、確立させることが必要であるとした。
	今年度は、まず手始めとして、 <u>助成業務に携わる全職員を対象にリス</u>
	クに関する無記名のアンケートを実施してリスクの洗い出しを行い、そ
	のアンケートを集計、精査し 64 種類のリスクとして分類し、当該年度
	<u>の区切りとして「中間まとめ」を作成した。</u>
	なお、今後は、個々のリスクについて影響度と発生頻度等の指標を使
	って評価したリスクマップを作成、そしてリスクへの対応について検討

するとともに、これらの一連の結果を執行役員会議に報告し、事業団全

体としての体制整備を提案することとしたい。

府省名	2

法人名・取組状況

厚生労働省

(リスクの洗い出し、把握・対応)

【国立重度知的障害者総合施設のぞみの園】

- ・平成 21 年度において見直しを行った「阻害要因一覧」をもとに、平成 21 年度と同様にリスクの評価にかかるアンケート調査を実施し、法人リスクの対応状況、影響度及び発生可能性の評価を行い、その結果に基づき、優先対応リスクの選定及びリスク対応計画の見直しの検討を行った。
- ・平成 22 年度優先対応リスクの選定については、利用者の福祉サービスの質の向上にかかる阻害要因のうち、既にリスク対応している3つの阻害要因が、評価の結果で最も高いと認識されたことから、理事長の承認のもとに、引き続きリスク対応を継続して取組を行った。
- ・リスク対応計画の見直しについては、内部統制向上検討委員会において、取組の進捗状況、取組結果の把握を行い、リスクへの対応状況、分析・評価を行い、その結果を理事長に報告を行うとともに、継続してリスク対応の取組を行うよう指示している。

(情報等の把握、ミッションの周知徹底)

【福祉医療機構】

- ・理事長から全役職員に対して、役員会及び経営企画会議等の会議の場 において、「お客さま目線と健全性」という二つのものさしを念頭に置 き、全役職員が一体となって、社会的使命を果たすために主体的に業務 を邁進するよう指示がなされている。
- ・平成 20 年4月に民間から現理事長が就任して以降、幹部職員から順次個人面談等を実施(平成 22 年度には中堅・若手職員を対象に実施) しており、こうした機会を通じて、理事長の人柄又は経営理念が職員に 伝えられており組織の一体感が醸成されている。
- ・経営理念「民間活動応援宣言」については、イントラネット内の掲示 板及び執務内の各所に掲示されており、役職員がお客さまへ配布するリ

府省名	法人名・取組状況
	ーフレットや名刺に印刷することにより、全役職員が日々、経営理念を
	意識した業務運営を行っている。
	(リスクの洗い出し、把握・対応)
	【年金積立金管理運用独立行政法人】
	・法人運営におけるリスクについては、リスク事項の洗い出しを行い、
	リスクの強度、頻度、影響度及びその対応状況等について体系づけた「運
	営リスク管理表」により管理しており、 <u>毎年、新たに生じたリスクの有</u>
	無 リスクの強度等の変化及びその対応状況等について自己評価(セル
	フアセスメント)を行い、これをとりまとめた上で、運営リスク管理委
	員会に報告している。当該運営リスク管理表については、運営リスク管
	理委員会の審議を経て、理事長に説明を行った後、これを職員に周知す
	ることで運営リスクへの対応認識の共有を図っている。
農林水産省	(情報等の把握、ミッションの周知徹底)
	【農業・食品産業技術総合研究機構】
	・法人のミッション、農研機構を取り巻く情勢と今後重点的に取り組む
	べき課題、農研機構に求められる法務・コンプライアンス、コミュニケ
	ーション等の良好な職場環境の構築等を役職員へ周知徹底するため、年
	頭のメッセージ映像、新規採用研究実施職員専門研修やプロジェクトマ
	ネージメント養成研修等の階層別研修等を通して、理事長より役職員に
	対して適宜メッセージが発信された。また、東日本大震災発生時には、
	イントラネットを通して、理事長より農研機構全職員の冷静で規律ある
	対応が促された。 さらに、全役職員に対しコンプライアンスマニュアル
	に関する自己チェックを行うほか、利益相反や情報セキュリティについ
	てアンケートを行うなどミッションの周知状況に関するフォローアッ
	プを実施した。

府省名	法人名・取組状況
	(リスクの洗い出し、把握・対応)
	【森林総合研究所】
	・法令遵守に関してコンプライアンス委員会、また、契約事務適正化に
	関しては外部委員からなる契約監視委員会及び入札監視委員会等を設
	置して、問題点を把握して解決策を講じている。また、監事監査を通し
	て業務監査が行われ監事の意見に対する措置を講じている。業務運営に
	関しては、PDCAサイクルの運用で常に改善を図ることとしている。
	このため、22年10月22日に業務運営システム運用規程を改正し、研究所
	の業務に係るリスクの識別、評価、対応計画の策定と取り組みの推進等
	を進め、次年度目標の策定等に反映させるサイクルを確立した。初年度
	である22年度は、研究所として優先して対応すべきリスクとして、人材
	の確保、効果的な研修、事務業務の改善の3点を選定し、これらのリス
	クに対して取り組むべき具体的な対応計画を策定したうえで、年度内の
	実施状況を点検した。点検結果については23年3月10日の研究所会議で
	報告して職員に周知し、さらに23年度も引き続きリスク対応計画の取り
	組みを実施することとした。
	(リスクの洗い出し、把握・対応)
	【農畜産業振興機構】
	・組織に与えられたミッションを有効かつ効率的に実施するための内部
	統制を図るため、理事長をトップとする幹部会を毎月2回開催し、業務
	運営の方向性を明確に伝えるとともに、組織として取り組むべき課題の
	把握・対応等を協議し、その内容をイントラネットに掲載するなどして
	役職員に広く周知を図った。
経済産業省	(情報等の把握、ミッションの周知徹底)
	【経済産業研究所】
	・原則毎週月曜日、役員(理事長、理事、監事)及び幹部職員(担当マ
	ネージャー以上全員)が参加し、情報共有及び重要事項を討議する会議

府省名	法人名・取組状況
	(通称「月曜会」)を開催。理事長のリーダーシップの下、法人のミッ
	ション達成に向けた議論を行った。
	・日常業務では、理事長との接点が少ない 副ディレクター級及び マ
	ネージャー級の職員とのコミュニケーション強化のため、平成22年2月
	から原則2週に1度、それぞれのグループと1~2時間、理事長が直接
	<u>意見交換する場を設けて、法人のミッションの周知徹底を図っている。</u>
	(リスクの洗い出し、把握・対応)
	【中小企業基盤整備機構】
	・ <u>役員会や支部長会議での役職員からの報告、KPI等による目標の達</u>
	成状況や事業の進捗状況の確認、「お客様懇談会」での利用者のニーズ
	や意見の把握等を通じて、機構のミッションや中期計画・年度計画の達
	成に阻害要因(リスク)がないか洗い出しを行い、組織全体として取り
	組むべき重要なリスクを把握。組織全体として取り組むべき重要なリス
	クや中期計画・年度計画の進捗に遅れがあるものなどについては、要因
	分析等を行った上で、役員会や支部長会議等において担当役職員に指示
	を出し、対応。
	・内部統制の現状について、各部署から上がってくる決裁文書等を通じ
	て日常的に把握しているとともに、監査統括室及び内部統制推進室を活
	用し状況を確認。
	・内部統制の充実・強化の必要がある課題については内部統制推進室を
	中心として内部統制推進のための手法を構築していくこととしている。
国土交通省	(リスクの洗い出し、把握・対応)
	【電子航法研究所】
	・職員が日々の業務でリスクと認識している事案を事前に把握し、対策
	を取る必要があるため、コンプライアンスセルフチェックにより、内部
	統制・コンプライアンスに関するルールの浸透度、理解度を確認すると

ともに、研究所の業務運営全般に係るリスク管理システムとして実施し

府省名	法人名・取組状況
	<u>た。</u>
	把握している業務リスク(予算・会計・情報セキュリティ、個人情報
	等)については、内部監査責任者が年度初めに策定する「監査方針・監
	査計画」に基づき、優先順位をつけて、内部監査及び監事監査で確認を
	行う体制としている。
	年に2回実施している研究ヒアリングにおいても「計画線表」を活用
	した進捗管理を行い、予算等に適切に反映するなどガバナンスの強化に
	役立てている。
	(情報等の把握、ミッションの周知徹底)
	【鉄道建設・運輸施設整備支援機構】
	・原則として週に一度、全役員 (監事を含む。) が出席する理事会を理
	事長が招集・開催の上、機構の業務運営に関する重要事項を審議・決定
	し、又は報告を受けている。
	さらに、理事長のリーダーシップに基づき、課題の現状や今後の見通
	し等について問題認識を共有するため、部門別に理事長と各理事等との
	間で打合せを実施した。
	・理事長を委員長とし全役員が参画する内部統制委員会を開催し、平成
	21年度に策定した基本理念及び行動指針を、地方機関を含めて役職員へ
	確実に周知するべく、以下の取組みを実施した。
	1)カードサイズに印刷して全ての役職員へ配布
	2)希望する職員に対しては、名刺の裏面に印刷
	3) A1判に印刷したものを本社の主要な執務室並びに各支社・建設局
	の支社長・局長室に掲示
	(情報等の把握、ミッションの周知徹底)
	【水資源機構】
	・機構における内部統制は、複層的な意志決定、コミュニケーションの

府省名	法人名・取組状況
	機会としての各種会議や、機構独自の理事ヒアリングの取組により、意
	志伝達、情報共有を図り、PDCAサイクルを構築している。
	平成 22 年度は、 <u>支社局長等会議などにおいて、機構が抱える課題に</u>
	ついて現場の議論の結果を支社局長が持ち寄り、理事長を含む役員が意
	見を伝え、現場にフィードバックするなどの取組を実施した。
	また、更に上意下達のコミュニケーションだけでなく、平成 16 年度
	から直接、理事長、副理事長、各理事が、現場事務所職員一人一人から
	意見を聞く理事ヒアリングを行っており、役員が、ユーザーに最も近い
	建設所、管理所等の現場の職員の声を、直接、全事務所に出向いて拾い
	あげ、一体となって課題等に対処する取組を継続している。加えて、平
	成 22 年度は、法人の抱える課題を職員と直接議論する等の取組も実施
	した。

独立行政法人の評価及び業務運営等について参考となる事例

業務運営の改善を促す評価に積極的に取り組んでいる評価委員会の例

評価委員会名	取組の概要
外務省独立行政法人評	本評価委員会は、平成 22 年 3 月に、所管法人ごとの評価を
価委員会	行う分科会のほか、所管法人共通の事項を評価するため「コン
	プライアンス部会」を設置し、契約監視委員会との連携の下、
	契約の点検・見直しを評価するとともに、監事及び監査室と連
	携して法人のガバナンスを評価することとし、委員会における
	評価・チェック機能の強化を図っている。
人評価委員会	とっても有益な評価となるよう、平成22年度業務実績に関する
	評価から、所管 25 法人の評価フォーマットを統一し、)評価
	に用いる指標の明確化、)中期目標の達成に向けた分析、)
	S 評定の根拠の明確化、) 政策評価・独立行政法人評価委員
	会の示す「評価の視点」等を踏まえた評価作業の効率化に取り
	組んでいる。
	また、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の
	向上」に関する評価に当たっては、)評価単位について、中
	期目標において一つのまとまりをもって記載されている事業単
	位として、その明確化を図るとともに、) 評価の対象とした
	事業の内容と達成目標や、) 評価項目ごとのインプット指標
	(投入した資金、人員、労力等)を記載することとするなど、
	費用対効果の観点を取り入れて評価内容の充実を図っている。

業務運営等の改善に積極的に取り組んでいる独立行政法人の例

法人名	取 組 の 概 要
情報通信研究機構	本法人は、平成22年度予算実施計画において、一般管理費を
(総務省所管)	圧縮して配賦するとともに、プロジェクト原価計算処理を行う
	ことにより、費用認識と節約意識の向上を図る等の取組を行っ
	た。その結果、平成22年度決算額において、17年度決算比15.1%
	の効率化を行い、年度計画の目標を達成した。
国立病院機構	本法人は、各年度の経常収支率について、主務大臣が指示・
(厚生労働省所管)	認可する中期目標・中期計画において 100%以上とするものと
	されたのを受け、年度計画では、平成 21 年度については
	102.5%、22 年度については 105%と、100%を超える具体的な
	目標を掲げ、積極的な経営改善に努めている。その結果、平成
	21 年度は、経常収支 388 億円、経常収支率 104.9%、22 年度は、
	経常収支 583 億円、経常収支率 107.1%の業績となっている。

別紙6

東日本大震災による各法人の業務への影響及び震災対応関係の業務の実施状況

内閣府

法人名	法人への影響・震災対応関係の業務等
国立公	●業務への影響(業務中止、目標未達等)
文書館	【中止等】
	・平成 23 年 3 月 23 日開催予定であった移管に関する第 2 回主管課長会議が中止された。 ・平成 23 年 3 月 11 日〜同月 18 日の期間、デジタルアーカイブの一時停止を含め、東京本館及びつくば分
	館を臨時休館。
	・平成 23 年 4 月 9 日開催予定であった春の特別展講演会を中止し、同特別展夜間時間帯(17 時半~20 時)
	を中止。
	・アジ歴事業についての諮問を行うために設置された委員会(3月18日開催予定の23年度3回目)を翌年度に延期。
	○ 震災対応関係の業務内容
	・HPに、水濡れ等の被災した公文書についての修復方法(水濡れ資料の処置方法)、その他、館の震災へ
	の取組について掲載。
	・平成23年6月9日に全国公文書館長会議を開催し、「東日本大震災への対応について」を議題の一つとし
	て、被災した公文書館からの報告や意見交換を実施。これに先立って、各館における被災状況等について
	調査を行い、結果を同会議において配布。 ・平成 23 年 7 月 2 日から同月 3 日に、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会及び国文学研究資料館の主催
	により岩手県釜石市で開催された「東日本大震災水損資料復旧プロジェクト報告会」に当館職員が参加し、
	実地研修や被災状況視察等を実施。
	・平成23年7月4日に、アーカイブズ関係機関協議会を開催し、「東日本大震災後の各機関、関係機関の被
	災状況」や「被災後の復旧状況」等について関係機関と意見交換。 ・館内に「東日本大震災復興支援事業プロジェクトチーム」を設置。
	・岩手県、宮城県、福島県における被災状況について、各県及び各県内自治体において実地調査、意見交換。
	・東京文書救援隊と共に、宮城歴史資料保全ネットワーク(東北大学)及び岩手県遠野市に当館職員を派遣
	し、被災資料への復旧処置システムの導入とスキルトレーニングを支援。
	・宮古市における被災公文書等修復支援事業の実施(平成 23 年 9 月 12 日から同月 30 日)。 ・アジ歴サーバは、3 月 11 日の震災当日も通常通り稼働し情報提供を継続。
	・6月29日に、アジ歴ホームページにインターネット上の特集「震災と復興」を開設し、明治期から昭和前
	半期に起きた震災に関する情報提供を開始。
	・平成 23 年 10 月 25 日から同月 27 日に開催された第 43 回国際公文書館円卓会議において、震災被害及び
	これに対する取組について発表。 ②財務諸表情報
	<u>受刑犯問款情報</u> —
北方領土問題	●業務への影響(業務中止、目標未達等)
対策協	【中止等】 ・第3回役員会を平成23年4月に延期。
会	・県民会議ブロック幹事県会議《平成 23 年度第 1 回》(平成 23 年度幹事県)を中止。
	・北連協代表者会議の懇談会は、3月下旬に予定していたが中止。
	・北方地域旧漁業権者等に対する融資内容等の周知や要望等の聴取を目的とした融資説明会及び新規貸付・
	資格の承継手続等について、個別に相談に応じる融資相談会のうち、浜中町での実施は中止。
	<u>○展次州心因亦の未切的台</u> -
	◎財務諸表情報
	-
国民生	●業務への影響(業務中止、目標未達等)
活セン	【中止等】
ター	・全国消費者フォーラム(消費者団体等の活動を促進する消費者研修)を中止。
	· 「第 39 回国民生活動向調査」について、(略)調査地点となる仙台市を含む大震災の甚大な被害を考慮し 調査票の送付を延期(次年度に時期をみて実施予定)。
	調宜宗の広刊を延期(火牛及に時期をみて夫加ア定)。 【業務への影響】
	ATTENDED TO THE STATE OF THE ST

- ・平成 22 年度における市場化テストに係る(相模原事務所の)外部利用の延べ宿泊者数及び宿泊収入は、 それぞれ前年度を下回った。これは東日本大震災の影響によるキャンセルが発生したためであり、キャン セルがなかった場合は、いずれも前年度を上回っていた。
- ・「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定) において、平成 22 年 度中に実施することと定められていた、製品評価技術基盤機構及び農林水産消費安全技術センターとの間 での商品テストに関する協定について、震災対応の影響で年度内に締結することができなかった。

○震災対応関係の業務内容

- ・「震災に関する悪質商法 110 番」の開設
 - →震災により消費生活センターが被災し消費生活相談を実施できない地域への支援の ために設置 (土日、祝日を含め 10~16 時受付)
- ・HP上における「震災に関する消費生活情報」コーナーの開設
- ※ 震災に関する消費生活情報(相談情報とアドバイス)の提供
 - →震災関連で寄せられた相談情報(過去の事例を含む)の提供
 - →便乗商法、詐欺に関する相談窓口の案内
- ※ 震災関連の社告の提供
 - →震災に伴う「保険会社の対応や連絡先」等の情報を提供。
 - (事業者が大手6紙の新聞の広告欄に載せた社告(国民生活センターが把握し、
 - 必要と判断したもの)のうち、震災関連を集めたもの。)
- ※ 行政関係リンク集
 - →中央省庁や地方自治体、その他団体の震災に関するホームページの紹介
- ・メールマガジンを活用した震災情報の配信
 - →高齢者・障がい者を対象としたメールマガジン「見守り新鮮情報」や、子どもを対象としたメール マガジン「子どもサポート情報」にて震災情報を配信
- ・被災地への専門家派遣
 - →被災地における相談窓口の支援、生活再建に伴う消費生活相談に対応するため、5月12日より、消 費者庁と共同で被災地に弁護士、司法書士、建築士等の専門家を派遣
- ・放射性物質検査機器の貸与等
 - →消費者の安全・安心の確保に向け、地方自治体における住民が消費する食品等の放射性物質検査体 制整備を支援するため、放射性物質検査機器の貸与及び自治体へのサポートを実施

◎財務諸表情報

学技術

研究基

機構

沖縄科 **●業務への影響(業務中止、目標未達等)**

盤整備 ○震災対応関係の業務内容

(平成 23年11

◎財務諸表情報 月1日付 で解散)

総務省

法人名

情報通 信研究 機構

法人への影響・震災対応関係の業務等

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

○震災対応関係の業務内容

- ・航空機搭載合成開口レーダ(Pi-SAR2)を用いて、発災翌日に東北地方の太平洋沿岸及び主要道路付近を緊 急観測を実施
- ·東北地方太平洋沖地震の被災地域における超高速インターネット衛星「きずな」(WINDS)による仮設ブロー ドバンド通信網の構築
- ・東京消防庁と連携して平成 23 年 3 月 15 日から気仙沼と東京消防庁をWINDSで接続しHD画像伝送やデ 一々伝送支援を実施
- 航空幕僚監部からの要請により、松島基地及び入間基地に直径1メートル程度の小型の地球局設備を臨時に 設置し、NICT 鹿島宇宙技術センターに設置されている大型地球局とあわせて計3拠点を結ぶ実験用通信網(仮 設ブロードバンド通信網) の構築
- ・「コグニティブ無線ルータ」の機材を岩手県内避難所の一つである大槌町立安渡小学校に持ち込み、一般の被 災者が利用可能なインターネット接続環境を構築
- →その後60筒所以上無線ルータを設置した。
- ・協力関係にある大学研究室等からの要請に基づき、被災した研究室の学生を研修員として受け入れ
- ・携帯電話端末による被災状況調査アプリ「イージー・レポータ」の被災地調査への適用
- ※イージー・レポータ:基地局停止時にも自律即位により自己位置を把握でき、サーバにアクセスせずとも 端末内に調査時刻、位置、被害状況記述、現場写真等を簡単な操作で蓄積できるアプリ。
- ・福島第1原子力発電所において、遠隔操縦ロボットで被害状況を遠隔監視するため、有無線統合アドホック ネットワークを適用することで通信距離を延長し、対応に向けて準備した。

◎財務諸表情報

統計セ

|●業務への影響(業務中止、目標未達等)

ンター 【業務への影響】

経常調査(労働力調査、家計調査)の製表業務において、東日本大震災の影響による、計画停電、公共交通 機関の運休等の混乱に対処し、通勤可能な範囲での出勤、退勤としたため、必要な要員が不足する状況が生じ た。これに、他調査担当要員を投入するため、業務体制の再編成を臨時に行い、業務を遅滞なく完了させるこ とができた。

特に、労働力調査では、甚大な被害に遭った岩手県、宮城県及び福島県の3県の調査票については、期日ま でに届かない状況にあったため、統計局と協議の上、これら3県を除いて集計を行い、また、茨城県分の調査 票については、運送網が寸断し、期日までに届けられない旨の連絡があったため、統計センター職員を県庁に 派遣し、調査票を回収の上、当月分の集計に間に合わせた。

○震災対応関係の業務内容

- 1 地震発生直後の対応
- (1)労働力調査
 - ①大震災の影響で、通勤可能な範囲での出退勤としたことによる要員の不足が生じ、急遽、他調査担当の 要員を投入するため、業務体制の再編成を臨時に行い、業務を遅滞なく完了
 - ②運送網が寸断し、調査票を期日までに届けられなくなった茨城県庁に職員を派遣し、調査票を回収の上、 集計に間に合わせた。
- (2)家計調査

大震災の影響で、通勤可能な範囲での出退勤としたことによる要員の不足が生じ、急遽、他調査担当の 要員を投入するため、業務体制の再編成を臨時に行ったほか、超過勤務も行い、業務を遅滞なく完了。

- 2 被災地域に関する対応
- (1)平成 21 年経済センサス 基礎調査(6 県:青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県)
 - ①事業所等の名簿情報データを作成
 - ②被災地域に係る産業別事業所数・従業者数(市区町村別)の集計(データ提供)
- (2)平成22年国勢調査(3県:岩手県、宮城県(仙台市宮城野区・若林区含む)、福島県)
- ①男女・年齢別人口等に関する小地域別(町丁・字等別)結果の概数による集計
- ②産業別就業者等に関する小地域別(町丁・字等別)結果の概数による集計

③人口等基本集計について優先的に対応を行った。

④産業等基本集計について優先的に対応中

(3)平成 20 年住宅·土地統計調査

内閣府、国土交通省からの依頼による被災地域の棟数、住宅数把握のためのデータ提供

- 3 津波による浸水地域に関する対応
- (1)平成 21 年経済センサス 基礎調査
 - ① 京報データによる浸水地域に係る事業所数・従業者数のデータ提供(5 県:青森県、岩手県、宮城県、
 - ②浸水地域に係る産業(大分類)別事業所数・従業者数の確報データの早期提供(6 県:青森県、岩手県 宮城県、福島県、茨城県、千葉県)
- (2)平成22年国勢調査(6県:青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県) 浸水地域に係る人口・世帯数のデータ提供
- 4 震災の影響等に関する対応
- (1)労働力調査
 - ①時系列比較のため平成 21 年 1 月~平成 23 年 2 月分の基本集計及び詳細集計について、岩手県、宮城 県、福島県を除いた遡及集計を実施
 - ②基本集計について、平成23年9月分より、岩手県、宮城県、福島県を含めた全国結果の集計を実施の ほか、岩手県、宮城県、福島県を除いた集計も、当面の間並行して実施
- (2)家計調査

平成23年3月分について、一部の地域において当該月分の調査票が追加で回収できたことから、これら の情報を取り込み遡及集計を実施

(3)小売物価統計調查(消費者物価指数)

食料品等の一部調査品目に係る東日本地域の県庁所在市別小売価格に関する早期集計を実施 (東日本地域の県庁所在市:青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市、水戸市、宇都宮市、 前橋市、さいたま市、千葉市、東京都区部、横浜市、新潟市、甲府市)

(4)サービス産業動向調査

東日本と西日本別に、震災の前後の対前年同月比の時系列の動向を把握するための集計を実施

(5)職種別民間給与実態調査

23 年度調査は岩手県、宮城県、福島県を除いて調査したため、追加集計として、一部の表について、20 ~22 年結果から3 県分(岩手県、宮城県、福島県)を除いた集計を実施

(集計結果については、平成23年人事院勧告において、9月30日に公表済)

5 震災情報の提供に関する対応

政府統計の総合窓口(e-Stat)において、各府省が実施する統計調査の震災による影響等の情報を一元的 に提供

6 今後の予定

今後実施される統計調査において、調査実施者からの依頼に応じて被災状況等に係る特別集計を実施予定

◎財務諸表情報

平和祈 ●業務への影響(業務中止、目標未達等)

念事業 特別基 金

<u>○震災対応関係の業務内容</u>

・災害により届けられなかった「特別給付金の認定のお知らせ」等の郵便物の住所確認後の再送

・金融機関の被災で特別給付金が振込みできなかった者に、当該金融機関の復旧確認次第、再度振込み

◎財務諸表情報

郵便貯 ●業務への影響(業務中止、目標未達等)

金·簡 易生命

保険管 理機構

○震災対応関係の業務内容

- ・ 震災後毎日、被災地の店舗の営業状況、非常取扱い(通帳、証書等を紛失した被災者1人につき 20 万円までの払戻し等)の実施教等を把握した。
- ・ 郵便貯金管理業務では、発生の翌日(3月12日)には、彼災者への救援策として、通帳、証書、印章等をなくされた被災者の定額・定期郵便貯金等の払戻し、定額・定期郵便貯金を担保とした貸付け等について、非常取扱いの実施を決定し、機構ホームページに掲載して周知を図るほか、東北地方を中心とした店舗等の被災状況・業務の実施状況について、委託先から報告を受け、確認を行った。
- ・ 簡易生命保険管理業務では、発生の翌日には、被災者への救援策として、簡易生命保険の保険料の払込猶 予期間の延伸、保険金の非常即時払等(必要書類の一部省略による簡易迅速な支払)の非常取扱いの実施を 決定し、機構ホームページに掲載して周知を図るほか、東北地方を中心とした支店、サービスセンターの被 害状況・業務の実施状況について、委託先から報告を受け確認を行った。
- ・ また、追加の救援策として、地方公共団体貸付の約定弁済又は繰上償還に係る特約条項の違約金免除を行ったほか、簡易生命保険管理業務では被災者に対する普通貸付金の非常即時払に適用する利率の軽減、保険料の払込猶予期間の再延伸、保険料払込猶予期間の延伸の地域一律適用等を実施した。
- · 装備品について見直しを行い、新たにヘルメット及び拡声器を購入して装備の充実、緊急事態対応計画の 見直しに着手した。

◎財務諸表情報

外務省

法人名

法人への影響・震災対応関係の業務等

国際協●

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

力機構

【業務への影響】

- · 研修員受入事業
- (略) 一部の研修コースが震災の影響により実施困難となっているため、実施地域や開始時期の変更等について、関係機関との調整を行っている。
- 平成 22 年度の円借款供与実績

東日本大震災の影響等により、新規承諾の規模が21年度を大幅に下回った。

22 年度における円借款の供与実績は、新規承諾件数が36 件(18 カ国向け)、新規承諾額は5,389 億円となった。東日本大震災を受け、日本政府の方針により年度内を予定していた案件の承諾が次年度に見送られたこと等により、前年度比44.3%減となった。貸付実行額は6,777 億円であり、前年度比9%減となった。

- ·横浜におけるアジア太平洋協力会議(APEC)の開催による交通規制や東日本大震災後の一時閉館等の影響もあり、年間を通じた資料館の入館者数は 26,531 人となった。
- 二本松市の青年海外協力隊訓練所を避難所として供用したことに伴い、平成23年度上半期に予定されていた訓練は、同訓練所での実施を見合わせた(大阪国際センターの活用)。

【中止等】

・新研究所の体制整備について、設立後 2 年半の研究所の活動を客観的に評価し今後のさらなる運営改善に役立てるため、第三者委員会による評価の準備を進め、年度内に開催する予定であったが、東日本大震災を受け、開催時期を遅らせ、23 年 5 月に実施した。

○震災対応関係の業務内容

- ・緊急対応・関係者安否確認(地震発生当日に理事長を本部長とする安全対策本部を設置し 24 時間体制で対応 (震災発生後18 日目まで継続)、機構関係者の安否や被災地域にある国内拠点の状況等の把握、震災直後に日本に滞在していた研修員全員の安全確認、海外拠点を通じて本国の所属先や家族への連絡を行った。また、研修実施に影響のあるコースは東北や関東での研修日程を中止する等、研修期間を短縮するとともに、早期帰国を希望した研修員については帰国便を手配。さらに、震災後に来日する研修員に対しては、余震発生時の対応や原発事故の状況等についてブリーフィングの実施)。
- ・施設提供による協力(震災当日に、研究所、広尾センター、東京国際センターを帰宅困難者向けに開放、透析治療の必要な被災地患者の宿泊施設として東京国際センターを開放・受入(最大 100 名分)、被災地から一時退避した留学生を大阪国際センターに収容(60 名)、3月13日から7月末まで、福島県からの要請を受けて福島県二本松市の青年海外協力隊訓練所で避難者長期受入(最大 450 名)、職員住宅等の二次避難施設としての拠出)
- · 海外からの支援への協力(日本政府が受け入れた国連災害評価調整チーム(UNDAC)、国連人道問題調整事務 所(UNOCHA)ミッション及びイスラエル医療チームの活動への職員同行等協力。3~4月)
- ・被災者支援への協力(二本松の青年海外協力隊訓練所に職員及び青年海外協力隊員(保健師、幼児教育等) 延べ約50名を派遣、避難所運営支援、住民自治形成支援、ジェンダー配慮等の取り組み(3~7月)。宮城県 東松島市の協力隊等による避難所運営支援(3~4月)。岩手県の遠野まごころネットを通じた協力隊等及び 職員による被災者支援活動(4~7月、青年海外協力隊員及びシニア海外ボランティア延べ88名、訓練修了 生等111名、新入職員35名、他ボランティア休暇の職員も活動)、ボランティア輸送のため、筑波国際セン ター、横浜国際センター及び中部国際センター等のバスを貸与、職員を派遣し同ネット事務局運営支援に協 力(9月よりNGO支援コーディネーターを派遣中))
- ・NGO/NPO や被災自治体へ協力(ジャパンプラットフォーム/国際協力 NGO センター(JANIC)への拠点提供、NGO/NPO 等への職員派遣による活動サポート、震災ボランティア説明会・活動報告会・震災復興イベント等に施設の貸出、人材募集サイトに震災支援団体の情報掲載、JICA スタッフ、現地職員、専門家、青年海外協力隊、シニア海外ボランティア等の有志による義援金(総額約 5.454 万円)を被災 3 県及び JANIC へ提供、JR 仙台駅でのボランティア情報ステーション立ち上げへの協力)。福島県会津若松市の「元気玉プロジェクト」(避難者支援ネットワーク)に職員有志が協力。)
- 世界からのメッセージ発信(途上国100カ国から3,000件を超すメッセージを受領・避難所や各国内機関や 各県の国際交流協会、グローバルフェスタ等のイベントで掲示、広尾センターで震災特別展「世界はつながっている」を開催)
- ・復興状況の国際的発信(防災に関する教訓とりまとめのためのプロジェクト研究を実施、東北大学災害制御 センターの研究を側面支援。国連水と衛生に関する諮問委員会、ハン・スンス元韓国首相他「水フォーラム」 関係者等と連携し「水と災害に関する東京会議」開催(4 月下旬)、既存の地球規模課題対応国際科学協力制 度(SATREPS)を活用し、防災・滅災の視点を盛り込んだ開発/イノベーション創出プログラムの構築に向 け学術界等と提携。その他国際会議等で被災地復興に係る情報発信。開発途上国に向けて津波防災・復興計 画・災害医療関連の研修コースを実施・拡充、アセアン工学系高等教育ネットワーク(AUN/SEED-Net)プ

ロジェクトで防災セミナー開催及び復興支援・防災技術開発協同研究を実施。)

復興への協力(震災復興の経験を将来の途上国の開発に生かすべく、教訓の蓄積及び国際社会との共有に向 け、被災地の行政及び大学と連携した取り組みを実施中。復興が進む東松島市に対し、地方自治体及び宮城 大学との協力の下、復興に協力する要員(協力隊 OB/OG 等)3名配置済み、また、岩手県三陸海岸の被災地 の教育現場における人員不足を補うため、被災地の教育委員会を通じ、教員資格を有する協力隊 OB/OG 等 8 名を小中学校 7 校へ派遣)。

◎財務諸表情報

国際交 流基金

【山山笙】

- ●業務への影響(業務中止、目標未達等)
- ・日韓ブラストビート・プロジェクト:音楽イベントに伴い、外部有識者等による報告シンポジウムも予定さ れていたが、平成23年秋に延期。
- ・日米学芸員交流事業は、米国から学芸員 11 名を招聘していたが、日程途中で事業を切り上げて帰国。
- ・邦楽海外公演(スイス、イタリア、ドイツ)は、中止。
- ・内田奨学金フェローシップは、フェローが東日本大震災で被災し滞在途中で帰国。
- ・震災以降に上映予定であった映画祭7件(「小津安二郎監督映画特集」、「東宝の歴史」、「大島渚監督作品特集」 等)は、全日程または一部日程を中止。
- ・日本語能力試験の平成 23 年 7 月実施試験の応募開始が震災後の 4 月となった韓国では、応募者数が前年同 時期の試験に比べ約10%減少(約6,000人減)。平成23年12月実施試験の海外における応募者数は対前年 比約 10%減少(約 36,000 人減)となる見込み。震災後、訪日外国人・在日外国人が減少している状況から、 留学など訪日意欲の低下や、海外における日本語学習意欲の低下も危惧される。
- ・日本語教育研修プログラム(埼玉、大阪で実施)の一部で、実施地変更、一部日程(研修旅行、東京での研 修等)を由止・変更
- ・JET プログラム参加者のうち、希望者に対し基礎的な日本語教授法研修を実施する予定であったが中止。
- ・日本語国際センター図書館は、3月14日、15日は臨時休館。その後16日から4月27日まで開館時間を短
- ・日本語国際センター(埼玉)で実施する日本語教師研修で参加者が減少(参加辞退 12 名、申請数減少によ る規模縮小で21名減)。
- 関西国際センターにおける専門日本語研修(外交官・公務員。22年度~23年度継続実施事業)、大学連携大 学生訪日研修で、一部参加者が研修涂中で帰国、専門日本語研修(2ヶ月コース)では11名が参加辞退。
- 関西国際センターにおける平成23年度の受託事業(国外からの日本語研修の受入)6件が、中止または延期。
- ・日本研究フェローシップとして滞日中あるいは震災後に来日を予定していた研究者のうち、約30名が帰国、 一時的離日または来日を延期。
- ・ブリティッシュ・カウンシルとの間で 3 月に共同実施を予定していた国際シンポジウム「進化するアジアの ビジネス一社会イノベーションのためのエコシステムデザイン」を中止。
- ・中国知識人・研究者個人招へい:計5名を招聘し、このほか3名を招へいすべく準備したが、来日延期。
- ・中国高校生長期招へい: 2010年9月に第5期生38名が来日したが、震災により、29名が一時帰国し、 そのうち 22 名が 2011 年 4 月、5 月に再来日。
- ・ふれあいの場「心連心」巡回コンサート:南京、重慶、長春、青島、北京にて巡回実施する予定であったが 南京以外の公演は中止。

【その他】

職員宿舎については、職員数、年間の海外赴帰任数、過去の利用状況等の確認、分析に基づき、不要宿舎を 処分の予定だが、震災被災者に対する受け入れ可能施設提供の一環として、国際交流基金の保有する宿舎の 一部についても被災者に提供する公務員宿舎等のリストに含まれることとなったため、8月31日に同リスト から削除されたことを受け、改めて速やかに国庫返納の手続きに入る。

○震災対応関係の業務内容

【東日本大震災発生時の緊急対応】

・大規模震災を想定した危機管理マニュアルと独立行政法人国際交流基金本部事務所消防規程に則り、速やか にスタッフ、施設、関係者の安全確認等を実施。

【大震災直後の情報、資源の提供等の対応】

- ・本部及び海外拠点における災害情報の提供、支援の呼びかけ
- ・職員宿舎の一部を被災者の二次避難場所候補として登録
- ・事業関係者による東日本大震災に関する緊急セミナーや日本支援のための各種イベントの開催

【大震災後の日本や国際社会の状況に対応した国際文化交流事業の実施】

- 震災を契機に国際的注目を集めることとなった日本社会、日本人に対する理解促進事業
- ①米国 JET 記念高校生招へい事業(JET プログラムで来日中に震災で命を落とした米国人参加者の遺志を継 ぎ、米国で日本語を学習する高校生を招へいし、日本語・日本文化理解のための研修を行うことで、次世

代の日米の架け橋を育てる)

- ②日独シンポジウム「東日本大震災と新旧メディアの役割―日独における震災報道に関する比較の視座」
- 震災後の日本社会の復興、再生、活力回復に資する事業
- ①震災復興に資する海外における日本文化紹介事業の支援(プロジェクトの追加募集も実施)
- ②写真展「平泉ー仏国土(浄土)を現す建築・庭園」のフランス(パリ)での開催(平泉のユネスコ世界遺 **産登録を記念した、中尊寺、毛越寺等の建築、庭園の写真と秀衡塗漆器の展示**)
- ③米国若手ジャーナリストによる「元気メール」プロジェクトの実施(米国の子供からの希望のメッセージ を被災地の子供へ伝達すると同時にボランティア活動に参加)
- ④「心連心ウェブサイト」震災応援プロジェクト(震災や震災復興に関して寄せられた中国からの応援メッ セージを日中の青少年交流に関するウェブサイトに集約し、日中両言語で掲載)
- ⑤被災地(東北地方)の文化の海外への紹介(岩手県「黒森神楽」ロシア公演、「民謡」南米公演、岩手県 郷土芸能「葛巻神楽」ドイツ公演支援
- ・日本の震災経験や教訓を国際社会に活かす事業
- ①「日欧『絆』プロジェクトーコミュニティが育む連帯と多様性」の実施
- ②「震災」、「防災」に関連する共同研究、交流・対話事業の支援(プロジェクトの追加募集も実施)
- ③東日本大震災に関連した連続講演会の実施(北京)
- ④アジア・リーダーシップ・フェロー・プログラムにおいて、アジアからの招へいフェローが被災地の NPO、 自衛隊関係者、中小企業関係者、ジャーナリスト等を訪問、災害・防災・復興等についての意見交換を実
- ⑤国際交流に携わる人々の、被災地支援・震災復興に向けた活動を発信。

◎財務諸表情報

財務省

法人名

酒類総

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

合研究【業務への影響】

所

- ・平成23年3月に予定していた酒セミナーの開催中止(平成23年9月に開催)
- ・分析機器の安定的使用ができないことから、浮ひょうの校正業務を一時中断
- ・節電に協力するため清酒製造技術講習の開催時期を変更(8月下旬開始を9月中旬開始に変更)

法人への影響・震災対応関係の業務等

・全国新酒鑑評会の被災地域からの出品締め切りを2週間延期

○震災対応関係の業務内容

- ・国税庁からの放射能分析依頼等に適切に対応するため、分析体制の整備等を実施
- 国税庁からの依頼による酒類の放射能分析を実施
- ・酒類業者からの依頼による酒類等の放射能受託分析を実施
- ・酒類等における放射能に関する研究を開始

◎財務諸表情報

【重要な債務負担行為】

東日本大震災の影響による納期の遅れで、翌年度以降に支払いを予定している債務負担行為額が 1,195,020 円ある。

告幣局

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

【中止等】

- ・平成 23 年 3 月 25 日及び 28 日に開催を予定していた「子どもと学ぶ春休み金融・株式スクール 2011」(日本証券業協会、日本銀行大阪支店他との共催)を中止した。
- ・平成 23 年 4 月に開催した「桜の通り抜け」において、東日本大震災により多くの方が被災されたことを考慮し、夜間のライトアップを中止した。

【業務への影響】

・地方自治法施行60周年記念貨幣のうち、平成23年度前半に発行を予定していた熊本県、富山県及び鳥取県の千円銀貨幣について、東日本大震災の影響及びこれに伴う発行対象県の意向を踏まえ、申込予定時期の一部変更が行われた。

○震災対応関係の業務内容

・東日本大震災発生時の東京支局の対応について

3月11日の東日本大震災発生時、震度5弱を記録した東京都豊島区にある東京支局において直ちに被害状況の確認を行い、上記の緊急報告を行った(建物や生産設備等への被害は微少であった。また、人的被害はなかった)。なお、当日、工場見学に来られていた一般の方11人が交通機関のストップにより帰宅困難となったことから、宿泊用に庁舎の部屋を提供し、飲食等の支給を行った。

・東京支局における今夏(7月1日~9月2日)の節電対策として、最大電力使用量を前年実績に比べ18%抑制する数値目標の設定と具体的削減計画を定め、「(独)造幣局(東京支局)節電実行計画」として公表(6月21日)した。その取組みの結果、最大電力使用量の抑制目標を達成した。

◎財務諸表情報

国立印 刷局

●業務への影響(業務中止、目標未達等) 「業務への影響]

・東日本大震災に際しては、国立印刷局災害対策規則に基づき、理事長を本部長とする災害対策本部を設置し、職員の安否確認や施設・設備の被害状況等に関する情報収集など応急対策を実施した。その後は、施設・設備の復旧、原材料の確保など、復旧対策の調整・実施に当たった。

- 製造設備については、一部に不具合が発生したが、製品の確実な供給に支障を来さないよう、迅速に修繕を行い、復旧が完了した。原材料については、被災した供給業者から調達していたものがあり、安定調達に向け供給業者に対する確認や代替品の検討を進めた。なお、製品の製造に支障は生じていない。
- ・平成 22 年度中に導入を予定していた設備・機器の一部について、震災のため海外技術者が来日できない等の理由により設置が遅れ、予定を変更し、平成23 年度に導入した。
- ・小田原工場及びさいたま編集分室が計画停電の対象地域となったため、銀行券製造及び官報情報提供システムを一時停止させたが、その後の製造等には特段の影響はなかった。

○震災対応関係の業務内容

・官報について、震災発生当日に、「緊急災害対策本部及び緊急災害現地対策本部の設置」(内閣府告示)等を内容とする特別号外(通常発行以外の官報)2 件を発行するなど、休日、夜間を問わず、迅速かつ確実に発行した(震災関係では、震災発生日から5月9日までに合計25件の特別号外を発行)。

- 東京電力管内及び東北電力管内に所在する国立印刷局が使用する需要設備における今夏(7 月 1 日~9 月 30 日)の節電対策として、使用最大電力を前年実績に比べ 15%以上抑制する数値目標の設定と具体的削減計画を 定め、「国立印刷局節電実行計画」として公表(6 月 28 日)した。その取組みの結果、各需要設備における使用 最大電力の抑制目標を全て達成した。

◎財務諸表情報

·(貸借対照表)災害修繕損失引当金 34,705,947 円

東日本大震災により破損した固定資産の原状回復費用について、翌事業年度に発生が予想される支出に備えるため、当該事業年度末における見種額を計上

· (損益計算書) 特別損失 34,705,947 円

東日本大震災による災害修繕損失引当金の計上

日本万 **●業務への影響(業務中止、目標未達等)**

【中止等】

国博覧 [中会記念]・「

機構

- ・「キッズ FESTA in 万博公園」として当初実施予定だったが、東日本大震災に伴い、義援活動とした「チャリティーキッズ」に変更
- ・3 月 11 日に発生した東日本大震災により、当初予定していた開局 60 周年「ABC ラジオスプリングフェスタ 2011」及び「ABC 万国博ハーフマラソン 2011」を中止
- ・桜まつり会期期間中、被災された方々への哀悼の意を表すため、太陽の塔のライトアップ等を消灯
- ・公園内に設けられている「大阪府北部広域防災拠点」・「後方支援活動拠点」の災害発生時の運用について、 大阪府危機管理室と合同で、21年度に策定した活動マニュアルの検証を兼ねた大阪府職員と機構職員・警備 員との合同訓練(実地研修)を3月23日(水)に実施する予定であったが、中止。

【業務への影響】

・桜の開花が昨年に比べ8日程度遅れたことや、震災後のイベント参加者の自粛により年間入園者数は前年度 比では▲17,575人(1.0%)の滅となった。

○震災対応関係の業務内容

- ・政府緊急災害対策本部に対して、要援護者等の県外避難についての受け入れ可能施設として、万博記念ビルの事務室の一部約800㎡を提示(3月23日)
- ・3 月 19 日〜21 日の間に実施したチャリティイベント(共催)の義援金募金(240 万円)及び募金箱の設置による募金(62 万円)を日赤に寄付するとともに、救援物資(紙おむつや電池など 42,500 個)を NPO 団体を通じて被災地に輸送
- ・今夏(7月1日~9月30日)の節電対策として、万博公園内施設について、実施期間中における使用電力を前年同期に比べて10%抑制する節電実行計画を策定(6月30日)
- ・地方公共団体等の防災活動・被災地救援活動等に公園施設を提供
- ・チャリティーイベントへの協力

◎財務諸表情報

_

文部科学省

法人への影響・震災対応関係の業務等 法人名 国立特別 ●業務への影響(業務中止、目標未達等) 支援教育 【その他】 総合研究 ・保有資産のうち見直しの指摘があった職員研修館を保有する必要性について検討を開始しており、当初は平 所 成23年度中に結論を出す予定であったが、現在、当該施設が東日本大震災の避難施設として登録されてい ることから、その時期については別途状況を見ながら判断することとした。 ○震災対応関係の業務内容 ・被災地における障害のある子どもに対応している教員向け情報の提供 ・財務省に対し要援護者等の県外避難についての受け入れ可能な施設として登録 ◎財務諸表情報 大学入試 **●業務への影響(業務中止、目標未達等)** センター ○震災対応関係の業務内容 ・被災地域に在住する大学入試センター試験受験者で受験票を紛失した者を対象とし、受験票の再発行業務に 代えて、参加国公私立大学に直接情報を提供 各大学の「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う平成23年度大学入学者選抜における対応」について、大学 入試センターのホームページに集約し受験生に周知 平成 23 年度大学入学者選抜において利用大学に対して成績提供期間を延長(利用大学において合格者入学 手続き期間の延長等の対策が取られたため) ・被災受験者が大学進学を断念することのないよう、平成 24 年度センター試験において、検定料の免除や試 験場の設置・指定について特例措置を実施することとした。 ◎財務諸表情報 国立青少 **●業務への影響(業務中止、目標未達等)** 年教育振 興機構 ・地震による施設の破損等や被災者等の受入れ(3月13日~9月13日)により、一部の施設では、教育事業 や利用者の受入れ等ができない状況であった。 【業務への影響】 東日本大震災に伴う施設利用の申し込みの取り消しは、25 教育施設で、約1,400 団体、約11万6千人(平 成23年3月31日現在)であった。 ○震災対応関係の業務内容 ・被災者等の受入れ ※10月26日現在 (国立磐梯青少年交流の家(福島県):延べ22,626名、国立那須甲子青少年自然の家(福島県):延べ21,828 名、国立岩手山青少年交流の家(岩手県):自衛隊員の休息基地として延べ 25,927 名、国立花山青少年自然 の家(宮城県):延べ2,137名、国立妙高青少年自然の家(新潟県):延べ9,049名、国立江田島青少年交流の 家(広島県):小学校まるごと集団疎開支援プロジェクトによる受入れの決定、国立オリンピック記念青少年 総合センター(東京都):①地震発生当初及び計画停雷時における帰宅困難者の受入れ、②福島県の透析患者 及びスタッフの受入れ(延べ 1,994 名)、③被災学生・生徒の首都圏での就職活動支援のため宿泊施設を無償 提供(4月28日以降、延べ1,631名)、④大相撲技量審査場所に招待された被災者のため、宿泊施設を提供(延 ベ 1.076 名) ・民間団体との連携によるボランティアコーディネーター研修の実施 ・ボランティアに関心のある者を対象とした「緊急青年ボランティアミーティング」の開催 (第1回:4月15:16日の2日間で約400名が参加、約650名が動画配信を視聴、第2回:7月1日:2日 の 2 日間で 113 名が参加。) ・実際にボランティアに参加した者を対象とした「青年ボランティアフォローミーティング」の開催 (5月21日:64名が参加) ・ボランティアの休息拠点及びボランティア団体の研修場所として施設提供 (国立花山青少年自然の家(宮城県)) ・災害ボランティア活動の心得などを学ぶ講演会を開催、大学生約30名が参加 (5月8日:国立山口徳地青少年自然の家(山口県)) 文部科学省との共催で、福島県内の児童・生徒の心身の健康やリフレッシュを図ることを目的とした「リフ

- レッシュ・キャンプ」を国立磐梯青少年交流の家、国立那須甲子青少年自然の家において実施
- (7月21日~8月31日にかけて全18回、約4.000名が参加)
- ・「リフレッシュ・キャンプ」の成果を踏まえ、より広範な地域を対象に「リフレッシュ・キャンプ《オータム》」を、9月~11月にかけ全28回、2,000名規模で実施
- (国立岩手山青少年交流の家(岩手県)、国立花山青少年自然の家(宮城県)、国立磐梯青少年交流の家(福島県)、国立那須甲子青少年自然の家(福島県))
- ・国立中央青少年交流の家(静岡県)において、被災した地域の子どもたちを対象とした交流事業を実施
- ①「~福島と御殿場の中学生の夏の挑戦~Jr.チャレンジ!富士登山」(8月1日~5日、37名が参加)
- ②「南三陸町の子どもたちとのサマーキャンプ〜今年の夏、生涯の友達をつくる〜」(8月17日〜23日、40名が参加)

◎財務諸表情報

- ・震災の影響による工事未完了に伴う施設整備費の次年度繰越し
- *施設整備費(単位:千円)

予算額 4.787.449

決算額 4.688.539

差 額 98.910

- ・震災の影響による中期目標期間を超える債務負担
- ①国立オリンピック記念青少年総合センター 熱源設備改修

②国立那須甲子青少年自然の家 外壁・屋上防水等改修

国立女性 教育会館

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

【業務への影響】

- ・地震の影響による利用のキャンセル: 128 件、延べ 7,218 名
- ・派遣業務の一般競争入札が一者応札となった:【理由】入札が東日本大震災直後(3月22日)であったことから、計画停電等の影響による交通網の麻痺で派遣社員の通勤の見通しが困難なことを理由に、入札辞退を申し出た業者が2者あったため。

【中止等】

・NWE C 男女共同参画プログラムについて、継続性のある学習機会の提供を企画したが、3 月開催予定であった第3回(女子栄養大学連携事業)は中止

○震災対応関係の業務内容

【被災者・避難者等の受入れ状況(3 月 18 日から 8 月 31 日まで無料で受入れ。9 月 1 日以降は、8 月からの継続滞在者のみ受入れ。)】

- · 被災者・避難者受入者数: 115名(被災県:107名)、延べ宿泊者数:2,132名(被災県:2,096名)(3月11日~10月31日)
- 発生直後の被害状況

地震発生直後、施設・設備及び人的被害はなし。利用者に対し、地震の発生状況等についてアナウンスするとともに、テレビ・インターネット等の情報を提供。

- 震災発生時は、主催事業(交流学習会議)の初日であったため、参加者に対し、帰宅困難者の受入れを周知。 3月15日までに8名の後泊者を受入れ。
- ・近隣の私立中学・高校の生徒及び教員等、帰宅困難者96名の宿泊を受入れ(3月11日)。

【会館で受入れた被災者・避難者への支援】

- ・被災者を対象としたボランティアによる昼食の無料提供を 10 回実施他、日用品購入の手伝いなど避難者に 対する支援を実施。また 3 月末より食堂の無償提供開始。
- ・近隣の観光案内、子どもへの絵本の読み聞かせ、折紙体験等、会館ボランティア及び職員による各種支援を 実施。
- ・乳幼児2名の母親からファミリーサポートによる保育支援の希望あり。地元嵐山町の協力を得て、会館幼児室にてファミリーサポートを4回実施。
- ・NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ福島が募集したシングルマザーの被災者 28 名が、休息のため会館 へ滞在。同法人による無料へアーカットサービスの実施(5月2日入館、4日退館)。
- ・その他休館においても柔軟に対応。

【国立女性教育会館の震災対応に関する広報について】

- ・被災者の無料受入れについて決定し、ホームページ及びメールマガジンにて周知。同時に、女性関連団体に対しても同内容を周知(3月18日)。
- ·受入れに関して地元嵐山町に伝達し、埼玉県に対して、同県ホームページへの掲載を依頼した。職員がさた いまスーパーアリーナに出向き、会館が一時避難している者を受け入れている旨を伝達(3月19日)。
- ・岩手県、宮城県、福島県の災害対策本部に対して、(独)国立女性教育会館及び(独)教員研修センター並びに(独)国立青少年教育振興機構傘下の国立青少年教育施設において、被災者の受入れが可能である旨の事務連絡を文部科学省(生涯学習政策局、初等中等教育局、スポーツ・青少年局の3局連名)より発出(3月22日)。

その他、東日本大震災子どもの学び支援ポータルサイト(文科省)、東北ライフライン情報(NHK)に支援情 報を掲載。

【義援物資の提供】

埼玉県内の避難所に対しマットレス50枚を提供(3月30日)。

【地域との連携状況】

- 近隣施設及び嵐山町住民と連携し、被災者の支援体制を整備(大妻嵐山中学校・高等学校、杉田農園、埼玉 県介護支援専門員協会など)。
- 会館に届けられた義援物資(米、野菜、衣服等)を受入被災者に配布(食材は昼食の無料提供に使用)。
- 被災者の無料受入れについては段階的に延長し、8月末まで実施した。その後自宅建設中の被災者等(実人 数6名) について継続して受け入れている(継続中)

◎財務諸表情報

- ・宿泊施設の「目的利用料金」値上げも震災の影響によるキャンセル多発で増収に繋がらず。
- ・入場料等収入予算比 23,886,829 円減(工事による休館及び大震災に伴い利用者が減ったため)。

博物館

国立科学 ■業務への影響 (業務中止、目標未達等)

【中止等】

- · 3 月 12 日(土)~3 月 31 日(木)の間は臨時休館(園)。企画展 1 つを開催中止。
- ・企画展2つを開催延期、シンポジウム、学習支援活動、オープンラボ等のイベントを多数中止。
- ・金曜日 20:00 までの夜間開館を取りやめ。(継続中)
- ・筑波実験植物園の温室閉鎖(修理完了まで継続中),望遠鏡ドームの公開中止(11 月より公開予定)

・温室等の設備や標本資料等の一部破損

【その他】

露ヶ浦地区の国庫返納については、関係省庁と協議を進めて来たが、東日本大震災により被災地である茨城 県内の関係機関や業者との調整に影響が生じ、やむをえず 23 年度に国庫納付することとなった。(平成 23 年8月10日に納付済み)

○震災対応関係の業務内容

・震災で被害を受けた標本について、各地の博物館等との協力のもと、応急措置や収蔵庫への一時保管等を行 う被災標本レスキュー活動を実施。あわせて、当該レスキュー活動を紹介する「科博NEWS展示」を実施(平 成23年6月28日~12月27日)

- ・地震や津波、地層に関する展示会場での研究者による解説や節電意識を高めるための親子向けプログラムな ど、地震や節電をテーマとした各種学習支援活動を実施。
- ・義援金募金箱(4 月 1 日~6 月 5 日),標本レスキュー活動のための募金箱(6 月 11 日~綵続中)の設置
- ・特別展「恐竜博 2011」への岩手,宮城,福島の被災地の子どもの入場料を無料とした。
- サージカルマスク3万枚の提供
- 震災対応支援資材(児童書等)の搬送協力
- 節電対策として,7月1日~9月9日の平日を中心に、部分消灯,空調・エレベータの稼働制限,展示室の 一部閉鎖等を実施した。

◎財務諸表情報

· 災害損失引当金: 40.084.225 円

(東日本大震災により、被災した資産の復旧等の支出に備えるため、当事業年度末における見積額を計上)

料研究機

物質·材 **●業務への影響(業務中止、目標未達等)**

【中止等】

- ・例年、NIMS 一般公開は、文部科学省の科学技術週間行事の一環として 4 月に開催されているが、本年度は 震災のため、6月30日及び7月3日に開催を延期。
- ·NIMS Conference 2011 (一般向け研究成果発表会) (予定 7 月 19 日-7 月 21 日)を延期。(開催日未定) 【業務への影響】

・震災における二次的影響として、3~4 月の計画停雷やその際の節雷及び今夏の節雷対応にあたり、利用集 中を回避するため、消費電力の大きい研究設備・装置について、縮退運転、制限期間外での運転を実施。

○震災対応関係の業務内容

- ・福島県からの要請により防護服、マスク、ゴム手袋等の資機材を提供
- つくば市からの要請により、放射線量を定期的に測定し、ホームページにて公開
- ・被災した研究機関の研究者を、機構において一時的に受入れ、研究活動の継続を支援
- 委託事業:ナノテクノロジーネットワークにおいて、被災により影響を受けた利用者を他の機関に紹介する などの支援活動を実施

◎財務諸表情報

- ・東日本大震災に係る災害損失引当金繰入額:312 百万円
- ・東日本大震災にかかる固定資産売却除却損益:24 百万円
- ・運営費交付金債務の振替額 521 百万円のうち 465 百万円:震災により納期が翌年度に延期されたため収 益化できなかったもの
- ※ 災害損失引当金の計上基準:東日本大震災により被災した資産の原状回復等に備えるため、平成23年度 以降に見込まれる支出等の見積額を計上

防災科学

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

技術研究┃【中止等】

・毎年4月の科学技術週間に行っている一般公開(つくば本所)を中止したが、4月17日に「緊急報告会 東日本大震災への対応一」を開催した。

【業務への影響】

・平成 23 年 2 月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会 議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を開始したところ。 東日本大震災のため進捗が遅れているが、平成23年度中を目途に、ベストプラクティスの抽出・実行を含 め、合理的な調達の実現に向けた取組を開始する予定である。(「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本 方針」のフォローアップから抜粋)

【その他】

・被災したつくば本所及び地震観測網の復旧。

○震災対応関係の業務内容

- ・防災科研の地震観測網によって得られた情報の詳細を政府の地震調査委員会や大学等の関係機関へ適宜提 供。また、地震の概要や余震活動状況等をリアルタイムで公開。
- ・防災科研が開発した「e コミュニティ・プラットフォーム」を活用して「ALL311:東日本大震災協働情報 プラットフォーム」を 3月 23日に開設し、各種地図・地理空間情報の配信や利用、地震動や土砂災害等の 災害情報、震災疎開・避難の受け入れ活動支援等を実施。
- ・平成 23 年 4 月 17 日に「緊急報告会―東日本大震災への対応」と題し講演を実施し、HP 上で資料等を公開 するなど、国民への情報発信を強化。
- ・広域的かつ複合的な災害リスク評価手法の高度化に資するため、東日本大震災での被害調査を実施。
- 液状化被害が大きかった千葉県、茨城県地域において被害調査を実施すると共に、地震対策について地方公 共団体と連携。

◎財務諸表情報

・東北地方太平洋沖地震による津波で仙台高感度地震観測施設を亡失。(資産取得価格 352 百万円、減価償却 累計額307百万円)

放射線医 学総合研 究所

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

【中止等】

- ・研修「放射線影響・防護応用課程」(平成22年度実施予定であった)
- ・神奈川県との地域連携協議会(平成23年3月16日開催予定であった)
- 研究倫理審查委員会(平成23年3月分)
- ・第 4 回共用実験施設(PASTA&SPICE)共同研究成果報告会(平成 23 年 2~3 月に実施予定であった)
- ・国際原子力機関(IEAE)協働センター(分野毎のトレーニングコース)(平成 24 年度に延期)
- ・がん治療活動プログラム(PACT)パートナー活動への参画
- ・毎年4月に「放医研一般公開」(毎年度の来訪者:3,000人前後)を開催しているが、震災の影響により平 成23年度は日程及び規模を縮小した。

【業務への影響】

- ・平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会 議(関係法人)において、研究開発の特性 に応じた調達の在り方について検討・情報共有を開始したとこ ろ。東日本大震災のため進捗が遅れているが、平成 23 年度中を目途に、ベストプラクティスの抽出・実行 を含め、合理的な調達の実現に向けた取組を開始する予定である。
- 震災直後より、重粒子線がん治療用病床を被ばく患者用に確保したこと

及び4月~6月まで震災の影響で重粒子線がん治療装置(HIMAC)の稼働が制限を受けたこと

- を受けて重粒子線治療患者の入院治療が極端に減少し、自己収入が年度計画と比べ減収となる見込みであ
- ・400 名以上の職員の海外派遣(平成 22 年度 年度計画):平成 23 年 3 月の東日本大震災以降の海外派遣取 りやめのために 400 人には達していない。(365 名)
- 震災の影響により加速器(PIXE及びSPICE)が故障したため、現在復旧活動を行っている。今年度に本装置 を使用した研究を実施できる見込みがないため、現在共同利用を取りやめている。

- 人件費を含めた予算執行状況の把握、病院自己収入や所全体の光熱水費の予想額を含む推移を示しつつ、第 2 期中期計画予算の執行による債務超過と契約繰り越しを出さない方針で臨み、執行可能期日の繰り上げ 等の調整を行った(ただし、東日本大震災の影響によって、納入期日までに履行が不可能となり、やむを得 ず中期計画を跨ぐこととなった契約も数件あった)。
- 那珂湊支所解体工事については平成22年度に終了予定であったが、東日本大震災のため、給水管閉栓工事 が未完となり、平成23年5月末に完了した。
- 以上の他に、震災以降、「震災対応関係の業務」に多くの人員と時間を費やしているため、研究業務全般に 遅れが生じている。

○震災対応関係の業務内容

・原子力防災対策本部を設置(3月11日以降、現在に至る)

- ・これまでに、発電所で作業等を行った合計 2,300 名以上に対し放射線の測定を実施。
- ・3 月 14 日、東京電力(株)福島第一原子力発電所 3 号機の水素爆発の際に作業していた自衛隊員 1 名を 受け入れ。健康状態に問題はなく、3月17日に退院。
- ・3 月 24 日、東京電力(株)福島第一原子力発電所 3 号機で作業中に被ばくした 3 名を受け入れ。3 名は 3 月28日に退院、4月11日に再受診し、診察・検査の結果、健康状態に問題ないことが確認。
- ・5 月 30 日~東京電力(株)福島第一原子力発電所の作業中に内部被ばくを受けた可能性のある作業者を受入 れ、精密な被ばく検査を実施し、線量評価を実施。
- ・6 月 10 日、東京電力(株)福島第一原子力発電所で作業中に内部被ばくを受けた可能性のある 50 代の男 性作業員1名を受け入れ、精密な被ばく検査を実施。
- 6月20日、東京電力(株)福島第一原子力発電所で作業中に内部被ばくを受けた可能性のある20代の男 性作業員1名を受け入れ、精密な被ばく検査を実施。
- 6月24日、東京電力(株)福島第一原子力発電所で作業中に内部被ばくを受けた可能性のある20代の男 性作業員2名を受け入れ、精密な被ばく検査を実施。
- ・7 月 1 日、東京電力(株)福島第一原子力発電所で作業中に内部被ばくを受けた可能性のある 30 代の男性 作業員1名を受け入れ、精密な被ばく検査を実施。

【福島県民の健康管理調査】

- 福島県の「県民健康管理調査」の一環として、福島県内の警戒区域や計画的避難区域から選定された住民に 対する内部被ばく線量評価のための手法検討調査を実施
- ・6 月 27 日~7 月 28 日、浪江町、飯舘村、川俣町山木屋地区等の 174 名の方々に、体表面の汚染検査、甲 状腺モニタ及びホールボディカウンタによる計測、尿中のバイオアッセイを実施
- ・7 月 23 日、29 日、30 日及び 9 月 9 日~9 月 11 日に開催された、福島県主催の「内部被ばく検査の結果に 関する説明会」において、検査を受けた住民に対し、検査結果の見方等の説明を行うとともに、希望者への 個別相談を実施。

【電話相談】

- 平成 19 年 12 月より、放医研では医療・防災関係者向けに、24 時間受付可能な緊急被ばく医療ダイヤルを 設置していたが、今回の原子力災害発災以降、一般の方々からの問い合わせが殺到したため、平成23年3 月13日より、別回線による一般の方々を対象とした電話相談窓口を開設。
- ・3 月 17 日には、文部科学省「健康相談ホットライン」が開設されたことから、上記の一般電話相談をこの 一環として位置づけ、「放射線被ばくの健康相談窓口」として対応。
- この電話相談に寄せられた質問のうち、よくある質問については、適宜取りまとめの上、ホームページに基 礎知識等として公開。
- これまでに、15,000件(うち、文部科学省「放射線被ばくの健康相談窓口」として13,000件)を超える電 話相談を受付。

【その他】

- 住民の被ばく線量推計:放医研では、現在、被災地域の住民の皆様の被ばく線量の評価のためのシステムを 開発中。この作業は、政府の被災者生活支援チームの下で行われており、福島県における諸活動に協力する 形で進められている
- 放射線量等分布マップ作成: 文部科学省の放射線等分布マップ作成の事業に参画。6月3日~6月13日の 間、福島県内において車両に測定機器を積み込んで行う走行サーベイを実施。
- 講演等:市民の皆様、地方公共団体の職員の方々等の放射線被ばくに関する疑問等に応えるため、さまざま な機会をとらえ、放医研の放射線防護の専門家が講演等を実施。10月までに、のべ264件の講演等を実施。
- 国際対応: 原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR), 世界保健機関(WHO), 経済協力開発 機構・原子力機関 放射線防護・公衆衛生委員会 (OECD/NEA/CRPPH) において、理事長等が今次の原子力 災害の状況及びこれまでの対応について発表・説明を行った。
- 国内にあるホールボディカウンタを適切に運用するため、被ばく医療機関・大学などの公共機関 6 施設か らの依頼に応じて校正を実施。
- 原子力安全委員会、文部科学省、及び経済産業省に対し、患者搬送時における「放射線管理要員」同行の徹 底を東京電力(株)に指示するよう要請
- ホームページ上に掲載されている原子力発電所事故対応(医療関係者専用)や放射線被ばくに関する基礎知

識等に原稿を提供。ホームページの内容については随時更新

◎財務諸表情報

·災害損失引当金 19.233 千円

(東日本大震災による設備損傷等に伴い、翌事業年度以降に見込まれる設備復旧費用等の発生に備えるため、 当該損失見込額を見積り計上)

- ・震災の影響による平成 23 年度施設整備費補助金決算額の対予算比減
- <決質報告書>

予算額 626.584 千円

決算額 543,051 千円

差 額 △83,532 千円

(差額△83,532 千円には 23 年度に繰越した那珂湊支所解体工事分(81,900 千円)を含む。)

国立美術 ■業務への影響 (業務中止、目標未達等)

館

○震災対応関係の業務内容

- ・地震の発生により帰宅困難となった来館者等を、国立新美術館では来館者 116 名、東京国立近代美術館フ ィルムセンターでは来館者 17 名及び避難者 10 名、国立西洋美術館では来館者 31 名を受入れ
- ・国からの要請を受け、国立新美術館の保管するマスク(2,000 枚)を被災地へ提供(3 月 14 日)
- ・国からの要請を受け、東京国立近代美術館の保管するクロスマスク(9.000枚)、脱臭抗菌マスク(600枚)、 衛生マスク(1,200枚)、ゴム手袋(500枚)を被災地へ提供(3月15日)
- ・各館に入館者向け義援金の募金箱を設置(3月20日~継続中)
- ・東京国立近代美術館では東京都が管理する避難者受入施設のうち 5 箇所へ「岡本太郎展」招待券約 100 名 分を提供(4月8日)
- ・国立西洋美術館では被災者を対象に常設展を無料とした(4月12日~6月12日)
- ・国立新美術館では、被災者を対象に「アーティストファイル」展を無料とした。(4 月 13 日〜6 月 6 日)

◎財務諸表情報

財機構

国立文化 **●業務への影響(業務中止、目標未達等)**

○震災対応関係の業務内容

- ・地震の発生により帰宅困難となった来館者等約60名を、東京国立博物館と東京文化財研究所で受け入れた
- ・国からの要請を受け、東京国立博物館の保管するマスク(約28,000枚)を被災地へ提供(3月15日)
- ・奈良国立博物館が保有するマスク(1.000枚)を奈良県を通じて被災地へ提供
- ・下記の通り各施設で義援金箱を設置し、4月15日までに各施設の義援金2,890千円を日本赤十字社へ寄付 東京国立博物館(3月29日~継続中) ※職員に向けた義援金募集を実施

京都国立博物館(3月19日~綵続中)

奈良国立博物館(3月15日~継続中) ※職員に向けた義援金募集を実施

九州国立博物館(3月14日~継続中)

奈良文化財研究所(3月15日~継続中) ※職員に向けた義援金募集を実施

- ・文化庁の要請を受け、東北地方太平洋沖地震によって被災した文化財等を緊急に保全するとともに、瓦礫の 撤去等に伴う貴重な文化財等の廃棄・散逸を防止するため、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業(文 化財レスキュー事業) の事務局を東京文化財研究所に置き、事業の実施主体の一部として国立文化財機構が 協力を行っているところである。
- ・東京文化財研究所職員が文化庁職員とともに、被災地で文化財レスキュー事業の事前調査を行った
- ・上記各施設で文化財レスキュー事業に対する義援金募集を継続中

◎財務諸表情報

・東日本大震災の影響による未達成業務について、中期目標期間の最終年度であることから、独立行政法人会 計基準第81第3項の規定に基づき、運営費交付金債務残高の全額を収益化

教員研修 センター

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

○震災対応関係の業務内容

・岩手県、宮城県、福島県の災害対策本部に対し、被災者の受け入れが可能である旨の事務連絡を発出 ・健康教育指導者養成研修(学校安全コース)において防災教育・防災管理に重点を置いた研修内容とし、研

修日数及び受講定員、研修回数を拡充。

◎財務諸表情報

- ・災害損失引当金:19.761,000 円(地震により被災した建物等の復旧等に要する支出に備えるため、当事業 年度末における見積修繕額を計1)
- ・臨時損失:20 百万円(地震により被災した建物等の復旧等に要する経費を災害損失引当金として計上した ことによる)

振興機構

科学技術 **●業務への影響(業務中止、目標未達等)**

【中止等】

- ・サービス科学研究開発への理解を深める場として開催を予定していた公開フォーラム「日本発のサービス科 学~サービス科学のグローバル化を目指して~」(3月22日開催予定)を中止
- ・スプリングサイエンスキャンプ(高校生等を対象とし、実験・実習を主体とした科学技術体験合宿プログラ ム)の実施を予定していた8会場について、中止

【業務への影響】

- ・「大学発ベンチャー創出の推進」において、平成 20 年度までに終了した研究開発課題について、平成 23 年 3月に予定していた最終の追跡評価委員会を次年度に延期
- 東日本大震災の影響を受けた産学官共同研究拠点の整備において、一部建物の竣工検査や設備の納品・検収 を行えず、年度内に施設整備及び施設付帯整備の設置が完了できなかった(平成23年9月完了)
- 日本科学未来館について、平成23年3月12日以降臨時休館(平成23年6月11日に再開)

○震災対応関係の業務内容

(平成22年度中の取組)

- ・大学発ベンチャー創出の推進事業を通じて設立された会社が、同社とその供給先である大手警備保障会社と の共同で、被災地にマスク約500万枚を提供
- ·23 年 3 月開始の CREST・さきがけの公募において、被災者からの研究提案について特に必要な場合には特 例措置を講じることを検討
- 津波災害総合シナリオ・シミュレータ(被害規模を推計し被害の軽減化戦略を検討できる)を活用した津波 防災活動を、岩手県釜石市、新潟県上越市、徳島県牟岐町、沖縄県宮古島で実施
- 津波被災地域における漁船等からの流出油処理への支援について、油濁対策機関等からの打診を受け、対応 を協議・検討
- 東日本大震災に係る建物被害認定調査につき、岩手県からの要請を受け、3 月下旬より釜石 陸前高田で研 修を実施し、迅速な被害認定の実現に貢献
- 津波被害版の「簡易診断シート」を作成、全国ベースのモデルとして内閣府の承認を受け web 上で公表
- 被災者安否確認から被災者支援への情報の一元的管理について、今次震災被災者・避難者を多数受入れてい る新潟県に対し「被災者登録システム」を提案、同県より採用の申し出があり、説明・協議中。他の被災地 域及び国内他地域への更なる実装支援を計画中

(平成23年度中の取組)

- 復旧・復興に即効性のある研究開発成果を平成 23 年度中に被災地域に実装する取組として、「東日本大震 災対応・緊急研究開発成果実装支援プログラム」を実施(「震災地域の重金属等土壌汚染評価」等、6 件の 宝奘支援対象を決定)
- 海外の研究支援配分機関(米国NSF等)と協力して、東日本大震災に関連した緊急を要する研究・調査を 支援する「国際緊急共同研究・調査支援プログラム」を実施(「東日本大震災におけるヒューマニタリアン・ ロジスティクスに関する共同研究」等、33件の研究支援課題を決定)
- 東日本大震災で中断した次世代イノベーション創出の種となる研究を支援する「研究シーズ探索プログラム」 を実施(101件の研究課題を決定)
- 被災地や避難場所等にいる人々を対象とした科学コミュニケーション活動を行う科学ボランティア等の活動 について支援する取組として、「科学技術コミュニケーション促進事業(草の根プログラム)」を実施。
- · 公募期間の延長、繰越への対応など、JST 制度利用者に向けた対応
- ・復興・医療等災害対応に携わる機関・団体の方へ、科学技術文献有料データベース「JDreamⅡ」の無料 ID を発行。(平成 23 年 9 月末まで)震災関連の文献情報を、Web 上で無料公開
- JST内部における節電への取り組み強化
- 震災後の電力不足の解消に向けたシナリオ・復興に関する提言等の策定
- ・日米両国の研究者からなる合同チームにより、震災地での緊急救援活動を実施(水中探査救助作業用ロボッ ト等を活用した被災地沿岸部における行方不明者捜索活動等)
- ・サイエンスコミュニケーターによる、被災者向けの学習支援活動として、子どもたちを対象にロボットに関 する実験教室を開催

◎財務諸表情報

振興会

日本学術 **●業務への影響(業務中止、目標未達等)**

【業務への影響】

·学術システム研究センター研究員の調査·研究費については、平成22年度に予定した事業のうち、13,000,000

- 円分の事業については、東日本大震災の影響により事業が完了しなかった。当該事業については、平成 23 年9月に完了。
- ・若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラムについては、平成 22 年度に予定していた事業 のうち、17.980,000 円の事業については、東日本大震災の影響により事業が完了しなかった。当該事業に ついては、平成23年5月31日に完了。

【中止等】

- ・第35回学術顧問会議(23年3月24日開催予定)を中止。
- ・科学研究費補助金の中でヒアリング審査を実施する種目について、審査日程を延期。(採否の決定は23年5
- ・運営委員会及び第6回コーディネーター会合(23年3月開催予定)を延期とし、平成 23年度4月に開催。
- ・韓国とのアジア学術セミナー(23年3月開催予定)を延期とし、平成23年9月に開催。

○震災対応関係の業務内容

- ・被災により研究遂行が困難となった研究者及び大学等研究機関に対して、研究費の繰越や手続きの簡素化等 を実施し、今後の研究活動の継続性等について配慮。
- ・平成 22 年度科学研究費補助金、最先端研究開発戦略的強化費補助金について、地震の影響による繰越申請 の追加を受付けるとともに、その手続きを簡便化。
- 被災により研究活動が行えなくなった特別研究員について、採用の中断及び延長制度を導入。
- ・海外特別研究員について、被災に伴う採用の中断及び延長、一時帰国の緩和、帰国の延長を措置。
- ・その他各種事業について、実績報告書等の書類提出期限の延長や申請受付期間等の延期を実施。
- ・日本に滞在する外国人研究員の研究開始 (来日)時期、一時帰国等について柔軟に対応。
- ・日本学術振興会賞及び育志賞の推薦受付期間について柔軟に対応。

◎財務諸表情報

<運営費交付金債務の当期振替額の明細(運営費交付金収益化額の積算根拠)>

東日本大震災により達成しなかった一部の業務を除き、中期計画の予定どおりに業務が進行したので、当該 業務に充てられる運営費交付金の計画額の全額を収益化。(業務が完了しなかった事業に係る計画額は、 201.368.000 円。)

<運営費交付金債務残高の明細>

運営費交付金の収益化対象外のもの(前払費用、仮払金等)であり、精算時に収益化。

なお、前述の仮払金のうち、研究者国際交流委託等に係るもの(195,368,000円)は東日本大震災によるも のであり、運営費交付金債務として繰り越したもの。これらは平成 22 年度限りのものであり、平成 23 事業 年度において計画どおりの成果を達成できる見込であり、平成23事業年度で収益化。

究所

理化学研 **●業務への影響(業務中止、目標未達等)**

【業務への影響】

・多種粒子測定装置の整備を継続し、新入射器システム、自己閉じ込め型不安定核標的(SCRIT)の動作試験 に成功し、実験開始に向け準備をしていたが、東日本大震災の影響により、3 月の予定を中止。

【その他】

- ・平成 22 年度に交付された運営費交付金は、58,312 百万円(1)である。このうち、平成 22 年度振替額は、 51.064 百万円(2)であるため、平成22 年度の未執行額((3)=(1)-(2))は7.248 百万円、未執行率((3)/(1))は
- ・未執行の理由は、研究の進捗状況により研究計画を変更する必要が生じたこと等により発生したものである が、このうち、東日本大震災に伴う納期遅延となったもの(393 百万円(4))、(略)が含まれており、通常 の業務運営では想定できなかった特殊要因であるため、未執行額から特殊要因((4)、(5))を除いた未執行 額((6)=(3)-(4)-(5)) は、5,627 百万円であり、未執行率((6)/(1)) は、9.7%である。
- ・東日本大震災に起因する納期遅延については、順次納品されており、影響は軽微であると考えられる。

○震災対応関係の業務内容

- ・危機管理対策本部の設置(節電対策、学生・研究者の受入、研究実験機器等の貸付、研究基盤、リソース支
- ・放射線測定への支援(職員の派遣、機器の貸与等)
- ・和光研究所 放射線モニタリングポストによる、線量の検出データをホームページ上で公開
- ・大規模な電気消費設備及び研究機器の使用制限等

◎財務諸表情報

- ・運営費交付金債務残高: 7,538 百万円(未執行率 12.9%)(震災に伴う製造業者の被災等により、4月以降 に納期遅延となったこと)
- ・6.工具器具備品勘定(償却費損益内)の当期減少額:612,963円(保管庫)
- ・21 年度交付運営費交付金債務残高: 261,567,327 円(東日本大震災発生に伴う契約相手先の被災等による 納入遅延により、翌事業年度に繰り越したため)

研究開発 機構

宇宙航空 ■業務への影響(業務中止、目標未達等)

【業務への影響】

・筑波宇宙センターや角田宇宙センター等の施設・試験設備等が一部被害を受けたため、事業准渉に遅れが生 じるものの、要求中(11月1日時点)の第三次補正予算の措置等により段階的な復旧作業を実施する事で、 業務への大きな影響はない見込み。

【その他】

・鳩山宿舎については、東日本大震災の被災者及び原発事故に伴う避難者を受け入れる応急仮住居として有効 活用することとし、国庫納付に向けた調整を一時中断し、埼玉県鳩山町に貸与している。

○震災対応関係の業務内容

- 陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS) により被災地の画像データを定期的に防災関係府省や自治体等へ提供 超高速インターネット衛星「きずな」(WINDS) により岩手県庁の災害対策 3 拠点(盛岡市、釜石市、大船渡 市) ヘハイビジョンテレビ会議及びインターネット通信回線等を提供
- 技術試験衛星 VIII 型「きく 8 号」(ETS-VIII) により被災地自治体(大船渡市、大槌町、女川町) ヘインター ネット通信回線を提供。
- 実験用航空機(ビーチクラフト機)により福島原発30km以遠上空の放射線量計測(簡易航空機サーベイ) を実施し、計測データを文部科学省へ提供することに協力(4月4日をもって終了)
- 被災地からの避難者向けとして、不要財産として処分予定の埼玉県の鳩山宿舎を鳩山町へ貸与
- 宇宙科学研究や宇宙科学プロジェクトに係る研究を行う被災された大学等の学生・研究者を、宇宙科学研究 所にて技術研修生・共同研究員として一定期間受け入れ、旅費滞在費や研究スペース提供及び設備利用等の
- 船内宇宙服で培われた技術を応用して開発された、消臭機能を備えた下着を、開発元のゴールドウイン社か
- 宮城県の角田宇宙センターより、文房具及び布製バッグのストックを、近隣の学校及び市・町に提供
- · JAXA 宇宙飛行士 · ISS 滞在中の宇宙飛行士から被災者へのメッセージ発信、JAXA 宇宙飛行士の被災地訪問

◎財務諸表情報

【注記事項】

IX. その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

平成23年3月11日に発生した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」により、当機構の筑 波宇宙センター及び角田宇宙センターが被災した。

人的被害及び開発中の人工衛星への直接的な被害はないが、建物及び設備等の一部に被害が発生した。 当機構は、地震発生後直ちに対策本部を設置し、被害状況の把握及び情報収集等を行うとともに、本 格的な復旧に向けた計画及び対策の検討を進めている。

現時点では、地震による被害により翌事業年度以降の事業進捗に遅れが生じるものの、事業活動に及 ぼす影響は大きくないと見込んでいる。

日本スポ **●業務への影響(業務中止、目標未達等)**

ーツ振興 【業務への影響】 センター

- ・国立霞ヶ丘競技場(ラグビー場): 予定されていた行事が中止された(計8日)ことなどから、稼働日数が 日標日数を下回った。(日標値:80 日以上/稼働日数:72日)
- 国立代々木競技場 (第二体育館):施設改修のための休業 (計 87 日間)及び東日本大震災に伴い予定され ていたスポーツ競技大会が中止された(計20日)ことなどから、稼働日数が目標日数を下回ることとなっ た。(目標値305日以上/稼働日数:233日)

【中止等】

- ・販売中止となったスポーツ振興くじの回数(toto:6回、mini toto:9回、totoGOAL3:9回、BIG:6回、 BIG1000:6回, mini BIG:6回)
- ・国立競技場、国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターにおいて施設の安全点検及び 電力不足への対応のため、施設の一部営業中止及び営業時間の短縮を実施。

○震災対応関係の業務内容

- ・本部事務所に「対策本部」を設置し、仙台支所の安否確認や情報収集を実施
- 国立競技場:電力不足への対応として営業時間を短縮(→6月1日より通常営業)
- 仙台支所担当地域における災害共済給付の事務手続きの再開(3月30日~)
- ・「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令」、「独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省 令」の一部改正(平成23年5月27日付)及び「独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書」の 一部改正(平成23年6月17日付)に伴う共済掛金の支払期限の延長措置
- 災害共済給付制度に関連して「東日本大震災特別弔慰金」を設け、東日本大震災により学校の管理下で亡く なられた児童生徒等1名につき500万円を支給
- 震災当日の帰宅困難者の受入れ(国立代々木競技場及び国立スポーツ科学センター:延べ927名)
- ・スポーツ振興くじ(toto)助成を利用した、以下の被災地支援の実施
- ①J リーグスタジアムの緊急復旧のための施設整備支援(被災したJクラブのホームスタジアムについて、

- 1施設あたり1億円を上限に定額助成)
- ②スポーツによる被災地の子どもたちの心のケア活動等の支援(スポーツ教室や運動会の開催、スポーツ 用具の提供等)
- ③中期的なスポーツ環境の復旧・復興支援(スポーツ施設の復旧支援、スポーツ団体の活動支援、スポー ツ用具等の整備支援等)(現在事業募集中)
- ④スポーツ振興くじの会員制度である「club toto」会員から寄付いただいた「club toto」ポイントについ て、1ポイントにつき1円を義援金として日本赤十字社に寄付(11月1日までに約7千万円を寄付)(3 月 18 日~12 月末(予定))
- 被災者支援イベント(5月29日 試合観戦ツアー、6月22日 国立競技場スタジアムツアー)を開催
- ・日本登山医学会に対し、被災地支援活動向けの装備を貸出(国立登山研修所)

◎財務諸表情報

日本芸術 文化振興

会

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

【中止等】

- ・歌舞伎:34 回の公演が中止
- ・現代舞台芸術:13 回の公演が中止
- ・3 月 11 日、12 日及び 15 日~31 日の公演について、一部を中止(3 公演)又は全て中止(6 公演)とし た。中止公演のチケットは、代金引き落とし銀行口座への返金処理、劇場窓口及び郵送での払い戻しを行っ た。なお、13 日・14 日は公演を実施したが、被災者及び交通事情等により来場が困難なお客様には払い 戻しを行った。
- ・その他、中止等になった公演多数。

【業務への影響】

- ・本館小劇場 5 日、演芸場 2 日、能楽堂 4 日、新国立劇場小劇場 14 日の貸与が取消
- ・国立劇場おきなわを除く各施設の展示・公演記録の収録・講座等は、11 日、12 日及び 15 日~31 日の実 施を中止
- 伝統芸能情報館図書閲覧室については、3月11日は震災後休室し、12日は休室、13日(第2日曜日) と 14 日は開室し、15 日から月末まで休室した。本館視聴室については、11 日は公演記録鑑賞会のため 休室、12 日は休室、13 日(第2 日曜日)と14 日は開室し、15 日から月末まで休室
- 能楽堂では東日本大震災の影響により、3月15日以降図書の閲覧及び公演記録の視聴を停止。(資料の複 製・貸出は継続)

○震災対応関係の業務内容

- ・ 国立劇場・国立演芸場・伝統芸能情報館(すべて東京都千代田区)では、地震の発生により帰宅困難とな った観客約 170 名を公共交通機関の回復時まで大劇場ロビーで受け入れた。飲料水、非常食、保温シート を配布するとともに、逐次テレビやホワイトボードで震災関連情報を伝達。(3月11日~12日)
- 新国立劇場(東京都渋谷区)では、地震の発生により帰宅困難となった観客および一般の帰宅困難者約200 名が公共交通機関の回復時までロビーで待機。飲食物、毛布等を配布するとともに、逐次テレビやホワイト ボードで震災関連情報を伝達(3月11日~12日)
- ・国立劇場、国立演芸場、伝統芸能情報館、国立能楽堂(東京都渋谷区)、新国立劇場、国立文楽劇場(大阪 市中央区)、国立劇場おきなわの各施設で災害義援金の募金箱を設置。3 月末時点で 1,316,618 円の募金が 寄せられ、4月5日に日本赤十字社へ寄付(3月13日~継続中)
- ・被災地等における日本映画上映活動に関する助成(平成 23 年 6 月 1 日~平成 24 年 3 月 31 日の期間内に 上映されるもの)
- ・旧グランドプリンスホテル赤坂に避難されている方を対象に、被災者応援寄席を開催(6 月 23 日)
- ・助成対象活動申請団体(地域文化等については所管の地方自治体担当部局も含む)に対する特別措置(中止 延期等となった活動について、平成23年度に同じ内容の活動を実施する場合には、23年度の助成の対象 とする)
- ・公演開催に当たっての提灯・ロビーシャンデリア等の消灯、ロビー照明の減灯、エレベーター・エスカレー ターの一部停止、外灯の減灯等、最大限の節電努力
- 劇場公演の開催・中止の告知を時間単位で掲載、更新を行うなどホームページの広報媒体としての特性を生 かした迅速な情報提供を実施
- ・主催者より公演中止の申し出があった場合の納入済み予約保証金の返還(23 年 3 月及び 4 月の申込済み
- ・震災後、場内案内担当業者と緊急会議を開き、非常時の観客対応について再度検討・確認

◎財務諸表情報

- ・公演事業の収入減(見込): 125,000 千円) (震災による公演の中止等のため)
- 劇場入場料:予算比 44.840 千円減
- 劇場及び附属施設としての施設使用料収入:1.263 千円減(震災の影響による使用取消のため)

日本学生 支援機構

日本学生 **●業務への影響(業務中止、目標未達等)**

【中止等】

- ・留学生交流実務担当教職員養成プログラム(平成23年3月17日・東京開催分中止)
- ・平成22年度第3回障害学生修学支援ネットワーク事業運営委員会(資料配付のみ)

【その他】

· 2 月の振替不能に対する督促架電委託は、平成 23 年 3 月 10 日より実施したが、翌日の震災で委託業者 (仙台に事務所を設置) からの架電が実施できない状況であった。

【業務への影響】

· 国際交流会館等の貸出し施設の稼働率が抑制された原因として、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の影響で祖師谷国際交流会館で 3 月中 6 件が中止になる等各種イベントが自粛されたことが影響した。

○震災対応関係の業務内容

【奨学金事業】

- ・緊急・応急採用の適用について、プレスリリース、被災地域の学校へ周知、各都道府県教育委員会に避難所 等へのチラシの掲示を依頼
- ・被災者直行「壁新聞」(被災者のみなさまへ政府からのお知らせ)(平成23年4月15日発行第4号)に、 緊急・応急採用、返還期限猶予等の情報を掲載
- ・返還期限猶予について、申請書・証明書等の取得が困難な返還者に対し、柔軟な対応を実施
- ・ホームページに災害関係の特設ページを開設し、返還期限猶予・奨学金貸与に係る Q&A 等をホームページに掲載
- · 平成 23 年度補正予算(第1号)において、災害等により家計が急変した学生が学業を断念することがないよう、緊急採用奨学金(無利子)の貸与人員枠を拡充。緊急採用奨学金(無利子)35 億円 約4,700 人増
- ・大学、民間団体等が実施する被災学生等に対する奨学金等の情報提供
- ·災害により返還が困難となった場合の減額返還·奨学金返還期限猶予の手続き方法等について、ホームペー ジ等に掲載

【留学生支援】

- ・外国人留学生に正確な情報を得て冷静な対応をしていただくよう、地震関連情報等についての電話相談窓口を設置するとともに、ホームページにおいて、東日本大震災に関する外国人向け情報のリンク集を 4 ヶ国語により提供
- ・災害救助法適用地域の大学に在籍し、震災による緊急援助採用により国費留学生として採用された者 (約1,000名)に対する支給事務を国と連携して実施
- ・災害救助法適用地域の大学に在籍し、震災により、経済的困窮に陥った成績優秀な私費留学生に対し1学期分(4~7月分)の「私費外国人留学生学習奨励費」を追加募集
- ・被災地の国費留学生の再渡日の際の航空券支給
- ・国費外国人留学生制度及び私費外国人留学生学習奨励費等にかかる在籍確認、関係書類等の提出期限への 弾力的対応
- ・日本留学試験実施日に受験できない被災者等を対象に、特別追試験を、平成23年7月2日に実施【学生生活支援】
- ・平成23年度第1回全国就職指導ガイダンスにおいて、文部科学省・厚生労働省・経済産業省による震災に 対応した就職情報提供特別ブースを設置し、学校の就職指導担当者、企業の採用担当者がブースを訪問し個 別相談を実施

【その他】

- ・被災者の方々の受け入れのため、国際交流会館(留学生宿舎)を提供
- ・理事長(理事長代理)を本部長とする危機管理対策本部を設置し、平成23年3月14日(月)に第1回 危機管理対策会議を開催
- ・危機管理事務局会議を随時開催し、情報の共有化を図ると共に、必要な課題を協議

<参考>主な対応

- ・職員及び国際交流会館生の安否確認
- ・被害を受けた事務所等の被害状況の把握
- ・震災に関する情報についての役職員への周知徹底
- ・職員等の出勤退勤状況の把握
- ・各部等の事業における対応のとりまとめ
- 機構内の一層の節電の実施
- ・被災者に対する支援の協力
- ~全国(仙台を除く)の国際交流会館等の空室を、被災者の宿泊滞在が可能な施設として平成23年3月17日 に官邸に登録(177室、222人分)

◎財務諸表情報

_

海洋研究 開発機構

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

【業務への影響】

・震災による船舶の故障等により、船舶の運航スケジュールの再調整が必要となった。

○震災対応関係の業務内容

- ·3月に、深海調査研究船「かいれい」を使用し、三陸沖から銚子沖にかけて海底地震計の設置や海底地形の 調査等を実施し、現在も調査結果の解析を行っている。
- ・文部科学省の依頼に基づき、福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出状況について確認するため、機構の船舶を使用し、福島沖において海水採取等の海上モニタリングを実施した。採取した試料の分析結果は文部科学省ホームページに掲載した。(3月~)。
- ・文部科学省の依頼に基づき、機構が開発した予測モデルを活用して、海域における放射能濃度分布のシミュレーションを実施した。結果は文部科学省より公表した。(4月~5月)
- ・「東北地方太平洋沖地震」震源海域の日本海溝陸側斜面において、地震による海底生態系等への影響、海水中の化学変化、海底の変動を調査するため、有人潜水調査船「しんかい 6500」による潜航調査を行い、海底の亀裂等を発見した(7月~8月にかけて実施、8月プレス発表)。当該調査については、今後も継続していくこととしている。

財務諸表情報

< その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報>

(東北地方太平洋沖地震による影響について)

- ・八戸港に着岸していた地球深部探査船「ちきゅう」は、津波の影響により推進器及び船底等に損傷を受けた。 しかしながら、応急的な補修及び検査を行った後は、事業活動を行いつつ順次追加の補修を進めることから、 現時点で費用総額を合理的に見積もることは困難。なお、当該補修費については、見合いの収益が計上される予定であり、翌年度以降の最終的な損益には影響がない見込みとなっている。
- ・「ちきゅう」へ搭載するために八戸港岸壁で一時保管していた工具器具備品及び貯蔵品の一部が、津波により滅失する等の被害が発生したことから、当該滅失に係る損害額については臨時損失として損益計算書に計上している。なお、臨時損失の見合いとして同額の収益が計上されるため、最終的な損益への影響は無い。

国立高等 専門学校 機構

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

- 【中止等】
- ・原子力人材等推進事業に係る見学会、次年度以降の原子力人材育成への指針を得るフォーラム
- ・被災した高専における卒業式の中止、入学式の延期、授業開始の延期
- ・設備整備費補助金による事業が一部中断

○震災対応関係の業務内容

- ・各経済団体に対する被災学生の就職に関する配慮の上申
- ・義援金及びボランティアの募集
- ·災害対策本部の設置(24 時間体制で、各学校における被害状況の確認及び文部科学省との連絡調整・情報収集)
- ・理事長・理事による被災高専視察・支援ニーズ把握
- ・震災当日における京王電鉄株式会社に対する帰宅困難者の受入れの申し出
- ・一関・仙台・福島・茨城の各高専に対する近隣高専及び機構本部からの緊急支援物資の搬送
- ・学校施設及びインフラ被害の把握とその復旧に向けた調査の実施
- ・学校備品、消耗品の調達
- · 被災学生に対する支援(学生寮への入居手配、授業料・入学料免除、メンタルケア、就職内定取消等学生の 把握、教材等の支援等)
- ・教職員への対応(宿舎、メンタルケア等)
- 放射線量測定の協力
- ・地域避難所として被災者の受け入れ

(東日本大震災に係る留学生への対応)

- ・機構ウェブサイト(日本語・英語)による留学生に関わる情報提供
- ・被災地域の学校へ平成23年4月編入学予定の国費留学生及びマレーシア政府派遣留学生の転学
- ・福島高専本科 4、5 年生の国費留学生及びマレーシア政府派遣留学生の転学
- ・平成23年4月編入学のマレーシア政府派遣留学生の渡日日程変更

◎ 財務諸表情報

・減損の兆候が認められたが、減損を認識しなかった固定資産(57件)

【固定資産の概要】

(用途)教育研究用及び一般管理用

(種類)建物、構築物、工具器具備品及び土地

(場所) 八戸工業高等専門学校・一関工業高等専門学校・仙台工業高等専門学校・鶴岡工業高等専門学校・福 島工業高等専門学校・茨城工業高等専門学校・小山工業高等専門学校・群馬工業高等専門学校

(帳簿価額) 739,731,349 円

【減損の兆候の概要】

東日本大震災の影響により固定資産に著しい機能的減価が観察される等により、減損の兆候を認識 【減損を認識しなかった根拠】

将来の補修により機能の回復が見込まれる等のため

・業務費の対予算比減:293 百万円(震災の影響により予定していた納品が受けられなかった等のため)

(業務費)

予算額 80,039 百万円

決算額 79.746 百万円

差 額 △293 百万円

運営費交付金債務の翌事業年度への繰越

授与機構

大 学 評 **●業務への影響(業務中止、目標未達等)**

価・学位【業務への影響】

・国立大学法人等の第1期中期目標期間における教育研究の状況の評価結果について、平成23年3月25日 開催予定であった文部科学省国立大学法人評価委員会における国立大学法人等の第1期中期目標期間の業 務の実績に関する評価結果の決定を踏まえ、当機構ウェブサイトでの公表を予定していたが、東日本大震災 の影響により同委員会が延期となったため、公表についても延期された。なお、平成23年5月24日に同 委員会が開催され評価結果が決定されたことから、当機構ウェブサイトにおける公表は翌5月25日に行っ

- 各大学等の評価や教育研究に関する発信情報の一元的な窓口である「大学評価情報ポータルサイト」につい て 東日本大震災に伴う計画停電への対応等のため平成23年3月より運用を停止していたが 同年9月か ら運用を再開した。
- 平成 23 年度 4 月期学位授与申請において、東日本大震災に伴う計画停電の影響により、インターネットを 利用した「電子申請」を中止し、全ての申請を郵送により受け付けた。

・学位授与事業 20 周年・大学評価事業 10 周年記念事業として、平成 23 年夏季に国際シンポジウム等の開催 を予定していたが、東日本大震災に伴う計画停雷が実施されたこと等の諸事情に鑑み、その開催を延期する こととした。なお、現在開催時期等、検討中である。

○震災対応関係の業務内容

・平成23年度4月期学位授与申請において、被災により申請期間中に必要書類等を提出できない申請者を対 象として、提出期限延長措置を実施した。

◎財務諸表情報

※一次評価書における説明

・運営費交付金債務残高は 187.208 千円であり、平成 22 年度中の運営費交付金債務の未執行率は 11%であ る。上記金額が未執行となっている理由は、物件費に関しては、事業仕分けの影響により執行を停止してい たもの、自己収入が予算額を上回ったこと、効率的に業務を実施したこと、東日本大震災の影響による会議 の中止などによるものである。

財務・経 営センタ

国立大学 **■業務への影響(業務中止、目標未達等)**

【業務への影響】

- ・大学共同利用施設の稼働率:(略) 前年度比 1.98 ポイントの減少であったが、6 割以上の稼働率を得たこと から、年度計画を達成した。なお、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響が主たる要因で前年度に 対し、稼働率の減少が見られた。
- ・大学共同利用施設に係る収入:震災によるキャンセルが主な要因となり、学術総合センターの共用会議室に ついて 113.745 千円 (H21 実績: 126.575 千円) となった。

【中止等】

・高等教育財政・財務研究会の第5回を中止(3月23日開催予定)

○震災対応関係の業務内容

- ウェブサイトに震災関連情報を提供
- ・一橋記念講堂等(800名収容)を帰宅困難者の宿泊施設として開放(3月11日~3月12日)
- ・一橋記念講堂等の予約者が震災が要因による利用取消をした場合、キャンセル料を免除
- ・平成 22 年度施設費貸付事業費に係る追加の繰越手続の実施
- ・平成 22 年度施設費交付事業費に係る複数年度事業へ変更手続の実施

◎財務諸表情報

※業務実績報告書における説明

- 施設費貸付事業の実績
- (略) 翌年度繰越額 7.745 百万円については、平成 23 年3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う事業 の遅延によるものである。

施設費交付事業の実績

(略)次年度確定見込額 1.729 百万円については、複数年度事業として年度途中に交付しているもの及 び東日本大震災に伴う事業の遅延によるものである。

日本原子 力研究開 発機構

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

【中止等】

・研究開発の方向性について外部有識者から意見を得るための研究開発顧問会を延期

【業務への影響】

・液体廃棄物処理関連装置の既設設備撤去については、保安規定の認可を受け撤去工事を開始したが東北地方 太平洋沖地震により撤去工事を一時中断していたが、5月に再開し、6月に完了した。

·固体廃棄物減容処理施設(OWTF)の整備については、約半年遅れの平成23年1月に許可が得られた。その後、 平成 23 年 2 月に第1回設工認申請(建物及び排気筒)をしたが、3 月に発生した東北地方太平洋沖地震の影 響により保安院の審査は一時中断したため、OWTF の建設工事に着手できなかった。その後、第1回設工認 申請が平成23年6月に認可された。現在、内装設備関係の耐震設計の見直し、第2回設工認申請の準備を 実施中

- 低レベル放射性廃棄物の管理については、安全を確保しつつ、機構全体の放射性廃棄物の処理を計画的に進 めてきたが、東北地方太平洋沖地震により一部の拠点について処理作業を中断していたが、現在、一部の施 設について再開、作業中
- ・阿漕ヶ浦分室が大きく損壊したため、本分室を廃止し、東海分室に機能を集約し活用することとし、その準 備を実施中
- 東北地方太平洋沖地震により、茨城地区の J-PARC、JRR-3、JRR-4、タンデム加速器、放射線標準施設等 では被害を受け、施設の利用ができない状況であり、現在、復旧作業を実施中。

○震災対応関係の業務内容

・福島第一原子力発電所事故の安定化及び周辺環境のモニタリング等への協力

(事故対応のため、原子力災害現地対策本部(福島県)へ要員派遣、放射線モニタリング、身体サーベイ、除 染の実施、原子力安全委員会、政府・東電統合対策室特別プロジェクトチーム等への専門家派遣、試料分析・ 解析評価. 資機材提供など)

- ・福島第一原子力発電所事故の最終的な収束に向けた中・長期的な技術課題の解決への貢献
- (5月6日に福島支援本部を設置し、事故収束へ向けた科学的知見や技術の提供、試料分析・解析評価、遠隔 操作ロボット等の資機材の提供などの支援を行うとともに、環境修復へ向けた環境放射線モニタリング、環 境放射能分析、学校やプールの線量測定及び線量低減策の調査・試験などを実施。6月30日に福島県内の 活動拠点として福島市内に事務所を開設。7月から県内の小中学校、幼稚園・保育園の保護者及び先生方を 対象に「放射線に関するご質問に答える会」を各校・園からの要請に応じて実施)
- ・文部科学省からの科学技術戦略推進費による委託事業として、福島周辺の土壌汚染と空間線量率の汚染マッ プを作成
- ・文部科学省からの委託事業として、全国 22 都県に対し、航空機モニタリングを実施
- ・内閣府からの委託事業として、警戒区域等の 12 自治体について、除染モデル実証等を実施
- ・国際協力の推進として、震災時に滞在していた外国人研究者等の安全確認と、帰国希望者への手続支援や、 国内滞在者に対するライフラインの確保等

◎財務諸表情報

- ・損壊が激しく、今後使用できないと判断した建物等につき、減損を計上
- ○茨城地区の研究開発拠点
- ・東海研究開発センター(茨城県那珂郡東海村)
- ・大洗研究開発センター(茨城県東茨城郡大洗町)
- 那珂核融合研究所(茨城県那珂市)
- ・期末までに発生した修繕費等92.762.859 円を臨時損失として計上
- ・修復すべき箇所が多岐にわたっており、予算や点検・復旧スケジュール等を含めた復旧計画を検討中 · 臨時損失 (災害損失): 92.762.859 円

厚生労働省

法人への影響・震災対応関係の業務等 法人名 国立健 ●業務への影響(業務中止、目標未達等) 康・栄養 研究所 ○震災対応関係の業務内容 1. 災害時の栄養・食生活に関する情報提供サイトの立上げ(平成23年3月14日より) 2. 避難所での食生活の注意点などをまとめたリーフレット等を作成し被災地避難所等に配布 3. 災害時の健康・栄養についての関連情報の提供 4. 被災者の健康・栄養面に関する調査研究を実施 5. 東日本大震災で被災された栄養情報担当者 (NR) の資格更新期間猶予の実施 ◎財務諸表情報 労 働 安 ■ 業務への影響(業務中止、目標未達等) 全衛生 【業務への影響】 総 合 研 1 被災地域に所在する企業からの受託研究の取り止め 究所 2 節電による調査研究のスケジュールの延期、計画変更等 ○震災対応関係の業務内容 1. 調査研究の実施 (1) 東京電力福島第一原子力発電所における復旧作業従事者の内部被ばくを防止するため、作業現場にお ける呼吸用保護具(全面マスク)の使用状況を9月末に調査し、その結果を踏まえ改善案を厚生労働省 に報告した。 (参考)調査の具体的内容 従事者の全面マスクのリーク率 (漏れ率)を調査した上で、各種改善措置 (メガネ着用者対策、マ スク選択、着用方法変更)の有効性を測定結果により検証し、その結果を踏まえた提言をまとめ、厚 生労働省に報告した。 (2) 上記の他、次の調査研究を実施している。 災害復旧工事における労働災害の分析 ② がれき処理・解体工事における労働災害の分析と対策 ③ 補修工事における屋根、建物等からの墜落災害防止対策 ④ 石綿に係る廃棄物及び船舶解体処理時の石綿飛散状況の把握とばく露防止対策 ⑤ 被災地域における過重労働による健康障害の予防対策 ⑥ 酷暑環境下における防護服の暑さ対策 ⑦ 事務作業における温熱負荷と健康影響 なお、厚生労働省から建設業関係団体に対して災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底を要請す るに際し、労働安全衛生総合研究所で実施した解体工事における死亡災害の分析結果が、参考資料として 添付された。 2. 集中パトロールへの協力 厚生労働省が実施した「がれき処理作業等の安全衛生に関する集中パトロール」に参加し、現地での安 全衛生指導に協力した(4月27~28日仙台市周辺、8月24日~25日石巻市・東松島市)。 3. ホームページによる情報提供 東日本大震災の復旧・復興工事等における安全確保、アスベストを含む粉じんによる健康障害防止、過 重労働による健康障害(メンタルヘルス不調を含む。)の防止、筋骨格系障害の予防対策、電気設備や化 学品の安全確保、一酸化炭素中毒の防止等について、ホームページに情報やわかりやすい解説を4月以降 掲載している。 ◎財務諸表情報 勤 労 者 ■業務への影響(業務中止、目標未達等) 退職金 【中止等】 共済機 ・建設業退職金共済事業の「加入促進対策委員会」について、第4・四半期(3月18日)開催予定の第4回を ・中退共、特退共の合同参与会(3月28日)を開催する予定であったが、4月19日に開催延期 【業務への影響等】

・建設業退職会共済事業においては、加入目標の達成に向けて効果的な加入促進の取組を実施してきたが、

この度の東日本大震災の影響等により加入目標をわずかに下回った(被共済者加入実績 124.519 人 目 標達成率 98%)。

○震災対応関係の業務内容

(中退)

- ・ 東日本大震災後、直ちに役員・部長クラスの会議を開催し、理事長指揮の下、支部及び地方の相談コー ナー等の業務実施体制の確認を行い、共済契約者の被害状況の把握に努めるとともに、特例措置の検討を 迅速に行った。
- · 各退職金共済事業本部において、掛金の納期延長、後納による割増金の免除、共済手帳の紛失や退職金 請求手続きに関する特例措置の実施、被災地域の方の相談用フリーコールの設置等
- 東日本大震災による被災者(共済契約者等)に対する罹災見舞いや、ホームページ上に災害救助法適用 地域における特例措置及びフリーコールの設置等を直ちに周知するなど、最新の情報を迅速に提供。 (計量)
- ・被災した財形融資返済中の方への返済方法の変更の制度拡充の実施(返済期間延長3年→5年,金利引き 下げ等)
- ・被災した勤労者の方が住宅取得等のために財形持家転貸融資を新たに受ける場合に、貸付金利の引下げ等 の特例貸付の実施(融資額 2.810 万円まで当初 5 年間金利 0%等)
- (注) 平成23年9月30日以前は独立行政法人雇用・能力開発機構において実施。

◎財務諸表情報

高齢・障 ●業務への影響(業務中止、目標未達等) 【業務への影響】

害者雇 用支援

・宮城職業能力開発促進センター(宮城県多賀城市)については、震災の影響により業務を中止しているが、 被災地域における早期訓練開始の必要性から、仙台市内及び名取市内に仮設実習場を確保し、公共職業訓練 等を実施している。

機構 (平成 23 年 10

構)

月1日か ら高 齢 · 障

○震災対応関係の業務内容

・地域障害者職業センターにおける「特別相談窓口」の設置

(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県)

- ・障害者雇用納付金制度に基づく助成金の要件緩和等の実施
- ・障害者の雇用継続に必要な機器等の優先的貸出の実施
- 害・求職 者 雇 用
- ・障害者雇用納付金の納付期限等の延長等に関する業務の実施 等 支援機
 - ・被災地域の離職者等に対する建設関連分野の職業訓練をはじめとした「震災復興訓練」の実施(岩手県、宮 城県、山形県、福島県)
 - | 求職者支援制度における車両系建設機械運転技能講習等を行う「震災特例コース」の認定申請書の受理。審 香等の実施
 - ・被災地域の訓練生等に対する学卒者訓練等の授業料等や被災した事業主等に対する在職者訓練の受講料等の
 - ・被災した訓練受講者等や能開大等の学生に対するメンタルヘルスへの適切な対応の実施
 - ・被災した訓練受講者、事業主、求職者、労働者等の方々に対し、公共職業訓練、求職者支援制度による職業 訓練等に係る情報の提供等を行う「震災特別相談窓口」の設置(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県) 職業能力開発施設を仮設住宅用敷地等として提供する旨の周知(青森県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、 千葉県. 新潟県)
 - 雇用促進住宅を被災者等の一時入居先として提供

◎財務諸表情報

療機構

福 祉 医 **●業務への影響(業務中止、目標未達等)**

【業務への影響】

福祉医療経営指導事業(集団経営指導(セミナー))において、東日本大震災の被災者への配慮から、例年、 上半期に開催しているセミナーを延期することにより、受講希望者の受講機会の確保を図っている。

○震災対応関係の業務内容

≪福祉医療貸付事業≫

- ・災害復旧資金の融資(貸付利率、融資率など貸付条件を優遇)
- (平成23年度一次補正)貸付利率を一定期間無利子とし、融資率を100%とするなど優遇 (平成23年度二次補正)二重債務者に対する償還期間を延長するなど優遇
- ・被災地における災害復旧資金に係る現地相談会を開催
- ・福祉医療貸付の既往貸付に係る元利金の返済猶予・貸付利率の見直し
- ・返済相談、運転資金等の融資相談など専用回線(フリーダイヤル)による特別相談窓口を設置 など

≪退職手当共済事業≫

- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の掛金の納付期限の延長
- ・制度に関する相談など専用回線(フリーダイヤル)による特別相談窓口を設置 など

≪社会福祉振興助成事業≫

- ・平成23年3月に被災地の情報システムを構築する事業に対して緊急助成を実施(1事業、12.542千円)
- ・制度に関する相談など専用回線(フリーダイヤル)による特別相談窓口を設置 など

≪年金担保貸付事業· 労災年金担保貸付事業≫

- ・年金担保貸付・労災年金担保貸付の既往貸付に係る元利金の返済猶予
- ・返済相談など専用回線(フリーダイヤル)による特別相談窓口を設置 など
- ≪承綝年金住宅融資等債権管理回収業務≫
- ・年金被保険者住宅貸付金及び福祉施設設置整備貸付金の既往貸付に係る元利金の返済猶予・貸付利率の見
- ・返済相談など専用回線(フリーダイヤル)による特別相談窓口を設置 など

◎財務諸表情報

一般勘定及び承継債権管理回収勘定

東日本大震災の影響により、一時的に債務者の実態を把握し担保・保証の再評価等を行うことが困難なた め、基準日における自己査定への反映ができない債務者が存在しています。これらの債務者については、震 災の影響による信用リスクの変化を考慮し、基準日時点に付されている債務者区分の貸倒実績率に必要と想 定される一定の修正を加えて将来の損失を合理的に見積もることにより、貸倒引当金を計上しています。

② 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定

東日本大震災の影響については①と同様の方法により貸倒引当金を計上しています。

国立重 度知的 障害者 総合施

設のぞ

労 働 政

機構

みの園

■業務への影響(業務中止、目標未達等) 【中止等】

・国立のぞみの園研究会議について、平成23年3月30日に第2回を開催することになっていたが、震災の 影響により、外部委員の出席が困難となり中止

○震災対応関係の業務内容

- ・東日本大震災による福島第一原発事故により、避難している障害者施設の利用者及び職員等の受け入れ(利 用者 69 名)。
- ・東日本大震災による福島第一原発事故により、他施設へ避難している障害者施設へ職員を派遣。

◎財務諸表情報

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

策 研 究・研修

○震災対応関係の業務内容

・震災対応の一環として、4月28日より首都圏で就職活動を行う被災地域の学生・生徒等に労働大学校の宿 泊施設を無料で提供するとともに、労働大学校の研修機能を活用して、宿泊者向けに就職活動支援セミナ 一を実施。また、9 月に開催された被災新卒者向けの就職面接会においては、宿泊施設に加えて面接会場 を提供。

(平成23年11月3日までの受け入れ人数:243名)

- ・復興に向けた雇用・労働政策に貢献するため、これまでに蓄積した調査研究のノウハウやネットワークを 活かして、必要な情報収集を行い、政策的知見を提供。具体的には、東日本大震災関連情報として、
- ① 特別コラム(4月27日掲載「大震災でどう変わる:東北3県の人口と労働力市場」など4~5月に かけて 4 本)
- ② 緊急レポート(6月24日掲載「東日本大震災による産業・雇用への影響―ヒアリング調査、事例取 材、モニター調査から一」など 4~9 月にかけて 12 本)
- ③ 政府・労使団体等が提供する雇用・労働関連支援情報
- をホームページに掲載公表。また、②については月刊誌『ビジネス・レイバー・トレンド』にも掲載。

◎財務諸表情報

健康福 祉機構

労働者 ●業務への影響(業務中止、目標未達等)

【業務への影響】

- ①労災病院事業への影響
 - ・被災地の労災病院(青森労災病院、東北労災病院、福島労災病院)では、通常の診療を中止するなどに より、震災当日から、被災者への医療活動を開始
 - ・一部の労災病院では労災医療に関する症例検討会、労災疾病研究等を一時中止
 - (被災地での医療活動を最優先し、全国の労災病院から医師、看護師等医療スタッフを派遣したため)
- ②その他の事業への影響
 - ・全国労災病院長会議等の中止、被災地の労災看護専門学校の始業式・入学式や監事監査等の延期

・その他、特に、筋電対策の取組のため、一部の労災看護専門学校の夏期休暇の延長、各種職員研修等の 延期又は中止

○**震災対応関係の業務内容**(実績件数等は9月末時点)

① 労災病院事業

○医療・救護活動

- ·被災地へDMAT、救護班の派遣、巡回診療の実施〈DMAT3班、医療班80班(約300名)〉
- ・被災患者の受入実施〈入院患者約370名(18病院)、外来患者約2,700名(26病院)〉
- ・放射線スクリーニングの実施(約270名(2病院))
- ・被災地の労災病院に対する医薬品及び食料輸送や看護師派遣等の支援を実施
- ○相談窓口等の設置〈約 180 件〉
- ·「人工呼吸器を利用する在宅医療患者」への緊急相談窓口の設置
- ・「糖尿病相談窓口」の設置
- ・被災地の医療機関からの転院希望患者に係る受入窓口の設置
- ・健康相談窓口(フリーダイヤル等)の設置
- ○東京電力福島第一原発への対応
- ・作業従事者の長期的健康管理のため医師を派遣〈延べ 120 名〉

②産業保健事業

- ・全国の産業保健推進センターでは、メンタルヘルス等に関する相談窓口(フリーダイヤル等)の設置な どによる対応
- ③未払賃金立替払事業
- ・被災地において当該事業の対象労働者の大幅な増加が見込まれていることから、その原資については、 23 年度第1次補正で措置(約149億円)し、被災関連については優先的に迅速な審査及び支払を実施 4)その他
- ・労災リハビリ作業所の体育館等を避難指示に係る要援護者の受入可能施設として登録
- ・がれき等の撤去、建築物解体処理に伴う石綿ばく露・粉じん被ばく並びに被災された方へのメンタルへ ルスケアや廃用症候群への対処方法について情報発信(HP掲載) 等

◎財務諸表情報

<重要な会計方針>

(1) 被災した施設の概要

以下の施設において、建物等の一部が損傷するなどの被害が発生しております。

- · 青森労災病院(青森県八戸市)
- · 東北労災病院(宮城県仙台市)
- ・福島労災病院(福島県いわき市)
- 東北労災看護専門学校(宮城県仙台市)
- (2) 損害額等

被災した施設の修繕費用として 736,934,000 円を見積もっておりますが、これに対応する財源措置が見込 まれることから、独立行政法人会計基準第17条第2項に基づき、災害損失引当金は計上しておりません。

国立病 ●業務への影響(業務中止、目標未達等) 院機構

・被災地域の病院では、自院が被災したにもかかわらず被災患者の受入を行い、31病院にて1万1千人以上 の被災者の診療を実施。

・津波により被災し病院機能の維持が困難であった病院から、100名以上の患者を8病院で受入を実施。

○震災対応関係の業務内容

国立病院機構では、約1,520名(延べ約9,400人日)の職員が全国ネットワークの総力を挙げて、被災地 で切れ目のない支援活動を実施。(9月9日現在)

- <災害派遣医療チーム(DMAT)34班(約160名)>
- ・岩手県、宮城県、福島県等において、航空輸送や中核病院でのトリアージを実施。
- ※厚生労働省の DMAT 事務局を担う当機構災害医療センターにて、被災直後より全国から参集した約 340 のDMATの活動を指揮した。
- <医療班等 127 班(約1,020 名)>
- ・被災県及び厚生労働省の要請等に基づき、救護活動等を行う医療班を全国各地より継続的に派遣し、岩 手県、宮城県、福島県54か所の避難所で延べ1万1千人以上に巡回診療等を実施。
- ・地方自治体、大学、医療関係団体の機関からの依頼に基づき、医療班、医師、看護師等を派遣。
- ・福島県知事から厚生労働大臣に看護師派遣の緊急要請書の提出を受けて、看護師を福島県立医科大学に 派遣し、同大学が編成する医療班に加わり、県内全域の避難所の巡回診療を実施。
- ・国からの要請により、福島第1原子力発電所から半径20km以内の「警戒区域」への一時帰宅者のメデ ィカルチェックを行うため、救護所に医療班を派遣。
- ・被災した機構病院の支援のため、機構内の他の病院からの看護師を派遣し、被災病院内の病棟支援業務

のほか避難所での巡回診療を支援。

<放射線スクリーニング活動 11 班(約50名)>

- ・厚生労働省の要請に基づき、福島第1原子力発電所の事故直後から、放射線被曝のスクリーニングを行うチームを派遣し、福島県21か所の避難所等で延べ1万1千人以上にスクリーニング検査を実施。
- ・福島県の要請により、当機構災害医療センターにおいては、災害医療の専門家である医師等を福島県庁 等に派遣し、避難者に対するスクリーニングのためのチーム立ち上げの調整・支援を国、福島県等と実 施
- ・原子力災害現地対策本部、福島県の要請に基づき、医師、調整員を派遣し、1千人を超える小児甲状腺 検査の実施。
- <心のケアチーム 73 班(約290名)>
- ・被災県及び病院が所在する都道府県からの要請により、心のケアチームを継続的に派遣し、岩手県、宮城県、福島県の被災者等へのメンタルヘルスケアを実施。

<その他>

- ・被災により機能が損なわれた機構以外の病院の入院患者について、延べ 31 病院から 125 名を国立病院 機構の 14 病院で受入を実施。
- ・被災地域の病院では、自院が被災したにもかかわらず被災患者の受入を行い、31病院にて1万1千人以上の被災者の診療を実施。
- ・津波により被災し病院機能の維持が困難であった病院から、100名以上の患者を8病院で受入を実施。
- ・計画停電の予定地域の19病院において、人工呼吸器を使用する在宅患者の緊急相談窓口を設置し、緊急一時入院の受入を実施。

<本部、ブロック事務所の対応>

- ・東日本大震災直後において、ライフラインの遮断等により病院等の被災状況の把握が困難な状況ではあったが、本部、各ブロック事務所及び各病院が協力をして情報収集を行い、各ブロック事務所を通じて本部に情報を集約し、被災状況を把握。
- 本部においては、発生直後にNHO災害対策本部を設置し、必要な情報を収集するとともに、被災地への医療支援等の体制について各ブロック事務所等と調整を行い、国立病院機構防災業務計画及び状況に応じた国立病院機構の判断、被災地及び厚生労働省の要請に基づき、急性期以降の対応としてNHO医療研の派遣を決定。
- ・平成23年3月14日からNHO現地対策本部(宮城県)及びNHO現地対策支部(岩手県)を立ち上げ、本部・ブロック事務所職員(延べ520人日)を継続的に派遣し、被災地の医療ニーズなどを直接 把握するとともに、地元自治体や各種の現地対策本部との連絡調整、被災地からの情報収集や医療班の派遣調整などを行い、NHO医療班が迅速に活動できる体制を構築。
- ・ブロック事務所が主体となり、被災地への移動手段の確保や派遣病院の調整、使用する医薬品の確保等 を実施。
- ・被災地への緊急物資輸送にあたっては、各ブロック事務所が病院と連携し、10 t トラックなどを手配し、災害拠点病院などが備蓄していた医薬品、医療材料、食料などの調達を行い、被災病院に対して物資等を支援。
- ・被災病院からの患者受入の調整や自治体からの看護師派遣等の要請の調整についても、ブロック事務所が主体となって実施。

◎財務諸表情報

・震災により被災した資産の原状回復費用等の支出に備えるため、災害損失引当金として平成 22 年度末に おける見積額(約25億円)を計上。

医医器機合機

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

○震災対応関係の業務内容

◎財務諸表情報

_

医薬基盤研究

所

■業務への影響(業務中止、目標未達等)

【中止等】

・製薬企業等と委託研究プロジェクトとの研究協力を支援する「交流セミナー」について、当初平成 23 年 3 月 18 日に開催することとしていたが、震災により平成 23 年 7 月 25 日に延期

○震災対応関係の業務内容

・細胞パンク事業等において震災で被害を受けた大学・公的機関及び民間企業の研究者を対象に、細胞、ヒト由来DNA・血清等、及びマウス凍結所・精子の「保護預かり」を平成24年3月まで無料で実施

・平成22年度基礎研究推進事業委託研究費の繰越しの取扱いに関し、震災に伴う特例措置を実施

◎財務諸表情報

年金·健 **●業務への影響(業務中止、目標未達等)**

康保険 【その他】 ・東日本

設 整 理

機構

・東日本大震災による被災病院の復旧費用に備えるため、平成 22 年度節減分も含め現行中期計画予算の範囲内で全額を平成 23 年度予算に計上するとともに、中期計画予算の見直しも視野に入れ今年度の国庫納付を留保した。

○震災対応関係の業務内容

- ・東日本大震災により大きな被害を受けた仙台市内所在の病院に対し、当座の病院機能の復旧、患者・職員 に対する安全の確保といった観点から、機構の費用負担により直ちに復旧工事に着手
- ・その他の震災被害の報告のあった病院については、被害状況を把握のうえ、必要な措置を講じることとしている。
- ・平成22年度に係る国庫納付金(85億円)は東日本大震災により被害を被った病院の災害復旧経費所要額が不明のため、中期計画予算の見直しも視野に入れ、国庫納付を留保した。
- ・機構が管理している施設(旧人吉看護専門学校)を市(熊本県人吉市)の要請により被災者の避難場所として使用することを承諾

◎財務諸表情報

· 災害損失引当金繰入額

→422.475.600 円

※(2)災害損失引当金

平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災に伴う復旧費用等に備えるため、平成22年度 決算時点における応急対策工事の見積額を計上しております。

年 金 積 立 金 管 理運用

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

○震災対応関係の業務内容

・急激な市場の変動が生じているかを確認する観点から、既存の GARCH モデルに加え、より高い頻度での モニタリングを行うため、日次ベースでの推定に適した SV モデルによる短期的なリスクの分析を行った。 当該内容について、市場への影響を中心に運用委員会においても議論を行った。

◎財務諸表情報

_

国 立 が **●業務への影響(業務中止、目標未達等)**

ん 研 究 セ ン タ

▽┃○震災対応関係の業務内容

- ・災害対策本部の設置(3月11日)
- ·東日本大震災対応委員会(委員長:嘉山孝正)を設置し情報収集(3月14日)
- ・災害発生時におけるトリアージスタッフの体制の整備(3月15日~)
- ・被災者に対する義援金の募集(3月16日~)
- ・被災地の診療支援を行うことを目的として、宮城県へ医療支援団を派遣(3月17日-20日)、第1回記者会見で報告・情報提供(3月17日)
- ・災地のがん患者の診療の参考となる情報(東北地方の放射線治療の施行状況、東北地方で抗がん剤治療を引き受けている病院一覧、全国のがん診療連携拠点病院の状況と受入体制)の収集、ホームページを通じての情報提供(3月17日~)
- ・必要な治療を受けられない被災地のがん患者の受け入れを開始(3月17日~)3月末までに57人を受入(外来44人、入院13人))
- ・被災地の医療機関における医薬品の不足状況について、ホームページ上で情報収集。(3月 18日)
- ・宮城医療支援隊帰院、被災地状況等を第2回記者会見で報告・情報提供(3月20日)
- ・「被災がん患者ホットライン」の開設(3月22日~)
- ・首相官邸 HP「災害情報」に、当センターの HP リンク・情報提供(3 月 30 日)
- ・被災者支援のため、国立がん研究センター職員 1,527 名の義援金(合計 1,501 万円)を東北被災 3 県へ、理事長がそれぞれの県庁に直接訪問、目録を手交し寄付を行った。
- ・中央病院屋上で放射線量測定を開始(3月13日~)
- ・福島在住の人に被ばく量の測定と定期的健康診断を実施するよう国などに提案(3月14日)
- ・原発事故に係る放射性物質の汚染について、福島県へスクリーニング支援団を派遣(3月17日-20日)、第1回記者会見で報告・情報提供(3月17日)

- ・国立がん研究センター中央病院及び東病院における放射線量測定結果(モニタリング)を HP を通じて情報提供(3月17日~)
- ・福島放射線検診隊帰院、被災地状況等を第2回記者会見で報告・情報提供(3月20日)
- ・築地市場の葉野菜の放射性物質の測定結果を HP に掲載・情報提供(3 月 24 日~)
- ・「被曝と発がんのリスクについての見解」を第3回記者会見で発表(パニックの防止のための情報発信と啓蒙)(3月28日)
- ・「放射性物質による健康への影響に関する国立がん研究センターからの提案」として、職場環境に応じて抹 消血幹細胞の保存、福島在住の若年層を中心とした被ばく量の測定、定期的健康診断の実施、フィルムバ ッジの配布等を、第3回記者会見を通じて提言。HPでも情報提供(4月14日)
- ・「放射性物質による健康影響に関する見解と提案」を第4回記者会見及びHPを通じて公表(6月7日)
- ・センター内部及び外部の専門家、福島県住民と「放射線被ばくについての公開討論会」を開催。安全に暮らすためのエビデンスと対策について討論し、情報提供・提言を行った(6月22日)
- ・「福島第一原子力発電所周辺で活動する保健師の個人ごとの被ばく量測定調査結果の報告と国立がん研究センターからの提案」を記者会見を通じて提言、情報提供(9月13日)

◎財務諸表情報

_

国環 研究 センター

国 立 循 ■業務への影響(業務中止、目標未達等)

【中止等】

究 七 、

- ・ジョイントリサーチプロジェクト表彰式の延期
- ・病院・研究所・研究開発基盤センター合同シンポジウム中止

○震災対応関係の業務内容

- ・後方支援病院として重症循環器疾患患者を受入れ体制を開始(3月16日~)
- ・医療派遣チーム派遣の体制整備(3月14日~24日)
- ・医療関係者向けに循環器専門医による電話相談の受付を開始(3月25日~)
- ・被災に伴うストレスによる循環器系疾患の注意喚起(3月15日~16日)
- ・第1次現地調査チームの派遣(宮城県、山形県)(4月19日~4月22日)
- ・東日本大震災に伴う被災者の就職支援について(震災により就職内定を取り消された方や、被災したことで就業ができなくなった医療従事者の採用)(4月19日~)
- ・災被災地における循環器病対策の提言(第1回)をHPにて公表(5月13日)
- ・災被災地における循環器病対策の提言(第2回)をHPにて公表(7月1日)
- ・第2次現地調査チームの派遣(岩手県)(7月19日~7月21日)
- ・災被災地における循環器病対策の提言(第3回)をHPにて公表(8月17日)

◎財務諸表情報

運営費交付金債務残高の発生

(業務) 臨床研究業務: 17,209,658 円

(理由・収益化等の計画) 東日本大震災による納期の延期による。23 年度に収益化。

(業務) 教育研修業務: 33.589.500 円

(理由・収益化等の計画) 東日本大震災による納期の延期による。23 年度に収益化。

国 立 精神·神経

ター

国 立 精 ■業務への影響(業務中止、目標未達等)

【業務への影響】

医療研・通究セン

・適正な在庫管理

東日本大震災の発生に伴い、安定供給に不安が生じたことから、在庫の定数を増加させたため、年度末において、前年度に比して過大な額となっている。

- ・小型実験動物棟整備工事において建築資材の確保難による工期の遅れ(5ヵ月)
- ・研究材料の調達の遅れにより、厚生労働科学研究費補助金 1.134 千円(2 研究)を繰越

○震災対応関係の業務内容

- ・「東北地方太平洋沖地震メンタルヘルス情報サイト」を開設(医療関係者・一般向け)(3月16日)
- ・被災者のための神経難病相談窓口の開設(4月12日)
- ・福島県知事(県立医科大学附属病院)からの医療支援要請による診療支援活動(いわき市内避難所等) 全 11 回(4 月 11 日-15 日医師 4 名・看護師 2 名、4 月 18 日-22 日医師 2 名・看護師 3 名、4 月 25 日 -28 日医師 3 名・看護師 2 名、5 月 9 日-13 日医師 3 名・SW1 名・事務 1 名、5 月 16 日-20 日医師 2 名・ 管理栄養土 1 名・看護師 1 名、5 月 23 日-27 日医師 1 名・看護師 1 名、5 月 30 日-6 月 3 日医師 2 名・ 看護師 2 名・SW1 名、6 月 6-10 日医師 2 名・看護師 2 名、6 月 13-17 日医師 2 名・看護師 1 名、6 月 20 日-24 日医師 2 名・看護師 1 名、6 月 27 日-7 月 1 日医師 2 名・看護師 1 名)
- · 宮城県災害アドバイザーとして 1 名派遣 (23 年 4 月 1 日-24 年 3 月 31 日)
- · 岩手県こころのケアに関するアドバイザーとして 3 名就任 (23 年 7 月 22 日-24 年 3 月 31 日)
- ·Lancet 誌において、東日本大震災後の「こころのケア」のあり方について提言
- ・内閣府より被災者向けの「ほっと安心手帳」(NCNP 監修)を配布

(http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/koho/anshintetyo.html)

- ・日本てんかん学会と連携し国内各製薬メーカーの支援を得て、被災地への抗てんかん薬の送付(3月18日)などの支援
- ・岩手県知事(岩手県精神保健福祉センター)からの被災者支援チーム派遣要請による活動 全2回(5月23日-27日SW1名、5月30日-6月3日SW1名)
- ・被災者に対する募金箱の設置(3月末~4月25日)

◎財務諸表情報

_

国 立 国 ■業務への影響(業務中止、目標未達等)

際医療【その他】

ンター

- ・企業、大学等の研究機関との連携強化のため、医療化学懇談会を組織し、3月23日に会合を開催する予定であったが、延期(平成23年5月に開催)。
- ・教育研修棟新築整備工事は、平成23年3月に入札・契約したが、業者が契約を辞退したため、平成23年度に再入札の予定。

○震災対応関係の業務内容

- ・被災地における医療支援活動マニュアル(3月24日~)、避難所における感染対策マニュアル(3月18日~)を作成し公開
- ・災害発生直後、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣(センター病院職員 4 名 1 組)
- 3月14日にはDMAT2次隊の派遣(仙台)
- ・被災支援の長期化を見越し3月17日に調査団を派遣、宮城県東松島市において3月22日より医療派遣チーム(コーディネーター1名、医師2名、看護師3名、薬剤師1名、事務1名)を継続的に現地に派遣(7月1日までの間、第48次隊239名の派遣)
- ・国府台病院より羽田空港における広域搬送受け入れ基地での医療活動に医師1名派遣(3月12日~14日)
- ・心のケアチーム (精神科医師、ソーシャルワーカー、看護師) 2 チーム 8 名を石巻地域へ派遣し、避難所を中心に巡回診療活動中 (3 月 21 日~4 月 10 日)
- ・各自治体における肝疾患診療実態に関する情報収集を東北・北関東地区の拠点病院事業担当者へ依頼し、 結果掲載の拠点病院ホームページへのリンクを貼ることで情報提供(3月29日~)
- ・東北地方太平洋沖地震に関連した HIV 感染症診療情報の提供(3月14日~)
- ・医療面における長期的組織的な災害支援の表明、支援活動の状況等の積極的な公開(ホームページ、センター内掲示板)等の情報発信、情報提供を実施

◎財務諸表情報

_

国が成務である。

国 立 成 **●業務への影響(業務中止、目標未達等)**

○震災対応関係の業務内容

- ・地震発生直後より対策本部を設置
- ・羽田空港に災害時派遣医療チーム(医師2名、看護師1名、事務1名)を派遣 (3月12日~13日)
- ・いわき市立総合磐城共立病院より緊急搬送された切迫早産、双胎の妊婦を受入れ。そのほか、慢性呼吸器 疾患患者の受け入れ等を実施(3月16日)
 - ※ 同病院より当センターに到着した搬送へりを用いて抗生物質、解熱用座薬等 医薬品の発送援助を実施。
- ・紙おむつ、輻射熱シート(保温用)、アルコール手指擦式消毒剤などの看護用品各数十箱を、患者ボランティア団体などを通し宮城県立こども病院に発送(3月18日)
- ・小児救急専門医1名、総合診療部医師1名を被災地に派遣(3月20日~24日)
- ・北茨城市立総合病院にこころの診療部医師を1名派遣(3月23日~31日)
- ・小児救急専門医1名を交代要員として被災地に派遣(3月23日~28日)
- ・宮城県立こども病院に診療援助のため産科医師1名を派遣(4月4日~5月28日)
- ・岩手医科大学附属病院の要請により岩手県の避難所から急患を当センターに受入(4月7日)
- ・全日本民医連との連携において、宮城県坂総合病院に看護師1名を医療ボランティア・診療援助として派遣(4月12日~17日)
- ·仙台市在住の妊婦を通院受入(4月22日)
- ・ホームページにおける国民の不安解消を目的とした各種心のケア等の情報提供

◎財務諸表情報

運営費交付金債務残高の発生

(業務)研究業務: 151,758,950円

(理由)東日本震災により研究機器メーカーが被災したこと等によって、平成22事業年度に購入を予定していた研究機器のうち、1部機器の納品が平成22事業年度内に完了しないことが判明したため、

当該機器の調達に関する公告自体を見送り、翌事業年度の納品に計画を変更したことによる。

寿 医 療 研究セ ンター

国 立 長 ■業務への影響 (業務中止、目標未達等)

【業務への影響】

・研究事業費について、東日本大震災の影響による器械の納入の遅れ、研究計画の変更により収益化されず 繰越されるものとなった。なお、未執行率は8%である。

○震災対応関係の業務内容

- ・東京電力管内の輪番停電に伴う、人工呼吸器装着者のためのバックアップ電源の貸出しの実施
- ・医療班(5名)の派遣(釜石市)第1班(3月30日~4月1日)第2班(4月9日~11日)
- ・災害時における「生活不活発病」防止マニュアルの提供
- ・避難所における高齢者等の方々への留意事項等の情報を総長、病院長の連名で提言
- ・被災高齢者等の生活不活発病対策として、被災地の避難所を回り調査を実施

◎財務諸表情報

雇用·能 ■業務への影響(業務中止、目標未達等)

力 開 発 【業務への影響】 機構

月1日を

解散)

・宮城職業能力開発促進センター(宮城県多賀城市)については、震災の影響により業務を中止しているが、 (平成 | 被災地域における訓練の早期開始の必要性から、仙台市内及び名取市内の仮設実習場を確保し、公共職業訓練 23 年 10 ▮ 等を実施している。(注 1)

も っ て 【(注1)平成23年10月1日以降は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において実施。

○震災対応関係の業務内容

- ・東日本大震災発生後ただちに理事長を本部長とする災害対策本部の設置
- ・離職者訓練及び学卒者訓練について、災害状況やその後の計画停電等の影響を踏まえ、訓練時間の変更、 補講の実施による弾力的な訓練の実施
- ・被災した能開大等の学生について安全確保や卒業・単位認定等への弾力的な対処、授業料納付期限や入校 手続期間の延長等の実施
- ・中央職業能力開発協会からの委託を受け、緊急人材育成支援事業として、車両系建設機械運転技能講習等 を行う「震災対策特別訓練コース」の認定申請書の受理、審査等の実施
- ・被災地域の離職者等に対する建設関連分野の職業訓練をはじめとした「震災復興訓練」の実施(岩手県、 宮城県、山形県、福島県)(注1)
- ・被災地域の訓練生等に対する学卒者訓練等の授業料等や被災した事業主等に対する在職者訓練の受講料等 の免除(注1)
- ・被災した訓練受講者等や能開大等の学生に対するメンタルヘルスへの適切な対応の実施(注1)
- ・被災した訓練受講者、事業主、求職者、労働者等の方々に対し、公共職業訓練及び緊急人材育成支援事業 における訓練関連業務の取扱等に係る情報の提供等を行う「震災特別相談窓口」の設置(青森県、岩手県、 宮城県、福島県、茨城県)(注1)
- ・職業能力開発施設(青森県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、千葉県、新潟県)及び職員宿舎跡地(岩 手県、宮城県、福島県)を仮設住宅用敷地等として提供することについてホームページ等で周知し、職業 能力開発施設の一部(福島県)を避難者用の物資保管場所等として提供(注1)(注2)
- ・雇用促進住宅を被災者等の一時入居先として提供(注1)
- ・各種助成金の支給申請等に係る期限の猶予の実施(注2)
- ・キャリア形成促進助成金について、震災発生前から事業主が開始していた職業訓練等の修了が被災により 困難となった場合でも、当該訓練等に既に要した経費及び賃金の一部を助成対象として支給(注2)
- ・被災した技能者育成資金返還中の方への返還猶予等の実施(注2)
- ・被災した財形融資返済中の方への返済方法の変更の制度拡充の実施(返済期間延長3年→5年,金利引き 下げ等)(注3)
- ・被災した勤労者の方が住宅取得等のために財形持家転貸融資を新たに受ける場合に、貸付金利の引下げ等 の特例貸付の実施(融資額2.810万円まで当初5年間金利0%等)(注3)
- (注1) 平成23年10月1日以降は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において実施。
- (注2) 平成23年10月1日以降は国において実施。
- (注3) 平成23年10月1日以降は独立行政法人勤労者退職金共済機構において実施。

◎財務諸表情報

【重要な会計方針】

- 8. 災害損失に係る引当金及び見積額の計上基準
- (1) 宿舎等勘定以外の勘定

東日本大震災による損失については、運営費交付金等で国から財源措置がなされるため、災害損失に係る 引当金は計上しておりません。

(2)宿舎等勘定

東日本大震災により被災した資産の復旧費用等の支出に備えるため、その見積額に基づき計上しておりま

【注記事項】

[減損損失関係]

【減損の認識に関する事項】

当事業年度において、以下のとおり減損損失を計上しております。

- 1. 東日本大震災により被災し、減損認識した資産
- (1)減損認識の対象資産

(用涂/種類/場所/帳簿価額)雇用促進住宅/土地・建物等/岩手県大船渡市外7件/1.440.129.862円 (用涂/種類/場所/帳簿価額) 職業訓練の実施及び事業主の行う職業訓練の援助に使用してきた不動産/ 建物等/宮城県多賀城市外1件/1,729,265,444円

(用涂/種類/場所/帳簿価額)職員用宿舎/建物/宮城県多賀城市/62.110円

なお、帳簿価額については、減損認識前の期末帳簿価額を記載しております。

(2)減損の認識に至った経緯

上記固定資産は、東日本大震災により損壊等の被害を受けており、現時点においてその使用目的に従った 機能を喪失し、将来の使用稼働が確実に見込まれる状態にないことから、減損を認識しております。

(3) 損益外減損損失の金額

土地:568,889,081 円、建物等:2,547,568,318 円、合計:3.116,457,399 円

(4)減損損失額の測定方法

使用可能性の低下を最大に想定した回収可能サービス価額により算定しております。

[東日本大震災による影響について]

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による、当機構の被害の状況等は以下のとおりであります。

1. 被災した施設の概要

以下の施設において、津波による浸水のほか、建物等の一部が損傷するなどの被害が発生しております。 ・宮城センター(宮城県多賀城市)

- 東北職業能力開発大学校(宮城県栗原市)
- ・いわき職業能力開発促進センター(福島県いわき市)
- ・職員用宿舎(宮城県多賀城市)
- ·雇用促進住宅(岩手県大船渡市外 103 件)

2. 損害額等

(1) 将来の使用稼働が確実に見込まれる状態にない固定資産について

[減損損失関係]【減損の認識に関する事項】1. 東日本大震災により被災し、減損認識した資産の項を参照 してください。

②機械装置等

被災した機械装置等について、除却損 160.655.202 円及び損益外除却額 114.812.375 円を計上しており

(2) 修繕等を実施したうえで使用稼働を予定している固定資産について

宿舎等勘定に属する雇用促進住宅の土地・建物等について、災害損失引当金399.063.880円を計上してお

また、一般勘定に属する東北職業能力開発大学校及びいわき職業能力開発促進センターについては、修繕 費用 155,066,519 円を見積もっておりますが、これに対応する財源措置が見込まれることから、独立行政 法人会計基準第17条第2項に基づき、災害損失引当金は計上しておりません。

農林水産省

法人名

法人への影響・震災対応関係の業務等

農林水 産消費 【業

安全技 術セン ター

- 業務への影響(業務中止、目標未達等) 「業務への影響]
- ・仙台センターの業務及び東北地方の物流が停止したことから、仙台センターで分析する予定の収去品 8 点 (22 成分点数) については、物流が回復後、名古屋センター及び福岡センターに送付して、分析を実施したが、分析に 13 業務日を要した。
- 食品関係調査研究総合評価委員会を平成 23 年 3 月 15 日に開催することとしていたが、平成 22 年度中の開催が困難となったことから、書面で外部委員の意見を伺い、平成 22 年度調査研究成果の評価及び平成 23 年度の調査研究課題として(略)の選定を行った。

震災対応関係の業務内容

- ・東日本大震災の影響による東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能汚染の広がりの中で、農林水 産省の要請を受けて、肥飼料部門と食品部門が連携し、飼料作物等における放射能モニタリング体制を緊急 に整備
- ・地震による生産及び流通実勢状況を踏まえ、検査・分析への柔軟対応
- ・飼料等の放射性物質の検査

◎ 財務諸表情報

_

種苗管理センター

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

【業務への影響】

・23 年 6 月に日本国内で開催予定であった I S T A (国際種子検査協会) 年次総会に向けて国内準備委員会を 設置し準備を進めたが、福島第一原子力発電所の事故の影響により開催地がジュネーブに変更となった。 ・4 月 22~23 日に開催予定であった「平成 23 年度筑波農林団地の一般公開」を中止した。

○震災対応関係の業務内容

・福島第1原子力発電所における事故発生に伴い、日本から輸出される種苗について、取引先や相手国から、 採種時期が事故発生以前であることや、保管場所の当該原子力発電所からの距離等について証明を求める動 きがあることを受け、種苗業者等の依頼に応じ、種苗の生産履歴に関する証明を実施

◎財務諸表情報

_

家畜改 良セン 【業務への影響**(業務中止、目標未達等)** 【業務への影響】

及 し フ

- ・センターのホームページや技術展示会などで、見学者の受入を行っていることを公示してきたところであるが、今年度は宮崎県における口蹄疫の発生、全国各地での高病原性鳥インフルエンザの発生、宮崎県における新燃岳の噴火、東日本大震災と我が国の畜産基盤を揺るがすような事故の発生が続いていたため、見学者の分入を積極的にPRできる状況にはなく、また畜産関係者も事故対応に追われたため、目標を下回る結果となった。
- ・搾乳牛舎ほか(岩手牧場)の整備について発注したが、年末年始の暴風雪災害及び東日本大震災の影響による工事中断のため、完成には至らず翌年度へ繰り越しとなり、繰り越しの期限のとおり工事を完了し検査を 実施した。

【中止等】

・学会・研究会での口頭・ポスター発表については、調査研究の成果 45 件を発表した。また、東日本大震災の影響により、13 件の発表が中止された。

○震災対応関係の業務内容

- ・東日本大震災発生後すぐに被災畜産農家(青森・岩手・宮城・福島県)に対し、粗飼料を無償提供(乾草約 100トン、牧草サイレージ約800トン)。福島県に対しては、追加支援(牧草サイレージ約100トン)。
- ・中央畜産研修施設(福島県西白河郡西郷村)における被災者の受入れ
- 計画的避難区域の家畜の受入に向けた準備を実施
- ・計画的避難区域の家畜の移動に係る検査及び移動情報のとりまとめ作業のため職員を派遣(197 名)
- ・警戒区域内の家畜の安楽死に関する作業のため職員を派遣(28名)
- ・畜産農家の稲わら等給与飼料に関する現地調査及び調査情報の取りまとめ作業のため職員を派遣(95 名)
- ・高濃度汚染稲わらの一時保管処理のため職員を派遣(30名)

- ・需要がひっ迫する恐れがある粗飼料の一次ストック場所を提供
- ・福島第一原発の周辺市町村の牛飼養農家の飼養状況に関する国からの緊急検索依頼に対し、情報を提供
- · 牛個体識別制度をもとにした「牛肉の放射性物質に関する検索システム」の運用を開始
- ・国が発出した指導通知による乾乳方法の問い合わせ窓口として対応

◎財務諸表情報

- ※業務実績報告書における説明
- ・セグメント事業捐益の経年比較・分析(内容・増減理由)

(家畜改良事業)

事業損益は39百万円と、前年度比33百万円の利益増(523.7%増)となっています。これは、東日本大 震災の影響から納品等が間に合わなかったこと等により自己収入の使用残が前年度比32百万円増(541.8%増) 及びリース債務の返済に係る損益が均衡しない会計処理の影響による収益が前年度比1百万円増(229.8%増) となったことが主な要因です。(事業15)

水産大

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

_

○震災対応関係の業務内容

- 練習船「耕洋丸」の第25次航海(下関出港4月7日~4月30日下関帰港)において、実習の一環として岩 手県の被災地及び被災した水産高校への支援物資運搬、被災者への船内風呂・食事の提供等の支援を実施。 (これらの活動にボランティアとして学生が参加。)
- ・災害支援として、被災新入生の入学料免除、被災学生の授業料免除。
- 被災地の水産関連機関等への被災状況調査へ教員を派遣。
- 練習船の航海中に放射能測定に係るサンプル採取を実施。

◎財務諸表情報

農業・ 食品産 **●業務への影響(業務中止、目標未達等)** [中止等]

食業総合産業の機構

- ・3月23日に開催予定であった「平成22年度農研機構総括推進会議」を中止した。
- ·22 年度で終了する課題 33 件を対象とした成果発表会について、平成 23 年 3 月 15 から 17 日までの 3 日間、千代田区立内幸町ホールにて公開で実施する予定であったが、中止とした。
- ・上記の成果発表会にて配布する予定であった成果集については、後日研究者等関係機関へ郵送することとし、 また、生研センターのホームページ上に研究成果の概要を掲載し、成果の情報発信を行った。
- ・4月22~23日に開催予定であった「平成23年度筑波農林団地の一般公開」を中止した。

【業務への影響】

- ・22 年度予算により執行することとなっていた中央農業総合研究センター作業技術実験棟改修については、 一部の機器が納入不能となったため、年度内に完成することが困難となり、23 年度へ繰り越し施工することとなった。
- · 夏期における「電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限措置」及び節電要請のもと、当該節電による影響緩和対策として、消費電力の多い特殊研究棟、温室及び機器等の使用抑制及び使用期間の変更を実施したことにより、23 年度研究計画の進展に少なからず影響を及ぼした。

○震災対応関係の業務内容

- ・機構内に理事長を本部長とする東日本大震災・農研機構対策本部を設置(農村工学研究所に災害対策支援本 部を設置)
- ・災害対策基本法に基づく指定公共機関として、農林水産省、県等からの被災調査等の技術支援要請に機動的 に対応(全17回、延べ52名の職員を派遣(11月1日現在))すると共に、被災地での復旧・復興を支援す るために研究者を独自に派遣して現地のニーズに対応(全41回、延べ113名の職員を派遣(11月1日現在))
- ·農地土壌等における各種除染技術(物理的・科学的・生物学的除染)の開発・実証研究業務(予算 4.9 億円の内数(総合科学技術会議戦略推進費「農地土壌等における放射性物質除去技術の開発」))
- ·植物から農畜産物への放射性物質移行低減技術の開発業務(きのこおよび畜産物生産における放射性物質関係の移行低減技術開発)(予算 51.5 億円の内数(新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業緊急対応研究課題))
- ・作物への放射性物質の移行低減技術の開発・実証業務
- ・津波被害対策技術の開発・実証業務(津波被害地域における栽培技術の開発・実証、除塩技術の提供)
- ・東日本大震災に伴い発生した原子力発電所被害による食品への影響について機構 HP で情報提供
- ・津波による浸水を受けた低平地水田の除塩対策について機構 HP で情報提供
- ·水稲の晩植栽培における技術的留意点等について機構 HP で情報提供
- ·水稲の移植栽培における晩限日の推定について機構 HP で情報提供
- ・緊急シンポジウム「放射性物質の食品影響と今後の対応」を開催(4月18日)
- ・市民講座「東日本大震災と稲作」を開催(5月14日)

- ・「東日本大震災における農地・農業用施設等の技術支援報告会」を開催(5月31日)
- ・「農地からの除塩に関する技術検討会」を開催(6月24日)
- ・復旧・復興に役立つ技術や手法を掲載した「東日本大震災復興支援・農工研特設サイト」の開設(7月末)・東日本大震災を踏まえた国・県等の委員会等へ専門家として参画(津波、ダム等の対策等8委員会、11月1日現在)
- ・東日本大震災に関連した関係学会・シンポジウム等で被災状況及び農工研の技術支援等を報告(全 17 回、11月1日現在)
- ・福島第一原発事故に起因する農林水産関係の放射性物質対策の研究を推進するための拠点として、福島研究拠点に必要な施設等を整備(3 次補正予算(要求中))

◎財務諸表情報

・減損会計に係る注記

畜産草地研究所御代田研究拠点・研究員宿舎(長野県佐久市)については、減損の兆候はあるが22事業年度期末時点で使用しており、今後は東日本大震災における避難者の宿舎として、使用見込みがあります。 積立金の処分に関し、東日本大震災の影響により前期中期目標期間において費用化できず当期中期目標期間に 繰り越さざるを得ない契約費用について申請し承認された。

農業生 ●業務への影響(業務中止、目標未達等)

物資源

【業務への影響】

- 研究所 ・ 松本移転事業の遅延
 - ・農業生物資源研究所評価助言会議(3月23日、東京)を中止、書類審査に変更
 - ・サイエンスキャンプ延期(夏→11月25日-1月7日)
 - · 平成 23 年度筑波農林団地の一般公開中止
 - ・主催予定の第 10 回幼若ホルモン国際会議(8 月 1 日-5 日、つくば) 中止
 - ・震災被害による研究活動の遅延・中止(ガンマーフィールド地崩れ、各所水道管・高置水槽等施設・設備の 破損、研究用機械の破損・故障等)
 - ・夏期の節電による研究活動の遅延・縮小(温室等の使用制限による研究内容の縮小・試験栽培延期、スーパーコンピューターの50%稼働停止および電力ピーク時使用自粛によるゲノム情報解析の停滞、空調停止・温度上昇による研究用機械の使用制限等)
 - 福島第一原発事故の影響により外国人研究者の帰国による受入れ期間短縮(1名)、来日キャンセルによる受入れ中止(2名)・延期(2名)に係る国際研究交流の停滞

○震災対応関係の業務内容

- ・東日本大震災に際し地震発生直後に対策本部を設置し、職員の安否確認や施設等の被害状況の把握と応急の 措置
- 放射性物質の作物での動態解析に適した品種等の遺伝資源提供
- ・耐塩性作物の育種・研究のため、遺伝子情報を活用し耐塩性に関連する遺伝子上の特性をもつ実験用作物の 開発と提供
- ・ジーンバンク事業で配布した生物遺伝資源(植物、微生物および動物)が今回の震災等により滅失し、試験研究等が継続できない場合における無償再配布
- ・破損・故障した施設・設備および機械の修繕等
- ・防災訓練、機器転倒防止、緊急時連絡網整備等の災害対策

◎財務諸表情報

(22 年度)

- ・災害損失引当金86,678 千円 (建物・構築物の修繕費;放射線育種場ガンマーフィールド扉と入口操作室の破損、実験棟・ガラス室等の損傷、大わし地区研究棟ほかの損傷等への対応)
- ・重要な後発事象(4月11日に発生した東日本大震災の余震)による被害の原状回復のために翌期に支出すると認められる費用の見込み127.000千円程度

その後の状況

· 平成 23 年度 1 次補正予算

大わし地区研究棟給水設備等改修工事 117,057 千円

放射線育種場フィールド内法面等改修工事 56,289 千円 合計 173,346 千円

· 平成 23 年度 3 次補正予算(要求中)

放射線育種場造成圃場追加工事 94,273 千円

放射線育種場水道配管ほか改修工事 60.268 千円

大わし地区昆虫機能共同実験棟スクラバー改修工事 27,082 千円 合計 181,623 千円

他、多数応急処置・小修繕等を 22 年度内および 23 年度に対応。

積立金の処分に関し、東日本大震災の影響により前期中期目標期間において費用化できず当期中期目標期間に繰り越さざるを得ない契約費用について申請し承認された。

農業環

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

境技術 【業務への影響】 研究所・業務実績の自己

- ・業務実績の自己評価に係る評議会について、平成23年3月17日に開催することとしていたが東日本大震 災の影響で中止し、評議員(外部有識者)による書面での評価を実施した。 【中止等】
- ・行政部局(国及び都道府県)や関係研究機関との連携を図ることを目的に実施する農業環境技術研究所連携 推進会議(平成23年3月11日)について、会議中に東日本大震災が発生したため途中で中止した。
- ・4月22~23日に開催予定であった「平成23年度筑波農林団地の一般公開」を中止した。

○震災対応関係の業務内容

- ・HP に「原子力発電所事故等による土壌・農作物の放射能汚染に関する情報ポータル」を設置し、原子力発電 所事故等による土壌・農作物の放射能汚染に関する情報・報告書などへのリンク集を作成(4月26日)。
- ・農作物や農地土壌中の放射性物質の長期モニタリング調査と環境中での動態を明らかにする研究を実施。
- 農林水産省の協力要請により、被災県及びその周辺県から農林水産省に分析要請のあった農作物及び土壌の 放射能濃度を順次測定。測定結果を農林水産省に報告。対象核種は、ヨウ素 131、セシウム 134 及びセシウム 137.
- ・米、麦、農耕地土壌を対象としたセシウム濃度のモニタリングデータ(1959年~2001年)及び土壌情報を 農林水産省に提供。併せて、チェルノブイリ事故対応時の分析結果や作物への移行に関する既往知見を提供。
- ・「稲の作付けに関する考え方(平成 23 年原子力災害対策本部)」における「水田土壌中の放射性セシウムの 米への移行の指標」について、指標案の作成に外部専門家として貢献(理事長他 2 名)
- ・農研機構と共同で、被災地で作付けする水稲「コシヒカリ」について、安全な水稲運植限度を推定し、HPで公開
- ・農産物等放射性物質調査・分析対策事業(農産物や土壌の放射性物質濃度の検査体制を強化し、調査・分析 を緊急に実施)(予算80百万円(一次補正))
- ·農地土壌に沈着した放射性物質の採取、蓄積状況の詳細分析(放射線量等分布マップの作成)(予算 7.1 億円の内数(総合科学技術会議・科学技術戦略推進費「放射性物質の分布状況等に関する調査研究」))
- ·農地土壌及び植物体の放射性物質濃度の分析(予算 4.9 億円の内数(総合科学技術会議戦略推進費「農地土 壌等における放射性物質除去技術の開発」))
- ・水稲玄米と土壌中の放射性物質濃度の関係把握、放射線量等分布マップの精緻化(予算 1.5 億円の内数(農地土壌等の放射性物質の分布状況等の推移に関する調査事業)(2 次補正予算))

◎財務諸表情報

積立金の処分に関し、東日本大震災の影響により前期中期目標期間において費用化できず当期中期目標期間に繰り越さざるを得ない契約費用について申請し承認された。

国際農 **●業務への影響(業務中止、目標未達等)**

林水産業研究センタ

産【中止等】

・3月22日に開催を予定していた22年度業務実績にかかる外部評価会議を急きょ中止とし、書面評価へ変更 ・4月22~23日に開催を予定していた「平成23年度筑波農林団地の一般公開」を中止

【業務への影

- ・夏期節電(閉鎖系温室・人工気象器等の利用制限)による一部研究活動の遅延
- ・震災の影響による実験・分析機器の損傷のため一部研究活動の遅延
- ・図書館が地震直後から3月28日まで閉館

○震災対応関係の業務内容

- ・海外ネットワークを活用した関係情報の収集・提供
- ・海外における塩害対策等の情報を農林水産省に提供
- 耐塩性大豆系統の開発
- ・天然鉱物等の無機材料を利用した環境からの放射性物質回収・除去技術等の開発業務(予算 4.9 億円の内数 (総合科学技術会議戦略推進費「農地土壌等における放射性物質除去技術の開発」))

◎財務諸表情報

積立金の処分に関し、東日本大震災の影響により前期中期目標期間において費用化できず当期中期目標期間に繰り越さざるを得ない契約費用について申請し承認された。

森林総合研究

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

研究 【中止等】

・平成23年度森林総合研究所一般公開を中止。

【業務への影響】

· 夏期における節電対策として、大型の研究機械を同時に稼働させないよう輪番制を導入したほか、分析等の研究時間の調整を行ったことにより、23 年度研究計画に少なからず影響を及ぼした。

○震災対応関係の業務内容

- 業務を通じて得られた知見を活用した専門家の派遣等
- ①東日本大震災に係る国・県等の委員会等へ専門家として参画(福鳥原子力発電所事故対応にかかる日露専 門家会合、原子力損害賠償紛争審査会専門委員、除染技術等調査事業推進委員会委員、福島県で行われた シンポジウム等への講師派遣等)。
- ②各省庁、団体等からの技術的支援など対応要請を受けて、上記を含めて約40回、延べ60名の職員を派遣 (11月1日現在)するとともに、研究所独自に被災地での復旧・復興を支援するために職員を派遣(約 240回、延べ490名の職員を派遣(11月1日現在))。
- 森林内の放射性物質汚染への対応
- ①森林総合研究所本所内に放射性物質研究対応委員会を設置し、原子力発電所事故等による森林等の汚染の 実態及び影響評価等に関する研究を交付金プロジェクトにより開始。(放射性物質がきのこ原木に与える影 響等の調査、福島県の森林における土壌と樹木等の放射性物質の調査・研究及び除染に関する試験、森林 総研が実施した調査・研究結果を基に、林野庁において森林内の放射性物質の分布状況の概要及び住居等 近隣の森林における除染のポイントを公表。)
- ②森林総合研究所本所に放射性物質影響評価監のポストを設置し、放射線関係の研究や情報収集・管理など への対応を強化。
- ・海岸林の復旧のための技術的支援
- ①津波による海岸林等への影響及びその復旧に関する調査。
- ②津波により被害を受けた松林(奇跡の一本松)の復旧のために地域と連携した接木作業の実施。
- ・その他
- ①森林農地整備センター(川崎市):震災発生日、帰宅困難者の避難所として会議室解放。
- ②東日本大震災に際し地震発生直後に対策本部を設置し、職員の安否確認や施設等の被害状況の把握と応急 の措置を実施。
- ③福島原発事故に起因する森林内の放射性物質の汚染実態の把握や森林の除染手法の開発等のために、必要 な施設、分析機器等を整備(3次補正予算(要求中))。
- ④仮設住宅向け杭材用原木及びカキ養殖筏用丸太を供給。
- ⑤被災地等において適切な間伐等の森林整備と必要な路網の整備を緊急に実施(3次補正予算(要求中))。

○財務諸表情報

・積立金の処分に関し、東日本大震災の影響により前期中期目標期間において費用化できず当中期目標期間に 繰り越さざるを得ない契約費用について申請し承認された。

合 研 究

センタ

水産総 ■業務への影響(業務中止、目標未達等)

【中止等】

・水産総合研究センターと海上技術安全研究所の共催により 3 月 18 日に開催予定だった公開セミナー「水産 と工学の連携によるイノベーションを探る」の中止。

【業務への影響】

- ・宮古栽培漁業センターの全壊により、23年度より実施予定であった一般研究課題等の中止、計画変更。
- ・国からの委託調査研究事業における被災地における調査が困難となったこと等による計画変更等。
- ・22 年度予算により執行することとなっていた一部物品等の納入等不能による 23 年度への繰り越し。
- ・夏期における「電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限措置」及び節電要請のもと、消費電力の大きい 機器等の使用抑制及び使用期間の短縮等により、23年度研究計画の進展に少なからず影響。

○震災対応関係の業務内容

- ・水産物の放射性物質の分析・サンプリングを実施。(11月1日現在約500検体)
- ・放射性物質試料の採取及び調製方法についてマニュアルを策定し、関係都道府県等へ研修会を実施。
- ・水産庁と連携し、調査船により岩手県、宮城県の各漁港に緊急支援物資運搬等を実施。(3月13日~3月31
- ・水研センター調査船による東北沖合海域の資源及び漁場環境調査を関係県と実施。
- ・放射性物質を吸収する微細藻類の大量培養技術の開発(総合科学技術会議戦略推進費を活用)
- ・岩手県、宮城県の被災したサケふ化場について、河川、施設の被災状況及びふ化揚水量、水位の変動等の観 測と水質分析等の調査を実施し、施設の復旧方策について提言。(6月20日~7月7日)
- ・被災県の水産試験研究機関に調査機器類等の一時貸与
- ・津波による海洋汚染の実態調査
- ・スキャンニングソナー等によるがれきの調査等
- 養殖業の復興支援
- ・流通・加工ならびにふ化放流施設の被災状況と復旧の情報収集

◎財務諸表情報

・東日本大震災による施設等の被害

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、宮古栽培漁業センターが全壊し、水産工学研究所や東 北区水産研究所の施設等に甚大な被害が生じた。

<被害の内容>

津波による宮古栽培漁業センターの固定資産損失額(震災時の帳簿価格)

- ① 建物 1.069 百万円
- ② 構築物 164 百万円
- ③ 機械及び装置 95 百万円
- ④ 車両運搬具 2 百万円
- ⑤ 工具器具備品 6 百万円(一部東北区水産研究所とさけますセンターの固定資産を含む)
- 計 1,336 百万円 (うち、27 百万円を損益計算書の災害損失へ計上)
- <地震被害による水産工学研究所及び東北区水産研究所の原状回復見積額>
- 東北区水産研究所 12 百万円
- 水産工学研究所 84 百万円

【業務への影響】

- 計 96 百万円 (貸借対照表の流動負債(災害損失引当金)と損益計算書の災害損失へ計上)
- ・東日本大震災による政府受託事業の期限延長に伴い、平成22年度内に実績報告書が提出できない3事業に ついては当年度の収入に計上できないため、当該事業により年度内に発生した費用 1.872 百万円について、 たな卸資産に振り替えを行った。

農畜産 業振興

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

機構

・一般管理費(人件費を除く。)については、(略)東日本大震災発生による予算繰越が発生したことから、平 成22年度においては、平成19年度比で39.7%削減した。なお、予算繰越については、東日本大震災の発生 により年度内に執行できなかったOAフロア化を中心とした事務室改修に係る支出予算 93 百万円を翌年度 に繰り越したものであり、平成 22 年度実績にこの予算繰越額を加えると、基準年との比較では 27.5%の削 減となる。

・業務経費の次年度への繰越額のうち東日本大震災の影響等によるものは 1,503 百万円。

○震災対応関係の業務内容

- ・平成22年度緊急対策として配合飼料緊急運搬事業(東日本大震災による被災地域の配合飼料工場の操業停 止を受け、北海道、九州等から被災地域に緊急的に配合飼料を運搬する事業に対する補助)を実施
- ・宮城県、岩手県、福島県等の対象地域において、畜産経営安定対策(肉用子牛牛産者補給金制度、肉用牛肥 育経営安定特別対策事業(新マルキン)、養豚経営安定対策事業)の要件緩和・特例措置(月齢要件の緩和、 生産者負担金の免除等)を実施
- ・東京電力福島第1原子力発電所事故による牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超える放射性セシウムの検出 に対し、①汚染稲わら等を食べた牛肉のうち既に流通している牛肉の市場からの隔離、②全頭検査・全戸検 査を実施することとなった県の肉用牛肥育農家の資金繰りのため、肥育牛飼養頭数1頭当たり5万円の支援、 ③稲わらや牧草の不足が懸念される畜産農家に対して、代替飼料を現物供給等の対策について、予備費の使 用が決定されるまでの間、機構の保有資金を活用して、迅速かつ機動的に対応
- 機構が事務局を務める野菜需給協議会において、被災地を中心とした国産野菜の消費拡大の取組などについ て情報を発信(4月26日、7月15日)
- ・被災地の野菜生産者の取組や食品と放射性物質に関する基礎知識等について機構 HP において情報提供

◎財務諸表情報

農業者 年金基

金

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

○震災対応関係の業務内容

- ・保険料の返還、経営移譲年金の裁定請求の取り扱いの弾力化等について実施 等
- ・特例法に基づく保険料支払い免除、行方不明者の生死が3ヶ月わからない場合の死亡―時金の支払を周知
- ・全国の農業委員会、農協における特例措置のパンフレット配布、避難所への掲示
- ・特例措置の地元農業関係新聞での PR、基金ホームページへの掲載、相談用フリーダイアルの設置

◎財務諸表情報

業信用

農林漁 ■業務への影響 (業務中止、目標未達等)

基金 ○震災対応関係の業務内容

- ・3月14日に相談・照会の窓口を開設、弁済期限の延長、分割弁済の条件緩和などに対応
- ・被災農林漁業者に対する資金の融通、既貸付金の償還猶予等への対応
- ・被災農林漁業者を対象とした災害復旧関係資金について、民間融資の特別保証を以下のとおり実施
- ① 農業経営復旧対策特別保証事業
 - 近代化資金等について、無利子、実質的に担保・保証人は不要。保証料負担なし。保険てんぽ率の引き

上げ(70%→90%)

- ② 東日本大震災復旧緊急保証(林業) すべての事業資金で原則 100%保証。保証限度額は無担保で最大4億円(運転資金)。保証料負担なし(1
- ③ 漁業者等緊急保証対策事業 すべての事業資金の保証支援。無担保・無保証人で100%保証。保証料負担なし(1年分)。保険てんぽ率 の引き上げ(70%・80%→90%)

◎財務諸表情報

経済産業省

法人への影響・震災対応関係の業務等 法人名

経済産**│●業務への影響(業務中止、目標未達等)**

業研究

【業務への影響】

・広報誌の発行実績:4回/年(目標年5回以上)

(注)請負先が出勤自粛となったこと、被災された執筆者の印刷ゲラ確認が遅れたこと、印刷用紙について 調達予定先である石巻の製紙工場が大きな被害を受けたうえ、都内有明の倉庫の在庫も地域の液状化により使 用不可能になり代替の用紙を確保するのに日数が必要となったこと等により広報誌の発行は22年度内に終了 しなかったが、翌4月には発行している。

○震災対応関係の業務内容

- 経済復興策等に係る基礎データ収集・研究、政策の提案(4月1日~)
- 特別コラム 16 本及び Special Report8 本公表、BBL セミナー11 回開催 (企画済 11 月 8 日開催の BBL セミナー を除く)(11月1日現在)
- 産業界の有識者と対談を行い、今後の産業復興の具体策・課題などについて、議論を深めることを目的とした 「東日本大震災対談シリーズ」を立ち上げ(5月26日~3回にわたり開催)
- 広報誌において東日本大震災からの復興に向けた研究所の知見、取り組みを「新しい日本を創る」として発信
- 当研究所所属の研究員等がマスコミに多くの寄稿を行っており、そのうちの日本経済新聞「経済教室」6 本を 含む8本を出にて転載
- ・震災復興・産業政策に関する 7 つの新規研究プロジェクトを企画(6 月 30 日現在)
- ・11 月7日及び11 月15日に開催(予定)の震災関連シンポジウムの企画・開催(震災直後から議論を開始し、 上記研究プロジェクトの中間的成果も反映しつつ、準備を進めた)
- 11月7日シンポジウムタイトル:「東日本大震災後の産業競争力強化に向けて:産業界の取り組みと政策対応」 11月15日シンポジウムタイトル:「東日本大震災後の持続的経済成長に向けて:経済基盤再構築と政策対応」

◎財務諸表情報

工業所 **●業務への影響(業務中止、目標未達等)** 有権情 報·研

【中止等】

・検索エキスパート研修(上級)を平成23年3月14日、15日に開催予定であったが中止。

- ・知的財産管理技能士フォローアップ研修(2 回目)を平成 23 年 3 月 16 日に開催予定であったが中止。
- 中国専利審査指南セミナーを平成23年3月24日に開催予定であったが中止。
- 登録調査機関の調査能力を高めるための研修を平成23年3月30日に開催予定であったが中止。

○震災対応関係の業務内容

・東日本大震災発生時における帰宅困難者の経済産業省での受け入れに協力(研修施設を開放)

・被災地の知財に係る特許庁相談窓口との連携

◎財務諸表情報

日本貿 **●業務への影響(業務中止、目標未達等)** 易保険

【業務への影響】

震災対応に関する問い合わせへの対応、風評被害に係る保険申込の対応、罹災中小企業に対する保険契約諸手 続の猶予、被保険者義務の猶予等の状況変化により、業務処理の迅速化に係る中期目標等の達成に一部影響が出 る可能性がある。(例:必要書類の提出期限の猶予により、信用リスクに係る保険金の査定期間を60日以下とす る中期目標の達成に影響)

○震災対応関係の業務内容

- ・書類提出期限や保険料等納付期限等の手続きに係る相談受付を公表【3月14日プレスリリース】
- さらに、以下の3つの対策を実施【4月11日プレスリリース】
- ①罹災中小企業に対する保険契約諸手続の猶予、被保険者義務の猶予・減免、被保険者の経済的負担の減免。
- ②風評被害への対応として、放射能汚染を理由とした貨物輸入の制限・禁止等による損失が貿易保険のてん補 対象となり得ることの周知。
- ③貿易取引等に関する相談を広く受け付ける相談窓口の設置。
- ・上記対策の公表後、問い合わせ(428 件)及び震災関連申込件数(446 件中うち新規利用者 349 件)等の増 加への対応とサポート等を実施。また、商工会議所や金融機関等の説明会等には講師を派遣(12 箇所)。

◎財務諸表情報

産業技

術総合 研究所

【業務への影響】

特別展(4 回)の開催や、職員(事務職含む)がわかりやすく、かつ親しみのある説明案内の実施や、各種イ ベント(7回)、小学生向けクイズ付きパンフレットの作成配布等、来館者に応じた対話型の成果普及活動に注力 したが、3月11日の震災以降の閉館のため、年間来場者数が前年より微減の48,266人となった。

○震災対応関係の業務内容

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

- ・福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響について、産総研つくばセンター敷地内で大気中の放射 線量の連続測定を行い、HP を通じて公開(3月15日より測定開始)。茨城県南地域の信頼性の高いデータと
- 経済産業省原子力安全・保安院からの要請により、福島県へ測定機器を提供し、研究員を派遣して工業製品の 放射線量測定に協力。
- ・公設試験研究機関等を対象として、放射線測定講習会を開催。
- ・地震発生直後より、緊急調査対策本部を立ち上げ、千葉、茨城、宮城の沿岸部における津波堆積物の現地調査 を実施し、調査結果の一部をHPにて公表。
- ・今回の地震に関連した地質情報(過去の巨大津波の研究成果、地震後の内陸の地震活動等の情報)を集め、3 月19日よりHPにて公開。
- ・GEO Grid 災害対応タスクフォースを設置し、衛星による東日本大震災の津波浸水エリア等の画像を収集し、3 月19日よりHPにて公表。

◎ 財務諸表情報

XIII. 追加情報

2. 東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)の損害等について

平成 23 年 3 月 11 日金曜日午後、東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)の発生により、茨城県の当法人つ くばセンター及び宮城県仙台市の当法人東北センターの一部に被害が生じました。改修等再構築に要する財源と しまして、施設整備費補助金及び運営費交付金をもって措置する方針であります。

製品評 価技術 基盤機

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

【中止等】

- ・インドネシアとの生物遺伝資源の利用に係るMOUの締結については、3 月に締結予定だったが、8 月に締結 した。
- ・電気工事士法に基づく講習関係業務について、1 会場(青森) の定期講習を延期し 5 月に実施した。また、 震災後の計画停電の影響による東京電力管内の交通機関網の混乱から、2 会場(神奈川、栃木) の定期講習 を 延期し6月に実施した。
- 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務について、再講習1会場(宮城)を 延 期し、7 月に実施した 。また、震災後の計画停電の影響による東京電力管内の交通機関網の混乱から 2 会場 (東京)の講習開始時間を遅らせた。
- ・認定審査員等の情報交換等を目的とした審査員連絡会(年2回程度開催)については東北地方太平洋沖地震に よる交通手段等の混乱を考慮し3月の開催を中止した。
- ・製品安全に関して、定期的に開催している国民生活センターとの実務者担当会議については3月の開催を中止

○震災対応関係の業務内容

緊急時の対応

東日本大震災後、直ちに災害対策本部を設置し、NITE の被害状況を迅速に把握するとともに、NITE 東北支 所における微生物のバックアップ事業について、物資の入手が困難な中、自家発電用の燃料、液体窒素の確保 を行い、微生物を死滅させることなく保存した。

帰宅困難者への対応

東日本大震災発生当日、NITE 本所及びバイオテクノロジー本部(千葉)において、来訪者が帰宅困難とな り、毛布、食料等を提供。また、京王線、千代田線が運行中止となったことから、本所において帰宅困難者に 対して施設を開放。

・災害時の製品事故の防止について注意喚起

災害時に発生しうる製品事故を防止するため、次の手段により注意喚起を実施。

- >NITE ホームページの地震関連緊急情報サイトに「災害時の製品事故の防止について(注意喚起)」を掲載。 >カセットコンロでの一酸化炭素(CO)中毒事故防止及び電気製品の火災事故防止について(3月16日) >燃焼機器での事故、小型発電機での事故、停電復旧時の対応、ガス復旧時の対応、その他の注意事項に ついて(4月28日)
- >震災を受けた節電志向の高まりにより今冬は石油ストーブの需要が高まることが予想されることから、 仮設住宅での使用を含めた暖房器具に関する注意喚起のプレス発表及び NITE ホームページへの掲載(10 月20日)
- >上記以外のプレス説明会
 - 一扇風機による火災事故の防止について(5月26日)

一エアコンによる事故の防止について(6月23日)

一カセットコンロによる事故の防止について(7月21日)

- >NITEが発行する PS マガジン (製品安全情報マガジン) 特別号で注意喚起
 - ─3月16日号「災害時の製品事故の防止について」を発行
 - —3月22日号「製品の仕様と異なる周波数の電力を使った時の事故」を発行
 - -4月12日号「地震に伴う製品事故」を発行
 - -4月26日号「小型発電機による事故」を発行
- 福島県における放射線測定協力

福島県知事からの要望に対応し、雇用・能力開発機構福島センター内に設置された福島地域臨時放射線測定 室へ職員を派遣し、工業製品の放射線濃度測定に協力した(のべ24名)。

震災特例措置に関する対応

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」により平成 23 年 8 月 31 日まで資格の有効期限が延長されたことから、特定ガス消費機器の設置工事の監督者に該当する資格者や 計量法の特定計量証明事業者等に対して、個別の電話連絡、ホームページによる周知に努めるとともに、資格 の有効期限が延長された特定ガス消費機器の設置工事の監督者向けに再講習を大阪(6月)、東京(6月、8 月)で追加開催した。

また、計量法に基づく計量標準の供給制度において、特定標準器として指定されている産総研の国家計量標 準について、震災の影響により、一部、校正サービスを予定どおり実施できなくなったことから、計量法第 143 条に基づいて登録を受けた校正事業者について、計量法の震災特例省令に基づき、特定標準器による校正 を受けるべき期間の特例に関する必要な手続を設ける等の措置を講じた。

◎財務諸表情報

【業務への影響】

【中止等】

新 エ ネ ■業務への影響(業務中止、目標未達等)

ルギ

— · 産

・予定していたワークショップ及びシンポジウム2件を中止。

業技術

総合開 発機構

- ・東日本大震災発生時において公募中であった研究開発関連事業6件の公募期間を延長。
- ・新エネルギーベンチャー技術革新事業の平成 23 年度新規採択に係る公募は、年度内に公募予告を実施したが、 東日本大震災の影響により公募開始は次年度となった。

【その他】

・平成 23 年度中に国庫納付予定である白金台研修センターについて、東日本大震災の被災者受入施設として登 録(8月に登録解除)。

○震災対応関係の業務内容

- 東日本大震災発生時における帰宅困難者約 150 名を NEDO 事務所(ミューザ川崎 16F/23F)において受け入れ
- ·NEDO プロジェクト「戦略的先端ロボット要素技術開発プロジェクト」により開発されたロボット「Quin ce」が福島第一原発格納容器周辺の放射線量等のモニタリング等に使用。
- ·NEDO プロジェクト「戦略的先端ロボット要素技術開発プロジェクト」により開発された双腕作業機「アスタ コネオ」、解体・分別作業を効率的に行える双腕型重機が被災地に搬入され、がれき撤去に活用。
- 福祉用具実用化事業で開発した装着型の筋力補助装置「スマートスーツ・ライト」が、被災地の生活復興支援
- ·NEDO プロジェクト「アスベスト含有建材等安全回収・処理等技術開発」で開発したアスベスト無害化技術を 活用し、被災地のエネルギー事情に鑑み極力自立型のエネルギーで運転可能なアスベスト無害化処理プラント の実証開発を釜石市と共同で着手。
- 東日本大震災により生じた電力需給問題の解決に貢献し、着実に導入・普及を図ることができる実証研究を支 援する「省エネルギー革新技術開発事業(電力需給緊急対策) | の緊急公募を実施。
- 提案公募事業である「イノベーション実用化助成事業」において、大規模震災への対応や振興の支援に資する 技術開発に係るテーマを加点要素として公募を実施。
- 研究開発委託契約等については、対応が困難な事業者からの報告書等の提出を省略、経理検査等の簡略化を行 い、また契約期間を延長する等の柔軟な対応を実施。
- 被災地の小学校にて新エネルギーについての説明やソーラーカーを1人1台ずつ作成する教室を開催。実施校 は全国小学校理科研究協議会から推薦を頂き、8月30日に宮城県仙台市立南光台東小学校で開催し、その後、 東北地域の小学校などで10回程度を目途に実施中。

◎財務諸表情報

日本貿 易振興 機構

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

【中止等】

・23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響で湖北省主催の「2011 中国湖北一日本交流協力親睦会及び武 漢東湖桜祭り」が中止となり、それに伴いミッション派遣も中止。

【業務への影響】

・研究所図書館の資料利用冊数について、23 年 3 月 11 日の東日本大震災を受け、復旧作業のため一定期間休館 したことにより、23年3月の利用冊数は前年度同期の実績から1,606冊減少。

○震災対応関係の業務内容

・3月31日に「震災復興支援臨時対策本部」(本部長:理事長、事務局:総務部)を設置。具体的には、国内企 業の対応状況の情報収集や日本の輸出検査体制等の情報収集・フィードバックを行う輸出支援チーム、被災地 の企業ニーズを聴取し復興支援を行う被災地企業復興支援チーム、国内外事務所が収集した情報等をジェトロ の媒体を通じて発信する海外調査チームの3チーム体制を構築。

緊急災害対策のための貿易投資相談窓口の設置

・輸入規制など海外とのビジネスにトラブルが発生した場合の対応等の相談窓口を設置(日本企業向け貿易投資 相談) (3月17日発表)

ジェトロビジネスホットラインの設置

・震災関連状況や被災地への拠点設立の照会等に英語での対応する相談窓口も開設(国内の外資系企業向け) (3月17日発表)

ジェトロホームページ上に緊急特集ページを開設

- ・国内からの輸出に対する海外での検査強化の動き、海外進出日系企業に与える影響、日本と各国間の経済関係 に及ぼす影響、国内外の放射線検査機関リストなど、この震災による国際ビジネスへの影響についての情報を 速やかに掲載(3月17日発表)
- 特に各国の日本からの輸出品に対する規制情報については、農林水産物・食品のみならず、一般貨物について も輸入時の安全性検査や規制強化が継続して実施されている国・地域も多いことから、「各国規制・証明書・ 放射線検査関連情報ナビ」として、国・地域毎に検査基準、検査対象地域・品目等の検査内容、必要書類等の 情報を集約してホームページ上に掲載した上で、随時更新

国内外の企業向けの情報収集・提供

- ・英文ホームページでも同様に緊急特集ページを開設し、風評被害を防ぐための日本の現状に関する正しい情報 の発信、また外資系企業の日本市場に対するポジティブな声を映像で提供
- ・被災県を始め国内各地にて、県庁・商工会議所・地元の放射線検査機関等と連携して、セミナー等を 52 件開 催、これらを通じ輸入規制への対応や風評被害対策について積極的に情報を提供

ジェトロ施設(貸しオフィス)の短期提供

・被災地域において海外とのビジネスに従事している企業(国内の外資系企業を含む)に対して、短期間ジェト 口本部の施設(貸しオフィス)を提供

外国政府・産業界向け説明会の開催

・日本政府と連携し、震災を受けた日本経済の現状や原発に関する最新情報等に関する説明会を海外 19 都市で 22 回開催、また在日外国公館や外資系企業向けに東京(3 回)と大阪でも開催

海外展示会における広報ブースの設置

・欧米、中国、アジア等の約 50 の海外展示会において、風評被害防止のためのパネルや映像等を活用した広報 ブースを設置

招へい(ジャーナリスト、オピニオンリーダー)

・日本の現状を取材してもらい、正しい情報提供がなされるようにマレーシア、中国、香港、米国等から現地メ ディアやオピニオンリーダー等を招へい

外国関係機関への要請

・国際会議等の適切な場を活用し、外国の関係機関に対して日本製品の各国における風評被害防止への協力を要

食品関連等輸出支援

・農林水産・食品関連産業や繊維産業を対象に、業界団体や国内各地域からの要望を踏まえ、海外展示会出展や バイヤー招へい等の実施を通じて商流・取引先維持のための各種支援を展開

被災県企業向けの支援

- ・海外の展示会への出展支援事業では、通常の事業に加えて、被災地企業限定の事業、特別料金の設定などの特 例措置を講じて、被災地企業の海外輸出を支援
- ・被災地中小企業の海外販路開拓を支援するため、展示会出展支援に復興支援枠を設けるとともに、販路開拓ミ ッション派遣、有力バイヤー招へいによる商談会を実施、計画。東北経産業局をはじめ、地域の関係機関と協 力して参加企業を募集したところ、結果として、「アジア・キャラバン」(ジェトロ主催のアジアにおける複 合的な海外販路開拓支援)では、96社のうち18社が、「メゾン・エ・オブジェ」では57社のうち7社の東 北企業が参加する予定

輸出有望案件支援事業

- 優秀な商品を持っていながら、輸出経験がない中小企業等を対象に、戦略策定、商談の立会い、契約締結など 各分野の専門家が原則2年間にわたって企業を個別に支援(震災の影響等で支援機関を延長する場合あり) 被災県の登録状況(5件)
 - (岩手県):3件(機械·環境分野:1件、食品分野:2件)

(福島県):2件(機械・環境分野:1件、繊維・デザイン分野:1件)

ミッション派遣

・自治体、企業などの地元ニーズを踏まえ、海外展開事業に協力(実績:宮城県、岩手県、福島県、予定:福島

被災自治体の海外展開事業の支援

- ・優秀な商品を持ちながら、輸出経験がない中小企業等を対象に、戦略策定、商談の立会い、契約締結など各分 野の専門家が原則2年間にわたって企業を個別に支援(さらに被災地企業は支援期間を延長する場合あり)
- 自治体、企業等の地元ニーズを踏まえ、海外展開のためのミッション派遣事業に協力
- 岩手、宮城、福島を中心とする自治体に対し、自治体自ら予定していながらも震災の影響で実施困難となった 海外展開事業について、自治体と相談の上、ジェトロが予算的、人的リソースを投入し、1年間に亘ってその 海外展開事業を支援
- (岩手) 大連日中貿易投資展示商談会(10月) へ宮城県と共同出展

タイへの金型ミッション派遣事業(*タイ洪水の影響で派遣は最終的にキャンセルされた) ジャーナリスト、オピニオンリーダー招へい(7月中国、9月香港)

(宮城) グローバルビジネス講座開催(10回程度)

大連日中貿易投資商談展示会(10月)へ岩手県と共同出展

ジャーナリスト、オピニオンリーダー招へい(7月中国、9月香港、11月米国を予定)

(福島) 福島大学の MD &M WEST(6月・米医療機器)出展支援 日中ものづくり商談会(9月)

MEDICA (11月·独·医療機器) 出展支援

ジャーナリスト、オピニオンリーダー招へい(9月香港、11月米国を予定)

・被災地域(岩手、宮城、福島)の復興支援として、中国最大規模の貿易展示会である「中国輸出入 商品交易会」(10月)に出展。経産省と共催で被災3県の12社・団体の伝統産品・機械部品等を展 示し海外展開販路開拓を支援するほか、日本食品PRゾーン、日本観光PRゾーン、風評被害対策コ ーナーで構成される日本ブースを展開

有料サービスメニューの割引

直接被害を受けられた中小事業者・中小企業団体の方、また、被災地(青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉) に立地して間接被害を受けられた中小事業者・中小企業団体の方、さらに、震災による間接被害を受けられた 全国の中小農林水産事業者、中小食品関連事業者の方に対し、ジェトロメンバーズの年会費や、海外での調査 サービス、ビジネスアポイントメント取得サービスなどジェトロが提供する有償サービスを無償または割引料 金にて提供(5月17日発表)

職員住宅の提供

・千葉県流山市にある江戸川台職員住宅を被災者向け住宅として、福島県相馬市と姉妹都市関係にある流山市に 無償で提供。既に福島県相馬市等の 18 被災世帯が入居

採用活動への対応

・震災の影響で就職活動に支障が出ている学生を対象に別途、職員採用活動を実施(5月12日発表)

特許出願に係る支援

ニューヨーク、デュッセルドルフ、バンコク、北京、ソウルの各知的財産権部では、特許庁と連携して、各国 特許庁に対して、東日本大震災にて被災した日本の出願人等に対する救援処置を要請。また、各国にて発出さ れた救済措置を翻訳し、ウェブサイトやメーリングリスト等を通じて、日本企業に情報提供

震災対応に貢献した成果事例(対日投資)

・世界各国の建設現場やイベント会場等で、緊急の電力需要に対応してきた実績を誇る英国の大手発電機レンタ ル会社が、東日本大震災発生後、我が国の雷力会社への緊急雷力供給を目的に、東京に株式会社を設立。その 際、ジェトロでは、テンポラリーオフィス (Business Support Center)の貸与、会計事務所の紹介等の支援を実

補正予算による被災地支援

被災地企業を対象に11月初旬よりインテリアライフスタイル展に約50名の海外バイヤーを招へいすること計 画しているほか、海外販路開拓ミッション(15回程度)を派遣、海外展示会出展支援(10回程度)を通じて、 被災地企業300社以上の海外販路開拓を支援する予定

◎財務諸表情報

原子力 **●業務への影響(業務中止、目標未達等)** 安全基

【業務への影響】

盤機構

・福島原子力発電所事故の発生当初から、JNES緊急事態支援本部に職員を24時間体制で常駐させ、事故収 東に向けた作業を最優先として人的資源を集中的に投入し、原子力安全・保安院からの各種要請(原子力安全・ 保安院等へ専門技術者の派遣、事故対策等に係る評価・解析の実施、国内外等への情報発信)に迅速に対応(4 月30日時点で約5.000人・日)

- 東京電力福島第一原子力発電所事故の原因等の解明に関し、適時適切な技術支援を行うため、新型炉に係る安 全研究等の一部プロジェクトは先送りし、人的資源の割振りの見直しや予算の組み替えなどにより対応してい る。この一環として、年度予算を組み替え、23年度内に緊急に実施すべき安全研究プロジェクトとして7テ 一マの追加を決定し、実施中。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域への住民の一時立入に際しては、検査業務部を中心に安全 管理者として移動バスへ添乗(1日あたり最大時24名)するなどの対応を図ったが、これらの対応を優先さ せるため、通常実施されている検査研修等の実施を一部見送った。

○震災対応関係の業務内容

- ・原子力防災規程に基づき、迅速に理事長を本部長とする緊急事態支援本部を設置。
- 【原子力安全・保安院等への専門家派遣や技術情報の提供】
- ・JNES緊急事態支援本部に職員を 24 時間体制で常駐させ、原子力安全・保安院からの各種要請に迅速に対 応(9月12日以降、夜間は登録待機態勢に切替)
- ・原子力安全・保安院等への専門家派遣、事故対策や環境影響のための評価・解析の実施、住民問合わせ窓口の 運営、警戒区域への住民一時立入支援など(約15.000人・日(8月末現在)の支援業務)
- ・原子力災害を最小限に抑えるための技術的な支援
- ① 東京電力福島第一原子力発電所(1号機、2号機、3号機)事故における炉心の状態に関する解析評価を行い、 原子力安全・保安院に報告(4月12日原子力安全・保安院はJNESの解析結果を踏まえ、原子炉から大 気中への放射性物質の総放出量を試算し公表。ヨウ素換算で 37 万テラヘ・クレル)
- ② 福島県内の仮置き場における災害廃棄物の放射性物質濃度等の測定・公表(5月27日)
- 警戒区域一時立入への技術的支援:スクリーニング会場(中継基地)での運営支援(50名体制)、安全管理者 として移動バス添乗等(1日あたり最大時24名)を実施
- ・平成 23 年 6 月及び 9 月にIAEAに提出した東京電力福島第一原子力発電所事故についての日本国政府報告 書の作成支援

【現地対策本部への緊急の役務・資機材提供】

- ・独立行政法人としての機動性を活かし、原子力安全・保安院からの要請に対して年度予算を組み替えるなどし て、福島オフサイトセンターにおける現地対策本部の活動を中心として、防災機材の提供、運営支援、避難輸 送に係る費用負担等、機動的に対応(11億円程度、9月末現在)
- 福島 OFC にはJNES職員 3 名及び設備の操作や維持管理等のための運営支援要員 16 名の派遣に加え、JN ESからJビレッジ等に常時医師2名を派遣

【国内外等への情報発信】

- ・原子力災害時の安全マニュアル等の整備、国内外における事象別トラブル情報の集約化(発生原因と対策)
- ・事故対応に関する日米協議の枠組みの下で、技術実務者会合に参加。NRC(米国原子力規制委員会)等から 派遣された専門家とプラント状況の確認、原子炉等の安定的な制御のための作業方法、シビアアクシデント対 策などについて協議し、事故対応に活用。
- ・ワシントン事務所では、NRCに事故の情報を逐次提供するとともに、米議会関係者等にも状況を説明。また、 NRC主催の国際会議等でも事故経過を説明し、国際社会の要請に対応。
- ・フランス放射線防護・原子力安全研究所(IRSN)理事長、OECD/NEA事務総長、韓国原子力安全技 術院(KINS)院長の訪問に対し事故情報を提供
- ・韓国(ソウル)・香港等で日本大使館と原発事故の影響に関する説明会を開催(5月13日)
- ・中国規制当局に原発事故の影響に関する説明を実施
- ・海外プレス対応を支援

◎財務諸表情報

○女川原発オフサイトセンター分

損益計算書

Ⅲ 臨時損失 100,219,089 円

○福島原発オフサイトセンター分

- ・注記事項(重要な会計方針「減損会計関係])
- 1 減損の認識
- (1) 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用途/種類/場所/帳簿価額

防災設備 工具器具備品 福島県双葉郡大熊町 100,301,079 円

防災対策車 車両運搬具 福島県双葉郡大熊町 3.430,105 円

(2)減損の損失に至った経緯

福島県原子力災害対策センターに設置してある工具器具備品及び車両運搬具については、福島第一原子力発電所 の事故の影響で立ち入り禁止区域となっており、将来の使用の見込みが客観的に存在しないため、減損を認識し ております。

(3)減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

用涂/種類損益計算書に計上した金額/損益計算書に計上していない金額

防災設備/工具器具備品/0 円/100,301,079 円

防災対策車/車両運搬具/0 円/3,430,105 円

(4)回収可能サービス価額

工具器具備品及び車両運搬具の減損額の測定に当たっては、正味売却価額の算定が困難であることから使用価値 相当額を用いており、当該資産の将来の使用の見込みが客観的に存在しないため、帳簿価額を減損計上額として

< 附属明細書>

固定資産の取得、処分、減価償却費及び減損損失累計額の明細

(注) 東日本大震災に伴う津波の影響により、宮城県原子力防災対策センターに設置している防災設備が滅失し ております.

種類:工具器具備品 取得価額: 189.185.619 円 帳簿価額:100.212.089円

情報処**┃●業務への影響(業務中止、目標未達等)**

理推進 【中止等】 機構

- ・ソフトウェアエンジニアリングに関する技術解説や SEC 成果の活用事例、海外の最新動向等をまとめた「 SEC journal」(第 21~24 号)を発刊(第 24 号については、東日本大震災の影響により 4 月に延期)。
- ·IT 人材育成審議委員会の平成 23 年 3 月開催予定分は震災の影響により平成 23 年 4 月に延期
- 地域ソフトウェアセンター全国協議会 第3回(平成23年3月開催予定分)は震災の影響により中止
- 平成 22 年 12 月から平成 23 年 3 月にかけての CBT のリハーサルを全国規模にて実施。東日本大震災の影 響により、計画停電を実施している地域における実施計画の見直しはあったが 6.660 人がリハーサル試験へ 参加し、全ての試験会場で CBT 方式の試験運用業務を確認。
- 日本 OSS 推進フォーラムの「第 8 回幹事団・顧問団会合」を平成 23 年 3 月 31 日に開催予定であったが、 開催を延期(→平成 23 年 5 月 27 日実施)。

【業務への影響】

- ・ライブ型 e ラーニング研修については、平成22年度事業計画において、延べ160以上の会場において開催す ることとしていたが、東日本大震災の影響によりキャンセル等が相次いだため減少。
- 通常年度末に契約を締結する案件が東日本大震災の影響により翌年度に繰り越すなどの各種要因により、分母 となる全体の契約件数、金額が目標値及び平成 21 年度と比較して大幅に減少したため、全体の契約に占める 随意契約の割合(件数、金額)が目標値及び平成 21 年度実績を超えた。

○震災対応関係の業務内容

・災害情報を装った日本語のウイルスメールについての注意喚起(4月4日)

- ·IT ボランティアの大会(4月28日)、震災復興支援のための IT 開発イベント(5月21日,22日)に参加、「sinsai.info シンポジウム」(5月14日)、ICT復興支援国際会議(6月19日)の後援
- ・23 年度春の情報処理技術者試験を延期し、23 年度特別試験として 6 月 26 日、7 月 10 日に実施(受験手数料 を希望者に返還)
- 震災時の緊急支援に役立てられたクラウドサービスの事例、復旧・復興に向けたクラウドサービス安全利用に 関する資料の公開(6月20日)
- 被災者支援情報の整理・提供サイトである sinsai.info について、震災直後から、IPA 職員、未踏クリエータ等が 構築・運営に支援
- ・「未踏ソフトウェア創造事業」「未踏 IT 人材発掘・育成事業」において採択したクリエータが震災発生後、被 災者支援の活動・サービスを実施
- ・地元ニーズの把握のため、幹部職員等を被災地域に派遣し、自治体関係者と意見交換
- ・職員(新卒)募集期間の延長(3月18日)
- ·「くらしと経済の基盤としての IT」に着目した研究会を発足

本研究会では、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の復興支援を含め、災害発生時における IT の果た すべき役割の視点も加えた検討も行っており、 PA として実施可能なものから適時実行に移すとともに、最終 的な検討結果を取りまとめた報告書を23年度末に取りまとめる予定。

·安全な外部作業環境を実現するため、外部の PC から安全に IPA 内ネットワーク資源にアクセスする機能を構 築。本機能は、平成23年3月に発生した東日本大震災への対応において、システム運用担当者が出勤でき なくても作業が行える体制づくりにも活用。

◎財務諸表情報

- <注記事項>
- 関係会社株式評価損

臨時損失に計上されている関係会社株式評価損は関係会社の解散及び災害によるものです。

② 災害によるもの

株式会社仙台ソフトウェアセンター 14.781.534 円

株式会社システムソリューションセンターとちぎ 16,935,484 円

石油天

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

然が

ス・金属鉱物資源機

●未物、VD影音(未物下止、口际不足下

- ・久慈国家石油備蓄基地において、地上設備の大半が津波により全壊したが、職員は全員避難しており人的被害はなく、地下タンクに貯蔵している備蓄原油の流出もなし。地上設備の復旧の為に、平成23年度1次補正予算で200億円を受託、復旧作業中。
- ・希少金属を備蓄している国家備蓄倉庫において、備蓄物資が崩れ、壁の一部が損傷。人的被害や環境への影響はなし。備蓄物資の積み直し、設備補修の為に、平成23年度1次補正予算で約1.6億円を受託、復旧作業中。
- ・産油・産ガス国技術者を対象とした研修事業における通常研修(探鉱地質コース)について、震災の影響で期間を短縮して修了。

○震災対応関係の業務内容

・東日本大震災発生時における帰宅困難者約 140 名を本部事務所(ミューザ川崎 6F)において受け入れ。また、技術センター (千葉県千葉市美浜区) において開催していた就職説明会に参加していた学生のうち、帰宅困難となった者に対して、食事や宿泊場所を提供。

- ・資源エネルギー庁より国家備蓄石油ガス放出の検討指示を受け、3月17日に「国家備蓄石油ガス放出準備チーム」を設置し、石油ガス放出に際しての情報収集、放出に向けての体制整備を行い、逐一国へ報告。
- ・3月31日に経済産業省の指示を受け、4月4日から3日間にわたり、神栖国家石油ガス備蓄基地(茨城県神栖市)から隣接する鹿島液化ガス共同備蓄(株)鹿島事業所へ、約4万トンの国家備蓄石油ガスを放出。なお、国家備蓄の減少分は、別の民間備蓄基地の石油ガスの所有権を国に変更することで確保。
- ・被災者受け入れ可能施設として、柏崎テストフィールド(新潟県柏崎市)及び箱根研修所(神奈川県足柄下郡 箱根町)を政府の緊急災害対策本部に登録(3月22日)。箱根研修所は8月22日付けで登録解除。
- ・松尾坑廃水処理施設について、東日本大震災に際して、日頃の訓練に基づき適切に対応。

◎財務諸表情報

※ 久慈国家石油備蓄基地及び希少金属を備蓄している国家備蓄倉庫の被災について、平成22年度財務諸表への記載については、既存の資産の減価償却のみを計上し、震災に関する特段の記載は行わないという整理を行った。

中 小 企 業 基 盤

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

<平成 22 年度分>

整備機【業務への影響】

・東北地方の認定企業の 23 年 1 ~ 3 月における事業化の状況、販売達成金額については、東日本大震災の影響により未調査。

【中止等】

- ・インキュベーション・コーディネートに係る支援能力向上のための研修については、3月 14 日に実施を予定していたが中止。
- ・市場化テストの導入準備について、仙台校については、東日本大震災により施設に被害を受けたため、延期。
- ・施策情報、支援事例等の情報・ノウハウの共有化を図るため、機構出資ファンドのGP連絡会を3月30日に 開催する予定であったが中止。

<平成 23 年度分>

【中止等】

・中小企業大学校仙台校については、安全確保が図られるまでの間研修事業を中止し、8 月 16 日から研修を再開。

【業務への影響】

- ・インキュベーション施設から入居者の一部が退去した。
- ・自治体の要請に応じて、産業用地の一部を震災対策のために提供(一時使用)しているため、当該産業用地について利活用促准ができない。
- ・支援企業の業績については、震災等の影響により悪化が見込まれるため、業績等に係る目標等の一部に影響が 生じる可能性がある。
- ・震災対策に相当数の役職員を投入しているため、他の業務について実績や目標等に影響が生じる可能性がある。 ・東北ブロックで開催を計画していた会議やセミナー等の一部が中止又は延期となっている。

【その他】

- ・仙台校について、当初計画では 23 年 7 月から市場化テストによる民間委託を行う予定であったが、24 年 4 月から民間委託を行うこととし、現在入札手続きを実施中。
- ・震災対応で緊急を要する事業について、随意契約(真にやむをえない随意契約に該当)により実施。

○震災対応関係の業務内容

【体制整備】

- ・3月11日に災害支援本部、3月14日に災害対策本部、4月1日に震災緊急復興事業推進部を設置。
- ・現地支援拠点として仙台(3月31日)、盛岡(3月31日)、福島(4月1日)に復興支援センターを設置。また、茨城県水戸市に復興支援デスクを設置(5月18日)。
- 東北支部の支援体制を強化(3月末36人→5月末44人)。

- ・役員及び、中小企業診断士や技術士等、知見やノウハウを有する職員等でチームを編成し仮設施設整備を推進。 【共済事業関係】
- 小規模共済制度

掛金の納付期限の延長、貸付金延滞利子の免除、直接被害を受けた契約者に対する傷病災害時貸付の要件緩和 (金利の無利子化、貸付限度額の引き上げ、償還期間の延長等)を実施。また、行方不明となった契約者の家族 を対象に契約者の生死が確認されるまでの間の生活資金や事業資金の貸付制度を創設。

・倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)

共済金の貸付請求事由の追加(取引先の被災による手形等の不渡り等)、掛金の納付期限の延長、貸付金の償 還期限の延長、延長期間に係る延滞利子の免除を実施。

【高度化事業関係】

- 既往債権の償還猶予、返済期限の延長を実施。
- 被災地域の貸付先に職員を派遣し、被害状況等を把握。
- ・中小企業支援機関を通じた施設・設備資金の貸付制度を創設。
- ・ 災害復旧高度化貸付事業 (無利子、貸付期間 20 年) について、貸付条件等を緩和。
- ・電力需給対策として、省エネ・新エネ・自家発電等の設備を導入するために必要な資金の貸付制度を創設(平成 26 年 3 月末までの措置)。
- ・ 原子力発電所事故によって移転を余儀なくされる中小企業者等に対する特別支援制度を創設(※)。

【仮設施設整備事業の創設(※)】

- ・被災地域等において、自治体の要請に応じて被災中小企業者等が入居する仮設施設を整備する事業を創設(-次及び二次補正予算により225 億円手当)。
- · 3 月末から被災地域の自治体等(青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉各県の 104 市町村)を訪問し、当事業の説明、ニーズ把握を実施。

【その他】

- 被災中小企業や被災地域の自治体・支援機関等に震災復興支援アドバイザーを派遣。中小企業への経営相談、 技術サポート等、自治体・支援機関等へのまちづくり相談等、幅広い支援ニーズに対して無料でアドバイス等 を実施(一次補正予算により7億円手当)(※)。
- ・日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の「東日本大震災復興特別貸付」等の貸付けを受けた中小企業等に対して、融資を無利子化する「特別利子補給制度」を創設(一次補正予算により100億円手当)(※)。
- 被災中小企業等の二重債務問題に対応するため、債権買取等により支援を行う産業復興機構への出資、同機構の運営者に対する事務経費の支援(二次補正予算により1億円手当)、中小企業再生支援協議会の再生計画策定支援等を受けた被災中小企業等に対して利子補給を行う財団等に助成を行う基金の運営(二次補正予算により184億円手当)を実施(※)。
- 被災地域に事業所を有する中小企業及びこれら企業と取引がある中小企業等を対象に海外展開を支援するため、海外バイヤー等が訪れる国内展示会への出展の支援を実施するとともに、国内で海外販路開拓のための商談会を開催(二次補正予算により13億円手当)。
- ・被災中小企業者等の販路開拓や販売等を支援するため、中小企業総合展での被災地域応援、震災復興支援フェア、外部機関と連携した復興応援イベント等を実施。テストマーケティングショップを活用し、被災地域の食品や日本酒を紹介・販売するフェア等を実施。
- ·中小企業大学校において、被災中小企業者や被災地域中小企業支援担当者等を対象に復興支援に資する研修等を実施。
- ・復興支援のあり方に関する調査等、東日本大震災関連調査を実施。
- 自治体の要請に応じて、産業用地の震災対策のために提供(一時使用)。仮設住宅用地、資材置き場、自衛隊等の基地、仮設施設整備のための用地として使用。
- インキュベーション施設等において、被災企業に対して賃料を免除するとともに、被災企業の無償受け入れ等を実施。
- (※) 平成23年度に中期目標及び中期計画を変更して追加した業務

◎財務諸表情報

3. 東日本大震災の影響について

平成 23 年 3 月 11 日に発生しました東日本大震災により、東北及び関東地方の一部の中小企業大学校施設、インキュベーション施設、産業用地が被害を受けました。これによる当機構の事業活動に及ぼす影響、復旧の見通し及び修繕工事等に係る費用を含めた実質損害額は現時点では未確定であります。

また、震災により被災した地方自治体等から要請を受けて、産業用地(販売用不動産)を自治体に提供しております。

■一般勘定の損益等

· 当期総損失 115 億円

東日本大震災による被災企業への貸付債権について債権区分の見直しを実施。

貸倒引当金繰入 68 億円

(震災による債権区分変更前の規定—貸倒引当金戻入益 83 億円、震災による影響額 151 億円)

■産業基盤整備勘定

○出資業務

・東日本大震災により被害を受けた出資三セクの評価損

関係会社株式評価損 0.04 億円

■中小企業倒産防止共済勘定

- ・22 年度貸倒引当金繰入 91 億円 うち東日本大震災に係る影響額 33 億円
- ■工業再配置等業務特別勘定
- ○土地割賦譲渡債権管理等
- ・東日本大震災による被災企業への割賦債権について、債権区分等の見直しを実施。
- 貸倒引当金繰入額 26 億円 (影響額 27 億円)
- ■産炭地域経過業務特別勘定
- 二地割賦譲渡債権及び貸付債権管理
- ・東日本大震災による被災企業への割賦債権等について、債権区分等の見直しを実施。

貸倒引当金繰入額 5億円(影響額 8億円)

国土交诵省

法人名

法人への影響・震災対応関係の業務等

土木研 究所

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

○震災対応関係の業務内容

- ・地震発生後、土木研究所内にて 3 月 11 日に災害対策本部(本部長:理事長)を立ち上げ、職員の安否確 認、施設の被災状況把握を実施し、外部からの技術指導要請等に対応可能な体制を早急に整えた。
- ・災害対策本部の立ち上げにより、今回の震災被害に対し、国や地方自治体からの要請に早期に対応が可能と なり、土木研究所より技術指導のため、のべ206名の職員を派遣した(23年10月末まで)。
- ・被災地では、津波の影響を受けた橋梁、液状化した河川堤防、下水道施設等の被災状況の調査を実施し、供 用性の判断、公衆衛生の確保、応急復旧工法等に係る技術的助言を行った。
- ・本震や頻発する余震により各地で発生した地すべりに対し、被災状況の調査、二次災害の防止や復旧工法に 係る技術的助言を行った。
- ・津波により被災した橋梁、液状化した河川堤防・道路等について、被害発生メカニズムの解明や被害軽減の ための対策に関する調査、研究開発を実施中であり、研究成果は国の技術基準等に反映される予定。
- 被害調査結果及び解析結果に関する一般向けの報告会を、国土技術政策総合研究所及び建築研究所とともに、 4月26日に学術総合センターー橋記念講堂で開催。
- ・国土交通省が設置した「液状化対策技術検討会議」に参画し、東日本大震災における液状化による被害実態 等の把握、液状化判定手法の検証等に貢献した。
- ・所内の節電を目的として、所内の電力使用状況の見える化 (ロビーモニターで掲示)、大型実験施設の使用 計画の調整等の取り組みを実施。
- ・今回の震災に対する活動をとりまとめ、土木研究所のホームページにて早期に公表を行った(一部は英文で も発信)。

◎財務諸表情報

注記事項

平成 23 年 3 月 11 日金曜日午後、東北地方太平洋沖地震の発生により構造物実験施設及びダム水理実験施 設の一部に被害が生じました。改修等に要する財源でございますが、施設整備費補助金をもって措置する方針 でございます。

建築研 ■業務への影響 (業務中止、目標未達等)

究所

○震災対応関係の業務内容

- ・地震発生の同日中に、地震災害対策本部(本部長:理事長)を立ち上げた。同本部会議により、所の初動対 応として、職員の安否確認、施設の被災状況把握、国からの要請に基づく調査チームの派遣を決定した。
- ・地震発生の翌日(平成23年3月12日)より、国土交通省の要請を受け、建築物被害調査を実施している。
- 建築物の被害調査では、平成23年9月1日までに、40回、のべ95名を派遣。
- ・東日本大震災における建築物の地震動・津波被害について 560 ページに及ぶ調査報告書をとりまとめ、5 月13日に公表した。また、9月16日には英語版の調査報告書も公表した。
- ・東日本大震災における津波シミュレーションや断層すべり分布の情報を地震発生の翌日にホームページで公 開した。
- ・建築研究所では全国の主要な都市の建築物に強震観測計を設置しており、東北地方太平洋沖地震の観測結果 を多数収集することに成功し、地震発生の2日後から特設ホームページにて英文・和文にて観測結果を順次 公開した。
- ・これらの成果は速報として取りまとめ、国土交通省に提供するとともに、所の特設ホームページで順次公開 しており、今後の復興・復旧に必要な国の関連行政施策の立案や技術基準の策定等に有効な基礎的資料とし て活用される予定。
- ・4月26日に被害調査等の概要を速報する東日本大震災調査報告会を開催した(来場者:597名)。6月10 日にも建築分野における東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)調査発表会を開催した(来場者:208名)。
- ・震災関連の研究開発を推進するため、7月 26 日に防災業務計画を改正し、所内に「東日本大震災対策研究 推進本部」を新たに設置した。
- ・4 半期毎に発信している広報誌において、7 月及び 10 月の 2 回に渡って震災の特集を組み、情報発信に努 めた。
- ・9月9日に国土交通省において、建築研究所第6回専門紙記者懇談会を開催し、東日本大震災での建築研 究所の対応や建築物被害調査状況をお知らせした。
- ・建築研究所が中心となり、民間の知見も活用しつつ、長周期地震動に対する応答評価技術の高度化、津波に 対する建築物及び地震動に対する天井等非構造部材の構造安全性等の検討を推進。成果は、今後、国が技術

基準を見直す際の技術的知見として活用される見込み。

◎財務諸表情報

全環境

交 通 安 **●業務への影響(業務中止、目標未達等)**

研究所

【中止等】

・(新たな排出ガス検査方法に関する調査研究) 平成 22 年度中での開催を予定していた第 2 回の検討会を延 期し、6月に改めて開催。

○震災対応関係の業務内容

◎財務諸表情報

術 安 全 【 「中止等】 研究所

海 上 技 ┃ ●業務への影響(業務中止、目標未達等)

・4回目の公開実験を準備していたが、開催を中止

○震災対応関係の業務内容

・国土交通省に対し、放射性物質の輸送に関する技術的知見を提供

◎財務諸表情報

港技術 研究所

港湾空 ■業務への影響(業務中止、目標未達等)

○震災対応関係の業務内容

- ・国土交通省からの要請を受けて、東北地方及び茨城県の各港湾・空港等に調査団を派遣し、港湾・空港及び その周辺における津波・地震による被災状況、復旧に向けた調査を実施。
- ・港湾の専門家を被災調査のため釜石港等に派遣
- ・釜石港における津波による被災過程の検証結果を HP で公開

◎財務諸表情報

電子 航 ■業務への影響 (業務中止、目標未達等)

法 研 究

【中止等】

- ・平成23年2月から受け入れた学生1名については、平成23年3月の大震災とその後の原子力発電所障害 の影響によるフランス政府からの退避勧告を受け、3月に帰国した。このため、この学生の研修は中止。
- ·「SSR モード S の高度運用技術の研究」において、総合実験(機能および性能の最終的な検証を行う実験) を平成23年3月に実施を予定していたが、岩沼分室が被災したため、延期。
- ·「GNSS 精密進入における安全性解析とリスク管理技術の開発」において、GBAS 安全性コンセプトを実証す るプロトタイプ装置の設置、運航検討の中で、実験用航空機被災により飛行実験の一部が中止。
- ・「航空機の安全運航支援技術に関する研究」において、拡張スキッタを使用した FIS-B 実施の可能性につい ての調査・検討の中で、航空機による飛行試験を予定していたが、震災による影響で中止。

○震災対応関係の業務内容

◎財務諸表情報

【減損関係】

当期に減損を認識した資産

- 1. 資産の種類、名称 有形固定資産 建物
- (1) 使用用途及び場所

岩沼分室の用 宮城県岩沼市

- (2)帳簿価額等の概要
 - 486.865 円
- (3)減損の認識に至った経緯

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、資産の滅失損壊がおこり、その使用目的に沿っ た機能を失い、将来の使用見込みが客観的に存在しなくなったため、減損を認識しました。

- 2. 資産の種類、名称 有形固定資産 構築物
- (1) 使用用途及び場所

岩沼分室の用 宮城県岩沼市

(2)帳簿価額等の概要

4.991.620 円

(3)減損の認識に至った経緯

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、資産の滅失損壊がおこり、その使用目的に沿っ た機能を失い、将来の使用見込みが客観的に存在しなくなったため、減損を認識しました。

- 3. 資産の種類、名称 有形固定資産 航空機
- (1) 使用用途及び場所
 - 実験の用 宮城県岩沼市
- (2)帳簿価額等の概要
 - 2.036.003 円

(3)減損の認識に至った経緯

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、資産の滅失損壊がおこり、その使用目的に沿っ た機能を失い、将来の使用見込みが客観的に存在しなくなったため、減損を認識しました。

練所

航海 訓 ■業務への影響 (業務中止、目標未達等)

○震災対応関係の業務内容

- ・首相官邸の要請により、海王丸を小名浜港に派遣(3月21日~27日)、銀河丸を宮古港に派遣(3月20日 ~22 日) する救援活動を実施
- ・被災地支援対策本部を設置、現地における練習船の救援活動を陸上組織が支援

◎財務諸表情報

育機構

海 技 教 **■業務への影響(業務中止、目標未達等)**

【業務への影響】

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により、国立宮古海上技術短期大学校が所在する岩手県宮古市等 が甚大な被害を受けた。

- 契約済み及び契約予定事業者が被災したほか、資材の流通が停止したため、3月中に計画していたパ ソコン教室他エアコン設置工事を含めて、1千万円程度が未執行となり業務運営に影響が生じた。
- ・ 艇庫、練習船等舟艇に損害を受けたため、第1四半期(平成23年4月~6月)は国立清水海上短期 大学校内の仮校舎において海上実習を行う等により、教育業務への影響は最小限に留めることができ

○震災対応関係の業務内容

- ・ 大震災の前日に乗船訓練を終了して帰省していた学生(43名)の安否確認を実施
- ナ震災の翌日に宮古校において実施を予定していた入学試験については、小樽校、清水校、唐津校及び海 技大学校の全国4箇所に試験会場を変更して3月21日に実施
- ・ 3月15日~22日に校内で予定していた海技士国家試験の実施については、会場を仙台市に変更するとと もに、公共交通機関に障害が発生していたため、バスを手配し、受験する学生の交通手段を確保し対応
- ・ 清水海技短大内の仮校舎で授業実施(4月~6月)、宮古海技短大にて授業再開(7月~)
- 被災した新入生・在校生への災害支援(授業料等の減免)

◎財務諸表情報

<減損関係>

減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額は、以下のとおりです。

艇庫:建物:岩手県宮古市:17,346,590円 練習船:船舶:岩手県宮古市:8,028,644円

認められた減損の兆候

国立宮古海上技術短期大学校の艇庫及び練習船については、東日本大震災により破損しており、使用可 能性を著しく低下させる変化が生じているため、減損の兆候を認めております。

- 減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当 該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由に該当する事項はありません。
- 減損の認識に至らなかった理由

宮古海上技術短期大学校の艇庫及び練習船の使用可能性の著しい低下は、破損によるものであり、年度 計画等に照らし、修繕によって将来の使用稼動が確実に見込まれていることから、減損の認識はしており

● その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災地である岩手県に所在する国立宮古海上技術短期大 学校の被害状況は次のとおりであります。

校舎は津波及び地震による損害はありませんでしたが、津波により艇庫は半壊し練習船は流出したもの

の船内への浸水被害はなく、いずれも補修による原状回復を予定しており、損害額は軽微であります。こ れらの補修費用については、平成23年度1次補正予算又は損害保険金の充当が予定されております。

航空大

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

学校

【業務への影響】

震災により仙台分校(庁舎及び訓練機等)が被災したことから、特に以下の業務に影響を受けた。 ・平成24年度入学試験の実施時期及び規模の変更

- 出願受付(5月17日~6月30日→7月20日~8月19日)募集人員(72名以内→36名以内)
- ・外部講師による役職員への安全教育の実施を延期(平成23年3月→平成23年6月)
- ・操縦士養成機関連絡会議の開催を延期(平成23年3月→未定)

○震災対応関係の業務内容

・大震災当日に仙台分校において訓練中の学生(34名)及び教職員(24名)の安否確認を実施

◎財務諸表情報

<減損関係>

減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

種 類:建物

用 途:給排水設備、空調設備、電気設備、通信装置等

場 所:宮城県岩沼市 帳簿価額:82,179,091円

種 類:構築物

途: 境界柵、植栽、構内電信線路等

所:宮城県岩沼市 帳簿価額: 19.514.388 円

種 類:航空機

用 途:ビーチクラフト式С90A型航空機

場 所:宮城県岩沼市 帳簿価額:28,256,478円 2. 減損の認識に至った経緯

東日本大震災による滅失損壊により、当該資産の使用可能性の著しい低下が認められており、将来の使用 の見込みもないため、減損を認識しております。

検 杳 法

自 動 車 ■業務への影響(業務中止、目標未達等)

【業務への影響】

震災に伴う機器の損傷や、ライフラインの供給が断たれたこと等により以下の事務所で審査業務に影響が生 じた。

- ・東北検査部(宮城):3月22日まで閉鎖
- ・東北検査部いわき事務所:3月14日まで閉鎖
- ·関東検査部茨城事務所:3月15日まで閉鎖
- · 関東検査部土浦事務所:3月14日まで閉鎖
- 早急な対応により 12 日後に全検査場で自動車審査業務再開

○震災対応関係の業務内容

- ・ホームページにより検査場運営状況等を周知
- ・国で実施した「移動自動車相談所」に検査官を派遣(18回)
- ・震災対応で国が臨時開設した出張検査場へ検査官を派遣(16回)平成23年11月1日現在
- ・震災により受検できなかった車両の検査需要の集中に伴う検査業務の大幅な増加に対し、検査時間の延長等 により柔軟に対応

◎財務諸表情報

設・運輸 施設整 備支援 機構

鉄 道 建 ■業務への影響 (業務中止、目標未達等)

○震災対応関係の業務内容

- ・宮城県からの要請に基づき、2名の職員を派遣し、仙台空港線の復旧に向けた支援を実施
- ・中小民鉄線等鉄道施設の建波被災状況調査及び復旧方策検討業務
- ・東北新幹線復旧支援のため、軌道工事及び軌道整備に必要な工事機械等を貸し出し
- ・宮城県からの要請により仙台市太白区の長町地区に保有する処分用地を被災地支援(応急仮設住宅設置)の ため無償で提供
- ・「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」の規定に基づき、 平成 23 年度末までに 1.2 兆円を国庫へ納付

◎財務諸表情報

<重要な後発事象>

「震災財源確保法に基づく国庫納付について〕

平成 23 年 5 月 2 日に施行された震災財源確保法第 4 条の規定に従い、平成 23 年度において積立命より 1,200,000,000,000 円の国庫納付を行うこととなります。

国際観 光振興 機構

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

【中止等】

・東日本大震災や原子力発電所問題などにより桜鑑賞シーズンに訪日するツアー商品を対象とした販促支援キ ャンペーンや海外メディアとタイアップした日本観光ガイドブックの企画・制作支援といった大型事業の先 送りを行った。

【業務への影響】

・平成22年度のTICの来訪者数は、平成23年3月11日の東日本大震災発生から年度末までは対前年同月 比 67.8%と大きく減少

○震災対応関係の業務内容

【地震発生直後から平成23年8月までの主な取り組み】

- 大震災対策本部を設置 (震災発生直後)
- ・ 地震発生当日、3月11日深夜に英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語の4言語による情報ポータルサ イトを立ち上げ、観光庁と連携のうえ、気象庁の地震津波情報、東北や関東を中心とした交通情報、計画停 電情報、多言語での各種相談窓口情報等、訪日旅行中の外国人が必要とする多様な情報を日々更新し提供(震 災発生直後~)
- ホームページにおいて「緊急災害電話通訳」サービス(無料)を周知
- · 訪日外国人旅行者向け観光案内所(TIC)における英語・中国語・韓国語での24時間体制での電話対 応 (震災発生直後~平成23年4月)
- · 震災発生後 1 ヶ月を契機に、ウェブサイトをリニューアルし、平常通りの街の様子などを映した動画の紹 介や日本各地の環境放射線量の最新の状況など、客観的で正確な情報提供を拡充 (平成23年4月~)
- ・ 海外事務所により、日本の状況を正しく理解してもらうため、現地旅行会社や航空会社との意見交換会や 在外公館等と協力したセミナーを実施 (平成23年3月~)
- ・ 国際会議について、観光庁長官やJNTO理事長名による支援レターを発出(いくつかの会議は予定通り 日本で開催されることとなった)。開催が確認された会議についても、海外からの参加者確保へのサポート のために、 継続してレターを発出 (平成 23 年 3 月~)
- ・・各市場において、facebook、twitter等ソーシャル・ネットワーク・システム(SNS) を活用した日本の最新情報発信を強化。シンガポール市場では、学生 100 名が東北地方を訪問し、帰国後 facebookを通じて情報発信を行う「シンガポール東北親善大使」事業を実施 (平成23年3月~)
- ・・ビジット・ジャパン事業の「緊急対応事業」(安心で安全な日本の現状を実際に見て体験してもらうため、 海外の旅行事業者約530社、610名、メディア約270社、390名、合計約800社、1,000名の方々を招請) に協力 (平成23年5月~8月)
- ・ JNTO独自の取り組みとしてアジア市場の回復に向けた緊急対応(情報発信)を実施。具体的には、中 国市場における有名日本人コラムニストと連携した緊急情報発信、台湾市場における東北チャーター便の再 開を契機とした東北復興支援事業、タイ市場での在外公館との連携による緊急情報発信事業(平成23年8 月~9月)などを実施

【平成23年9月以降の主な取り組み】

・ 引き続き、ウェブやSNSを诵じた震災後の日本の最新情報の提供を行うとともに、観光庁のビジット・ ジャパン事業による旅行博覧会出展、広告事業、及びJNTO独自の海外事務所による旅行会社を対象と するセミナー開催等を通じて、日本の安全・安心な旅行先としての信頼回復に注力

◎財務諸表情報

水 資 源 ■業務への影響(業務中止、目標未達等)

○震災対応関係の業務内容

- 霞ヶ浦用水、利根川河口堰等災害復旧工事中
 - ・ 霞ケ浦開発、利根川河口堰及び印旛沼開発の各施設で堤防、護岸等に沈下・すべり・亀裂など
 - ・ 北総東部用水、成田用水、東総用水、霞ケ浦用水及び房総導水路の各施設では、管水路からの漏水、
- 発災後各施設が直ちに防災体制をとるのに呼応して、本社防災本部を立ち上げ24時間体制で災害復旧に 対応。個別具体的には以下のとおり。

(施設点検)

● 3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震をはじめ、3月12日から3月31日までに機構管理施設で安

全点検を行う必要が生じた地震(震度4以上またはダム基礎地盤において25gal以上)は15回発生 した。これらの地震発生時においては、早朝・夜間・休日を問わず速やかに防災態勢を執り、延べ39の 施設で防災態勢を執り、施設の臨時点検を行い、安全確認を行った。

- 本社をはじめ全国の支社局、事務所から、機構全職員の約1割に相当する 155 人の職員を応援派遣(5 月末まで。延べ 1,101 人・日に相当) するなど全社的な体制を執った。被災した事務所では、必要な資機 材、車両、燃料、食料、寝具等の物資の確保が相当困難な状況であったことから、各施設で必要な物資、 ストック及び消費状況を確認しながら、全社的な応援体制により、必要な物資の確保や配送を職員の応援 派遣と併せて実施した。
- 地震発生後直ちに施設点検を実施した結果、茨城県及び千葉県に所在する施設(利根川河口堰、霞ヶ浦開 発、印旛沼開発、北総東部用水、成田用水、東総用水、霞ヶ浦用水、房総導水路)において、用水路や湖 岸場の被災が確認されたため、応援要員を被災事務所に派遣するなどして直ちに応急工事を実施するとと もに、国に対する災害復旧工事の申請手続を行い、災害復旧工事を実施中である。

(特筆事項)

- ・ 霞ヶ浦用水では、被災状況から復旧には約1ヶ月を要することが予想されたが、本社や他の事務所からの 応援要員の派遣、理事による現地での陣頭指揮、同口径の二連管路である特長を活かした応急復旧など速 やかな復旧対応を行い、発災後7日後の3月18日には水道用水及び工業用水の供給を再開した。またこ の間、霞ヶ浦用水の送水が停止したことで、茨城県桜川市の水道が断水したため、可搬式海水淡水化装置 を用いて機構職員が直営作業により給水活動を実施した。この結果、同市水道課を通じて市民及び病院等 へ9 日間で約115m3 (約3万8千人分の飲料水相当)の給水を行った。
- ・ 北総東部用水では、被災により管路の漏水が発生したため、大規模地震等に備えて備蓄拠点(利根導水施 設内)に配備していた漏水対策資材を搬送し、速やかな応急復旧を行った。
- 宮城県女川町の要請を受け、同町の離島であり本土からの送水管の破損により水道用水の供給ができない 江島(えのしま、人口約百人)に、9月25日から可搬式海水淡水化装置を提供するとともに、水資源機 構職員を派遣し、水道用水の確保を行う予定。

(計画停電対応)

- 計画停電の影響で都市用水への供給が懸念された東総用水東庄揚水機場に大規模地震等に備えて備蓄拠 点(利根導水施設内)に配備していた可搬式ポンプ車を配備し、浄水場への用水の安定供給に備えた。
- 天沼揚水機場(利根導水)では、計画停電によるポンプ供給停止の影響を回避するため、不足水量 0.745 m3 / s を同じく利根大堰から取水する武蔵水路を活用して振り替え供給することとし、改築工事中の武 蔵水路の供給能力を確認した上で河川管理者や利水者等との調整を行った。この結果、3月14日に振り 替え供給を開始し、停電時の影響を回避した。
- 矢木沢ダム、奈良俣ダムを含む利根川上流の4ダムの発電所では、水力発電を最大限出力するようにとの 東京電力からの要請を受け、3月28日から3月31日までの間、通常時の放流に加え放流量を合計266 万m3 (日平均 10m3 / s・約 34,650 k Wの出力増に相当し、約 11,550 戸の使用電力に当たる。) 増量 する弾力運用を行った。

◎財務諸表情報

事故対 【業務への影響】 策機構

自 動 車 ■業務への影響(業務中止、目標未達等)

・仙台主管支所及び福島支所の休業

- ・施設の被災(東北療護センター(仙台市太白区):地震により自家発電設備の一部が破損し、使用不能、千 葉療護センター (千葉市美浜区): 液状化により、敷地内に陥没箇所が多数発生するとともに、給排水施設
- の一部が破損し、一部のトイレ、風呂が使用不能)

○震災対応関係の業務内容

- ·仙台主管支所及び福島支所業務再開(3月28日(月))
- ・東北及び千葉瘠護センターにおいて損壊した設備・施設の復旧を実施(予算 1.6 億円(一次補正))
- ・3 県(岩手、宮城、福島)の返還中の債務者 792 名全員に対して、「半年間の履行延期措置」を可能とし(延 滞金は発生しない)、438名に対し履行延期を実施した(連絡が取れず履行延期した者を含む)。
- ・東北療護センターにおける経管栄養食等医療物資の不足について、他の療護センター等からの緊急輸送で対 応

◎財務諸表情報

空 港 周 ■業務への影響(業務中止、目標未達等)

辺 整 備

○震災対応関係の業務内容

◎財務諸表情報

海 上 災 ■業務への影響 (業務中止、目標未達等)

害防止 センタ

【業務への影響】

・東日本大震災の影響により、1 コースがキャンセルとなる等、22 年度当初計画に対し 278 名の受講生減

21 年度実績 2,143 名、22 年度計画 2,239 名、22 年度実績 1,961 名

○震災対応関係の業務内容

- ・千葉コスモ石油LPGタンク炎上について消防船2隻により消火活動を実施
- ・千葉コスモ石油流出油等について防除措置を実施

◎財務諸表情報

- · HNS 防除資機材の損失: 3.701 千円(仙台基地)
- ・油防除資機材の損失: 久慈基地 2.511 千円、鹿島基地 2.134 千円

牛機構

都 市 再 ┃ ●業務への影響 (業務中止、目標未達等)

【業務への影響】

- ・ニュータウン整備事業について、宅地供給において約 17ha が東日本大震災の影響により、当年度契約未達 となった。
- ・平成 22 年度は、依然として続く郊外部の地価下落や東日本大震災の影響により損失を計上したものの、需 要動向に対応した販売活動や収益確保に向けた取組み等を実施したことにより、44,521 百万円の当期純利 益を確保し、年度計画(44,256 百万円)を達成。

○震災対応関係の業務内容

- 被災者へのUR賃貸住宅の提供(一定期間無償貸与);全国で約930戸が入居決定。
- ・ 応急仮設住字建設用地の提供 計約8.3ha
 - 宮城県仙台市(仙台あすと長町地区)
 - 応急仮設住宅建設用地:約0.74ha、応急仮設住宅(福祉仮設住宅)建設用地:約0.64ha
- ・福島県いわき市(いわきニュータウン地区) 応急仮設住宅建設用地:約6.9ha
- 応急仮設住宅建設支援要員の派遣(1都3県、延べ182名)
 - ・国土交通省からの要請に基づき、宮城県、岩手県、福島県に、応急仮設住宅の建設に係る支援(候補地 調査、配置計画の策定、設計、工事監理等の業務)の要員として、延べ181名(第22次讫)の職員を派 遣。また、応急仮設住宅建設事業者提案受付業務に係る支援職員として職員1名を派遣(東京都内)。
- ホ急危険度判定士の派遣(1市3名)
 - ・国土交通省からの要請に基づき、「被災宅地危険度判定」を担当する職員3名を仙台市に派遣。
- 復興支援;
 - ・岩手県からの要望を受けた国土交通省からの要請に基づき、岩手県下被災市町村等に職員を派遣。(22) 名、うち2名は市に出向)
 - 宮城県からの要望を受けた国土交通省からの要請に基づき、宮城県下被災市町等に職員を派遣。 (24 夕)
 - ・現地派遣者の支援を行う組織として本社に震災復興支援室を設置。
- ホームページ及び携帯サイトに法人の対応状況等を逐一掲載し、被災者等へ最新の情報を提供

・災害損失引当金:4.178.670.000 円(東日本大震災に伴う復旧費用の支出に備えるため、当事業年度末にお ける見積額を計上)

(財務諸表以外の情報)

UR賃貸住宅の被災状況

一部敷地内の液状化やコンクリートたたき部分に亀裂等が生じた団地はあるが、1団地(仙台長町)を 除き、建物の主要構造部の破損等は見られず、建物については居住を継続する上で大きな支障はない範囲 にある。(東北6県でUR賃貸住宅があるのは、宮城県仙台地区のみ。)

島振興 開発基

奄 美 群 ■業務への影響(業務中止、目標未達等)

○震災対応関係の業務内容

◎財務諸表情報

_

速有 保 務 返

機構

日本高 ■業務への影響(業務中止、目標未達等)

速道路 【業務への影響】

- ・東北地方をはじめとする約 3,000km の高速道路について、安全の確認及び確保のため地震発生直後から通行を制限せざるを得ない状況となった。
- 機構及び高速道路会社は、震災後、直ちに高速道路の通行止めを実施し緊急点検を開始。常磐道をはじめ高速道路施設に甚大な被害が発生したが、発災翌日には主要路線を中心に大部分の区間で緊急通行車両の通行を可能とし、その後さらに段階的に復旧を進め、地震発生から3週間後には、原発規制区間を除く全線を通行可能とした。
- ・地震への対応に関する政府方針に従い、高速道路利便増進事業等で平成23年4月より予定されていた新たな料金割引の実施については当面延期し、それまでの料金割引を継続することとした。
- ・その後、5 月に復旧・復興に必要な財源を確保するための震災財源確保法が施行されたことを受け、平成 24 年 3 月 31 日までに国庫に納付する 2,500 億円 (特別国庫納付額)を確保するため、利便増進計画、関係各高速道路社との協定等を見直した。

○震災対応関係の業務内容

- 機構及び高速道路会社は、震災後、直ちに高速道路の通行止めを実施し緊急点検を開始。常磐道をはじめ高速道路施設に甚大な被害が発生したが、発災翌日には主要路線を中心に大部分の区間で緊急通行車両の通行を可能とし、その後さらに段階的に復旧を進め、地震発生から3週間後には、原発規制区間を除く全線を通行可能とした。(再掲)
- ・原発事故対応に使用する超重量のコンクリートポンプ車や超寸法の汚染水処理ためのタンク等の搬送について、迅速に走行条件等を検討・調整して協力。
- ・緊急通行車両確認標章の交付を受けた特殊車両の通行方法に関する手続きについて、関係機関及び高速道路会社と連携して、迅速かつ簡便に行うように所要の措置を講じた。
- · 自衛隊からの燃料など危険物積載車両に関する走行ルートや特殊車両の通行等についての照会に対し、口頭 指示するなど季軟に対応。
- ・日頃の訓練を活かし、迅速な非常体制の構築(地震発生3時間後には、重要継続業務である通行禁止要請等 の道路監理役権限を関西業務部に移行し、代行)及び東京及び関西の各部の連携により業務を確実かつ遅滞 なく継続実施。
- · 被災地域における負担軽減のため、占用料請求手続きについて高速道路会社と調整を図り、現地の被災状況 を確認しながら柔軟に対応。
- ・政府方針等に基づく料金割引制度変更の情報をホームページに掲載して周知。
- ·早期に高速道路を復旧するため、一次補正予算に計上された災害復旧無利子貸付金に係る国からの補助金について、高速道路会社からの請求に基づき、無利子貸し付けを遅滞なく実施。

◎財務諸表情報

- ・復旧・復興に必要な財源を確保するための震災財源確保法が施行されたことを受け、平成 24 年 3 月 31 日までに国庫に納付する 2,500 億円 (特別国庫納付額)を確保するため、上限割引制を廃止するなど利便増進計画、関係各高速道路社との協定等を見直した。(再掲)
- ・早期に高速道路を復旧するため、一次補正予算に計上された災害復旧無利子貸付金に係る国からの補助金について、高速道路会社からの請求に基づき、無利子貸し付けを遅滞なく実施。(再掲)
- ·6月20日より、東日本大震災による被災者支援及び復旧·復興支援のため、東北地方を発着する被災者及び原発事故による避難者、トラック、バス(中型車以上)について無料開放を実施中。(中型車以上は8月31日で終了)
- ・被災地の復旧・復興を支援するため、東北地方の高速道路の無料開放の実施を、3次補正予算案に盛り込んでいるところ。

住宅金融支援機構

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

【業務への影響】

- ・東日本大震災直後のMBSの起債において、投資家需要が発行予定額(約2,100億円)に対して不足していたため、MBS発行に係る緊急時の対応計画(コンティンジェンシープラン)に基づき買取債権プールを分割して506億円を発行した。
- これによりMBSを継続的に発行するとともに、大震災後の起債市場の安定化にも寄与した。
- なお、未調達となった約1,600億円は、翌月の起債により全額調達することができた。

○震災対応関係の業務内容

- 1 被災者の住宅復旧及び生活再建への支援
- (1)災害復興住宅融資の拡充等
 - ①災害復興住宅融資の融資金利引下げ
 - ②災害復興住宅融資(建設・購入)の元金据置・返済期間の延長
 - ③災害復興住宅融資の申込期間の延長

- ④災害復興宅地融資の新設
- ⑤財形住宅融資への被災者向け特例措置の適用

※災害復興住宅融資(災害復興宅地融資を含む。)の実績(平成23年3月から9月)

申込件数(速報値) 1.803件

実行件数·金額 117件·1,298,400千円

(2)既往貸付者に対する返済方法の変更

被災された住宅金融支援機構(旧公庫融資、フラット 35 (買取型) を含む)の既往貸付者に対する返済期間の延長、返済金の払込みの猶予期間の延長及び猶予期間中の金利引下げの拡充

(3)「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」への対応

平成 23 年 8 月 22 日から「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」による債務整理の申出の受付 を関始

- (4)機構団信加入者への対応
 - ①特約料の払込期限の猶予または払込済特約料の一時返戻
 - ②機構団信弁済に必要な書類の簡素化
- 2 被災者からの相談対応及び各手続受付の体制整備
- (1)本店への被災者対応本部の設置及び東北支店への現地被災者対応本部の設置
- (2)電話相談態勢の拡充

震災発生の翌日から、お客様コールセンターにフリーダイヤル (災害専用ダイヤル) を設置し、土日含め、 被災された方からの電話相談を実施

- (3)ホームページ等による災害復興住宅融資等の周知
 - ①記者発表、ホームページの拡充による周知

②地方公共団体との連携による周知

- (4)関係機関との連携体制の構築
 - ①工事審査業務に関する地方公共団体等との連携の強化
 - ②金融機関における災害融資受付窓口の開設
 - ②融資業務等に関する金融機関との連携
 - ③被災地における現地相談の実施
 - 仙台市など各地方公共団体等が開設している被災者向け相談窓口に機構職員を派遣し、相談業務を実施

◎財務諸表情報

東日本大震災の影響による今後の貸倒損失に備えるため、被害状況等の実態を可能な限り自己査定に反映させ、合理的な見糟額を貸倒引当金として法人全体で791億円積み増した。

環境省

境研究 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一部等のため、電気、水道、ガス、空調が停止したため、復旧までの間、所の活動が大幅に制限さき障が生じた。 ついて業務への影響を最小限に抑えつつ対策に努めたが、スーパーコンピュータの一部稼働停止、 は境の調整等により、研究業務に一部支障が生じた。 科学技術週間に伴う施設一般公開の中止 関係の業務内容 本部」を設置(3月14日) おける環境大気中の放射性物質の種類と濃度を測定・公表(3月15日~) おける環境大気中の放射性物質の種類と濃度を測定・公表(3月15日~) ま人国立環境研究所東日本大震災復旧・復興貢献本部」を設置(3月29日) 震災関連ページ」を開設、環境関連の震災情報検索サービス(3月31日~) 処理に関する技術的支援を行うため、研究者・専門家ネットワークの立ち上げを行うとともに、 即地派遣等を随時実施。北茨城~鹿嶋に職員を派遣し、現地で生じている災害廃棄物の状況調査等
・配・面を ののでには できない できない できない できない できない できない できない できない	画等のため、電気、水道、ガス、空調が停止したため、復旧までの間、所の活動が大幅に制限さき障が生じた。 ついて業務への影響を最小限に抑えつつ対策に努めたが、スーパーコンピュータの一部稼働停止、 は境の調整等により、研究業務に一部支障が生じた。 科学技術週間に伴う施設一般公開の中止 関係の業務内容 本部」を設置(3月14日) おける環境大気中の放射性物質の種類と濃度を測定・公表(3月15日~) ま人国立環境研究所東日本大震災復旧・復興貢献本部」を設置(3月29日) 震災関連ページ」を開設、環境関連の震災情報検索サービス(3月31日~) 10処理に関する技術的支援を行うため、研究者・専門家ネットワークの立ち上げを行うとともに、 地派遣等を随時実施。北茨城~鹿嶋に職員を派遣し、現地で生じている災害廃棄物の状況調査等
・ 4月の	関係の業務内容 本部」を設置(3月14日) おける環境大気中の放射性物質の種類と濃度を測定・公表(3月15日〜) 去人国立環境研究所東日本大震災復旧・復興貢献本部」を設置(3月29日) 震災関連ページ」を開設、環境関連の震災情報検索サービス(3月31日〜) 処理に関する技術的支援を行うため、研究者・専門家ネットワークの立ち上げを行うとともに、 地派遣等を随時実施。北茨城〜鹿嶋に職員を派遣し、現地で生じている災害廃棄物の状況調査等 35日)
○震災対応 ・「災害が大変 ・「災害が大変 ・「災害が大変 ・「変要の ・「変要の ・「東東の ・「東京の ・」 ・「東京の	関係の業務内容 本部」を設置(3月14日) おける環境大気中の放射性物質の種類と濃度を測定・公表(3月15日〜) 去人国立環境研究所東日本大震災復旧・復興貢献本部」を設置(3月29日) 震災関連ページ」を開設、環境関連の震災情報検索サービス(3月31日〜) 処理に関する技術的支援を行うため、研究者・専門家ネットワークの立ち上げを行うとともに、 地派遣等を随時実施。北茨城〜鹿嶋に職員を派遣し、現地で生じている災害廃棄物の状況調査等 35日)
境省職員・ 日)及び第	循環学会タスクチームの活動の一環として職員を岩手県に派遣し、現地で採取した災害廃棄物の験を国環研実験室にて実施(5月上旬~)日~9月30日)の節電対策として、前年実績に比べ20%以上抑制する数値目標を設定し具体的削定(6月16日)金 在活用して、必要となる現地調査や調査結果の解析を迅速に実施し、国環研HP等で公表物に関する緊急研究プログラム」を立上げ、研究テーマを整理・検討100円滑かつ迅速な処理の推進を目的として、宮城県・岩手県・福島県の沿岸市町村を対象に、環研究者・技術者で構成するチームによる巡回訪問を実施。第1回巡回訪問(5月30日~6月102回巡回訪問(7月12日~7月29日)において、環境省からの派遣要請を受け、資源循環・廃29一研究員を当該巡回チームに順次派遣し、災害廃棄物処理に関する技術的助言を実施。
——————————————————————————————————————	TA TA
環境再 生保全 機構 ●業務への ー	影響(業務中止、目標未達等)
・ 平成 23 年 ・ 平成 23 年 青 岩 り なお、宮城 ・ 震災被災地	

防衛省

法人名	法人への影響・震災対応関係の業務等
駐留軍 等労働 者労務	<u>●業務への影響(業務中止、目標未達等)</u> -
管理機構	<u>○震災対応関係の業務内容</u> -
	◎財務諸表情報 —

文部科学省

日本私立 学校振 興・共済 事業団

●業務への影響(業務中止、目標未達等)

【業務への影響】

- ・回収計画の実施状況: 未収法人5 法人のうち、文書での督促等により3 法人を回収した。残り2 法人については、東日本大震災の影響により返済を猶予。
- ・被災した学校法人に対し、平成23年3月期の元金の償還及び利息の支払いを猶予した。(元利合計6法人、19.038.325円)
- ・経営改善計画の作成支援及び進捗状況のフォローアップ、学校法人等に対する積極的な情報の提供を図るための法人等への資料提供(発送)について、震災の影響を考慮し、遅らせた。

○震災対応関係の業務内容

- ・被災学校法人等への融資
- 被災学校法人等への返済猶予
- ・被災した私学共済加入者の医療機関の窓口負担の免除
- 被災した私学共済加入者への災害見舞金の支給
- ・企画・総務担当理事を本部長とした九段事務所・湯島事務所合同の緊急災害対策本部の設置(被災状況の把握・災害復旧に係る支援及び私学共済加入者に対する支援の方法の検討並びに関係機関との連絡・調整の実施)
- ・「事業団緊急災害対策本部会議」の開催
- ・被災した学校法人等からの経営相談に応じる 「災害対策相談窓口」の設置
- ・補助金最終交付(平成23年3月18日送金予定)にあたり、法人指定金融機関の口座へ送金が可能かど うかを、78法人へ照会
- ・東京臨海病院救急車(1 台)の貸し出し(平成23 年3 月16 日~23 日:公立気仙沼総合病院)
- ·宿泊施設(会館等)の被災した加入者への提供(平成23年3月16日~6月30日:宿泊料無料、食事代は実費負担)
- ・被災した加入者等の保険医療機関等受診時の一部負担金徴収猶予及び減免等措置
- ·加入者証等を紛失した場合でも受診が可能であること、速やかに再発行を行うこと等のホームページによる 周知
- ・東京臨海病院看護師(1 名)の派遣(平成 23 年 3 月 22 日〜25 日:宮城県内の医療施設及び避難所) ・学校法人等に対する被災に伴う各種届出書類の提出期限の延長、掛金の納付期限の延長、災害見舞金の支給
- ・・ ・上記各種共済事務の取扱いについて学校法人等代表者・任意継続加入者宛に通知文書を送付(3 月 29日 付 け、3月30日ホームページ掲載)
- ・緊急に資金が必要な場合においても融資できるよう「貸付金査定細則」を平成23年3月31日付けで改工
- ・融資に係る保証人免除等、事業団融資の在り方について文部科学省と協議を実施
- 既存メニューにおける支援策を検討し、4 月7 日付けで「東日本大震災等で被災された学校法人に対する 融資制度のご案内」を通知
- ・被害を受けた貸付先法人の被災状況を自己査定に反映させ、より適切なリスク管理を実施
- ・加入者資格の特例措置について、学校法人等代表者宛て 4 月 15 日付け「東日本大震災に係る加入者資格の 特別措置について」を通知
- ・今後の掛金等の納期限の取扱いについて、学校法人等代表者宛て 4 月 15 日付け「掛金・児童手当拠出金に 係る納期限の取り扱いについて(お知らせ)」を通知
- ・災害見舞金等請求の現地における受付・審査の実施について、4月15日・22日付け学校法人等代表者宛て「東日本大震災により被災された加入者の皆様への災害見舞金等の現地受付及び給付金等の早期支払いの実施について」を通知
- ・災害見舞金等請求の現地における受付・審査の実施について、4月15日・22日付け任意継続加入者宛て「東日本大震災により被災された任意継続加入者の皆様への災害見舞金等の現地受付及び給付金の早期支払いの実施について」を通知
- ・加入者貸付の特例措置について、学校法人等代表者宛て4月15日付け「平成23年東日本大震災により被災された加入者の皆様に対する貸付利率の取り扱いについて」(お知らせ)」を通知
- ・災害見舞金等の現地における審査・決定
- 4月25日~27日:宮城(仙台)、5月10日~12日:岩手(盛岡)、5月10日~12日:茨城(水戸・築西・ 土浦)、5月17日~18日:岩手(遠野・花巻)、5月23日~26日:福島(福島(2日間)・郡山(2日間))、 5月24日~26日:岩手(一関)、宮城(仙台・石巻)
- 災害の復旧状況を勘案した掛金等の納期限の取扱いについて、学校法人等代表者宛て 5 月 13 日付け「掛金・ 児童手当拠出命に係る納期限の取扱いの変更について(お知らせ)」を通知

- ・第一次補正予算成立に伴い、被災した学校法人等の早期復旧を図るため、5月10日付けで「東日本大震災 により被災された学校法人等に対する復旧支援融資のご案内」を通知
- * 無利子・長期低金利融資の実施に伴う負担軽減のため、事業団への出資金として、 226 億円が予算措置 (7 月 13 日受領)
- ・被災地域の学校法人に対する受配者指定寄付金を利用した寄付のお願いについて、5月24日付け「東日本 大震災により被災された私立学校・私立幼稚園への寄付のお願い」を個人・企業宛て通知
- ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴う特例措置について、5月 26日付け学校法人等代表者及び任意継続加入者宛て「東日本大震災に対処するための私立学校教職員共済 法等の特例等について」を通知
- ・第一次補正予算成立に係る被災した大学等の教育研究活動の復旧に要する経費及び被災学生を対象とした学 費減免事業費に対する私立大学等経常費補助金の取扱いについて、5月27日学校法人宛て通知
- ・一部負担金等の免除申請の事務手続き等について、6月13日付け学校法人等代表者及び任意継続加入者宛 て「東日本大震災により被災した加入者等(任意継続加入者等)にかかる一部負担金等の免除申請と還付請 求の手続きについて」を通知
- ・被災地域の学校法人の既往貸付(校舎・園舎建築等資金)について、6月15日付け「東日本大震災で被災された学校法人の皆さまへの返済猶予の実施について」ホームページにて発表
- · 災害の復旧状況等を勘案し延長後の掛金等の取扱いについて、6 月 21 日付け学校法人等代表者宛て「掛金・ 児童手当拠出金に係る延長後の納期限の取扱いについて(お知らせ)」を通知
- ・私立大学等経常費補助金の第一次交付額(7月29日 交付) 13.216 百万円
- ・被災地域の学校法人に対する復旧支援融資(5月10日付け案内文書送付)に関して、6月29日付け「東日本大震災により被災された学校法人等に対する復旧支援融資について(融資条件変更のご案内」として被災地域の学校法人宛て通知
- · 災害の復旧状況等を勘案し延長後の掛金等の取扱いについて、8 月 29 日付け学校法人等代表者宛て「掛金・児童手当拠出金に係る延長後の納期限の取扱いについて(お知らせ)」を通知
- ・被災地域の学校法人に対する復旧支援融資における専修・各種学校の貸付対象範囲の拡大について、9月1日付け「東日本大震災により被災された学校法人等に対する復旧支援融資のご案内について(専修学校・各種学校の貸付対象範囲の変更のご案内)」をホームページに掲載
- ・被災した学校法人のニーズとそれを支援する企業・個人等の寄付要請に応えるための「東日本大震災により 被災された私立学校への寄付金支援 私学支援ポータルサイト」を 9 月 1 日付けホームページに掲載
- ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴う特例措置について、特定 被災区域の追加による私学共済制度の特例措置の実施について9月5日付け学校法人等代表者及び任意継 続加入者宛て「東日本大震災に対処するための私立学校教職員共済法等の特例等について」を通知

◎財務諸表情報

<注記事項(貸倒引当金の計上基準)>

・債務者の被害状況及び担保物件の状況等の実態を、可能な限り自己査定に反映させ、合理的な見積額を計上

法務省

法人名 日本司

法人への影響・震災対応関係の業務等 ●業務への影響(業務中止、目標未達等)

法支援 【業務への影響】

センタ

平成 22 年 12 月から同 23 年 3 月までの新旧コールセンターの並行稼働期間を経て、平成 23 年 4 月から仙 台コールセンターの単独稼動に移行する予定であったが、東日本大震災により、単独稼動への移行は3か月遅 れ、同年7月からの実施となった。

○震災対応関係の業務内容

【東日本大震災電話相談】

生活再建の一助となるべく支援を行うものとして、東京の弁護士会館に設置した電話にて弁護士による被災 者を対象とした無料電話相談。期間:3月23日~9月22日。平日10:00~15:00

【東日本大震災仙台電話相談】

被災した宮城県民に対する法的な支援を目的とした弁護士による無料電話相談。期間:4月 11 日~10 月 7 日。平日 10:00~19:00 (時期により変動あり)

【東日本大震災岩手電話相談】

被災された方のための緊急の相談に対応することを目的とした弁護士による無料電話相談。期間:5月23日 ~9月30日。月~±13:00~16:00)

【東日本大震災被災者·避難者支援 司法書士無料電話相談】

東日本大震災による被害を受けた方々、避難をしている方々を対象に、司法書士が土地・建物、住宅ローン、 借地・借家関係、会社関係、財産管理などの電話無料相談。期間:4月18日~6月30日。平日10:00~16:00 【避難所等への巡回相談】

地元弁護士会・日本弁護士連合会等の関係団体と連携協力の上、避難所等において、契約弁護士等による出 張・巡回相談を実施。

【震災Q&A集の作成・配布】

日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等との共催による電話相談やコールセンター(法テラス・サポー トダイヤル)に寄せられた問い合わせを基にQ&A集を作成(11月中に被災地へ配布予定)。

【被災地出張所の開設】

被災者の抱える法的問題の解決について専門家による支援の需要が増加すると考えられることから、これに 対応するため、宮城県本吉郡南三陸町に出張所を開設(10月3日)。同出張所では、関係機関等と連携協力の 上、弁護士による無料法律相談、各種専門家(司法書士、行政書士、社会保険労務士、社会福祉士、土地家屋 調査士、建築士、税理士)による無料相談(消費者庁・国民生活センターと連携)、車内で相談対応可能な自 動車を利用した仮設住宅等での巡回相談などを実施しているほか、仙台弁護士会のADR窓口を併設し、被災 者の様々なニーズに対応。

また、宮城県亘理郡山元町(12月1日開設予定)及び同県東松島市(平成24年1月開設予定)にも、同様 の出張所を設置すべく準備中。

【被災者を対象とした民事法律扶助制度の特例】

業務方法書を改正し、東日本大震災の被災者で①建物が半壊以上の損害を受け、その罹災証明書のある方 ②原子力発電所事故に伴う避難を余儀なくされた方については、自己破産事件予納金(管財人報酬等)の立 替えを可能とし、①の方については立替金の償還猶予も可能とするなど、被災者の生活再建が速やかに図ら れるような措置を執った。

◎財務諸表情報

- (注) 1 政策評価・独立行政法人評価委員会事務局が各独法等のHP、平成22年度業務実績報告書、財務諸表等を閲覧 して確認した範囲の情報を基に、各府省にも照会して取りまとめたものである。(平成 23 年 11 月 1 日現在)
 - 2 各項目は、便宜上以下のとおり整理したものである。
 - ●業務への影響:主に業務実績報告書から業務への影響に係る記述を抽出し、整理したもの。
 - ○震災対応関係の業務:主に法人が震災に関連して実施した業務に係る記述を法人のHP、業務実績報告書 等から抽出し、整理したもの。
 - ◎財務諸表情報:上記以外で、主に財務諸表から震災に係る記述を抽出し、整理したもの。

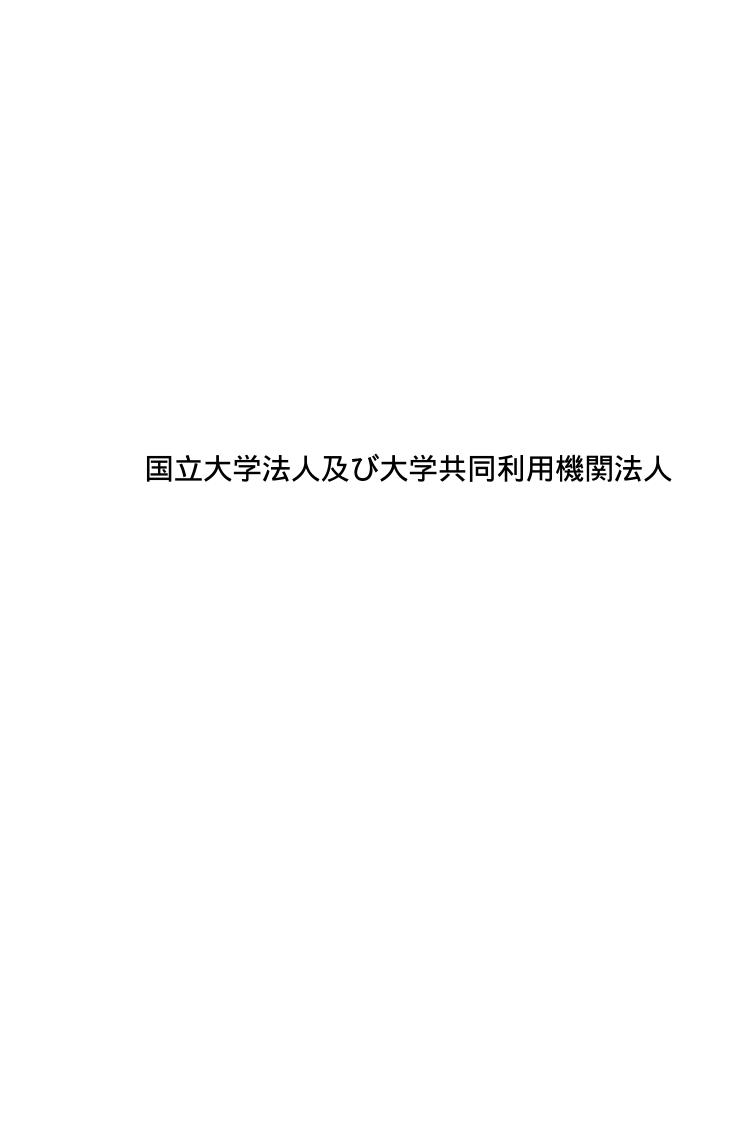
参考資料

独立行政法人等の評価結果一覧 (平成22年度業務実績に対する評価)

参考資料

		総合評価	業務運営の 効率化	国民に対して提供する サービスその他の業 務の質の向上	予算、収支計画 及び資金計画 (財務内容の改善)	短期借 入金の 限度額	重要な 資産の 処分等	剰余金 の 使途	その他 業務運営に 関する事項
内 閣 府	国立公文書館	記述式のため省略	A×6	A × 64	Α	-		Α	A×4
	北方領土問題対策協会 沖縄科学技術研究基盤整備機構	記述式のため省略 記述式のため省略	A×6 A+×1, A×5	A × 22 A+ × 1 , A × 4	A A	A -	A	-	A×2 A×6
総務省	国民生活センター 情報通信研究機構	記述式のため省略 記述式のため省略	A×6 A×2	A×50, C×1 AA×3, A×16	Α	A -	-	-	A×3 A
40 13 E	統計センター	記述式のため省略	AA×1、A×3	AA×4、A×22	A	-	-	-	A×3
	平和祈念事業特別基金 郵便貯金·簡易生命保険管理機構	記述式のため省略 記述式のため省略	A×4 A×3	AA×1, A×13, B×3, C×3 AA×1, A×6, B×1	A	l			A×4 A×4,B×1
外 務 省	国際協力機構	記述式のため省略	/\×2	□×3、/\×8	Λ		/\×2	-	/\×5
財務省	国際交流基金 酒類総合研究所	記述式のため省略 記述式のため省略	П×1,/\×2 А	П×1,/\×6 А	A	0	- 0	- 0	/\×2 A
	造幣局 国立印刷局	記述式のため省略	A A	A	A	ļ	0	-	A×3,B×1 A×4
	日本万国博覧会記念機構	記述式のため省略 記述式のため省略	A	A A	A B	-	-	_	A A
	農林漁業信用基金 奄美群島振興開発基金	記述式のため省略 記述式のため省略	A A	A	A×1,B×1 C		-	-	A B
+n ±1 24 24	住宅金融支援機構	記述式のため省略	В	В	В	0	0	-	В
义 部 科 子 省	国立特別支援教育総合研究所 大学入試センター	記述式のため省略 記述式のため省略	A A	A	A A	-	-	A	A
	国立青少年教育振興機構 国立女性教育会館	記述式のため省略 記述式のため省略	A A	A	A A	-	Α	- A	A
	国立科学博物館	記述式のため省略	A	A	A	-	-	-	Α
	物質·材料研究機構 防災科学技術研究所	記述式のため省略 記述式のため省略	A A	A	A A		A -	A	S×1,A×2
	放射線医学総合研究所	記述式のため省略	A	S	Α	-	-	A	A
	国立美術館 国立文化財機構	記述式のため省略 記述式のため省略	A A	A	A A	A -	A -	A -	A×3 -
	教員研修センター 科学技術振興機構	記述式のため省略 記述式のため省略	A A	A A	A A	-	_ A	-	A
	日本学術振興会	記述式のため省略	A	A	Α		-	-	A×1
	理化学研究所 宇宙航空研究開発機構	記述式のため省略 記述式のため省略	A A	A A	A A	-	A	A -	A
	日本スポーツ振興センター	記述式のため省略	A	A	A	-	В	-	Α
	日本芸術文化振興会 日本学生支援機構	記述式のため省略 記述式のため省略	A A	A A	A A	- A	- A	-	A
	海洋研究開発機構 国立高等専門学校機構	記述式のため省略 記述式のため省略	A A	A	A A	-			A
	大学評価·学位授与機構	記述式のため省略	A	A A	A		-	-	A
	国立大学財務・経営センター 日本原子力研究開発機構	記述式のため省略 記述式のため省略	A A	A	A A		-	A	A S×1,A×2
同	日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)	記述式のため省略	A	A	Α	-	-	-	A
序 土 ガ 惻 旬	国立健康·栄養研究所 労働安全衛生総合研究所	記述式のため省略 記述式のため省略	A×6 S×1,A×3	S×2, A×8, B×3 S×3, A×13	A	×1,B×1 A×2			B A×1、B×1
	勤労者退職金共済機構 高齢・障害者雇用支援機構	記述式のため省略 記述式のため省略	A×4,B×1 S	A×5,B×1 S×1,A×14	B×2	A	Α		A×2 A
	福祉医療機構	記述式のため省略	S×2,A×2	S×3,A×5,B×2		Α			A
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 労働政策研究・研修機構	記述式のため省略 記述式のため省略	A×4、B×1 A	S×4, A×5, B×1 S×1, A×10, B×2		A			A×1,B×1 A×1,B×1
	雇用·能力開発機構	記述式のため省略	A×4	S×2,A×8,B×2		Α			В
	労働者健康福祉機構 国立病院機構	記述式のため省略 記述式のため省略	A S×1,A×3	S×3, A×8, B×1 S×4, A×3	A S	<u> </u>	B S		A
	医薬品医療機器総合機構 医薬基盤研究所	記述式のため省略 記述式のため省略	S×1, A×3 A×2	S×1, A×11 S×3, A×8, B×2		A			A
	年金·健康保険福祉施設整理機構	記述式のため省略	S×3	S×5		S			S×2,A×3
	年金積立金管理運用独立行政法人 国立がん研究センター	記述式のため省略 記述式のため省略	A×1 S×1,A×2	S×1,A×1 S×2,A×7		A			A×6、B×1
	国立循環器病研究センター	記述式のため省略	S×1,A×2	A×9		Α			Α
	国立精神・神経医療研究センター 国立国際医療研究センター	記述式のため省略 記述式のため省略	S×1,A×8 A×3	A×3 S×2,A×7		A			A
	国立成育医療研究センター 国立長寿医療研究センター	記述式のため省略 記述式のため省略	S×1,A×2 A×3	S×2,A×7 A×5,B×4		В			B
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	Α	A	A	A				A
	種苗管理センター 家畜改良センター	A A	A A	A	A A	-	A		A
	水産大学校 農業·食品産業技術総合研究機構	A	A A	A	A A	-	-	-	A
	農業生物資源研究所	A	A	Α	Α	-	-	_	A
	農業環境技術研究所国際農林水産業研究センター	A A	A A	A	A A	 -			A
	森林総合研究所	A	A	A	A	Α	Α	-	Α
	水産総合研究センター 農畜産業振興機構	A	A A	A A	A A	- A	-	-	A
	農業者年金基金	A	A	A	A×2	-	-		A
経済産業省	農林漁業信用基金 経済産業研究所	A A	A B	A A×2	A×2 A	A -	-	_	A×2
	工業所有権情報·研修館 日本貿易保険	B A	A A	A×1,B×2 AA×1,A×2,B×2	В А	-	-	-	B
	産業技術総合研究所	A	A	A×4	В	<u> </u>	-	-	-
	製品評価技術基盤機構 新エネルギー・産業技術総合開発機構	A	A A	AA×1、A×3 A×3	B B		-	-	A -
	日本貿易振興機構 原子力安全基盤機構	A B	B A	A×4 A×1, B×3, C×1	B B	-	-	-	В -
	情報処理推進機構	A	A	A×4	В	-	-	-	-
	石油天然ガス·金属鉱物資源機構 中小企業基盤整備機構	B A	C AA	A×4 AA×1, A×2, B×1	<u>В</u> В	-	-	-	-
国土交通省	土木研究所	Α	A×4	S×5, A×10	Α		-	Α	A×2
	建築研究所 交通安全環境研究所	A	A×6 A×3	S×6, A×5 S×3, A×10	A A	-	-	A -	A×2 A
	海上技術安全研究所 港湾空港技術研究所	A A	A SS×1,S×1,A×2	S×3,A×5 S×8,A×8	Α	Α _	_	_	A A×2
	電子航法研究所	Α	A×3	S×1,A×7	Α	-	-	-	A
	航海訓練所 海技教育機構	A	S×2,A×3 A×5	S×5, A×10 S×3, A×14	A×2 A×2		-	A —	S×1,A×1 A×2
	航空大学校 自動車検査独立行政法人	A	S×2, A×5 S×1, A×4	S×3, A×10, B×1 S×12, A×10, B×1	A A	-	-	_	A×2 A×2
	鉄道建設·運輸施設整備支援機構	Α	A×5	SS×1, S×5, A×15	S×1,A×4	Α	-	-	A
	国際観光振興機構 水資源機構	A A	S×1, A×8 S×1, A×2	S×3, A×3, B×1 S×6, A×5	В	A	-	-	- A
	自動車事故対策機構	A	S×4、A×7	S×8, A×12	A	-	-	-	A×2
	空港周辺整備機構 海上災害防止センター	A	S×1,A×3 A×7	S×1, A×15, B×2 SS×1, S×1, A×11	A A	-	-	-	A×2 A×4
	都市再生機構 奄美群島振興開発基金	A	S×1, A×3 S×1, A×1	S×2, A×10, B×1 S×2, A×4	A A×1,B×3	- A	-	-	A×2 A
	日本高速道路保有·債務返済機構	A	S×4, A×11	S×4、A×13	S×1,A×2	-	-	_	A×4
環境省	住宅金融支援機構 国立環境研究所	A A	S×1, A×5, C×1 A	S×4, A×15, B×1 A	A×5、B×1 B	-	A -	-	A×2 A
	環境再生保全機構	Α	Α	A	A		-	-	A
	社会 日本司法支援センター	記述式のため省略 記述式のため省略	A×6 A×4、B×5	A×5 A×16, B ⁺ ×1, B×5	A A×1,B ⁺ ×2,B×4	-	-	-	A × 2 A × 12, B + × 3, B × 5
70 E		•	評定結果を取りまとめた。		AN 1, D AZ, DA4				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,

⁽注) 1. 独立行政法人等の平成22年度の業務実績に対する府省評価委員会の評定結果を取りまとめた。
2. 大項目そのものに評価がない場合、それに関連するより下位の項目に対して付された評定及びその個数を記載。
3. 総合評価が記述式で評定が存在しない場合、「記述式のため省略」と記載。
4. 評価項目がない等の場合には、「ー」と記載。



国立大学法人評価委員会

政 委 第 号 平成 23 年 12 月 日

国立大学法人評価委員会 委員長 村松 岐夫殿

政策評価・独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素 之

平成22年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、貴委員会から平成23年10月27日付けをもって通知のあった「平成22年度に係る業務の実績に関する評価の結果について(通知)」等に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

平成22年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見(案)

平成22年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に関して、貴委員会においては、各法人における業務運営の実態把握に精力的に取り組み、評価を行っているところであるが、以下のとおり改善すべき点がみられた。

・ 経営協議会について、貴委員会の評価結果をみると、経営協議会の議事録等の公表及び学外委員からの意見を基に具体的に改善した取組事例等について評価を行い、議事録等の公表が行われていない法人については、公開を促す評価が行われている。

しかし、議事録等を公開している法人においては、学外委員から具体的にどのような意見が出され、その意見を基に具体的にどのように法人運営が改善されたのかは必ずしも明らかではない状況がみられる。

今後の評価に当たっては、引き続き、経営協議会の議事録等の公表状況及び 公表内容について確認を行い、学外委員の意見及びその具体的な法人運営への 反映状況について公表が行われていない場合は、その公表を促すような評価を 行うべきである。

・ 各法人は、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成 18 年 8 月研究活動の不正行為に関する特別委員会報告)なども参考に公的研究費の不正使用の防止に取り組んでおり、貴委員会は、公的研究費の不正使用の防止のための体制・ルール等の整備状況及び運用状況について評価を行っているが、最近においても複数の法人において公的研究費の不正使用が指摘されている。

今後の評価に当たっては、指摘された公的研究費の不正使用の発生原因を検証した上で、各法人における公的研究費の不正使用を防止するための取組について、その有効性の観点から評価を行い、引き続き必要な改善を促すべきである。

・ 保有資産については、「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しについて」 (平成21年6月文部科学大臣決定)及び「大学共同利用機関法人の組織及び秒 無全般の見直しについて」(平成21年6月文部科学大臣決定)において、保有 資産の不断の見直し及び不要とされた資産の処分に努めること、さらに、既存 施設の有効活用、施設の計画的な維持管理の着実な実施等に努めることとされ ており、貴委員会は、各法人における資産の保有の必要性についての見直しや 不要とされた資産の処分に向けた取組、既存施設の有効活用等の状況について 評価を行っているとしている。

しかし、貴委員会の評価結果をみると、当委員会が平成 21 年度業務実績の評価において指摘した保有資産の不断の見直しや処分等に向けた取組の適切性については評価結果において言及されていない法人もみられる。

今後の評価に当たっては、各法人における資産の利用実態を的確に把握した上で、法人による資産の保有の必要性についての不断の見直しや不要とされた 資産の処分に向けた取組、既存施設の有効活用等の適切性について評価し、必要な改善を促すべきである。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間 における業務の実績に関する評価の結果についての意見(案)

国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成 21 年 5 月 21 日付け政委第 19 号政策評価・独立行政法人評価委員会通知。以下「勧告の方向性」という。)の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)において準用する独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 34 条第 3 項の規定に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。